明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令・府令・デジタル庁令・省令〕
○関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣官房・内閣府・カジノ管理委員会・デジタル庁・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・原子力規制委・防衛一）　四
〔府令〕
○民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府八九）　五
〔府令・省令〕
○物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（内閣府・総務・財務一）　六
○中小企業等協同組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　七
○中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境三）　九
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・文部科学二）　二
○農業信用保証保険法施行規則等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産六）　三
○大規模災害からの復興に関する法律第十三条第二項及び第十九条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令の一部を改正する命令（同七）　六
○旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則及び旅行業法に規定する旅行業約款に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令（同八）　八
○不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令（同七）　九
○宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令（同八）　三
〔デジタル庁令〕
○デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令（デジタル庁三）　三
〔復興庁令・省令〕
○東日本大震災復興特別区域法第四十九条第二項及び第五十五条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令の一部を改正する命令（復興庁・農林水産一）　四
〔省令〕
○地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令（総務一〇四）　四
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（同一〇五）　五
○地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第十一号までに規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令及び納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令（同一〇六）　六
○戸籍等の謄本等又は戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令及び戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令（総務・法務一）　六
○技術研究組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び技術研究組合法施行規則の一部を改正する省令（総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　七
○指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令等の一部を改正する省令（法務五五）　九
○弁護士法人、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務及び会計帳簿等に関する規則及び総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令（同五六）　二
○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務五九）　三
○財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令（同六〇）　三
○民間給与実態統計調査規則の一部を改正する省令（同六一）　三
○たばこ耕作組合法施行規則の一部を改正する省令（同六二）　四
○財務省関係法令の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同六三）　五
○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一）　六

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）
○中小企業団体の組織に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一**）　三七
○企業合理化促進法施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同二**）　三九
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則（**文部科学三九**）　四〇
○認定日本語教育機関認定基準（**同四〇**）　五〇
○私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（**同四一**）　五四
○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（**同四二**）　六二
○行旅病人及行旅死亡人取扱法第九条の規定による公衆の閲覧の方法を定める省令（**厚生労働一六七**）　六三
○住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働・国土交通二**）　六五
○船員災害防止協会の設立及び監督に関する規則及び船員災害防止活動の促進に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同三**）　六四
○漁港水面施設運営権登録令施行規則（**農林水産六二**）　六六
○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（**同六三**）　八〇
○漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（**同六四**）　一〇七
○農林水産省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同六五**）　一三三
○漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（**同六六**）　一三三
○動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令及び動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（**同六七**）　一三五
○経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令（**同六八**）　一三六
○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・経済産業五**）　一三六
○商品先物取引法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同六**）　一三七
○漁船特殊規程及び小型漁船安全規則の一部を改正する省令（**農林水産・国土交通四**）　一三八
○農住組合法施行規則及び農住組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同五**）　一三九
○海岸法施行規則の一部を改正する省令（**同六**）　一三〇
○愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・環境五**）　一三一
○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための経済産業省関係省令の一部を改正する省令（**経済産業六三**）　一三三
○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同六四**）　一五九
○砂利の採取計画等に関する規則の一部を改正する省令（**経済産業・国土交通三**）　一六三
○第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令（**経済産業・環境五**）　一六五
○船舶設備規程等の一部を改正する省令（**国土交通九七**）　一六五
○磁気ディスク等の記録媒体を指定する規定の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（**同九八**）　一九三
○国土交通省組織規則及び地方航空局組織規則の一部を改正する省令（**同九九**）　一九八
○国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同一〇〇**）　二〇一
○道路運送法施行規則の一部を改正する省令（**同一〇一**）　二〇二
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（**防衛一七**）　二〇三
○防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同一八**）　二〇四
○防衛省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同一九**）　二〇四

〔告　示〕
○公文書等の管理に関する法律施行令第三条第一項の規定に基づき、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第四条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（**内閣府一二七**）　二〇六
○公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（**同一二八**）　二〇七
○地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針の一部を改正する件（**総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通二**）　二〇七
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（**法務三二五**）　二〇八
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第四十三号に掲げる活動を指定されて在留する者の在留手続の取扱いに関する指針の一部を改正する件（**同三二六**）　二〇九

○千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の附属書の改正に関する件（**外務**四七二）　二〇九
○分離適格振替国債の指定等に関する省令第二条第一項に規定する固定の利付国庫債券を定める件及び国債の発行等に関する省令第五条第二項に規定する財務大臣が別に定める基準を定める件の一部を改正する告示（**財務**三二三）　二一四
○認定日本語教育機関に関し必要な事項を定める件（**文部科学**一六三）　二一五
○文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件（**同**一六四）　二一六
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（**厚生労働**三四二）　二一六
○漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令附則第四項の規定に基づき大臣許可漁業ごとに農林水産大臣が定める海域を定める件（**農林水産**二〇一六）　二一八
○資源管理基本方針の一部を変更する告示（**同**二〇一七）　二一八
○特定水産資源（めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3M）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3O）、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら及びめばち（インド洋協定海域））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（**同**二〇一八）　二一九

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する告示（**同**二〇一九）　二二〇
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（**同**二〇二〇）　二二一
○漁港指定の一部を改正する件（**同**二〇二一）　二二一
○令和六年産のてん菜及びさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価並びにでん粉の製造の用に供するばれいしょ及びかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価を定めた件（**同**二〇二二）　二二二
○令和六年度に交付する加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量並びに生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を定めた件（**同**二〇二三）　二二三
○令和六年度の肉用子牛の保証基準価格を定めた件（**同**二〇二四）　二二四
○肉用子牛の合理化目標価格を定めた件（**同**二〇二五）　二二四
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに北海道西部系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**同**二〇二六）　二二五

○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**同**二〇二七）　二二四
○漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件（**同**二〇二八）　二二五
○漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十五条第二項の規定に基づく漁業調整のため必要と認めて報告すべき事項及び方法の一部を改正する件（**同**二〇二九）　二二五
○漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十六条の規定に基づく操業日誌の記載義務について農林水産大臣が定める海域等の一部を改正する件（**同**二〇三〇）　二二六
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件（**経済産業**一六九）　二二六
○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第二十四条第二項第一号の規定に基づき公示する件（**同**一七〇）　二二七
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の事由及び地域を改正する件の一部を改正する件（**同**一七一）　二二七
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（**同**一七二）　二二八
○中小企業信用保険法第二条第五項第七号の規定に基づく同号の金融取引の調整を指定する件（**同**一七三）　二二八
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第二十七条及び第二十八条の規定に基づく磁気ディスクへの記録方式及び記載方法の一部を改正する件（**特許庁**一四）　二二九

○特許法施行規則第二十七条の五第一項及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第五十条の三第一項の規定に基づく磁気ディスクへの記録方式の一部を改正する件（**同**一五）　二二九
○航海用具の基準を定める告示等の一部を改正する告示（**国土交通**一二一五）　二二九
○国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示の一部を改正する告示（**同**一二一六）　二二四
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**同**一二一七）　二二五
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（**同**一二一八）　二二六
○低騒音型建設機械の指定に関する件（**同**一二一九）　二二七
○低振動型建設機械の指定に関する件（**同**一二二〇）　二二八
○不動産投資顧問業登録規程の一部を改正する件（**同**一二二一）　二二八
○倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示の一部を改正する告示（**同**一二二二）　二三〇

〔**資　料**〕

国庫歳入歳出状況（令和五年度令和五年十月分）（財務省）　二三一

内閣官房令・府令・デジタル庁令・省令

内閣官房令、内閣府令、カジノ管理委員会規則、デジタル庁令、総務省令、法務省令、財務省令、文部科学省令、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、第一号
○国土交通省令、環境省令、原子力規制委員会規則、防衛省令

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
カジノ管理委員会委員長　北村　道夫
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
外務大臣　上川　陽子
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎
原子力規制委員会委員長　山中　伸介
防衛大臣　木原　稔

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　電子署名　次に掲げるものをいう。	五　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。
イ　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名	［新設］
ロ　政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名	［新設］

八　地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名 ［六　略］	［新設］ ［六　同上］
（電子情報処理組織による処分通知等） **第九条**　行政機関等は、法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、その情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。	（電子情報処理組織による処分通知等） **第九条**　行政機関等は、法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。
（電磁的記録による作成等） **第十三条**　行政機関等が、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該作成等に係る事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法によるものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。 2　行政機関等が、関係行政機関が所管する法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。 （氏名又は名称を明らかにする措置） **第十四条**　［略］ 2　法第七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、その情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること又は第九条ただし書に規定する措置を行うことをいう。 ［3　略］	（電磁的記録による作成等） **第十三条**　行政機関等が、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該作成等に係る事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。 ［新設］ （氏名又は名称を明らかにする措置） **第十四条**　［同上］ 2　法第七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等に併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること又は第九条ただし書に規定する措置を行うことをいう。 ［3　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

府　令

○内閣府令第八十九号

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第七十二号）の施行に伴い、及び民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第二十八条の規定に基づき、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令（平成三十年内閣府令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（帳簿） **第五条**　［略］ ２　法第二十八条の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　略］ 三　法第二十一条第一項第一号の規定による助成等を受けた資金分配団体の名称及び住所並びに資金分配団体ごとの助成等を受けた金額及び年月日 四　法第二十一条第一項第二号の規定による助成等を受けた活動支援団体の名称及び住所並びに活動支援団体ごとの助成等を受けた金額及び年月日 五　法第二十一条第一項第三号の規定による貸付けを受けた実行団体の名称及び住所並びに実行団体ごとの貸付けを受けた金額及び年月日 六　［略］ ３　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（帳簿） **第五条**　［同上］ ２　法第二十八条の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　同上］ 三　法第二十一条第一項第一号の規定による助成又は貸付けを受けた資金分配団体の名称及び住所並びに資金分配団体ごとの助成又は貸付けを受けた金額及び年月日 ［号を加える。］ 四　法第二十一条第一項第二号の規定による貸付けを受けた民間公益活動を行う団体の名称及び住所並びに民間公益活動を行う団体ごとの貸付けを受けた金額及び年月日 五　［同上］ ３　［同上］

附　則

この府令は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月三十一日）から施行する。

府令・省令

○内閣府令・財務省令第一号

物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第二号の規定に基づき、物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一

物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則

（給付金の差押禁止等）

第一条　物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号柱書に規定する内閣府令・総務省令・財務省令で定める給付金（以下「物価高騰対策給付金」という。）は、令和五年十二月二十二日に閣議において決定された令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の使用に基づく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、市町村（特別区を含む。）から支給される給付金とする。

（給付金の支給の対象）

第二条　法第二条第二号ロに規定する内閣府令・総務省令・財務省令で定める個人又は世帯は、次の各号に掲げる世帯その他これに準ずる世帯とする。

一　世帯に属する全ての者が令和五年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者である世帯のうち、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者が属する世帯

二　世帯に属する全ての者が令和五年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この号において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者であり、かつ、当該世帯に属する者のうち少なくとも一人が同年度分の市町村民税の同法第二百九十二条第一項第一号に掲げる均等割を課される者である世帯

附　則

１　この命令は、公布の日から施行する。

２　この命令は、この命令の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった物価高騰対策給付金についても適用する。ただし、法第三条の規定の適用については、この命令の施行前に生じた効力を妨げない。

○内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、中小企業等協同組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

中小企業等協同組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令

中小企業等協同組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第三条第一項の主務省令で定める保存） **第三条**　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、中小企業等協同組合法第十条の二第二項及び第三十四条の二第一項（これらの規定を同法第八十二条の八において準用する場合を含む。以下同じ。）、第三十六条の七第三項（同法第六十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）、第三十六条の七第四項、第四十条第四項及び第十項（これらの規定を同法第六十九条、第八十二条の八及び第八十二条の十八において準用する場合を含む。以下同じ。）、第四十条第十一項（同法第八十二条の八において準用する場合を含む。以下同じ。）、第四十一条第二項、第五十三条の四第二項及び第三項（これらの規定を同法第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第五十六条第一項（同法第五十七条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条の二第一項及び第二項、第六十三条の四第一項、第六十三条の五第一項及び第九項、第六十三条の六第一項並びに第六十四条第七項の規定に基づく書面の保存とする。 （電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 2　［略］	（法第三条第一項の主務省令で定める保存） **第三条**　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、中小企業等協同組合法第十条の二第二項及び第三十四条の二第一項（これらの規定を同法第八十二条の八において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定、同法第三十六条の七第三項（同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定、同法第三十六条の七第四項の規定、同法第四十条第四項及び第十項（これらの規定を同法第六十九条第一項、第八十二条の八及び第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定、同法第四十条第十一項（同法第八十二条の八において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定、同法第四十一条第二項の規定、同法第五十三条の四第二項及び第三項（これらの規定を同法第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定、同法第五十六条第一項（同法第五十七条の二の二第五項において準用する場合を含む。）の規定、第六十三条の四第一項、第六十三条の五第一項及び第九項、第六十三条の六第一項並びに第六十四条第七項の規定に基づく書面の保存とする。 （電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 2　［略］

3　中小企業等協同組合法第三十四条の二第一項、第三十六条の七第三項及び第四項、第四十条第四項、第十項及び第十一項、第四十一条第二項、第五十三条の四第二項及び第三項並びに第六十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき、同一内容の書面を二以上の事務所等（書面又は電磁的記録の保存が義務付けられている場所をいう。以下同じ。）に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第一項の規定に基づき、当該二以上の事務所等のうち、一の事務所等に当該書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を他の事務所等に備え付けた電子計算機の映像面に表示及び書面を作成できる措置を講じた場合は、当該他の事務所等に当該書面の保存が行われたものとみなす。

（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

第八条　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、中小企業等協同組合法第十条の二第三項第一号及び第三十四条の二第二項第一号（これらの規定を同法第八十二条の八において準用する場合を含む。）、第三十六条の三第五項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百八十九条第四項第一号、中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項第一号（同法第六十九条及び第八十二条の八において準用する場合を含む。）、第四十条第十二項第一号（同法第六十九条及び第八十二条の八において準用する場合を含む。）、第四十条の二第三項において準用する会社法第三百九十六条第二項第一号、中小企業等協同組合法第四十一条第三項第一号、第五十三条の四第四項第一号（同法第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。）、第五十六条第二項第一号（同法第五十七条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条の二第一項及び第二項、第六十三条の四第二項第一号、第六十三条の五第二項第一号及び第十項第一号、第六十三条の六第二項第一号並びに第六十四条第八項第一号の規定に基づく書面の縦覧等とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第九条　民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならない。

（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）

第十条　法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、中小企業等協同組合法第四十条第十二項第二号（同法第六十九条及び第八十二条の八において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第二項第二号、第六十三条の五第二項第二号及び第十項第二号、第六十三条の六第二項第二号並びに第六十四条第八項第二号の規定に基づく書面の交付等とする。

（電磁的記録による交付等）

第十一条　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

3　中小企業等協同組合法第三十四条の二第一項、第三十六条の七第三項及び第四項、第四十条第四項、第十項及び第十一項、第四十一条第二項並びに第五十三条の四第二項及び第三項の規定に基づき、同一内容の書面を二以上の事務所等（書面又は電磁的記録の保存が義務付けられている場所をいう。以下同じ。）に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第一項の規定に基づき、当該二以上の事務所等のうち、一の事務所等に当該書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を他の事務所等に備え付けた電子計算機の映像面に表示及び書面を作成できる措置を講じた場合は、当該他の事務所等に当該書面の保存が行われたものとみなす。

（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

第八条　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、中小企業等協同組合法第十条の二第三項第一号及び第三十四条の二第二項第一号（これらの規定を同法第八十二条の八において準用する場合を含む。）、第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第四項第一号、中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項第一号（同法第六十九条及び第八十二条の八において準用する場合を含む。）、第四十条第十二項第一号（同法第六十九条第一項及び第八十二条の八において準用する場合を含む。）、第四十一条第三項第一号、第五十三条の四第四項第一号（同法第五十七条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第二項第一号及び第十項第一号、第六十三条の六第二項第一号並びに第六十四条第八項第一号の規定に基づく書面の縦覧等とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第九条　民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）

第十条　法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、中小企業等協同組合法第四十条第十二項第二号（同法第六十九条第一項及び第八十二条の八において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第二項第二号、第六十三条の五第二項第二号及び第十項第二号、第六十三条の六第二項第二号並びに第六十四条第八項第二号の規定に基づく書面の交付等とする。

（電磁的記録による交付等）

第十一条　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　［略］

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　［略］

○内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）及び中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（共済契約の締結又は共済契約の募集に関する禁止行為） **第十九条**　［略］ ２・３　［略］ ４　銀行等である共済代理店は、第一項第八号及び第九号の規定による書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該銀行等である共済代理店は、当該書面の交付をしたものとみなす。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ５～８　［略］ （共済契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法） **第二十一条**　法第九条の七の五第一項において準用する保険業法第三百九条第二項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ２～４　［略］	（共済契約の締結又は共済契約の募集に関する禁止行為） **第十九条**　［略］ ２・３　［略］ ４　銀行等である共済代理店は、第一項第八号及び第九号の規定による書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該銀行等である共済代理店は、当該書面の交付をしたものとみなす。 一　［略］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ５～８　［略］ （共済契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法） **第二十一条**　法第九条の七の五第一項において準用する保険業法第三百九条第二項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ２～４　［略］

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十条　法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

２・３　［略］

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第三十一条の三　法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

２・３　［略］

（電磁的記録）

第五十三条　法第十条の二第三項第二号（法第八十二条の八において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（電磁的方法）

第五十五条　法第十一条第三項（法第二十七条第八項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

２　［略］

（令第二十五条第一項に係る電磁的方法）

第百三十三条　令第二十五条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ　［略］

ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十条　法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

２・３　［略］

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第三十一条の三　法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

２・３　［略］

（電磁的記録）

第五十三条　法第十条の二第三項第二号（法第八十二条の八において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（電磁的方法）

第五十五条　法第十一条第三項（法第二十七条第八項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

２　［略］

（令第二十五条第一項に係る電磁的方法）

第百三十三条　令第二十五条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ　［略］

ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［略］

○内閣府・文部科学省令第二号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
文部科学大臣　盛山　正仁

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令

内閣府
文部科学省
厚生労働省

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成二十七年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 2　［略］ （電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条の規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。 （電磁的記録による交付等） **第八条**　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条の規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2　［略］	（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 2　［同上］ （電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条の規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。 （電磁的記録による交付等） **第八条**　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条の規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。 一　［同上］ 二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣農林水産省令第六号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）及び関係法令の規定に基づき、農業信用保証保険法施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　坂本　哲志

農業信用保証保険法施行規則等の一部を改正する命令

（農業信用保証保険法施行規則の一部改正）

第一条　農業信用保証保険法施行規則（昭和四十一年大蔵省農林省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第四条**　法第十七条第三項（法第二十四条第八項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第七条において同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 （電磁的記録） **第七条**　法第四十二条第五項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。	（情報通信の技術を利用する方法） **第四条**　法第十七条第三項（法第二十四条第八項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 （電磁的記録） **第七条**　法第四十二条第五項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（中小漁業融資保証法施行規則の一部改正）

第二条　中小漁業融資保証法施行規則（昭和四十九年大蔵省農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第二条**　中小漁業融資保証法（以下「法」という。）第十三条第三項（法第四十八条第九項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第五条において同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 （電磁的記録） **第五条**　法第三十三条第四項の主務省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。	（情報通信の技術を利用する方法） **第二条**　中小漁業融資保証法（以下「法」という。）第十三条第三項（法第四十八条第九項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 （電磁的記録） **第五条**　法第三十三条第四項の主務省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第三条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用した提供） **第十条の八**　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十条の九の三第一項第二号及び第五十七条の三十一の十二第一項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ２・３　（略） （情報通信の技術を利用した同意の取得） **第十条の九の三**　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法 ２・３　（略） （特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する情報通信の技術を利用した提供） **第五十七条の三十一の十二**　準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ２・３　（略）	（情報通信の技術を利用した提供） **第十条の八**　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ２・３　（略） （情報通信の技術を利用した同意の取得） **第十条の九の三**　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法 ２・３　（略） （特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する情報通信の技術を利用した提供） **第五十七条の三十一の十二**　準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ２・３　（略）

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第四条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用した提供） **第七条の九**　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第七条の十の三第一項第二号及び第五十条の三十一の十二第一項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ２・３　（略） （情報通信の技術を利用した同意の取得） **第七条の十の三**　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法 ２・３　（略） （情報通信の技術を利用した提供） **第五十条の三十一の十二**　準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ２・３　（略）	（情報通信の技術を利用した提供） **第七条の九**　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ２・３　（略） （情報通信の技術を利用した同意の取得） **第七条の十の三**　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法 ２・３　（略） （情報通信の技術を利用した提供） **第五十条の三十一の十二**　準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ２・３　（略）

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第五条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的方法） **第六条**　法第十一条第四項（法第五十一条第二項において準用する場合を含む。）の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　（略） （電磁的方法による情報提供又は通知の際に示すべき事項） **第八条**　農林中央金庫法施行令（以下「令」という。）第三条第一項又は第四条第一項の規定により示すべき電磁的方法（法第十一条第四項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの イ　（略） ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　（略） （電磁的記録） **第十一条**　法第十九条の二第三項第二号（法第九十五条において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （情報通信の技術を利用した提供） **第八十五条の六**　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 2・3　（略） （情報通信の技術を利用した同意の取得） **第八十五条の七の三**　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　（略）	（電磁的方法） **第六条**　法第十一条第四項（法第五十一条第二項において準用する場合を含む。）の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　（略） （電磁的方法による情報提供又は通知の際に示すべき事項） **第八条**　農林中央金庫法施行令（以下「令」という。）第三条第一項又は第四条第一項の規定により示すべき電磁的方法（法第十一条第四項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの イ　（略） ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　（略） （電磁的記録） **第十一条**　法第十九条の二第三項第二号（法第九十五条において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （情報通信の技術を利用した提供） **第八十五条の六**　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 2・3　（略） （情報通信の技術を利用した同意の取得） **第八十五条の七の三**　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

２・３　（略）

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する情報通信の技術を利用した提供）

第百四十七条の十二　準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

２・３　（略）

（内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府農林水産省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等は、法第三条第一項の規定により別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合においては、次に掲げる方法により保存を行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載された情報をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 ２・３　（略） （電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等は、法第四条第一項の規定により別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合においては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。	（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等は、法第三条第一項の規定により別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合においては、次に掲げる方法により保存を行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載された情報をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ２・３　（略） （電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等は、法第四条第一項の規定により別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合においては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

２・３　（略）

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する情報通信の技術を利用した提供）

第百四十七条の十二　準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

２・３　（略）

（電磁的記録による交付等）

第十一条　民間事業者等は、法第六条第一項の規定により別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合においては、次に掲げる方法により交付等を行わなければならない。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　（略）

別表第一（第三条関係）

（略）	（略）
水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）	第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九並びに第百十七条第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二
（略）	（略）

別表第二（第五条関係）

（略）	（略）
水産業協同組合法	第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九及び第百十七条第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二
（略）	（略）

別表第三（第八条関係）

（略）	（略）
水産業協同組合法	第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）並びに第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項
（略）	（略）

（電磁的記録による交付等）

第十一条　民間事業者等は、法第六条第一項の規定により別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合においては、次に掲げる方法により交付等を行わなければならない。

一　（略）

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　（略）

別表第一（第三条関係）

（略）	（略）
水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）	第五十三条第一項（第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）、第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九及び第百十七条第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二
（略）	（略）

別表第二（第五条関係）

（略）	（略）
水産業協同組合法	第五十三条第一項（第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）、第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九及び第百十七条第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二
（略）	（略）

別表第三（第八条関係）

（略）	（略）
水産業協同組合法	第五十三条第一項（第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）、第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）並びに第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項
（略）	（略）

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府農林水産省令第七号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（令和五年農林水産省令第六十四号）の施行に伴い、大規模災害からの復興に関する法律第十三条第二項及び第十九条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　坂本　哲志

大規模災害からの復興に関する法律第十三条第二項及び第十九条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令の一部を改正する命令

大規模災害からの復興に関する法律第十三条第二項及び第十九条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令（平成二十五年内閣府農林水産省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（協議会が組織されていない場合等における漁港漁場整備事業に関する協議及び同意） **第二条**　法第十九条第二項の規定により農林水産大臣に協議をし、その同意を得ようとする特定被災市町村等は、協議書に漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）別記第一号様式により作成した復興計画に記載しようとする同項の漁港漁場整備事業に関する事項を記載した書類を添えて、これらを内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に提出するものとする。	（協議会が組織されていない場合等における漁港漁場整備事業に関する協議及び同意） **第二条**　法第十九条第二項の規定により農林水産大臣に協議をし、その同意を得ようとする特定被災市町村等は、協議書に漁港漁場整備法施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）別記第一号様式により作成した復興計画に記載しようとする同項の漁港漁場整備事業に関する事項を記載した書類を添えて、これらを内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

附　則

この命令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○内閣府国土交通省令第六号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の四第三項及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項の規定に基づき、旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則及び旅行業法に規定する旅行業約款に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則及び旅行業法に規定する旅行業約款に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令

（旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則の一部改正）

第一条　旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則（平成二十一年内閣府国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第六条**　法第十二条の四第三項の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土交通省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録に係る記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 2　（略）	（情報通信の技術を利用する方法） **第六条**　法第十二条の四第三項の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土交通省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 2　（略）

第七条　（略）

２　令第一条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下「承諾等」という。）をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ　（略）

ロ　旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて旅行者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二　（略）

（旅行業法に規定する旅行業約款に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　旅行業法に規定する旅行業約款に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成二十一年内閣府国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存の方法） **第四条**　旅行業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次号において同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 ２・３　（略）	（電磁的記録による保存の方法） **第四条**　旅行業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ２・３　（略）

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第七号

国土交通省

不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第十七条第二項（同法第五十条第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条第三項（同法第二十五条第三項及び第二十八条第四項（これらの規定を同法第五十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第五十条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条及び第三十条第一項（これらの規定を同法第五十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十二条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）並びに不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令

不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務管理者の要件等） **第二十一条**　（略） ２・３　（略） ４　業務管理者の氏名及び第二項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十条において同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって業務管理者名簿への記載に代えることができる。この場合における法第十七条第二項の規定による閲覧は、当該ファイル又は電磁的記録媒体に記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。 ５　不動産特定共同事業者は、業務管理者名簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項において同じ。）に記載された者（ファイル又は電磁的記録媒体にあっては、記録された者）が当該事務所の業務管理者でなくなった日から十年間当該業務管理者名簿を保存するものとする。 （財務諸表等の備付け及び閲覧等） **第三十条**　登録証明事業実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。 ２　登録証明事業による証明を受けようとする者その他の利害関係人は、登録証明事業実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録証明事業実施機関の定めた費用を支払わなければならない。 一～三　（略） 四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち登録証明事業実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求 イ　（略） ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 ３　（略） （帳簿の記載等） **第三十四条**　（略） ２　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録証明事業実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。 ３　登録証明事業実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、登録証明事業の全部を廃止するまで保存しなければならない。 ４　（略）	（業務管理者の要件等） **第二十一条**　（略） ２・３　（略） ４　業務管理者の氏名及び第二項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）に記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって業務管理者名簿への記載に代えることができる。この場合における法第十七条第二項の規定による閲覧は、当該ファイル又は磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。 ５　不動産特定共同事業者は、業務管理者名簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。以下この項において同じ。）に記載された者（ファイル又は磁気ディスクにあっては、記録された者）が当該事務所の業務管理者でなくなった日から十年間当該業務管理者名簿を保存するものとする。 （財務諸表等の備付け及び閲覧等） **第三十条**　登録証明事業実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。 ２　登録証明事業による証明を受けようとする者その他の利害関係人は、登録証明事業実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録証明事業実施機関の定めた費用を支払わなければならない。 一～三　（略） 四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち登録証明事業実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求 イ　（略） ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 ３　（略） （帳簿の記載等） **第三十四条**　（略） ２　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録証明事業実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。 ３　登録証明事業実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、登録証明事業の全部を廃止するまで保存しなければならない。 ４　（略）

（情報通信の技術を利用した提供）

第四十四条　法第二十四条第三項（法第二十五条第三項及び第二十八条第四項において準用する場合を含む。以下この条及び第四十六条第一項第一号イにおいて同じ。）の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2　（略）

（情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第四十六条　令第八条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに承諾に関する事項を記録したものを得る方法

2　（略）

（書類の閲覧）

第五十一条　（略）

2　前項の書類（以下この条において「業務状況調書等」という。）が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ事務所ごとに電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第二十九条に規定する書類への記載に代えることができる。この場合における法第二十九条の規定による閲覧は、当該業務状況調書等を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

3　不動産特定共同事業者（第一号事業又は第三号事業を行う者に限る。）は、業務状況調書等（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。次項において同じ。）を、事業年度ごとに当該事業年度経過後三月以内に作成し、遅滞なく事務所ごとに備え置くものとする。

4　（略）

（事業参加者名簿）

第五十二条　（略）

2　事業参加者の商号若しくは名称又は氏名及び住所その他の連絡先が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第三十条第二項に規定する事業参加者名簿への登載に代えることができる。

3　事業参加者名簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

（情報通信の技術を利用した提供）

第四十四条　法第二十四条第三項（法第二十五条第三項及び第二十八条第四項において準用する場合を含む。以下この条及び第四十六条第一項第一号イにおいて同じ。）の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2　（略）

（情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第四十六条　令第八条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに承諾に関する事項を記録したものを得る方法

2　（略）

（書類の閲覧）

第五十一条　（略）

2　前項の書類（以下この条において「業務状況調書等」という。）が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ事務所ごとに電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第二十九条に規定する書類への記載に代えることができる。この場合における法第二十九条の規定による閲覧は、当該業務状況調書等を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

3　不動産特定共同事業者（第一号事業又は第三号事業を行う者に限る。）は、業務状況調書等（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。次項において同じ。）を、事業年度ごとに当該事業年度経過後三月以内に作成し、遅滞なく事務所ごとに備え置くものとする。

4　（略）

（事業参加者名簿）

第五十二条　（略）

2　事業参加者の商号若しくは名称又は氏名及び住所その他の連絡先が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第三十条第二項に規定する事業参加者名簿への登載に代えることができる。

3　事業参加者名簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。以下この項及び次項において同じ。）は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

４　（略）

５　第二項の規定によりファイル又は電磁的記録媒体に記録された事項の閲覧は、当該事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

（業務に関する帳簿書類の作成等）

第五十六条　（略）

２　前項各号に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該調製をもって法第三十二条に規定する業務に関する帳簿書類の作成に代えることができる。

３　第一項の業務に関する帳簿書類（前項の規定による調製が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、当該業務に関する帳簿書類に係る不動産特定共同事業契約の終了の日から起算して五年を経過する日までの間、保存するものとする。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府令・国土交通省令第八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第四十一条第五項及び宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第四条の二第一項の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第十六条の七**　法第四十一条第五項の国土交通省令・内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに契約事項を記録したものを交付する措置 ２・３　（略） （法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得） **第十六条の九**　令第四条の二第一項の国土交通省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに当該承諾に関する事項を記録したものを交付する方法 ２　（略）	（法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第十六条の七**　法第四十一条第五項の国土交通省令・内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。 一　（略） 二　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに契約事項を記録したものを交付する措置 ２・３　（略） （法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得） **第十六条の九**　令第四条の二第一項の国土交通省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに当該承諾に関する事項を記録したものを交付する方法 ２　（略）

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

デジタル庁令

○デジタル庁令第三号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及びデジタル庁が所管する関係法令を実施するため、デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令

デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　［略］ ２　この庁令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　電子署名　次に掲げるものをいう。 イ　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名 ロ　政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名 ハ　地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名 ［二　略］ （氏名等を明らかにする措置） **第五条**　［略］ ２　法第七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行うことをいう。 ［３　略］ （電磁的記録による作成等） **第十三条**　行政機関等が、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該作成等に係る事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法によるものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。 ２　行政機関等が、デジタル庁の所管するデジタル庁関係法令の規定（法第九条第一項を除く。）により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。	（定義） **第二条**　［同上］ ２　この庁令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。 ［新設］ ［新設］ ［新設］ ［二　同上］ （氏名等を明らかにする措置） **第五条**　［同上］ ２　法第七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等に添付することをいう。 ［３　同上］ （電磁的記録による作成等） **第十三条**　行政機関等が、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該作成等に係る事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。 ［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この庁令は、公布の日から施行する。

復興庁令・省令

○復興庁令第一号
農林水産省

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（令和五年農林水産省令第六十四号）の施行に伴い、東日本大震災復興特別区域法第四十九条第二項及び第五十五条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　坂本　哲志

東日本大震災復興特別区域法第四十九条第二項及び第五十五条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令の一部を改正する命令

東日本大震災復興特別区域法第四十九条第二項及び第五十五条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令（平成二十三年内閣府農林水産省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（協議会が組織されていない場合等における漁港漁場整備事業に関する協議及び同意） **第三条**　法第五十五条第二項の規定により農林水産大臣に協議をし、その同意を得ようとする被災関連市町村等は、協議書に漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）別記第一号様式により作成した復興整備計画に記載しようとする同項の漁港漁場整備事業に関する事項を記載した書類を添えて、これらを内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に提出するものとする。	（協議会が組織されていない場合等における漁港漁場整備事業に関する協議及び同意） **第三条**　法第五十五条第二項の規定により農林水産大臣に協議をし、その同意を得ようとする被災関連市町村等は、協議書に漁港漁場整備法施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）別記第一号様式により作成した復興整備計画に記載しようとする同項の漁港漁場整備事業に関する事項を記載した書類を添えて、これらを内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

附　則

この命令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

省令

○総務省令第百四号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二条の規定に基づき、地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

総務大臣　松本　剛明

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令（昭和六十三年自治省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方財政法第三十二条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であつて、第一号及び第十一号については令和九年度までの間に、第二号及び第七号から第九号までについては令和六年度までの間に、第三号から第六号まで及び第十号については令和十年度までの間に行われるものとする。 ［一～十一　略］	地方財政法第三十二条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であつて、第一号及び第十一号については令和九年度までの間に、第二号及び第七号から第九号までについては令和六年度までの間に、第三号から第六号まで及び第十号については令和五年度までの間に行われるものとする。 ［一～十一　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○総務省令第百五号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二及び別表第四の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

総務大臣　松本　剛明

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［略］ ［2～10　略］ 11　法別表第二の二の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 二　地方税又は森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務に係る犯則嫌疑者又は参考人（これらの者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［12～67　略］ （法別表第四の総務省令で定める事務） **第四条**　［略］ ［2～9　略］ 10　法別表第四の一の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 二　地方税又は森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務に係る犯則嫌疑者又は参考人（これらの者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［11～66　略］	（法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［同上］ ［2～10　同上］ 11　法別表第二の二の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 二　地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務に係る犯則嫌疑者又は参考人（これらの者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［12～67　同上］ （法別表第四の総務省令で定める事務） **第四条**　［同上］ ［2～9　同上］ 10　法別表第四の一の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 二　地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務に係る犯則嫌疑者又は参考人（これらの者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［11～66　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

○総務省令第百六号

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）を実施するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第十一号までに規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令及び納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

総務大臣　松本　剛明

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第十一号までに規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令及び納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令

（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第十一号までに規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令の一部改正）

第一条　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第十一号までに規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令（平成十三年総務省令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（掲示） **第一条**　日本郵便株式会社は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第二条第二号、第三号又は第五号から第十一号までに掲げる事務を取り扱う郵便局（法第一条に規定する郵便局をいう。以下「指定郵便局」という。）ごとに、当該事務を取り扱わせることとした地方公共団体（以下「指定地方公共団体」という。）、取り扱う事務の内容及び当該事務の取扱時間を、各郵便局の公衆の見やすい場所に掲示するとともに、ウェブサイトへの掲載により公表しなければならない。	（掲示） **第一条**　日本郵便株式会社は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第二条第二号、第三号又は第五号から第十一号までに掲げる事務を取り扱う郵便局（法第一条に規定する郵便局をいう。以下「指定郵便局」という。）ごとに、公衆の見やすい場所に、当該事務を取り扱わせることとした地方公共団体（以下「指定地方公共団体」という。）、取り扱う事務の内容及び当該事務の取扱時間を掲示しなければならない。

（納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部改正）

第二条　納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令（平成十八年総務省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（掲示） **第一条**　公共サービス実施民間事業者は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第一項第二号、第三号又は第五号に掲げる業務を実施する特定業務取扱事業所（法第三十四条第八項に規定する特定業務取扱事業所をいう。）ごとに、当該業務の実施を委託した地方公共団体（以下「委託地方公共団体」という。）、実施する業務の内容及び当該業務の実施時間を、各特定業務取扱事業所の公衆の見やすい場所に掲示するとともに、ウェブサイトへの掲載により公表しなければならない。	（掲示） **第一条**　公共サービス実施民間事業者は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第一項第二号、第三号又は第五号に掲げる業務を実施する特定業務取扱事業所（法第三十四条第八項に規定する特定業務取扱事業所をいう。）ごとに、公衆の見やすい場所に、当該業務の実施を委託した地方公共団体（以下「委託地方公共団体」という。）、実施する業務の内容及び当該業務の実施時間を掲示しなければならない。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○総務省令第一号
法務省

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）を実施するため、戸籍等の謄本等又は戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令及び戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司

戸籍等の謄本等又は戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令及び戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令

（戸籍等の謄本等又は戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令の一部改正）

第一条　戸籍等の謄本等又は戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令（平成十三年総務省・法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（掲示） **第一条**　日本郵便株式会社は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第二条第一号又は第四号に掲げる事務を取り扱う郵便局（法第一条に規定する郵便局をいう。）ごとに、当該事務を取り扱わせることとした地方公共団体（以下「指定地方公共団体」という。）、取り扱う事務の内容及び当該事務の取扱時間を、各郵便局の公衆の見やすい場所に掲示するとともに、ウェブサイトへの掲載により公表しなければならない。	（掲示） **第一条**　日本郵便株式会社は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第二条第一号又は第四号に掲げる事務を取り扱う郵便局（法第一条に規定する郵便局をいう。）ごとに、公衆の見やすい場所に、当該事務を取り扱わせることとした地方公共団体（以下「指定地方公共団体」という。）、取り扱う事務の内容及び当該事務の取扱時間を掲示しなければならない。

（戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部改正）

第二条　戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令（平成十八年総務省・法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（掲示） **第一条**　公共サービス実施民間事業者は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第一項第四号に掲げる業務を実施する特定業務取扱事業所（法第三十四条第八項に規定する特定業務取扱事業所をいう。）ごとに、当該業務の実施を委託した地方公共団体（以下「委託地方公共団体」という。）、実施する業務の内容及び当該業務の実施時間を、各特定業務取扱事業所の公衆の見やすい場所に掲示するとともに、ウェブサイトへの掲載により公表しなければならない。	（掲示） **第一条**　公共サービス実施民間事業者は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第一項第四号に掲げる業務を実施する特定業務取扱事業所（法第三十四条第八項に規定する特定業務取扱事業所をいう。）ごとに、公衆の見やすい場所に、当該業務の実施を委託した地方公共団体（以下「委託地方公共団体」という。）、実施する業務の内容及び当該業務の実施時間を掲示しなければならない。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第六条第一項、技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第七条第三項第二号及び第八条第三項並びに技術研究組合法施行令（平成二十一年政令第百五十八号）第七条第一項の規定に基づき、技術研究組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び技術研究組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

技術研究組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び技術研究組合法施行規則の一部を改正する省令

（技術研究組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　技術研究組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成二十一年総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法	（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

２・３　［略］

（電磁的記録による交付等）

第七条　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

２　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（技術研究組合法施行規則の一部改正）

第二条　技術研究組合法施行規則（平成二十一年総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録） **第一条**　技術研究組合法（以下「法」という。）第七条第三項第二号に規定する主務省令で定めるものは、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	（電磁的記録） **第一条**　技術研究組合法（以下「法」という。）第七条第三項第二号に規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。
（技術研究組合法施行令に係る電磁的方法） **第三条**　技術研究組合法施行令（平成二十一年政令第百五十八号）第七条第一項の規定により示すべき電磁的方法（法第八条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの イ　［略］ ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　［略］ ２・３　［略］ （電磁的方法） **第四条**　法第八条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］	（技術研究組合法施行令に係る電磁的方法） **第三条**　技術研究組合法施行令（平成二十一年政令第百五十八号）第七条第一項の規定により示すべき電磁的方法（法第八条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの イ　［略］ ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　［略］ ２・３　［略］ （電磁的方法） **第四条**　法第八条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第五十五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の規定に基づき、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

法務大臣　小泉　龍司

指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令等の一部を改正する省令

（指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部改正）

第一条　指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電子証明書管理ファイル） **第四条**　法務大臣は、指定公証人に指定公証人電子証明書を提供した場合には、指定公証人電子証明書に記録された情報を、電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製された電子証明書管理ファイルに記録しなければならない。 （電磁的記録の認証） **第九条**　［略］ ［2～7　略］ 8　法第六十二条ノ六第一項の電磁的記録の認証の付与は、第一項の認証を受けようとする情報に次に掲げる情報を付した上で、これを嘱託人が指定公証人の役場等において提出した電磁的記録媒体であって法務大臣が定めるものに記録して、嘱託人に交付してするものとする。ただし、前項に規定する行為が同項に規定する方法によってされた場合には、これを電気通信回線により嘱託人に送信してすることができる。 ［一～四　略］ 9　［略］ （電磁的記録の保存） **第十四条**　法第六十二条ノ七第一項（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による保存は、認証を受けた電磁的記録に記録された情報又は日付情報の付与を受けた情報の同一性を確認するに足りる情報ごとに第九条第八項第四号又は第十三条第三項第三号の番号（以下「登簿管理番号」と総称する。）を付した上で、これを電磁的記録媒体に記録してするものとする。 2　［略］ 3　前項の保存は、電磁的記録媒体に記録してするものとする。	（電子証明書管理ファイル） **第四条**　法務大臣は、指定公証人に指定公証人電子証明書を提供した場合には、指定公証人電子証明書に記録された情報を、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもって調製された電子証明書管理ファイルに記録しなければならない。 （電磁的記録の認証） **第九条**　［同上］ ［2～7　同上］ 8　法第六十二条ノ六第一項の電磁的記録の認証の付与は、第一項の認証を受けようとする情報に次に掲げる情報を付した上で、これを嘱託人が指定公証人の役場等において提出したフレキシブルディスクカートリッジその他これに準ずる電磁的記録に係る記録媒体であって法務大臣が定めるもの（第十六条第三項において「記録媒体」という。）に記録して、嘱託人に交付してするものとする。ただし、前項に規定する行為が同項に規定する方法によってされた場合には、これを電気通信回線により嘱託人に送信してすることができる。 ［一～四　同上］ 9　［同上］ （電磁的記録の保存） **第十四条**　法第六十二条ノ七第一項（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による保存は、認証を受けた電磁的記録に記録された情報又は日付情報の付与を受けた情報の同一性を確認するに足りる情報ごとに第九条第八項第四号又は第十三条第三項第三号の番号（以下「登簿管理番号」と総称する。）を付した上で、これを磁気ディスクに記録してするものとする。 2　［同上］ 3　前項の保存は、磁気ディスクに記録してするものとする。

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　［略］

（同一の情報の提供）

第十六条　［略］

２　［略］

３　指定公証人は、同一の情報の提供をする場合には、請求に係る情報に次に掲げる情報を付した上で、これを当該請求をした者が指定公証人の役場等において提出した電磁的記録媒体であって法務大臣が定めるものに記録して、その者に交付しなければならない。ただし、当該請求をした者の申立てがあり、指定公証人が相当と認めるときは、これを電気通信回線によりその者に送信してすることができる。

［一～四　略］

（電磁的記録に関する事務に係る情報の記録の保存）

第十八条　指定公証人は、電磁的記録に関する事務について、次に掲げる情報を電磁的記録媒体に記録し、保存しなければならない。

［一～五　略］

２　［略］

（電磁的記録媒体の複製等）

第二十二条　指定公証人は、法第六十二条ノ七第一項（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により保存した情報を記録した電磁的記録媒体の複製を作成しなければならない。

［２～４　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令（平成十九年法務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（同一の情報の提供） **第十六条**　［略］ ２　［同上］ ３　指定公証人は、同一の情報の提供をする場合には、請求に係る情報に次に掲げる情報を付した上で、これを当該請求をした者が指定公証人の役場等において提出した記録媒体に記録して、その者に交付しなければならない。 ［一～四　同上］ （電磁的記録に関する事務に係る情報の記録の保存） **第十八条**　指定公証人は、電磁的記録に関する事務について、次に掲げる情報を磁気ディスクに記録し、保存しなければならない。 ［一～五　同上］ ２　［同上］ （磁気ディスクの複製等） **第二十二条**　指定公証人は、法第六十二条ノ七第一項（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により保存した情報を記録した磁気ディスクの複製を作成しなければならない。 ［２～４　同上］	（同一の情報の提供） **第十六条**　［略］ ２　［略］ ３　指定公証人は、同一の情報の提供をする場合には、請求に係る情報に次に掲げる情報を付した上で、これを当該請求をした者が指定公証人の役場等において提出した電磁的記録媒体であって法務大臣が定めるものに記録して、その者に交付しなければならない。ただし、当該請求をした者の申立てがあり、指定公証人が相当と認めるときは、これを電気通信回線によりその者に送信してすることができる。 ［一～四　略］ （電磁的記録に関する事務に係る情報の記録の保存） **第十八条**　指定公証人は、電磁的記録に関する事務について、次に掲げる情報を電磁的記録媒体に記録し、保存しなければならない。 ［一～五　略］ ２　［略］ （電磁的記録媒体の複製等） **第二十二条**　指定公証人は、法第六十二条ノ七第一項（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により保存した情報を記録した電磁的記録媒体の複製を作成しなければならない。 ［２～４　略］
附　則 （経過措置） **第二条**　［略］ ２　［略］ ３　前項の場合における旧省令第十六条及び第十七条の規定の適用については、旧省令第十六条第一項及び旧省令第十七条第一項中「フレキシブルディスクカートリッジ」とあるのは「電磁的記録に係る記録媒体であって法務大臣が定めるもの」と、旧省令第十六条第三項中「第一項のフレキシブルディスクカートリッジに記録し」とあるのは「これを出力して書面を作成し」と、「嘱託人」とあるのは「嘱託人等」と、同項第一号中「同一性に関する表示」とあるのは「前項の規定による比較の結果の表示」と、同項第三号中「指定公証人名」とあるのは「指定公証人名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地」と、旧省令第十七条第一項中「法第六十二条ノ七第三項第二号（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）」と、同条第二項中「前条第三項」とあるのは「指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するとされる前条第三項」と、「嘱託人」とあるのは「嘱託人等」とあるのは「これを	**附　則** （経過措置） **第二条**　［同上］ ２　［同上］ ３　前項の場合における旧省令第十六条及び第十七条の規定の適用については、旧省令第十六条第一項及び旧省令第十七条第一項中「フレキシブルディスクカートリッジ」とあるのは「フレキシブルディスクカートリッジその他これに準ずる電磁的記録に係る記録媒体であって法務大臣が定めるもの」と、旧省令第十六条第三項中「第一項のフレキシブルディスクカートリッジに記録し」とあるのは「これを出力して書面を作成し」と、「嘱託人」とあるのは「嘱託人等」と、同項第一号中「同一性に関する表示」とあるのは「前項の規定による比較の結果の表示」と、同項第三号中「指定公証人名」とあるのは「指定公証人名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地」と、旧省令第十七条第一項中「法第六十二条ノ七第三項第二号」とあるのは「法第六十二条ノ七第三項第二号（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）」と、同条第二項中「前条第三項」とあるのは「指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するとされる前条第三項」と、「嘱託人」とあるのは「嘱託人等」とあるのは「第一項のフレキシブ

出力して書面を作成し」と、「同一性に関する表示」とあるのは「同一の情報である旨の表示」と、「指定公証人名」とあるのは「指定公証人名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地」とする。

改正後	改正前
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第五十六号

弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の三十（外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第六十七条第二項及び第八十条第一項において準用する場合を含む。）第一項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百十五条第一項及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第四十八条において読み替えて準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十九条第二項第二号の規定に基づき、弁護士法人、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務及び会計帳簿等に関する規則及び総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

法務大臣　小泉　龍司

弁護士法人、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務及び会計帳簿等に関する規則及び総合法律支援法施行規則の一部改正）

第一条　弁護士法人、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務及び会計帳簿等に関する規則（平成十三年法務省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（会計帳簿） **第二条**　［略］ 2　会計帳簿は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものに限る。）をいう。第四条において同じ。）をもって作成及び保存をしなければならない。 ［3～9　略］	（会計帳簿） **第二条**　［同上］ 2　会計帳簿は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものに限る。）をいう。第四条において同じ。）をもって作成及び保存をしなければならない。 ［3～9　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（総合法律支援法施行規則の一部改正）

第二条　総合法律支援法施行規則（平成二十七年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） **第二十五条**　準用通則法第三十九条第二項第二号に規定する法務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 2　［略］	（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） **第二十五条**　準用通則法第三十九条第二項第二号に規定する法務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第五十九号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十四条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

財務大臣　鈴木　俊一

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第九（第五百四十四条関係）

税務署の名称、位置及び管轄区域				
所轄国税局	都道府県	税務署名	位置	管轄区域
［略］				
名古屋	静岡	浜松東	中央区	中央区のうち有玉北町、有玉台一丁目から四丁目まで、有玉西町、有玉南町、安新町、安間町、市野町、植松町、大蒲町、大島町、大瀬町、笠井町、笠井上町、笠井新田町、上新屋町、上石田町、上西町、北島町、貴平町、国吉町、小池町、神立町、子安町、材木町、篠ケ瀬町、下石田町、将監町、常光町、白鳥町、積志町、恒武町、天王町、天龍川町、豊西町、中郡町、中里町、中田町、長鶴町、中野町、西ケ崎町、西塚町、原島町、半田町、半田山一丁目から六丁目まで、松小池町、丸塚町、宮竹町、薬師町、薬新町、豊町、龍光町、流通元町、和田町、青屋町、飯田町、石原町、瓜内町一番地から一八一三番地まで、江之島町、遠州浜一丁目から四丁目まで、老間町、大塚町、大柳町、卸本町、恩地町、金折町、河輪町、倉松町、御給町、小沢渡町、参野町、三新町、三和町、四本松町、下飯田町、下江町、白羽町、新貝町、頭陀寺町、西伝寺町、増楽町、高塚町、田尻町、立野町、堤町、都盛町、鶴見町、寺脇町、富屋町、長田町、中田島町、西町、西島町、新橋町、凧野町、
			浜名区（浜松東税務署管内の地域を除く。）	湖西市

改正前

別表第九（第五百四十四条関係）

税務署の名称、位置及び管轄区域				
所轄国税局	都道府県	税務署名	位置	管轄区域
［同上］				
名古屋	静岡	浜松東	中区	中区　西区　北区　湖西市
				東区　南区　浜北区　天竜区
		浜松西	中区	

			法枝町（一番地から二一〇番地までを除く。）、東町、東若林町、福島町、福塚町、古川町、芳川町、本郷町、松島町、三島町、安松町、楊子町、米津町、若林町、渡瀬町　浜名区のうち油一色、内野、内野台一丁目から四丁目まで、大平、尾野、於呂、上島、上善地、貴布祢、小林、小松、三大地、新原、善地、染地台一丁目から六丁目まで、高薗、高畑、寺島、道本、豊保、永島、中条、中瀬、新野、新堀、西中瀬一丁目から三丁目まで、西美薗、沼、根堅、灰木、東美薗、平口、堀谷、本沢合、宮口、八幡、横須賀、四大地、竜南　天竜区
		［略］	
	［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

		［同上］	
	［同上］		

附　則

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

○財務省令第六十号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）の規定に基づき、並びに同法及び財務省の所管する関係法令を実施するため、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

財務大臣　鈴木　俊一

財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令

財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年財務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の中欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 ［2～4　略］	（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の中欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるもの（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ［2～4　同上］

（電磁的記録による作成）

第六条　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の中欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（電磁的記録による交付等）

第十一条　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の中欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

［一　略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

［2　略］

備考　表中の［　］の記載及び全体に付した傍線は注記である。

（電磁的記録による作成）

第六条　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の中欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（電磁的記録による交付等）

第十一条　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の中欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

［一　同上］

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

［2　同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第六十一号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、民間給与実態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

財務大臣　鈴木　俊一

民間給与実態統計調査規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（用語の定義）	（用語の定義）
第三条　［略］	**第三条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　この省令において「電磁的記録媒体」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。	3　この省令において「フレキシブルディスク等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
［号を削る。］	［号を削る。］
一　日本産業規格X六二二三に適合し、日本産業規格X六二二五に規定するトラックフォーマットの九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ	一　日本産業規格X六二七五に適合する九十ミリメートル二三〇メガバイト光ディスクカートリッジ
［号を削る。］	［号を削る。］
二　日本産業規格X六二四六に適合する一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）及び八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）ディーブイディー書換形ディスク	二　日本産業規格X六二七七に適合する九十ミリメートル六四〇メガバイト光ディスクカートリッジ
［号を削る。］	［号を削る。］
三　日本産業規格X六二四八に適合する八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）及び一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）ディーブイディーリレコーダブルディスク	三　日本産業規格X六二八二に適合する情報交換用一二〇ミリメートル追記形光ディスク
［号を削る。］	［号を削る。］
四　日本産業規格X六二四九に適合する八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）及び一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）ディーブイディーレコーダブルディスク	四　日本産業規格X六二八三に適合する情報交換用一二〇ミリメートルリライタブル光ディスク
［号を削る。］	［号を削る。］
五　日本産業規格X六二八三に適合する情報交換用一二〇ミリメートルリライタブル光ディスク	五　日本産業規格X六二四六に適合する一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）及び八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）ディーブイディー書換形ディスク
［号を削る。］	［号を削る。］
六　日本産業規格X六二四六に適合する一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）及び八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）ディーブイディー書換形ディスク	六　日本産業規格X六二四八に適合する八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）及び一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）ディーブイディーリレコーダブルディスク
［号を削る。］	［号を削る。］
七　日本産業規格X六二四八に適合する八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）及び一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）ディーブイディーリレコーダブルディスク	七　日本産業規格X六二四九に適合する八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）及び一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）ディーブイディーレコーダブルディスク
［号を削る。］	［号を削る。］
八　日本産業規格X六二四九に適合する八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）及び一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）ディーブイディーレコーダブルディスク	八　日本産業規格X六二七五に適合する九十ミリメートル二三〇メガバイト光ディスクカートリッジ
［号を削る。］	［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［第四条～第八条　略］

（電磁的記録媒体の提出）

第八条の二　前条第一項に規定する調査票の提出については、第五条に掲げる事項について記録した電磁的記録媒体の提出をもってこれに代えることができる。

（電磁的記録媒体への記録方式）

第八条の三　前条に規定する電磁的記録媒体への記録は、次の各号に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　［略］

二　［略］

２　前条に規定する電磁的記録媒体への記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（電磁的記録媒体に添付する書面）

第八条の四　電磁的記録媒体には、調査対象源泉徴収義務者名を記載した書面をはり付け、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

［一～五　略］

［**第八条の五～第十条**　略］

（調査事績の保存）

第十一条　国税庁長官は、民間給与実態調査の調査票及び電磁的記録媒体はこれを受理した日から二年、民間給与実態調査の結果原表又は結果原表を転写したマイクロフィルム若しくは記録した磁気媒体は永久に保存しなければならない。

九　日本産業規格Ｘ六二五〇に適合する一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）及び八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）プラスアールダブリュフォーマット光ディスク（四倍速まで）

十　日本産業規格Ｘ六二五一に適合する一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）及び八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）プラスアールフォーマット光ディスク（十六倍速まで）

［**第四条～第八条**　同上］

（フレキシブルディスク等の提出）

第八条の二　前条第一項に規定する調査票の提出については、第五条に掲げる事項について記録したフレキシブルディスク等の提出をもってこれに代えることができる。

（フレキシブルディスク等への記録方式）

第八条の三　前条に規定するフレキシブルディスク等への記録は、次の各号に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　［同上］

二　［同上］

２　前条に規定するフレキシブルディスク等への記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスク等に添付する書面）

第八条の四　フレキシブルディスク等には、調査対象源泉徴収義務者名を記載した書面をはり付け、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

［一～五　同上］

［**第八条の五～第十条**　同上］

（調査事績の保存）

第十一条　国税庁長官は、民間給与実態調査の調査票及びフレキシブルディスク等はこれを受理した日から二年、民間給与実態調査の結果原表又は結果原表を転写したマイクロフィルム若しくは記録した磁気媒体は永久に保存しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○財務省令第六十二号

たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第百三十五号）第十条第四項及び第二十八条第四項の規定に基づき、たばこ耕作組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日　財務大臣　鈴木　俊一

たばこ耕作組合法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（議決権に係る情報通信の技術を利用する方法） **第一条の二**　［略］ 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 （監事の意見書に係る電磁的記録） **第一条の四**　法第二十八条第四項の財務省令で定めるものは、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。	（議決権に係る情報通信の技術を利用する方法） **第一条の二**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 （監事の意見書に係る電磁的記録） **第一条の四**　法第二十八条第四項の財務省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第六十三号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び財務省関係の法令を実施するため、財務省関係法令の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

財務大臣　鈴木　俊一

財務省関係法令の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

財務省関係法令の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年財務省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一　略］ 二　電子署名　次に掲げるものをいう。 イ　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名 ロ　政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名 ハ　地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名 ［三　略］ ［2　略］	（定義） **第二条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一　同上］ 二　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。 ［新設］ ［新設］ ［新設］ ［三　同上］ ［2　同上］

（電子情報処理組織による処分通知等）

第七条　行政機関等は、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、その情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。

（電磁的記録による作成等）

第十一条　行政機関等は、情報通信技術活用法第九条第一項の規定により電磁的記録による作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法によるものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

2　行政機関等が、財務省関係法令の規定により電磁的記録による作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第七条　行政機関等は、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。

（電磁的記録による作成等）

第十一条　行政機関等は、情報通信技術活用法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

［新設］

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第十二条

［１　略］

２　情報通信技術活用法第七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、その情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること又は第七条ただし書に規定する措置を行うことをいう。

［３　略］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号）第九条の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎
防衛大臣　木原　稔

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［削る］	（磁気ディスクにはり付ける書面） **第十四条**　前条の磁気ディスク（フレキシブルディスクカートリッジに限る。）には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一　提出者の氏名又は名称 二　事業所の名称 三　提出年月日
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、中小企業団体の組織に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

中小企業団体の組織に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業団体の組織に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第三条第一項の主務省令で定める保存）	（法第三条第一項の主務省令で定める保存）
第三条　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、団体法第五条の二十三第三項において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号。以下「協同組合法」という。）第十条の二第二項及び第三十四条の二第一項（これらの規定を団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第三項並びに第四十条第四項及び第十項（これらの規定を団体法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（団体法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第四項、第四十条第十一項、第四十一条第二項並びに第五十三条の四第二項及び第三項（これらの規定を団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十六条第一項（団体法第四十六条第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）、団体法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第一項、第六十三条の五第一項及び第九項、第六十三条の六第一項並びに第六十四条第七項（これらの規定を団体法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び団体法第百条の十二第一項の規定に基づく書面の保存とする。 （電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 2・3　［略］ （法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等） **第八条**　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第十条の二第三項第一号及び第三十四条の二第二項第一号（これらの規定を団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第五項（団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百八十九条第四項第一号、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第五項第一号及	（法第三条第一項の主務省令で定める保存） **第三条**　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、団体法第五条の二十三第三項において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号。以下「協同組合法」という。）第十条の二第二項及び第三十四条の二第一項（これらの規定を団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第三項並びに第四十条第四項及び第十項（これらの規定を団体法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条第一項（団体法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第四項、第四十条第十一項、第四十一条第二項並びに第五十三条の四第二項及び第三項（これらの規定を団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十六条第一項（団体法第四十六条第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定、団体法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第一項、第六十三条の五第一項及び第九項、第六十三条の六第一項並びに第六十四条第七項（これらの規定を団体法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定及び団体法第百条の十二第一項の規定に基づく書面の保存とする。 （電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 2・3　［略］ （法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等） **第八条**　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第十条の二第三項第一号及び第三十四条の二第二項第一号（これらの規定を団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第五項（団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九条第四項第一号の規定、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第五項第一号及び第四十条第十二項

び第四十条第十二項第一号（これらの規定を団体法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（団体法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十一条第三項第一号、第五十三条の四第四項第一号及び第五十六条第二項第一号（これらの規定を団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）、団体法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第二項第一号、第六十三条の五第二項第一号及び第十項第一号、第六十三条の六第二項第一号並びに第六十四条第八項第一号（これらの規定を団体法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び団体法第百条の十二第二項第一号の規定に基づく書面の縦覧等とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第九条　民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならない。

（電磁的記録による交付等）

第十一条　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

第一号（これらの規定を団体法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条第一項（団体法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十一条第三項第一号、第五十三条の四第四項第一号及び第五十六条第二項第一号（これらの規定を団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定、団体法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第二項第一号、第六十三条の五第二項第一号及び第十項第一号、第六十三条の六第二項第一号並びに第六十四条第八項第一号（これらの規定を団体法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定及び団体法第百条の十二第二項第一号の規定に基づく書面の縦覧等とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第九条　民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

（電磁的記録による交付等）

第十一条　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　［略］

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　［略］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、企業合理化促進法施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

企業合理化促進法施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

企業合理化促進法施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、企業合理化促進法施行規則第八条の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 2　［略］ （電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、企業合理化促進法施行規則第八条の規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。	（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、企業合理化促進法施行規則第八条の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 2　［略］ （電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、企業合理化促進法施行規則第八条の規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第三十九号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）及び日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行令（令和五年政令第三百二十七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

文部科学大臣　盛山　正仁

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則

目次

第一章　認定日本語教育機関の認定（第一条―第十三条）
第二章　認定日本語教育機関の教員の資格
第一節　登録日本語教員（第十四条―第二十条）
第二節　日本語教員試験（第二十一条―第二十七条）
第三節　実践研修（第二十八条―第三十二条）
第四節　指定試験機関（第三十三条―第四十八条）
第五節　登録実践研修機関（第四十九条―第六十五条）
第六節　登録日本語教員養成機関（第六十六条―第七十四条）
第七節　雑則（第七十五条）
附則

第一章　認定日本語教育機関の認定

（認定の申請）

第一条　日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の文部科学省令で定める書類は、次のとおりとする。ただし、設置者が同条第三項第一号イに掲げるもの（国及び地方公共団体を除く。）である場合には第一号イ及び第三号から第五号までに掲げる書類を、国又は地方公共団体である場合には第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類を除く。

一　設置者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ　法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　役員の氏名及び経歴を記載した書類

二　設置者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

三　設置者の資産及び負債の状況を示す書類

四　事業計画並びに経費の見積り及び維持方法に関する書類

五　認定（法第二条第一項の認定をいう。以下同じ。）に係る日本語教育課程（法第一条に規定する日本語教育課程をいう。以下同じ。）の実施以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

六　教員及び職員の体制並びに校長（副校長を置く日本語教育機関（法第一条に規定する日本語教育機関をいう。以下同じ。）にあっては、副校長を含む。第三項において同じ。）、教員、事務を統括する職員及び留学のための課程（認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）第二条第一項に規定する留学のための課程をいう。以下同じ。）を置く日本語教育機関にあっては生活指導担当者の資格及び経歴を記載した書類

七　校地、校舎その他直接日本語教育（法第一条に規定する日本語教育をいう。以下同じ。）の用に供する土地及び建物（第五条において「校地校舎等」という。）の概要を記載した書類及び図面並びに当該土地及び建物の登記事項証明書その他の当該土地及び建物に関する権利関係を示す書類
八　設備の概要を記載した書類
九　日本語教育課程の内容及び修了要件並びに学習の評価方法を記載した書類
十　教材の一覧表
十一　入学者の募集及び選考に関する書類
十二　生徒の学習上及び生活上の支援のための体制の概要を記載した書類
十三　その他文部科学大臣が必要と認める書類

２　文部科学大臣は、前項各号に掲げる書類により証明すべき事実の確認に支障がないと認めるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

３　法第二条第二項第三号の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする（留学のための課程を置かない日本語教育機関にあっては、第八号に掲げる事項を除く。）。
一　日本語教育機関の基本理念、目的及び目標
二　校長
三　教員の体制
四　事務を統括する職員
五　校地及び校舎
六　日本語教育課程の目的、目標、概要及び収容定員数
七　授業料その他の日本語教育機関が徴収する費用
八　生活指導担当者
九　学則

（学則）

第二条　前条第三項第九号の学則中には、少なくとも、次に掲げる事項（留学のための課程を置かない日本語教育機関にあっては、第十号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。
一　日本語教育課程の修業期間、学期及び授業を行わない日に関する事項
二　教育課程及び授業日時数に関する事項
三　学習の評価及び日本語教育課程修了の要件に関する事項
四　収容定員に関する事項
五　教員及び職員の体制に関する事項
六　入学、退学、休学及び卒業に関する事項
七　授業料、入学料その他の費用徴収及び返還に関する事項
八　賞罰に関する事項
九　寄宿舎を置く場合には、寄宿舎に関する事項
十　健康診断に関する事項

（認定の公表）

第三条　法第二条第五項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　認定を受けた日本語教育機関の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
二　認定を受けた日本語教育機関の名称及び所在地
三　認定を受けた日本語教育機関の基本理念、目的及び目標
四　認定の年月日
五　教員及び職員の体制の概要
六　日本語教育課程の目的、目標、概要及び収容定員数
七　授業料その他の認定を受けた日本語教育機関が徴収する費用
八　生徒の学習上及び生活上の支援のための体制の概要

（認定日本語教育機関による情報の公表）

第四条　法第三条第一項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　認定日本語教育機関（法第三条第一項に規定する認定日本語教育機関をいう。以下同じ。）の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
二　認定日本語教育機関の名称及び所在地
三　日本語教育課程の授業科目及びその内容
四　生徒、教員及び職員の数
五　授業料その他の認定日本語教育機関が徴収する費用
六　学則

２　認定日本語教育機関は、法第三条第一項の規定による情報の公表を行うに当たっては、当該情報について、当該認定日本語教育機関を他の認定日本語教育機関と混同するおそれのある表示その他の誤解を生じさせる表示又は虚偽の表示をしてはならない。

（認定日本語教育機関の表示）

第五条　法第五条第一項の文部科学省令で定めるものは、次のとおりとする。
一　生徒、教員又は職員の募集の広告又は文書
二　認定日本語教育機関の広告
三　宣伝用物品
四　認定日本語教育機関の校地校舎等
五　インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報

２　認定日本語教育機関は、認定に係る日本語教育課程の実施その他の法に基づく業務以外の業務について、認定を受けたものと誤解を生じさせる表示をしてはならない。

（変更の届出）

第六条　法第六条第一項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によってしなければならない。
一　当該届出に係る認定日本語教育機関の名称及び所在地
二　変更の内容及び理由
三　変更の年月日

２　法第六条第一項の規定による変更の届出のうち、日本語教育課程の新設又は収容定員数の変更に係る変更の届出にあっては、前項の届出書には、当該新設又は収容定員数の変更をする日本語教育課程に係る第一条第一項第六号から第十三号までに掲げる書類を添付しなければならない。

３　法第六条第一項の規定による変更の届出のうち、日本語教育課程の新設又は収容定員数の変更に係る変更の届出以外の届出にあっては、第一項の届出書には、第一条第一項各号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

（点検及び評価）

第七条　認定日本語教育機関は、法第八条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、次に掲げる項目を設定するとともに、毎年一回以上、適当な体制を整えて行わなければならない。
一　認定日本語教育機関の目的及び目標の達成状況に関すること。
二　教員及び職員の組織運営に関すること。
三　施設及び設備に関すること。
四　日本語教育課程の編成及び実施に関すること。
五　卒業の認定及び学習の成果に関すること。
六　生徒への学習上及び生活上の支援に関すること。
七　教育活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
八　財務に関すること。

（第三者評価）

第八条　認定日本語教育機関は、その教育水準の向上に資するため、法第八条第一項の点検及び評価に加え、当該認定日本語教育機関における日本語教育の実施状況について、定期的に、日本語教育について相当の知見を有する第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めなければならない。

（定期報告）

第九条　法第九条第一項の報告は、毎年六月三十日までに、次に掲げる事項（留学のための課程を置かない認定日本語教育機関にあっては、第九号に掲げる事項を除く。）を記載した報告書を文部科学大臣に提出することにより行わなければならない。

一　設置者が法第二条第三項第一号ロに掲げるものである場合には、その収支並びに資産及び負債の状況

二　教員及び職員の体制の整備状況

三　施設及び設備の整備状況

四　日本語教育課程の編成、使用教材及び担当教員の状況

五　生徒の学習上及び生活上の支援の実施状況

六　入学者の数及び在学する生徒の数

七　生徒の授業への出席率

八　卒業した者の数並びに退学した者の数及びそのうち履修した日本語教育課程の目標の日本語を理解し、使用する能力を習得した者の数

九　進学者の数、就職者の数その他進学及び就職の状況

十　学習の成果（卒業時における生徒の日本語を理解し、使用する能力に関することを含む。）、これに係る評価の実施及び日本語教育課程の修了の要件の策定の状況

（帳簿の記載事項等）

第十条　法第十条の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする（留学のための課程を置かない認定日本語教育機関にあっては、第七号に掲げる事項を除く。）。

一　日本語教育課程の日課、教材一覧及び日ごとの活動状況

二　教員及び職員の氏名、履歴、出勤状況並びに担当学級又は担当の授業科目及び時間表

三　生徒の学習の状況の記録及び出席状況

四　入学者の募集、選考及び成績考査に関する事項

五　生徒の学習上及び生活上の支援の実施状況

六　資産、出納及び経費の予算決算並びに図書、機械器具その他の教具の目録に関する事項

七　生徒の健康の状況、医師その他の生徒の健康の保持増進に従事する者の勤務状況及び生徒の健康診断の実施状況

２　法第十条の帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。ただし、前項第三号の生徒の学習の状況の記録のうち入学、卒業等の学籍に関するものについては、その保存期間は、記載の日から二十年間とする。

（廃止の届出）

第十一条　法第十三条第一項の規定による廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によってしなければならない。

一　廃止しようとする認定日本語教育機関の名称及び所在地

二　廃止しようとする年月日

三　廃止しようとする理由

（法務大臣との協議等）

第十二条　次に掲げる場合には、文部科学大臣は、あらかじめ、法務大臣に協議するものとする。

一　留学のための課程を置く日本語教育機関について、認定をするとき。

二　留学のための課程を置く認定日本語教育機関について、法第十四条第二項の規定により認定を取り消すとき。

２　文部科学大臣は、法第六条第一項の規定による変更の届出のうち、留学のための課程の新設、廃止又は収容定員数の変更に係るものがあったときは、遅滞なく、その旨を法務大臣に通知するものとする。

３　文部科学大臣は、留学のための課程を置く認定日本語教育機関に係る法第十三条第一項の規定による廃止の届出があったときは、遅滞なく、その旨を法務大臣に通知するものとする。

（関係行政機関の長との協力等）

第十三条　文部科学大臣は、法務大臣その他の関係行政機関の長に対し、認定日本語教育機関における日本語教育の適正かつ確実な実施に関し必要な情報の提供を行うことができる。

２　文部科学大臣は、法務大臣に対し、認定及び第六条第二項の変更の届出（留学のための課程に係るものに限る。）に係る事実の確認に関し必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

３　文部科学大臣は、法務大臣その他の関係行政機関の長から、認定日本語教育機関が法第二条第三項各号のいずれかに適合しなくなった旨の情報の提供を受けたときは、当該認定日本語教育機関に対し、速やかに、法第十一条の規定による報告又は資料の提供を求めるとともに、その結果を踏まえ、当該関係行政機関の長と連携協力して、必要があると認めるときは、法第十二条第一項の規定による勧告その他の必要な措置を講ずるものとする。

第二章　認定日本語教育機関の教員の資格

第一節　登録日本語教員

（登録日本語教員の登録の申請）

第十四条　法第十七条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　氏名

二　生年月日

三　本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者にあっては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等。以下同じ。）

四　日本語教員試験（法第十七条第一項に規定する日本語教員試験をいう。以下同じ。）に合格した年月日及び合格証書の番号

五　実践研修（法第十七条第一項の実践研修をいう。以下同じ。）を修了した年月日及び当該実践研修の実施者の氏名又は名称（法第十七条第三項の規定の適用を受けようとする者にあっては、その旨）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（第十八条において「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（第十八条において「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第十七条第一項及び第二十七条第四項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第十七条第一項及び第二十七条第四項において同じ。）

二　日本語教員試験の合格証書の写し

三　実践研修の修了証書の写し（法第十七条第三項の規定の適用を受けようとする者にあっては、修了証書の写しに代えて、次条の要件に該当することを証する書類）

（実践研修を修了した者と同等以上の技術を有する者）

第十五条　法第十七条第三項の文部科学省令で定める要件は、外国の大学（これに準ずる教育機関を含む。以下同じ。）であって文部科学大臣が別に指定するものが実施する、日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な実践的な技術を習得するための研修を修了した者であることとする。

（登録日本語教員登録簿の記載事項）

第十六条　法第十七条第四項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名

二　生年月日

三　本籍地都道府県名

四　登録番号及び登録年月日

五　日本語教員試験の合格の年月日及び合格証書の番号

六　実践研修の修了の年月日及び当該実践研修を実施した者の氏名又は名称（法第十七条第三項の規定の適用を受けた者にあっては、その旨）

（登録証再交付の申請等）

第十七条　法第十八条第二項の規定による登録証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを添えてしなければならない。

一　氏名及び住所

二　生年月日

三　本籍地都道府県名

四　登録番号及び登録年月日

五　登録証を亡失し、又は登録証が滅失した事情

2　登録日本語教員（法第十八条第一項に規定する登録日本語教員をいう。以下同じ。）は、前項の申請をした後、失った登録証を発見したときは、速やかにこれを文部科学大臣に返納しなければならない。

（変更の届出）

第十八条　法第十九条第一項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）及び法第十九条第一項の規定による届出の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び法第十九条第一項の規定による届出の事由を証する書類とする。）を添えてしなければならない。

一　当該届出に係る登録日本語教員の氏名、生年月日及び本籍地都道府県名

二　変更の内容及び理由

三　変更の年月日

（日本語教員登録簿の登録の訂正等）

第十九条　文部科学大臣は、法第十九条第一項の規定による変更の届出があったとき又は法第二十一条第一項の規定により登録日本語教員の登録を取り消したときは、日本語教員登録簿の当該登録日本語教員に関する登録を訂正し又は消除するとともに、それぞれ登録の訂正又は消除の理由及びその年月日を登録日本語教員登録簿に記載するものとする。

（登録等の手数料の納付）

第二十条　法第二十条の手数料は、第十四条第一項の申請書、第十七条第一項の申請書又は第十八条の届出書に収入印紙を貼って納めなければならない。

2　前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

第二節　日本語教員試験

（試験の免除）

第二十一条　法第二十三条第一号の文部科学省令で定める資格は、次の各号のいずれかとする。

一　免除を受けようとする基礎試験が行われる日以前に行われた日本語教員試験の基礎試験の合格

二　外国の大学であって文部科学大臣が別に指定するものが実施する、日本語教育を行うために必要な基礎的な知識及び技能を習得させるための課程の修了

2　法第二十三条第二号の文部科学省令で定める資格は、別にこれを定める。

（試験の期日等の公表）

第二十二条　文部科学大臣（指定試験機関（法第二十八条第一項に規定する指定試験機関をいう。以下この節及び第四節において同じ。）が試験事務（法第二十八条第一項に規定する試験事務をいう。第四節において同じ。）を行う場合には、指定試験機関。第二十五条及び第二十七条において同じ。）は、日本語教員試験の期日及び場所並びに日本語教員試験申込書の提出期限その他必要な事項について、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。

（試験の実施方法等）

第二十三条　日本語教員試験は、筆記の方法により行う。

2　基礎試験及び応用試験のいずれにも合格し、又は免除を受けた者を日本語教員試験の合格者とする。

3　応用試験の合格者の判定は、その回の日本語教員試験における基礎試験に合格した者及び基礎試験の免除を受けた者について行うものとする。

（試験の科目）

第二十四条　基礎試験は、次に掲げる科目について行う。

一　社会・文化・地域基礎に関する科目

二　言語と社会基礎に関する科目

三　言語と心理基礎に関する科目

四　言語と教育基礎に関する科目

五　言語基礎に関する科目

2　応用試験は、次に掲げる科目について行う。

一　社会・文化・地域応用に関する科目

二　言語と社会応用に関する科目

三　言語と心理応用に関する科目

四　言語と教育応用に関する科目

五　言語応用に関する科目

六　前各号に掲げる科目に関する知識及び技能に係る総合的な能力に関する科目

（試験の受験手続）

第二十五条　日本語教員試験を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した日本語教員試験受験申込書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　氏名及び住所

二　生年月日

三　本籍地都道府県名

四　その他文部科学大臣が必要と認める事項

2　前項の場合において、法第二十三条の規定による基礎試験又は応用試験の免除を受けようとする者は、同項の日本語教員試験受験申込書に同条第一号又は第二号の資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

（受験手数料の納付）

第二十六条　法第二十五条の手数料は、国に納付する場合には前条第一項の日本語教員試験受験申込書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、指定試験機関に納付する場合には試験事務規程（法第三十四条第一項に規定する試験事務規程をいう。第四十条第一項において同じ。）で定めるところにより納付しなければならない。

（合格証書の交付等）

第二十七条　文部科学大臣は、日本語教員試験に合格した者に対し、合格証書を交付するものとする。

2　文部科学大臣は、基礎試験に合格した者（前項の規定により合格証書の交付を受ける者を除く。）に対し、基礎試験合格証明書を交付するものとする。

3　合格証書又は基礎試験合格証明書の交付を受けた者は、合格証書若しくは基礎試験合格証明書を亡失し、又は合格証書若しくは基礎試験合格証明書が滅失したときは、文部科学大臣に申請をして、その再交付を受けることができる。

4　前項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを添えてしなければならない。

一　申請者の氏名及び住所

二　生年月日

三　本籍地都道府県名

四　合格した日本語教員試験の受験番号及び受験年月日

五　合格証書若しくは基礎試験合格証明書を亡失し、又は合格証書若しくは基礎試験合格証明書が滅失した事情

第三節　実践研修

（実践研修の科目）

第二十八条　法第二十七条第一項の文部科学省令で定める科目は、次に掲げる科目とする。

一　オリエンテーションに関する科目
二　授業見学に関する科目
三　授業準備に関する科目
四　模擬授業に関する科目
五　教壇実習に関する科目
六　実践研修全体総括に関する科目

（実践研修の受講資格）

第二十九条　実践研修を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　受けようとする実践研修が開始される日以前に行われた日本語教員試験の基礎試験に合格した者
二　養成課程（法第二十三条第一号に規定する養成課程をいう。第六節において同じ。）又は第二十一条第一項第二号の規定により文部科学大臣が指定する外国の大学が実施する日本語教育を行うために必要な基礎的な知識及び技能を習得させるための課程を修了した者及び修了する見込みの者
三　法第二十三条第一号の文部科学省令で定める資格を有する者

（実践研修の受講手続）

第三十条　実践研修を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した実践研修受講申込書を文部科学大臣（登録実践研修機関（法第四十五条第一項に規定する登録実践研修機関をいう。以下同じ。）が実施する実践研修にあっては、当該登録実践研修機関。第四号及び第三十二条において同じ。）に提出しなければならない。

一　氏名及び住所
二　生年月日
三　本籍地都道府県名
四　その他文部科学大臣が必要と認める事項

（受講手数料の納付）

第三十一条　法第二十七条第二項の手数料は、国に納付する場合には前条の実践研修受講申込書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、登録実践研修機関に納付する場合には研修事務規程（法第四十九条第一項に規定する研修事務規程をいう。第五十五条第一項において同じ。）で定めるところにより納付しなければならない。

（修了証書の交付）

第三十二条　文部科学大臣は、実践研修を修了した者に対し、様式第一により作成した修了証書を交付するものとする。

第四節　指定試験機関

（受験停止等の処分の報告）

第三十三条　指定試験機関は、法第二十八条第二項の規定により法第二十四条に規定する文部科学大臣の職権を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　処分の内容及び年月日
二　不正行為に関係ある者の本籍地都道府県名、住所、氏名及び生年月日
三　不正行為のあった試験の種別及び年月日
四　不正行為の内容
五　その他参考となる事項

（指定の申請）

第三十四条　法第二十九条第二項の文部科学省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　定款及び登記事項証明書
二　試験事務の実施に関する計画を記載した書類
三　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録
四　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
五　役員の氏名及び経歴を記載した書類
六　現に行っている業務の概要を記載した書類

2　法第二十九条第二項第二号の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　試験事務を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地
二　試験事務を開始しようとする年月日

（指定の公示）

第三十五条　法第二十九条第五項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
二　指定をした年月日
三　試験事務の開始の年月日

（変更の届出）

第三十六条　法第三十条第一項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に変更の事実を証する書類を添えてしなければならない。

一　変更の内容及び理由
二　変更の年月日

（役員の選任等の認可の申請）

第三十七条　指定試験機関は、法第三十一条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　選任に係る役員の氏名及び経歴又は解任に係る役員の氏名
二　選任又は解任の理由

（試験委員の要件）

第三十八条　法第三十二条第二項の文部科学省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一　大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）（外国の大学を含む。）において日本語教育若しくは試験に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者
二　日本語教育又は試験に関する科目の研究により博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を授与された者
三　認定日本語教育機関において五年以上日本語教育課程を担当した経験を有する者
四　日本語教育を行うために必要な知識及び技能を有するかどうかを判定する試験又は日本語を理解し、使用する能力を有するかどうかを判定する試験に関する業務に五年以上従事した経験を有する者

（試験委員の選任等の届出）

第三十九条　法第三十二条第三項の規定による試験委員の選任及び変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によって行わなければならない。

一　選任した試験委員の氏名及び経歴又は変更した試験委員の氏名
二　選任又は変更の理由
三　選任し、又は変更した年月日

（試験事務規程の認可の申請）

第四十条　指定試験機関は、法第三十四条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に試験事務規程を添えて、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

２　指定試験機関は、法第三十四条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　変更の内容及び理由

二　変更の年月日

（試験事務規程の記載事項）

第四十一条　法第三十四条第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　試験事務の実施の方法に関する事項

二　受験手数料の収納の方法に関する事項

三　試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

四　試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

五　その他試験事務の実施に関し必要な事項

（事業計画等の認可の申請）

第四十二条　指定試験機関は、法第三十五条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

２　指定試験機関は、法第三十五条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　変更の内容及び理由

二　変更の年月日

（事業報告書等の提出）

第四十三条　指定試験機関は、法第三十五条第二項の事業報告書及び収支決算書に貸借対照表及び財産目録を添えて文部科学大臣に提出しなければならない。

（試験事務に関する帳簿の記載事項等）

第四十四条　法第三十六条の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　試験年月日

二　試験地

三　受験者の受験番号、氏名、生年月日、本籍地都道府県名、住所並びに基礎試験及び日本語教員試験の合否の別

四　試験科目ごとの成績

五　基礎試験又は日本語教員試験に合格した者については、基礎試験合格証明書又は合格証書の番号

六　基礎試験又は日本語教員試験に合格した者については、合格年月日

２　法第三十六条の帳簿は、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

（試験結果の報告）

第四十五条　指定試験機関は、試験事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　試験年月日

二　試験地

三　受験申込者の数

四　受験者の数

五　基礎試験及び日本語教員試験に合格した者の数

六　基礎試験及び日本語教員試験の合格年月日

２　前項の報告書には、日本語教員試験に合格した者の合格証書の番号、氏名、生年月日及び本籍地都道府県名を記載した合格者一覧表を添えなければならない。

（試験事務の休廃止の許可の申請）

第四十六条　指定試験機関は、法第三十九条第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲

二　休止し、又は廃止しようとする年月日

三　休止しようとする場合には、その期間

四　休止し、又は廃止しようとする理由

（指定試験機関の試験事務等の文部科学大臣への引継ぎ）

第四十七条　指定試験機関は、法第三十九条第一項の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止したとき、法第四十条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消されたとき又は法第四十一条第一項の規定により文部科学大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　試験事務を文部科学大臣に引き継ぐこと。

二　試験事務に関する帳簿及び書類を文部科学大臣に引き継ぐこと。

三　その他文部科学大臣が必要と認める事項

（文部科学大臣の試験事務等の指定試験機関への引継ぎ）

第四十八条　文部科学大臣は、法第四十一条第一項の規定により行っている試験事務を行わないこととする場合には、当該試験事務を終止する日以後において、前条第二号の規定により提出された帳簿及び書類を指定試験機関に返還するものとする。

２　文部科学大臣は、前項に規定する場合又は法第二十八条第一項の規定による指定により自ら行っていた試験事務を行わないこととする場合には、試験事務の実施のために必要な帳簿及び書類を指定試験機関に送付するものとする。

第五節　登録実践研修機関

（登録実践研修機関の登録の申請）

第四十九条　法第四十六条第二項の文部科学省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　登録（法第四十五条第一項の登録をいう。以下この節において同じ。）を受けようとする者が法人（国及び地方公共団体を除く。）である場合には、次に掲げる書類（登録を受けようとする者が独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（第六十六条において「独立行政法人等」という。）である場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　役員の氏名及び経歴を記載した書類

二　登録を受けようとする者が個人である場合には、住民票の写し及び履歴書

三　実践研修に関する次に掲げる事項を記載した書類

イ　実践研修において実施する科目、各科目の内容及び時間数

ロ　教壇実習を行う教育機関（第五十六条第四号において「教壇実習機関」という。）の概要

ハ　実践研修の指導を行う者の氏名、職名、経歴及び担当科目

ニ　その他文部科学大臣が必要と認める事項

２　法第四十六条第二項第二号の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　研修事務（法第四十五条第一項に規定する研修事務をいう。以下この節において同じ。）を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地

二　研修事務を開始しようとする年月日

（実践研修の時間数）

第五十条　法第四十六条第三項第二号の文部科学省令で定める時間数は、法第二十七第一項に規定する科目の合計で四十五単位時間（第二十八条第五号の教壇実習に関する科目二単位時間以上を含む。）とする。この場合において、一単位時間は四十五分以上とする。

（実践研修の指導者の要件）

第五十一条　法第四十六条第三項第三号の文部科学省令で定める資格及び経験は、次の各号のいずれかとする。

一　日本語教育に関する学科を専攻し、又は日本語教育に関する科目の研究により学士、修士又は博士の学位（学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学の前期課程を修了した者に対して授与されるものを除く。）及び同条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位並びに外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。以下同じ。）を授与され、かつ、日本語教育に関する研究業績を有すること。

二　日本語教育に関する学科を専攻し、又は日本語教育に関する科目の研究により学士、修士又は博士の学位を授与され、かつ、大学その他の教育機関において登録日本語教員又は法第十七条第一項の登録を受けることを希望する者を対象とした研修又は授業の業務に一年以上従事した経験を有すること。

三　登録日本語教員の登録を受け、かつ、大学その他の教育機関において登録日本語教員又は法第十七条第一項の登録を受けることを希望する者を対象とした研修又は授業の業務に一年以上従事した経験を有すること。

四　登録日本語教員の登録を受け、かつ、認定日本語教育機関において三年以上日本語教育課程を担当した経験を有すること。

（登録実践研修機関登録簿の記載事項）

第五十二条　法第四十六条第五項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録番号及び登録年月日

二　登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三　研修事務を行う主たる事務所の名称及び所在地

四　研修事務を開始する年月日

2　法第四十六条第六項の文部科学省令で定める事項は、法人である登録実践研修機関の代表者の氏名とする。

（変更の届出）

第五十三条　法第四十七条第一項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に変更の事実を証する書類を添えてしなければならない。

一　変更の内容及び理由

二　変更の年月日

（役員の選任等の届出）

第五十四条　法第四十八条の規定による役員の選任及び解任の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によって行わなければならない。

一　選任した役員の氏名及び経歴又は解任した役員の氏名

二　選任又は解任の理由

（研修事務規程の認可の申請）

第五十五条　登録実践研修機関は、法第四十九条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に研修事務規程を添えて、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

2　登録実践研修機関は、法第四十九条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　変更の内容及び理由

二　変更の年月日

（研修事務規程の記載事項）

第五十六条　法第四十九条第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　研修事務を行う時間及び休日に関する事項

二　研修事務の実施体制に関する事項

三　研修事務を行う事務所に関する事項

四　教壇実習機関に関する事項

五　実践研修の日程及び公示方法に関する事項

六　実践研修の受講の申請に関する事項

七　実践研修の修了の要件に関する事項

八　修了証書の交付及び再交付に関する事項

九　手数料の収納及び返還の方法に関する事項

十　研修事務に係る経費の維持方法に関する事項

十一　研修事務の評価に関する事項

十二　研修事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

十三　法第五十二条第一項に規定する財務諸表等の作成、事務所への備置き及び同条第二項の規定による閲覧等に関する事項（同項に規定する費用を含む。）

十四　研修事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

十五　不正な受講者の処分に関する事項

十六　その他研修事務の実施に関し必要な事項

（登録実践研修機関の報告）

第五十七条　登録実践研修機関は、毎年六月三十日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　実践研修を担当する指導者その他の職員の構成

二　施設及び設備

三　実践研修の実施内容

四　収支に関する事項

五　受講者の進路選択の支援その他の支援に関する事項

（事業報告書の作成）

第五十八条　登録実践研修機関は、法第五十二条第一項の事業報告書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　毎事業年度の実践研修の受講者の数

二　毎事業年度の実践研修の修了者の数及び修了時の成績

三　その他当該登録実践研修機関が必要と認める事項

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第五十九条　法第五十二条第二項第三号の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第五十二条第二項第四号の文部科学省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録実践研修機関が定めるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　登録実践研修機関（ロにおいて「送信者」という。）の使用に係る電子計算機と電磁的記録に記録された事項の提供を受けようとする者（以下この号及び次項において「受信者」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（研修事務に関する帳簿の記載事項等）

第六十条　法第五十三条の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　受講者の氏名、生年月日、本籍地都道府県名及び住所

二　受講者の成績

三　実践研修を修了した者については、修了証書の番号

四　実践研修を修了した者については、修了年月日

2　法第五十三条の帳簿は、研修事務を廃止するまで保存しなければならない。

（実践研修結果の報告）

第六十一条　登録実践研修機関は、研修事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　受講者の数

二　修了者の数

三　修了の年月日

2　前項の報告書には、実践研修を修了した者の修了証書の番号、氏名、生年月日及び本籍地都道府県名を記載した修了者一覧表を添えなければならない。

（研修事務の休廃止の許可の申請）

第六十二条　登録実践研修機関は、法第五十七条第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする研修事務の範囲

二　休止し、又は廃止しようとする年月日

三　休止しようとする場合には、その期間

四　休止し、又は廃止しようとする理由

（登録実践研修機関の研修事務等の文部科学大臣への引継ぎ）

第六十三条　登録実践研修機関は、当該登録実践研修機関が行っていた研修事務の全部又は一部を法第五十九条第一項の規定により文部科学大臣が自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　研修事務を文部科学大臣に引き継ぐこと。

二　研修事務に関する帳簿及び書類を文部科学大臣に引き継ぐこと。

三　その他文部科学大臣が必要と認める事項

2　前項の場合を除くほか、登録実践研修機関は、法第五十七条第一項の許可を受けて研修事務の全部を廃止したとき、又は法第五十八条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消されたときは、研修事務に関する帳簿及び書類を文部科学大臣に引き継がなければならない。

（文部科学大臣の研修事務等の登録実践研修機関への引継ぎ）

第六十四条　文部科学大臣は、自ら行っていた研修事務の全部若しくは一部を行わないものとする場合又は前条第二項の規定により研修事務に関する帳簿及び書類を引き継いだ場合において必要があると認めるときは、研修事務の実施のために必要な帳簿及び書類を登録実践研修機関に送付するものとする。

（実践研修の手数料の細目）

第六十五条　日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行令第五条第一項の文部科学省令で定める事項は、認可を受けようとする手数料の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費、旅費（鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃をいう。）、日当及び宿泊料の額並びに認可を受けようとする手数料の額の算出方法とする。

第六節　登録日本語教員養成機関

（登録日本語教員養成機関の登録の申請）

第六十六条　法第六十二条第一項の文部科学省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　登録（法第二十三条第一号の登録をいう。以下この節において同じ。）を受けようとする者が法人（国及び地方公共団体を除く。）である場合には、次に掲げる書類（登録を受けようとする者が独立行政法人等である場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　役員の氏名及び経歴を記載した書類

二　登録を受けようとする者が個人である場合には、住民票の写し及び履歴書

三　養成課程に関する次に掲げる事項を記載した書類

イ　養成課程において実施する科目、各科目の内容及び時間数

ロ　養成課程の科目の授業を行う者の氏名、職名、経歴及び担当科目

ハ　その他文部科学大臣が必要と認める事項

2　法第六十二条第一項第二号の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　養成業務（法第六十三条第一項に規定する養成業務をいう。以下この節において同じ。）を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地

二　養成業務を開始しようとする年月日

（養成課程の科目及び時間数）

第六十七条　法第六十二条第二項第一号の文部科学省令で定める科目は、次に掲げる科目とする。

一　社会・文化・地域基礎に関する科目

二　言語と社会基礎に関する科目

三　言語と心理基礎に関する科目

四　言語と教育基礎に関する科目

五　言語基礎に関する科目

2　法第六十二条第二項第二号の文部科学省令で定める時間数は、同項第一号の科目の合計で三百七十五単位時間とする。この場合において、一単位時間は四十五分以上とする。

（養成課程の教授者の要件）

第六十八条　法第六十二条第二項第三号の文部科学省令で定める資格は、次の各号のいずれかとする。

一　前条第一項各号に掲げる科目に関する科目の研究により修士又は博士の学位（学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位及び外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を授与されたこと。

二　登録日本語教員の登録を受け、かつ、学士、修士又は博士の学位を授与されたこと。

（登録日本語教員養成機関登録簿の記載事項）

第六十九条　法第六十二条第四項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録番号及び登録年月日

二　登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三　養成業務を行う主たる事務所の名称及び所在地

四　養成業務を開始する年月日

2　法第六十二条第五項の文部科学省令で定める事項は、法人である登録日本語教員養成機関（法第六十三条第一項に規定する登録日本語教員養成機関をいう。以下この節において同じ。）の代表者の氏名とする。

（養成業務規程の届出）

第七十条　登録日本語教員養成機関は、法第六十三条第一項前段の規定による届出をするときは、その旨を記載した届出書に養成業務規程（同項に規定する養成業務規程をいう。）を添えて、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

2　登録日本語教員養成機関は、法第六十三条第一項後段の規定による届出をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　変更の内容及び理由

二　変更の年月日

（養成業務規程の記載事項）

第七十一条　法第六十三条第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　養成業務を行う時間及び休日に関する事項
二　養成業務の実施体制に関する事項
三　養成業務を行う事務所に関する事項
四　養成課程の日程及び公示方法に関する事項
五　養成課程の受講の申請に関する事項
六　養成課程の修了の要件に関する事項
七　修了証書の交付及び再交付に関する事項
八　料金の収納及び返還の方法に関する事項
九　養成業務に係る経費の維持方法に関する事項
十　養成業務の評価に関する事項
十一　養成業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
十二　法第六十五条において準用する法第五十二条第一項に規定する財務諸表等の作成、事務所への備置き及び同条第二項の規定による閲覧等に関する事項（同項に規定する費用を含む。）
十三　養成業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
十四　不正な受講者の処分に関する事項
十五　その他養成業務の実施に関し必要な事項

（修了証書の交付）

第七十二条　登録日本語教員養成機関は、養成課程を修了した者に対し、様式第二により作成した修了証書を交付しなければならない。

（養成業務の休廃止の届出）

第七十三条　登録日本語教員養成機関は、法第六十四条第一項の規定による届出をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする養成業務の範囲
二　休止し、又は廃止しようとする年月日
三　休止しようとする場合には、その期間
四　休止し、又は廃止しようとする理由

（準用）

第七十四条　第五十三条、第五十四条及び第五十七条から第六十一条までの規定は、登録日本語教員養成機関が養成業務を実施する場合について準用する。この場合において、第五十三条中「法第四十七条第一項」とあるのは「法第六十五条において準用する法第四十七条第一項」と、第五十四条中「法第四十八条」とあるのは「法第六十五条において準用する法第四十八条」と、第五十八条中「法第五十二条第一項」とあるのは「法第六十五条において準用する法第五十二条第一項」と、第五十九条第一項中「法第五十二条第二項第三号」とあるのは「法第六十五条において準用する法第五十二条第二項第三号」と、第五十九条第二項中「法第五十二条第二項第四号」とあるのは「法第六十五条において準用する法第五十二条第二項第四号」と、第六十条中「法第五十三条」とあるのは「法第六十五条において準用する法第五十三条」と読み替えるものとする。

第七節　雑則

（審議会等の意見の聴取）

第七十五条　文部科学大臣は、法第四十九条第一項の認可、同条第三項の規定による命令、法第五十五条若しくは第五十六条（これらの規定を法第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による命令をするときは、あらかじめ、法第十五条第一項の審議会等で政令で定めるものの意見を聴くものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（認定日本語教育機関の教員に関する経過措置）

第二条　法附則第二条の規定により読み替えて適用する法第七条の文部科学省令で定める資格又は実務経験は、次の各号のいずれかとする。

一　第六十七条第一項各号に掲げる科目についての四百二十単位時間以上（一単位時間は四十五分以上とする。次条及び附則第四条において同じ。）の講座を修了し、かつ、学士、修士又は博士の学位を有すること。
二　大学（外国の大学を含む。第四号及び附則第五条を除き、以下同じ。）において第六十七条第一項各号に掲げる科目の単位を合わせて二十六単位以上修得し、かつ、学士、修士又は博士の学位を有すること。
三　昭和六十二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格したこと。
四　平成三十一年四月一日以後において、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）本則の表法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定める日本語教育機関、大学又は文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関（次条及び附則第四条において「告示機関等」という。）において一年以上日本語教育課程を担当した経験を有すること。

（試験に関する経過措置）

第三条　令和十五年三月三十一日までの間、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、基礎試験を免除する。

一　第六十七条第一項各号に掲げる科目であって、文部科学大臣が最新の知見を踏まえたものと認めるものについての三百七十五単位時間以上の講座を修了し、かつ、学士、修士又は博士の学位を有する者
二　大学において、第六十七条第一項各号に掲げる科目であって、文部科学大臣が最新の知見を踏まえたものと認めるものの単位を合わせて二十五単位以上修得し、かつ、学士、修士又は博士の学位を有する者

2　令和十一年三月三十一日までの間、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、基礎試験を免除する。

一　次のいずれにも該当する者
イ　次のいずれかに該当すること。
(1)　第六十七条第一項各号に規定する科目についての三百七十五単位時間以上の講座を修了し、かつ、学士、修士又は博士の学位を有すること。
(2)　大学において第六十七条第一項各号に規定する科目の単位を合わせて二十五単位以上修得し、かつ、学士、修士又は博士の学位を有すること。
ロ　平成三十一年四月一日以後において、告示機関等又は認定日本語教育機関において一年以上日本語教育課程を担当した経験を有すること。
ハ　文部科学大臣が日本語教育を行うために必要な知識及び技能について行う最新の知見を踏まえた講習（次号ハにおいて「講習」という。）を修了したこと。
二　次のいずれにも該当する者
イ　昭和六十二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格したこと。
ロ　平成三十一年四月一日以後において、告示機関等又は認定日本語教育機関で一年以上日本語教育課程を担当した経験を有すること。
ハ　講習を修了したこと。

3　令和十一年三月三十一日までの間、前項第二号に該当する者に対しては、その申請により、応用試験を免除する。

（実践研修に関する経過措置）

第四条　令和十一年三月三十一日までの間、平成三十一年四月一日以後において告示機関等又は認定日本語教育機関において一年以上日本語教育課程を担当した経験を有する者は、法第十七条第一項の規定の適用については、実践研修を修了した者とみなす。

2　令和十五年三月三十一日までの間、次の各号のいずれかに該当する者は、法第十七条第一項の規定の適用については、実践研修を修了した者とみなす。

一　第二十八条各号に掲げる科目であって、文部科学大臣が最新の知見を踏まえたものと認めるものについての四十五単位時間以上の講座を修了し、かつ、学士、修士又は博士の学位を有する者

二　大学において、第二十八条各号に掲げる科目であって、文部科学大臣が最新の知見を踏まえたものと認めるものの単位を一単位以上修得し、かつ、学士、修士又は博士の学位を有する者

3　第一項の場合において、法第十七条第一項の登録を受けようとする者は、第十四条第二項第三号の規定に関わらず、同号の実践研修の修了証書の写しに代えて、告示機関等又は認定日本語教育機関の設置者の証明書を提出しなければならない。

4　第二項の場合において、法第十七条第一項の登録を受けようとする者は、第十四条第二項第三号の規定に関わらず、同号の実践研修の修了証書の写しに代えて、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

一　第二項第一号の講座を修了し、かつ、学士、修士又は博士の学位を有する場合　同号の講座を実施した者の証明書及び学士、修士又は博士の学位を有することを証する書類

二　大学において第二項第二号の単位を修得し、かつ、学士、修士又は博士の学位を有する場合　当該大学の証明書及び学士、修士又は博士の学位を有することを証する書類

（試験委員等の要件に関する経過措置）

第五条　令和十六年三月三十一日までの間、第三十八条の規定の適用については、同条第三号中「認定日本語教育機関」とあるのは、「認定日本語教育機関、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）本則の表法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定める日本語教育機関、大学又は文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関」とする。

2　令和十二年三月三十一日までの間、第五十一条の規定の適用については、同条第二号及び第三号中「又は法第十七条第一項の登録を受けることを希望する者」とあるのは「、日本語教育を行う教員、法第十七条第一項の登録を受けることを希望する者又は日本語教育を行う教員となることを希望する者」と、同号中「登録日本語教員の登録を受け」とあるのは「登録日本語教員の登録を受け、又は法附則第二条の規定により読み替えて適用する法第七条の文部科学省令で定める資格若しくは実務経験を有し」とする。

3　令和十四年三月三十一日までの間、第五十一条の規定の適用については、同条第四号中「登録日本語教員の登録を受け」とあるのは「登録日本語教員の登録を受け、又は法附則第二条の規定により読み替えて適用する法第七条の文部科学省令で定める資格若しくは実務経験を有し」と、「認定日本語教育機関」とあるのは「認定日本語教育機関、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令本則の表法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定める日本語教育機関、大学又は文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関」とする。

4　令和十一年三月三十一日までの間、第六十八条の規定の適用については、同条第二号中「登録日本語教員の登録を受け」とあるのは「登録日本語教員の登録を受け、又は法附則第二条の規定により読み替えて適用する法第七条の文部科学省令で定める資格若しくは実務経験を有し」とする。

様式第一（第三十二条関係）

実　践　研　修　修　了　証　書

第　　号

（氏名）

年　　月　　日生

本籍地又は国籍等　（都道府県名又は国籍等）

住　　所

上記の者は日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）に規定する実践研修を修了したことを証明する。

実践研修の修了年月日　　年　　月　　日

年　　月　　日

（登録実践研修機関の登録番号）

（実践研修の実施者の氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名））

備考

一　「（都道府県名又は国籍等）」には、修了者の本籍地都道府県名を記入する。修了者が日本の国籍を有しない場合は、国籍等を記入する。

二　「（登録実践研修機関の登録番号）」には、実践研修を実施した登録実践研修機関の登録番号を記入する。ただし、文部科学大臣が実践研修を実施した場合にあっては、記入しない。

三　「（実践研修の実施者の氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名））」には、実践研修を実施した登録実践研修機関の氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名。次号において同じ。）を記入する。ただし、文部科学大臣が実践研修を実施した場合にあっては、職名及び氏名を記入する。

四　修了証書を再発行する場合であって、実践研修の実施者と修了証書の発行者が異なるときは、その旨及び再発行する登録実践研修機関の氏名及び登録番号（文部科学大臣が再発行する場合にあっては、職名及び氏名）を付記する。

様式第二（第七十二条関係）

養成課程修了証書

第　　号

（氏名）

年　　月　　日生

本籍地又は国籍等　（都道府県名又は国籍等）

住　　所

上記の者は日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）に規定する養成課程を修了したことを証明する。

養成課程の修了年月日　　年　　月　　日

年　　月　　日

（登録日本語教員養成機関の登録番号）

（登録日本語教員養成機関の氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名））

備考

一　「都道府県名又は国籍等」には、修了者の本籍地都道府県名を記入する。修了者が日本の国籍を有しない場合は、国籍等を記入する。

二　「（登録日本語教員養成機関の登録番号）」には、養成課程を実施した登録日本語教員養成機関の登録番号を記入する。

三　「（登録日本語教員養成機関の氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名））」には、養成課程を実施した登録日本語教員養成機関の氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）を記入する。

○文部科学省令第四十号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第二条第三項第二号の規定に基づき、認定日本語教育機関認定基準を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

文部科学大臣　盛山　正仁

認定日本語教育機関認定基準

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　教員及び職員の体制（第四条―第十条）
第三章　施設及び設備（第十一条―第十五条）
第四章　日本語教育課程（第十六条―第二十八条）
第五章　学習上及び生活上の支援体制（第二十九条―第三十六条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項第二号の文部科学省令で定める基準（以下この条において「認定基準」という。）は、この省令の定めるところによる。

2　認定基準は、認定日本語教育機関（法第三条第一項に規定する認定日本語教育機関をいう。以下同じ。）の認定を受けるのに必要な最低の基準とする。

3　認定日本語教育機関は、この省令で定める認定基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、法第八条第一項の点検及び評価の結果を踏まえ、日本語教育（法第一条に規定する日本語教育をいう。以下同じ。）について不断の見直しを行うことにより、その水準の維持向上を図ることに努めなければならない。

（定義）

第二条　この省令において「留学のための課程」とは、第十六条第一項第一号に掲げるものを目的とする日本語教育課程（法第一条に規定する日本語教育課程をいう。以下同じ。）をいう。

2　この省令において「就労のための課程」とは、第十六条第一項第二号に掲げるものを目的とする日本語教育課程をいう。

3　この省令において「生活のための課程」とは、第十六条第一項第三号に掲げるものを目的とする日本語教育課程をいう。

（基本組織）

第三条　認定日本語教育機関は、日本語教育課程の実施以外の業務を行う場合には、日本語教育を実施するための基本となる組織（次項において「基本組織」という。）を置かなければならない。

2　基本組織には、教育上必要な教員組織その他を備えなければならない。

第二章　教員及び職員の体制

（校長）

第四条　認定日本語教育機関には、当該認定日本語教育機関の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する者として、校長を置かなければならない。

2　校長となることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

一　認定日本語教育機関の運営に必要な識見を有し、かつ、教育に関する業務に原則として五年以上従事した者であること。

二　法第十七条第二項各号のいずれにも該当しない者であること。

三　校長としてふさわしい社会的信望を有すること。

3　認定日本語教育機関の校長を兼ねる場合には、それぞれの認定日本語教育機関に、校長を助け、命を受けて当該認定日本語教育機関の業務をつかさどる者として、副校長（前項各号のいずれにも該当する者に限る。）を置かなければならない。ただし、校長が隣地に立地する認定日本語教育機関の校長を兼ねる場合は、この限りでない。

（主任教員）

第五条　認定日本語教育機関には、日本語教育課程を担当する教員（以下「教員」という。）のうちから、教育課程の編成及び他の教員の指導に当たる者として、主任教員を置かなければならない。

2　主任教員となることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

一　教育課程の編成及び他の教員の指導を行うのに必要な知識及び技能を有すること。

二　当該認定日本語教育機関の本務等教員（日本語教育課程の編成その他の日本語教育課程に係る業務について責任を担う教員であって、専ら当該日本語教育課程を置く認定日本語教育機関の教育に従事するもの又はこれに相当する業務を担当し、かつ、本務として当該日本語教育課程を置く認定日本語教育機関の教育に従事するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）であること。

三　認定日本語教育機関において、本務等教員として日本語教育に三年以上従事した経験を有すること。

四　当該認定日本語教育機関が就労のための課程又は生活のための課程を置く場合には、外国人を雇用する事業主、地方公共団体その他の関係者との連携体制の整備に必要な知識及び経験を有すること。

五　主任教員としてふさわしい社会的信望を有すること。

（教員数）

第六条　認定日本語教育機関における教員の数は、当該認定日本語教育機関に置かれる第十六条第一項各号に掲げる日本語教育課程の目的の別ごとに合計した収容定員数（就労のための課程又は生活のための課程にあっては、同時に授業を行う生徒の数。次項において同じ。）二十人につき一人以上でなければならない。ただし、当該認定日本語教育機関における教員の数は、三人を下回ることはできない。

2　前項の規定により認定日本語教育機関に置かなければならない教員の数のうち、日本語教育課程の目的の別ごとに合計した収容定員数四十人につき一人以上は、本務等教員（専ら当該認定日本語教育機関における教育に従事する校長又は副校長が教員を兼ねる場合には、当該校長又は副校長を含む。以下この項において同じ。）でなければならない。ただし、当該認定日本語教育機関（大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）又は専門学校（専修学校（同法第百二十四条に規定する専修学校をいう。第十六条第一項第一号において同じ。）であって、専門課程（同法第百二十五条第一項に規定する専門課程をいう。第十六条第一項第一号において同じ。）を置くものをいう。第二十条第二項第一号及び第二号において同じ。）であって、教員以外の者が日本語教育課程に係る業務について責任を担うものを除く。）における教員の数のうち、本務等教員の数は、二人を下回ることはできない。

（担当授業時数）

第七条　各教員の一週間当たりの担当授業時数は、その指導の経験及び各認定日本語教育機関における職務の内容に応じて適切に定めなければならない。この場合において、当該一週間当たりの担当授業時数は、二十五単位時間を超えてはならない。

（事務を統括する職員）

第八条　認定日本語教育機関には、職員のうちから、事務を統括する職員を置かなければならない。

2　事務を統括する職員となることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

一　認定日本語教育機関に関する事務を統括するのに必要な知識、技能及び経験を有すること。

二　事務を統括する職員としてふさわしい社会的信望を有すること。

（情報の公表及び評価等に関する体制）

第九条　認定日本語教育機関は、法第三条第一項の規定による情報の公表並びに法第八条第一項の規定による点検、評価及び結果の公表を行うために必要な体制を整備しなければならない。

（組織的な研修に関する体制）

第十条　認定日本語教育機関は、当該認定日本語教育機関の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的かつ計画的な研修を実施するために必要な体制を整備しなければならない。

第三章　施設及び設備

（位置及び環境）

第十一条　認定日本語教育機関の校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない。

（校地）

第十二条　認定日本語教育機関は、校舎その他必要な施設を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない。

2　校地は、設置者の自己所有であり、かつ、負担付きでないものでなければならない。ただし、これと同等と認められる場合は、この限りでない。

（校舎）

第十三条　認定日本語教育機関の校舎には、その設置する日本語教育課程の目的、組織及び生徒の数に応じ、教室、教員室、事務室、図書室、保健室その他必要な施設を備えなければならない。ただし、留学のための課程を置かない認定日本語教育機関の校舎にあっては、近隣の図書館、学校その他の教育機関又は病院その他の医療機関との連携を図ることにより、生徒の図書の利用又はその健康の保持増進に支障がないと認められるときは、図書室又は保健室を備えないことができる。

2　校舎の面積は、百十五平方メートル以上でなければならない。

3　校舎を複数の場所に設ける場合には、当該校舎を設置する場所は三箇所以内とし、かつ、それぞれの校舎間の距離がおおむね八百メートル以内の位置に配置しなければならない。

4　校舎は、設置者の自己所有であり、かつ、負担付きでないものでなければならない。ただし、これと同等と認められる場合は、この限りでない。

（教室）

第十四条　前条第一項の教室は、日本語教育課程の目的、組織及び生徒の数に応じ、必要な数及び環境を備えなければならない。

2　教室には、机、椅子、黒板その他の授業に最低限必要な設備を備えなければならない。

3　教室の面積は、当該教室で同時に授業を行う生徒一人当たり一・五平方メートル以上でなければならない。

（設備）

第十五条　認定日本語教育機関は、生徒の数に応じ、必要な種類及び数の視聴覚教育機器、図書その他の設備を備えなければならない。ただし、留学のための課程を置かない認定日本語教育機関にあっては、近隣の図書館、学校その他の教育機関との連携を図ることにより、生徒の図書の利用に支障がないと認められるときは、図書を備えないことができる。

第四章　日本語教育課程

（日本語教育課程の目的及び目標）

第十六条　認定日本語教育機関は、その設置する各日本語教育課程について、次の各号に掲げるもののいずれかを目的とし、当該目的に照らして適切な目標を設定しなければならない。

一　主として我が国の大学、高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。）又は専修学校の専門課程（第十八条第三項において「大学等」という。）において教育を受けること、我が国において就職することその他の目的のために我が国において日本語教育を受けることを希望して我が国に入国した者に対し、当該目的に必要な水準の日本語を理解し、使用する能力（以下「日本語能力」という。）を習得させるための教育を行うこと。

二　主として我が国において就労する者に対し、就労に必要な水準の日本語能力を習得させるための教育（前号に掲げるものを除く。）を行うこと。

三　我が国に居住する者に対し、日常生活に必要な水準の日本語能力を習得させるための教育（前二号に掲げるものを除く。）を行うこと。

２　認定日本語教育機関は、一以上の高度に自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の能力を習得させることを目標とした日本語教育課程を置かなければならない。ただし、留学のための課程を置かない認定日本語教育機関にあっては、一以上の自立して日本語を理解し、使用することができる水準の能力を習得させることを目標とした日本語教育課程を置くことをもって足りる。

（修業期間）

第十七条　留学のための課程の修業期間は、一年以上でなければならない。ただし、文部科学大臣が別に定める特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、六月以上とすることができる。

２　就労のための課程及び生活のための課程の修業期間は、当該日本語教育課程の目標を勘案して適切に定めなければならない。

（修業期間の始期及び終期）

第十八条　日本語教育課程の修業期間の始期及び終期は、校長が定める。

２　留学のための課程に係る前項の修業期間の始期は、年四回以内としなければならない。

３　留学のための課程であって、大学等において教育を受けること又は我が国において就職することを目的として我が国において日本語教育を受けることを希望して我が国に入国した者に対し、当該目的に必要な水準の日本語能力を習得させるための教育を行うことを目的とするものに係る第一項の修業期間の終期は、大学等の入学の時期又は就職の時期を勘案して適切に定めなければならない。

（一年間の授業期間）

第十九条　留学のための課程にあっては、一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。

（授業時数等）

第二十条　留学のための課程の授業時数は、一年間にわたり七百六十単位時間以上としなければならない。ただし、第十七条第一項ただし書の規定により修業期間を一年未満とする場合には、その修業期間に応じて授業時数を減ずることができる。

２　生徒に日本語教育課程の授業科目以外の授業科目であって、次のいずれにも該当するものを履修させる場合は、当該授業科目の授業時数を前項本文に規定する授業時数に百六十単位時間まで算入することができる。

一　当該生徒が在籍する大学又は専門学校の設置者が、当該大学又は専門学校について法第二条第一項の認定を受け、かつ、当該大学又は専門学校が開設するものであること。

二　大学又は専門学校における学修に必要な日本語能力の向上に資するものであること。

三　当該生徒が履修する日本語教育課程との整合性及び連続性が確保されているものであること。

四　法第十七条第一項の登録を受けた者が補助者として生徒の学習上の支援を行うこと。

３　留学のための課程における一週間当たりの授業時数は、二十単位時間以上としなければならない。

４　留学のための課程における授業は、午前八時から午後六時までの間に行われることを原則とする。

５　就労のための課程の授業時数は、次の各号に掲げる当該日本語教育課程が目標とする日本語能力に応じ、それぞれ当該各号に定める授業時数以上としなければならない。

一　他の者の部分的な支援により基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準の能力　百時間

二　基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準の能力　二百時間

三　自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の能力　三百五十時間

（単位時間）

第二十一条　留学のための課程における一単位時間は、四十五分以上とする。

（授業科目）

第二十二条　認定日本語教育機関は、その設置する日本語教育課程の目的及び目標に応じ、かつ、生徒の日本語能力に応じて適切な授業科目を体系的に開設しなければならない。

２　前項の授業科目は、当該授業科目を担当する能力を有する教員により、適切な教材を用いて教授されなければならない。

３　認定日本語教育機関は、その設置する日本語教育課程において、生徒に対し、次に掲げるすべての活動を行わせなければならない。

一　日本語を聞く活動

二　日本語を読む活動

三　日本語を用いて他者と口頭でやり取りする活動

四　日本語を用いて他者に口頭で発表する活動

五　日本語を用いて書く活動

４　認定日本語教育機関は、その設置する日本語教育課程における学習（授業時間外に必要な学習を含む。）に支障のない範囲内で、生徒に対し、専門教育、職業教育その他の日本語教育以外の事項に関する授業を行うことができる。

（特別の日本語教育課程）

第二十三条　就労のための課程又は生活のための課程を置く認定日本語教育機関は、当該認定日本語教育機関が置く就労のための課程又は生活のための課程に在籍する生徒のうち、当該生徒の目的及び日本語能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、第二十条第五項及び前条第三項の規定にかかわらず、特別の日本語教育課程によることができる。

２　前項の特別の日本語教育課程の編成に当たっては、当該認定日本語教育機関が置く就労のための課程又は生活のための課程の授業科目又はその一部により体系的に編成するものとする。

（生徒の数）

第二十四条　認定日本語教育機関は、施設及び設備その他の条件を勘案して、その設置する各日本語教育課程（前条第一項の特別の日本語教育課程を除く。以下この条において同じ。）について、生徒の収容定員数を適切に定めなければならない。

２　認定日本語教育機関が設置する第十六条第一項各号に掲げる日本語教育課程の目的の別ごとに合計した収容定員数（以下この条において「合計収容定員数」という。）は、法第二条第一項の認定を受けた後最初の当該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程の修業期間の始期（第四項において「課程始期」という。）から一年を経過しない間はそれぞれ百人以下としなければならない。

３　認定日本語教育機関が、法第二条第一項の認定を受けた後において日本語教育課程を新設し、かつ、当該日本語教育課程（以下この項において「新設課程」という。）の目的と、当該認定日本語教育機関が新設課程の新設の際現に設置している新設課程以外の日本語教育課程の目的とが異なる場合は、新設課程に係る合計収容定員数については、前項の規定にかかわらず、新設課程の新設に係る法第六条第一項の規定による変更の届出後最初の新設課程の修業期間の始期（次項において「変更の届出後最初の課程始期」という。）から一年を経過しない間はそれぞれ百人以下としなければならない。

４　認定日本語教育機関は、課程始期（前項の場合には、変更の届出後最初の課程始期）から一年を経過するごとに、その経過する日の合計収容定員数に一・五を乗じて得られる数まで合計収容定員数を増加することができる。ただし、在籍している生徒の数（休学その他の理由により学習を中断しており、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる者の数を除く。）が合計収容定員数の八割を超えているときでなければ、合計収容定員数を増加することはできない。

５　認定日本語教育機関は、合計収容定員数を超えて当該目的の日本語教育課程に生徒を入学させてはならない。ただし、文部科学大臣が、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないと認める場合は、この限りでない。

６　認定日本語教育機関が一の授業科目について同時に授業を行う生徒の数は、二十人以下でなければならない。ただし、生徒の日本語能力、教室の面積その他の施設及び設備の状況その他教育の質に関する事項に照らして、教育上支障がない場合は、次条第一項の講義により行う授業の生徒の数については、この限りでない。

（授業の方法）

第二十五条　認定日本語教育機関の授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

２　就労のための課程又は生活のための課程を置く認定日本語教育機関は、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該日本語教育課程に係る前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3　前項の授業の方法による授業科目の履修は、当該日本語教育課程の修了に必要な総授業時数の四分の三を超えてはならない。

4　就労のための課程又は生活のための課程を置く認定日本語教育機関は、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該日本語教育課程に係る第一項の授業を、他の者と連携して、校舎以外の場所で恒常的に履修させることができる。

（入学者の募集）

第二十六条　認定日本語教育機関は、当該日本語教育課程に係る入学者の募集に当たり、入学を希望する者に対し、日本語教育機関（法第一条に規定する日本語教育機関をいう。）の選択に資する情報の提供を適切な方法により確実に行わなければならない。

（入学者の日本語能力等の確認）

第二十七条　留学のための課程を置く認定日本語教育機関は、当該日本語教育課程の目的及び目標に応じ、入学を希望する者の日本語能力及び学習意欲を試験その他の適切な方法により、確認しなければならない。

（修了の要件）

第二十八条　留学のための課程の修了の要件は、七百六十単位時間に修業期間の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することのほか、認定日本語教育機関が定めなければならない。この場合において、認定日本語教育機関は、試験その他の当該認定日本語教育機関が定める適切な方法により、生徒の学習の成果を評価しなければならない。

2　就労のための課程及び生活のための課程の修了の要件は、次の各号に掲げる生徒が目標とする日本語能力に応じ、それぞれ当該各号に定める授業時数以上の授業科目を履修することのほか、認定日本語教育機関が定めなければならない。この場合において、認定日本語教育機関は、試験その他の当該認定日本語教育機関が定める適切な方法により、生徒の学習の成果を評価しなければならない。

一　他の者の部分的な支援により基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準の能力　百時間

二　基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準の能力　二百時間（入学の際現に前号に掲げる日本語能力を有する生徒については、百時間）

三　自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の能力　三百五十時間（入学の際現に第一号又は前号に掲げる日本語能力を有する生徒については、三百五十時間からそれぞれ当該各号に定める授業時数を減じた数）

3　前項の規定にかかわらず、第二十三条第一項の特別の日本語教育課程の修了の要件は、認定日本語教育機関が定めなければならない。この場合において、認定日本語教育機関は、試験その他の当該認定日本語教育機関が定める適切な方法により学習の成果を評価しなければならない。

第五章　学習上及び生活上の支援体制

（学習上の支援体制）

第二十九条　認定日本語教育機関は、生徒の母語その他の当該生徒が使用する言語を用いた指導その他の学習の継続が困難である生徒の支援のために必要な体制を整備しなければならない。

（出席管理体制）

第三十条　認定日本語教育機関は、当該認定日本語教育機関の設置する日本語教育課程の生徒の出席状況を的確に把握し、及び授業への出席率が低い生徒に対する必要な指導を行うために必要な体制を整備しなければならない。

（災害等の場合の転学支援等）

第三十一条　認定日本語教育機関は、災害その他の事由により日本語教育を継続することが困難となる事態に備え、転学の支援のための計画の策定その他の当該日本語教育課程の生徒の学習の継続に必要な措置を講じなければならない。

（生活指導担当者等）

第三十二条　留学のための課程を置く認定日本語教育機関には、教員又は職員の中から、生活指導担当者として生徒の生活指導及び進路指導を行う者を置き、かつ、適切な生活指導、進路指導及び地方公共団体その他の関係機関との連携を行うことができる体制を整備しなければならない。

2　生活指導担当者となることができる者は、生徒の生活指導及び進路指導を行うのに必要な知識及び経験を有する者とする。

3　就労のための課程又は生活のための課程を置く認定日本語教育機関は、我が国における生活に必要な情報の提供、関係機関との連携その他の生徒の生活上の支援を行うための体制を整備しなければならない。

（健康診断の体制）

第三十三条　留学のための課程を置く認定日本語教育機関は、当該日本語教育課程の生徒の健康の保持増進を図るため、健康診断その他必要な措置を講じるための体制を整備しなければならない。

（在留を継続するための支援体制）

第三十四条　留学のための課程を置く認定日本語教育機関は、生徒が我が国に適正に在留し、学習を継続するために必要な支援を行うための体制を整備しなければならない。

（事業主等との連携体制）

第三十五条　就労のための課程を置く認定日本語教育機関は、外国人を雇用する事業主その他の関係者と連携した日本語教育課程の編成等に係る相当の実績に基づいて、それらの者との連携体制を整備しなければならない。

（地方公共団体等との連携体制）

第三十六条　生活のための課程を置く認定日本語教育機関は、地方公共団体その他の関係者と連携した日本語教育課程の編成等に係る相当の実績に基づいて、それらの者との連携体制を整備しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（主任教員の要件に関する経過措置）

第二条　令和十四年三月三十一日までの間における第五条第二項の規定の適用については、同項第三号中「認定日本語教育機関」とあるのは、「認定日本語教育機関、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）本則の表法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定める日本語教育機関、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。）又は文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関（法第一条に規定する日本語教育機関をいう。）とする。

（授業時数に算入することができる日本語教育課程の授業科目以外の授業科目の要件に関する経過措置）

第三条　令和十一年三月三十一日までの間における第二十条第二項の規定の適用については、同項第四号中「法第十七条第一項の登録を受けた者」とあるのは、「法第十七条第一項の登録を受けた者又は法附則第二条の規定により読み替えて適用する法第七条の文部科学省令で定める資格若しくは実務経験を有する者」とする。

（収容定員数に関する経過措置）

第四条　令和十一年三月三十一日までの間に法第二条第一項の認定を受けた者の設置する認定日本語教育機関が、当該認定の際現に出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）本則の表法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定める日本語教育機関、大学又は文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関（法第一条に規定する日本語教育機関をいう。）である場合には、第二十四条第二項の規定の適用については、「百人以下」とあるのは、「当該認定の申請の際現に設置されている日本語教育課程についての合計収容定員数に相当する数又は百人のうちいずれか大きい数以下」とする。

○文部科学省令第四十一号

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十六条第三項及び第四項、第四十七条第二項並びに第四十九条の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

文部科学大臣　盛山　正仁

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令

（私立学校教職員共済法施行規則の一部改正）

第一条　私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（七十歳以上の使用される者に係る標準報酬月額に相当する額の決定等） **第三条の十三**　七十歳以上の教職員等について、法第二十二条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定による標準報酬月額の決定又は改定が行われたときは、当該決定又は改定された額（その額が六十五万円を超えるときは、六十五万円とする。）を厚生年金保険法第四十六条第二項に規定する標準報酬月額に相当する額（以下「七十歳以上被用者の標準報酬月額」という。）とする。 ２　［略］ （七十歳以上の使用される者に係る標準賞与額に相当する額の決定等） **第三条の十四**　［略］ ２　前項の規定により七十歳以上被用者の標準賞与額（その額が百五十万円を超えるときは、百五十万円とする。）を決定する場合においては、第三十七条の三の規定による標準賞与額の決定に係る届出を七十歳以上被用者の標準賞与額の決定に係る届出とみなす。 （受給権者の異動報告等） **第二十条**　退職等年金給付の受給権者は、改氏名若しくは転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき、個人番号に変更があつたとき又は年金の払渡金融機関を変更しようとするときは、その旨（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下「公金受取口座」という。）への払込みを希望するときは、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として、公金受取口座を希望する旨を含む。）並びに氏名、生年月日、住所、本人確認番号及び年金証書の記号番号を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該退職等年金給付の受給権者が氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたことにつき、事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるとき及び年金の払渡金融機関が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 ２　前項の届書には、次の区分による書類を添えなければならない。 一　改氏名の場合は、年金証書及び市町村長の氏名の変更に関する証明書又は改氏名後の戸籍抄本	（七十歳以上の使用される者に係る標準報酬月額に相当する額の決定等） **第三条の十三**　七十歳以上の教職員等について、法第二十二条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定による標準報酬月額の決定又は改定が行われたときは、当該決定又は改定された額（その額が六十二万円を越えるときは、六十二万円とする。）を厚生年金保険法第四十六条第二項に規定する標準報酬月額に相当する額（以下「七十歳以上被用者の標準報酬月額」という。）とする。 ２　［同上］ （七十歳以上の使用される者に係る標準賞与額に相当する額の決定等） **第三条の十四**　［同上］ ２　前項の規定により七十歳以上被用者の標準賞与額（その額が百五十万円を越えるときは、百五十万円とする。）を決定する場合においては、第三十七条の三の規定による標準賞与額の決定に係る届出を七十歳以上被用者の標準賞与額の決定に係る届出とみなす。 （受給権者の異動報告等） **第二十条**　退職等年金給付の受給権者は、改氏名若しくは転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき又は年金の払渡金融機関若しくは払渡金融機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、その旨（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下「公金受取口座」という。）への払込みを希望するときは、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として、公金受取口座を希望する旨を含む。）並びに氏名、生年月日、住所、本人確認番号及び年金証書の記号番号を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該退職等年金給付の受給権者が転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたことにつき、事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるとき並びに払渡金融機関若しくは払渡金融機関の預金口座の名義が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 ２　前項の届書には、次の区分による書類を添えなければならない。 一　改氏名の場合は、年金証書及び市町村長の氏名の変更に関する証明書又は改氏名後の戸籍抄本（事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二　年金の払渡金融機関を変更する場合は、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類

3　事業団は、第一項に規定する転居、住居表示若しくは個人番号の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関の変更に係る届書の提出を受けた場合において必要があると認めるときは、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該事項について確認を行うことができなかつた場合には、事業団は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

4　事業団は、第二項の規定による年金証書の提出があつたときは、直ちに、新たな年金証書を交付しなければならない。

5　［略］

（職務遺族年金の受給権者の氏名変更の理由の届出）

第二十条の二　職務遺族年金の受給権者は、その氏名を変更した場合であつて前条第一項の規定による届書の提出を要しないときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書に戸籍抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類を添えて、事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二　職務遺族年金の年金証書の記号番号

三　氏名の変更の理由

四　その他必要な事項

2　前項の規定による届出を行う者が、遺族厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る同様の届出を行つた場合は、同項の届書を提出することを要しないものとする。

3　事業団は、職務遺族年金の受給権者が正当な理由がなく、第一項に規定する届書を提出しないときは、当該届書が提出されるまで当該受給権者に係る職務遺族年金の支払を差し止めることができる。

（年金証書の再交付の申請）

第二十一条　［略］

2　年金受給権者は、年金証書に記載された氏名に変更があつたときは、前項の申請書を、事業団に提出することができる。

3　前項の申請書には、年金証書を添えなければならない。

4　事業団は、第一項又は第二項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

5　［略］

（事業者等が行う記録の写しの提供）

第三十二条の四　［略］

2　法第二十六条第三項の規定により健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、同条第四項の規定により当該記録の写しを提供するに当たつては、電磁的方法により作成された当該健康診断に関する記録を記録した光ディスクを送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

二　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類（事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができないときに限る。）

3　事業団は、第一項に規定する転居、住居表示若しくは個人番号の変更又は改氏名に係る届書の提出を受けた場合において必要があると認めるときは、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該事項について確認を行うことができなかつた場合には、事業団は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

4　事業団は、第一項の規定により、年金証書の提出があつたときは、直ちに、その記載事項を訂正して、その受給権者に交付しなければならない。

5　［同上］

［条を加える。］

（年金証書の亡失等）

第二十一条　［同上］

［項を加える。］

2　［項を加える。］

事業団は、前項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

3　［同上］

（事業者等が行う記録の写しの提供）

第三十二条の四　［同上］

2　法第二十六条第三項の規定により健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、同条第四項の規定により当該記録の写しを提供するに当たつては、電磁的方法により作成された当該健康診断に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

（高齢の教職員等に係る異動報告等に関する特例）

第三十七条の三　次の各号のいずれにも該当する教職員等を使用する学校法人等は、当該教職員等に関し、第一条、第一条の二の六及び第一条の四の規定の例による異動報告書、届書及び支給報告書を、理事長が定めるところにより、事業団に提出しなければならない。

一　次のいずれかに該当する者

イ　法第三十九条第一項の規定により法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者

ロ　［略］

二　［略］

２　［略］（電磁的記録による手続）

第四十条の二　この省令の規定による事業団への書類の提出については、事業団の定めるところにより、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。）を送付する方法その他の適切な方法により行うことができる。

２　［略］（遺族厚生年金の請求等）

第四十四条　遺族厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第六十条から第六十八条の三まで、第七十条の二及び第七十三条の二（同令第六十条第一項第三号ロ、同項第六号、第三項第十号及び第十一号並びに第五項、第六十二条の二第三項、第六十七条の二並びに第七十三条の二第六項を除く。以下「遺族厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、遺族厚生年金請求等規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第六十三条第一項第三号	［略］	私立学校教職員共済法施行規則第五十条第一項
第七十条の二第一項	前条第一項	十日以内に	遅滞なく
第七十条の二第一項第二号	個人番号又は基礎年金番号	本人確認番号（個人番号又は基礎年金番号をいう。）及び遺族厚生年金の年金証書の記号番号

２　［略］（厚生年金保険給付に係る年金証書の再交付の申請）

第四十八条　［略］

２　厚生年金保険給付の受給権者は、年金証書に記載された氏名に変更があつたときは、前項の申請書を、事業団に提出することができる。

３　前項の申請書には、年金証書を添えなければならない。

４　事業団は、第一項又は第二項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

５　［略］

（高齢の教職員等に係る異動報告等に関する特例）

第三十七条の三　次の各号のいずれにも該当する教職員等を使用する学校法人等は、当該教職員等に関し、第一条、第一条の二の六及び第一条の四の規定の例による異動報告書、届書及び支給報告書を、理事長が定めるところにより、事業団に提出しなければならない。

一　次のいずれかに該当する者

イ　法第三十八条の二第一項の規定により法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者

ロ　［同上］

二　［同上］

２　［同上］（ディスク等による手続）

第四十条の二　この省令の規定による事業団への書類の提出については、事業団の定めるところにより、電子的方法、磁気的方法その他の方法により当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したディスクその他これに準ずるものを提出することによつて行うことができる。

２　［同上］（遺族厚生年金の請求等）

第四十四条　遺族厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第六十条から第六十八条の三まで及び第七十三条の二（同令第六十条第一項第三号ロ、同項第六号、第三項第十号及び第十一号並びに第五項、第六十二条の二第三項、第六十七条の二並びに第七十三条の二第六項を除く。以下「遺族厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、遺族厚生年金請求等規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［同上］	［同上］	［同上］
第六十三条第一項第三号	［同上］	［同上］

２　［同上］（厚生年金保険給付に係る年金証書の亡失等）

第四十八条　［同上］

［項を加える。］

２　事業団は、前項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

３　［同上］

（厚生年金保険給付に係る支払の一時差止め）

第四十九条　事業団は、厚生年金保険給付の受給権者が正当な理由がなく、厚生年金保険法施行規則第三十二条の三第一項の届書若しくはこれに添えるべき書類（同条第三項の規定の適用を受けるものに限る。）、第三十五条第三項に規定する書類、第三十五条の二の書類等、第三十五条の三第一項に規定する届書若しくはこれに添えるべき書類等、第三十五条の四の書類等、第四十条の二第三項に規定する書類、第五十一条第三項に規定する書類、第五十一条の二の書類等、第五十一条の三第一項に規定する届書、第五十一条の四の書類等、第五十六条の二第三項に規定する書類、第六十八条第三項に規定する書類、第六十八条の二の書類等、第六十八条の三の書類等、第七十条の二第一項に規定する届書又は第七十三条の二第三項に規定する書類を提出しないときは、それらの書類等が提出されるまで当該受給権者に係る厚生年金保険給付の支払を差し止めることができる。

（厚生年金保険給付の受給権者の異動報告等）

第五十条　年金受給権者は、改氏名若しくは転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき、個人番号に変更があつたとき又は年金の払渡金融機関を変更しようとするときは、その旨（公金受取口座への払込みを希望するときは、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として、公金受取口座を希望する旨を含む。）並びに氏名、生年月日、住所、本人確認番号及び年金証書の記号番号を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該年金受給権者が氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたことにつき、事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるとき及び年金の払渡金融機関が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

2　前項の届書には、次の区分による書類を添えなければならない。

一　改氏名の場合は、年金証書及び市町村長の氏名の変更に関する証明書又は改氏名後の戸籍抄本

二　年金の払渡金融機関を変更する場合は、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類

3　事業団は、第一項に規定する転居、住居表示若しくは個人番号の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関の変更に係る届書の提出を受けた場合において必要があると認めるときは、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該事項について確認を行うことができなかつた場合には、事業団は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

4　事業団は、第二項の規定による年金証書の提出があつたときは、直ちに、新たな年金証書を交付しなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（厚生年金保険給付に係る支払の一時差止め）

第四十九条　事業団は、厚生年金保険給付の受給権者が正当な理由がなく、厚生年金保険法施行規則第三十二条の三第一項の届書若しくはこれに添えるべき書類（同条第三項の規定の適用を受けるものに限る。）、第三十五条第三項に規定する書類、第三十五条の二の書類等、第三十五条の三第一項に規定する届書若しくはこれに添えるべき書類等、第三十五条の四の書類等、第四十条の二第三項、第五十一条第三項に規定する書類、第五十一条の二の書類等、第五十一条の三第一項に規定する届書、第五十一条の四の書類等、第五十六条の二第三項に規定する書類、第六十八条第三項に規定する書類、第六十八条の二若しくは第六十八条の三の書類等又は第七十三条の二第三項に規定する書類を提出しないときは、それらの書類等が提出されるまで当該受給権者に係る厚生年金保険給付の支払を差し止めることができる。

（厚生年金保険給付の受給権者の異動報告等）

第五十条　年金受給権者は、改氏名若しくは転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき、個人番号に変更があつたとき又は年金の払渡金融機関若しくは払渡金融機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、その旨（公金受取口座への払込みを希望するときは、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として、公金受取口座を希望する旨を含む。）並びに氏名、生年月日、住所、基礎年金番号及び年金証書の記号番号を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該年金受給権者が転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたことにつき、事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるとき並びに払渡金融機関若しくは払渡金融機関の預金口座の名義が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

2　前項の届書には、次の区分による書類を添えなければならない。

一　改氏名の場合は、年金証書及び市町村長の氏名の変更に関する証明書又は改氏名後の戸籍抄本（事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類（事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができないときに限る。）

3　事業団は、第一項に規定する転居、住居表示若しくは個人番号の変更又は改氏名に係る届書の提出を受けた場合において必要があると認めるときは、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該事項について確認を行うことができなかつた場合には、事業団は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

4　事業団は、第一項の規定により、年金証書の提出があつたときは、直ちに、その記載事項を訂正して、その受給権者に交付しなければならない。

（私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出等の改正前私学共済規則の適用） **第八条**　改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出その他の行為（附則第三条から前条までに係るものを除く。）に係る改正前私学共済規則（第十七条第二項、第十七条の二第五項、第二十条第二項第二号、第三十四条の二第二項を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	**附　則** （改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出等の改正前私学共済規則の適用） **第八条**　改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出その他の行為（附則第三条から前条までに係るものを除く。）に係る改正前私学共済規則（第十七条第二項、第十七条の二第五項、第二十条第二項第二号、第三十四条の二第二項を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第十七条の二第四項	住民票コード	住民票コード又は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
［略］	［略］	［略］
第二十条第一項	受給代表者を変更しようとするとき	個人番号に変更があつたとき
	住所及び年金証書	住所、本人確認番号及び年金証書
	転居したこと又は住居表示が変更されたこと	氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたこと
	できるとき	できるとき及び年金の払渡金融機関が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるとき

［同上］	［同上］	［同上］
第十七条の二第四項	住民票コード	住民票コード又は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
［同上］	［同上］	［同上］
第二十条第一項	住居表示が変更されたとき、受給代表者を変更しようとするとき	住居表示が変更されたとき
	払渡金融機関	払渡金融機関若しくは払渡金融機関の預金口座の名義
	住所及び年金証書	住所、本人確認番号及び年金証書
	できるとき	できるとき並びに払渡金融機関若しくは払渡金融機関の預金口座の名義が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるとき

第二十条第二項			受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者の全員の同意書
			年金の払渡金融機関を変更する場合は、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類
第二十条第三項		転居又は住居表示	
		提供を受け、	
		転居、住居表示若しくは個人番号の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関	
		提供を受け、又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受け、	
第二十条第四項	第一項		
	第二項		
第二十条第五項	［略］		
	退職共済年金		
	転居したこと又は住居表示が変更されたこと		
	旧職域加算退職給付		
	氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたこと		
［略］	［略］	［略］	［略］

（改正前私学共済法による職域加算額の請求及び届出に係る特例）

第十条　［略］

2～4　［略］

5　私立学校教職員共済法施行規則第二十条の二、第二十一条第二項から第四項まで及び第四十一条第二項の規定は、旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付に係る請求又は届出について準用する。

第二十条第二項			戸籍抄本
			受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者の全員の同意書
			戸籍抄本（事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）
			預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類（事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができないときに限る。）
第二十条第三項		転居又は住居表示の変更	
		転居、住居表示若しくは個人番号の変更又は改氏名	
第二十条第五項	［同上］		
	退職共済年金		
	旧職域加算退職給付		
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

（改正前私学共済法による職域加算額の請求及び届出に係る特例）

第十条　［同上］

2～4　［同上］

5　私立学校教職員共済法施行規則第四十一条第二項の規定は、旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付に係る請求又は届出について準用する。

（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法等による年金である給付の支給に係る改正前私学共済規則の適用等）

第十二条　平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定による改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則（第十七条第二項、第十八条、第二十四条第一項、第二項、第四項及び第五項、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十三条の三から第三十三条の六まで、第三十三条の九第一項第四号、第二項第二号並びに第三項、第三十三条の十一の二から第三十三条の十三まで及び第三十四条の二第二項を除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則中次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条の二第四項	住民票コード	住民票コード又は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
［略］	［略］	［略］
第二十条第一項	住所及び年金証書	住所、本人確認番号及び年金証書
	転居したこと又は住居表示が変更されたこと	氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたこと
	できるとき	できるとき及び年金の払渡金融機関が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるとき
第二十条第二項	二　受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者全員の同意書	二　受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者の全員の同意書 二の二　年金の払渡金融機関を変更する場合は、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類

（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法等による年金である給付の支給に係る改正前私学共済規則の適用等）

第十二条　平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定による改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則（第十七条第二項、第十八条、第二十四条第一項、第二項、第四項及び第五項、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十三条の三から第三十三条の六まで、第三十三条の九第一項第四号、第二項第二号並びに第三項、第三十三条の十一の二から第三十三条の十三まで及び第三十四条の二第二項を除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則中次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条の二第四項	住民票コード	住民票コード又は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
［同上］	［同上］	［同上］
第二十条第一項	払渡金融機関	払渡金融機関若しくは払渡金融機関の預金口座の名義
	住所及び年金証書	住所及び年金証書
	できるとき	できるとき並びに払渡金融機関若しくは払渡金融機関の預金口座の名義が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるとき
第二十条第二項	戸籍抄本	戸籍抄本（事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）
	二　受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者の全員の同意書	二　受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者の全員の同意書 二の二　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座

	第二十条第三項	転居又は住居表示の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関	転居、住居表示若しくは個人番号の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関
		提供を受け、	提供を受け、又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受け、
	第二十条第四項	第一項	第二項
	第二十条第五項	［略］	［略］
		法第二十五条において準用する組合法第七十八条の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十八条の二第一項
		転居したこと又は住居表示が変更されたこと	氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたこと
［略］	［略］	［略］	［略］

2　［略］

（請求書等の特例）

第十八条の二　私立学校教職員共済法施行規則第二十条の二、第二十一条第二項から第四項まで、第四十一条第二項及び附則第十条の二の規定は、改正前私学共済法による年金である給付について準用する。

2・3　［略］

			の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類（事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができないときに限る。）
	第二十条第三項	転居又は住居表示の変更	転居、住居表示若しくは個人番号の変更若しくは改氏名
	第二十条第五項	［同上］	［同上］
		法第二十五条において準用する組合法第七十八条の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十八条の二第一項
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

2　［同上］

（請求書等の特例）

第十八条の二　私立学校教職員共済法施行規則第四十一条第二項の規定及び附則第十条の二の規定は、改正前私学共済法による年金である給付について準用する。

2・3　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

○文部科学省令第四十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十二条、第五十九条（同法第七十条において準用する場合を含む。）及び第六十八条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

文部科学大臣　盛山　正仁

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第八十八条の四　高等学校は、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒その他特別の事情を有する生徒を対象として、教育上有益と認めるときは、授業に代えて通信教育を行うことができる。	［条を加える。］
第九十六条　校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たつては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、第八十五条から第八十六条までの規定により、高等学校の教育課程に関し第八十三条又は第八十四条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。	**第九十六条**　校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たつては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条の規定により、高等学校の教育課程に関し第八十三条又は第八十四条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。
2　前項本文の規定により全課程の修了の要件として修得すべき七十四単位のうち、次に掲げる単位数はそれぞれ三十六単位を超えないものとする。	2　前項前段の規定により全課程の修了の要件として修得すべき七十四単位のうち、第八十八条の三に規定する授業の方法により修得する単位数は三十六単位を超えないものとする。ただし、疾病による療養のため又は障害のため、病院その他の適当な場所で医療の提供その他の支援を受ける必要がある生徒であつて、相当の期間高等学校を欠席すると認められるものについては、この限りでない。
一　第八十八条の三に規定する授業の方法により修得する単位数のうち、次号に掲げるもの以外のもの	［号を加える。］
二　第八十八条の三に規定する授業の方法により修得する単位数（高等学校が、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間当該高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒に、その学修の継続のため、当該授業を自宅その他特別な場所で履修させる場合に係るものに限る。）	［号を加える。］
3　第一項本文の規定により全課程の修了の要件として修得すべき七十四単位のうち、次の各号に掲げる単位数の合計数は三十六を超えないものとする。	［項を加える。］
一　前項第二号に掲げる単位数	
二　第八十八条の四に規定する方法により修得する単位数	
三　次条の規定に基づき加えることのできる単位数（高等学校の全日制の課程の生徒が当該高等学校の通信制の課程又は他の高等学校若しくは中等教育学校の後期課程の通信制の課程において修得したものに限る。）	
4　疾病による療養のため又は障害のため、病院その他の適当な場所で医療の提供その他の支援を受ける必要がある生徒であつて、相当の期間高等学校を欠席すると認められるものについては、高等学校の全課程の修了を認める場合においては、前二項の規定によらないことができる。	［項を加える。］
第百条　［略］	**第百条**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　高等学校又は中等教育学校の後期課程の別科における学修で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修	二　高等学校の別科における学修で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修
三　［略］	三　［同上］
第百十三条　［略］	**第百十三条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］

3　第八十一条、第八十八条の三から第八十九条まで、第九十二条、第九十三条、第九十六条から第百条の二まで、第百一条第二項、第百二条、第百三条第一項、第百三条の二（第三号を除く。）及び第百四条第二項の規定は、中等教育学校の後期課程に準用する。この場合において、第九十六条第一項中「第八十五条から第八十六条まで」とあるのは「第百八条第二項において読み替えて準用する第八十五条から第八十六条まで」と、「第八十三条又は第八十四条」とあるのは「第百八条第二項において準用する第八十三条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百六十七号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）第九条の規定に基づき、行旅病人及行旅死亡人取扱法第九条の規定による公衆の閲覧の方法を定める省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

厚生労働大臣　武見　敬三

行旅病人及行旅死亡人取扱法第九条の規定による公衆の閲覧の方法を定める省令

行旅病人及行旅死亡人取扱法第九条の規定による公衆の閲覧は、市町村のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省
国土交通省令第二号

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第八条第一項（同法第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

厚生労働大臣　武見　敬三
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令

住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年厚生労働省国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（宿泊者名簿） **第七条**　法第八条第一項（法第三十六条において準用する場合を含む。第三項及び第四項において同じ。）の宿泊者名簿は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。 ２・３　（略） ４　前項に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第八条第一項の規定による宿泊者名簿への記載に代えることができる。 （周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明） **第八条**　法第九条第一項（法第三十六条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による説明は、書面の備付けその他の適切な方法により行わなければならない。 ２　（略）	（宿泊者名簿） **第七条**　法第八条第一項の宿泊者名簿は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。 ２・３　（略） ４　前項に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等（磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。）に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第八条第一項の規定による宿泊者名簿への記載に代えることができる。 （周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明） **第八条**　法第九条第一項の規定による説明は、書面の備付けその他の適切な方法により行わなければならない。 ２　（略）

備考　表中の「　」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○厚生労働省・国土交通省令第三号

船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）第四十四条第三項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、船員災害防止協会の設立及び監督に関する規則及び船員災害防止活動の促進に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

厚生労働大臣　武見　敬三
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

船員災害防止協会の設立及び監督に関する規則及び船員災害防止活動の促進に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（船員災害防止協会の設立及び監督に関する規則の一部改正）

第一条　船員災害防止協会の設立及び監督に関する規則（昭和四十二年運輸省・厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第四十四条第三項の厚生労働省令・国土交通省令で定める電磁的記録） **第六条**　法第四十四条第三項の厚生労働省令・国土交通省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記録したものとする。	（法第四十四条第三項の厚生労働省令・国土交通省令で定める電磁的記録） **第六条**　法第四十四条第三項の厚生労働省令・国土交通省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記録したものとする。

（船員災害防止活動の促進に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　船員災害防止活動の促進に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省・国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存の方法） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、船員災害防止活動の促進に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次号及び第六条第一項第二号において同じ。）をもつて調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載された情報をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルにより保存する方法 2　（略） （電磁的記録による交付等の方法） **第六条**　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、船員災害防止活動の促進に関する法律第四十四条第一項及び第二項の規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　（略） 二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録したものを交付する方法 2　（略）	（電磁的記録による保存の方法） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、船員災害防止活動の促進に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載された情報をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法 2　（略） （電磁的記録による交付等の方法） **第六条**　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、船員災害防止活動の促進に関する法律第四十四条第一項及び第二項の規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　（略） 二　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに記録したものを交付する方法 2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○農林水産省令第六十二号

漁港水面施設運営権登録令（令和五年政令第三百二十八号）の規定に基づき、漁港水面施設運営権登録令施行規則を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

農林水産大臣　坂本　哲志

漁港水面施設運営権登録令施行規則

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　登録記録等
　第一節　登録記録（第四条―第八条）
　第二節　登録に関する帳簿（第九条―第十四条）
　第三節　雑則（第十五条）
第三章　登録手続
　第一節　申請書記載事項及び添付書面（第十六条―第二十二条）
　第二節　登録申請の手続
　　第一款　申請（第二十三条―第二十九条）
　　第二款　受付等（第三十条―第三十四条）
　　第三款　登録済証（第三十五条）
　　第四款　登録名義人が登録済証を提出しなければならない登録（第三十六条）
　　第五款　登録済証の提出がない場合の手続（第三十七条・第三十八条）
　　第六款　漁港水面施設運営権水域図（第三十九条・第四十条）
　　第七款　登録すべきものでないとき（第四十一条）
　第三節　表題部の登録事項（第四十二条―第四十七条）
　第四節　権利部の登録事項
　　第一款　通則（第四十八条―第五十八条）
　　第二款　抵当権に関する登録（第五十九条―第六十七条）
　　第三款　信託に関する登録（第六十八条・第六十九条）
　　第四款　仮登録（第七十条―第七十二条）
　第五節　雑則（第七十三条―第七十七条）
第四章　登録事項の証明等（第七十八条―第八十四条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　添付書面　登録の申請をする場合において、漁港水面施設運営権登録令（以下「令」という。）第十七条本文若しくは第二十四条の規定、第三章の規定又はその他の法令の規定によりその申請書と併せて農林水産大臣に提出しなければならないものとされている書面をいう。

二　嘱託書　令第十二条第一項に規定する登録の嘱託において、同条第二項において準用する令第十三条の規定により嘱託者が農林水産大臣に提出しなければならない書面をいう。

三　順位事項　第四十九条第一項の規定により権利部に記録される番号（以下「順位番号」という。）及び同条第二項の規定により権利部に記録される符号をいう。

四　漁港水面施設運営権水域図　漁港水面施設運営権の水域を示す図面をいう。

五　申請書　申請書記載事項を記載した書面をいう。

六　漁港水面施設運営権番号　第四十三条の規定により表題部に記録される番号、記号その他の符号をいう。

（登録の前後）

第二条　登録の前後は、登録記録の同一の区（第四条第二項の甲区又は乙区をいう。以下同じ。）にした登録相互間については順位番号、別の区にした登録相互間については受付番号による。

（付記登録）

第三条　次に掲げる登録は、付記登録によってするものとする。

一　登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録

二　次に掲げる登録その他の令第二十九条に規定する場合における権利部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録

イ　債権の分割による抵当権の変更の登録

ロ　民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百九十八条の八第一項又は第二項の合意の登録

ハ　民法第三百九十八条の十二第二項に規定する根抵当権を分割して譲り渡す場合においてする極度額の減額による変更の登録

ニ　民法第三百九十八条の十四第一項ただし書の定めの登録

三　登録事項の一部が抹消されている場合においてする抹消された登録の回復

四　抵当権を目的とする権利に関する登録（処分の制限の登録を含む。）

五　抵当権の移転の登録

六　登録の目的である漁港水面施設運営権等の消滅に関する定めの登録

七　民法第三百九十三条の規定による代位の登録

八　買戻しの特約の登録

第二章　登録記録等

第一節　登録記録

（登録記録の編成）

第四条　登録記録の表題部は、別表第一の第一欄に掲げる欄に区分し、同表の第一欄に掲げる欄に同表の第二欄に掲げる事項を記録するものとする。

2　権利部は、甲区及び乙区に区分し、甲区には漁港水面施設運営権に関する登録の登録事項を記録するものとし、乙区には抵当権に関する登録の登録事項を記録するものとする。

（移記又は転写）

第五条　農林水産大臣は、登録を移記し、又は転写するときは、法令に別段の定めがある場合を除き、現に効力を有する登録のみを移記し、又は転写しなければならない。

2　農林水産大臣は、登録を移記し、又は転写したときは、その年月日を新たに記録した登録の末尾に記録しなければならない。

3　農林水産大臣は、登録を移記したときは、移記前の登録記録を閉鎖しなければならない。

（記録事項過多による移記）

第六条　農林水産大臣は、登録記録に記録されている事項が過多となったことその他の事由により取扱いが不便となったときは、登録を移記することができる。この場合には、表題部の登録及び漁港水面施設運営権の登録であって現に効力を有しないものも移記することができる。

（登録記録の閉鎖）

第七条　農林水産大臣は、登録記録を閉鎖するときは、閉鎖の事由、閉鎖の年月日及び閉鎖する登録記録の表題部（令第二十二条第一項第六号に掲げる登録事項を除く。）を抹消する記号を記録しなければならない。

（副登録記録）

第八条　農林水産大臣は、登録記録に記録されている事項（共同担保目録及び信託目録に記録されている事項を含む。）と同一の事項を記録する副登録記録を調製するものとする。

2　農林水産大臣は、登録簿に記録した登録記録によって登録の事務を行うことができないときは、前項の副登録記録によってこれを行うことができる。この場合において、副登録記録に記録した事項は、登録記録に記録した事項とみなす。

3　農林水産大臣は、登録簿に記録した登録記録によって登録の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副登録記録に記録した事項を登録記録に記録しなければならない。

第二節　登録に関する帳簿

（申請情報等の保存）

第九条　農林水産大臣は、申請書及びその添付書面その他の登録簿の附属書類を、第十二条の規定に従い、次条第二号に掲げる帳簿につづり込んで保存するものとする。

（帳簿）

第十条　農林水産省には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。

一　受付帳

二　申請書類つづり込み帳

三　決定原本つづり込み帳

四　各種通知簿

五　請求書類つづり込み帳

（受付帳）

第十一条　受付帳は、登録の申請について調製するものとする。

2　受付帳は、書面により調製する必要がある場合を除き、磁気ディスクその他の電磁的記録に記録して調製するものとする。

（申請書類つづり込み帳）

第十二条　申請書類つづり込み帳には、申請書及びその添付書面、通知書、取下書その他の登録簿の附属書類（申請に係る事件を処理するために農林水産大臣が作成したものを含む。）をつづり込むものとする。

（決定原本つづり込み帳）

第十三条　決定原本つづり込み帳には、申請を却下した決定の決定書の原本をつづり込むものとする。

（請求書類つづり込み帳）

第十四条　請求書類つづり込み帳には、次に掲げる請求に係る書面をつづり込むものとする。

一　登録事項証明書の交付の請求

二　漁港水面施設運営権水域図の全部又は一部の写しの交付の請求

三　登録簿の附属書類の閲覧の請求

第三節　雑則

（持出禁止）

第十五条　登録簿及び登録簿の附属書類は、事変を避けるためにする場合を除き、農林水産省外に持ち出してはならない。

2　前項の規定にかかわらず、農林水産大臣は、裁判所から登録簿の附属書類を送付すべき命令又は嘱託があったときは、その関係がある部分に限り、登録簿の附属書類を送付するものとする。

第三章　登録手続

第一節　申請書記載事項及び添付書面

（申請書記載事項）

第十六条　令第十三条に規定する農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請人の氏名又は名称及び住所

二　申請人が法人であるときは、その代表者の氏名

三　代理人によって登録を申請するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

四　民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登録を申請するときは、申請人が代位者である旨、当該他人の氏名又は名称及び住所並びに代位原因

五　申請人又は代理人の電話番号その他の連絡先

六　漁港水面施設運営権の水域

七　漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間

八　存続期間

九　漁港水面施設運営権に係る漁港の漁港管理者の名称

十　登録の目的

十一　登録原因及びその日付

十二　漁港水面施設運営権を目的とする抵当権の設定又は移転の登録（根抵当権及び信託の登録を除く。）を申請する場合において、登録名義人となる者が二人以上であるときは、当該登録名義人となる者ごとの持分

十三　申請人が登録権利者又は登録義務者（登録権利者及び登録義務者がない場合にあっては、登録名義人）でないとき（第四号、次号及び第十五号の場合を除く。）は、登録権利者、登録義務者又は登録名義人の氏名又は名称及び住所

十四　令第二十五条の規定により登録を申請するときは、申請人が登録権利者、登録義務者又は登録名義人の相続人その他の一般承継人である旨

十五　前号の場合において、登録名義人となる登録権利者の相続人その他の一般承継人が申請するときは、登録権利者の氏名又は名称及び一般承継の時における住所

十六　登録の目的である漁港水面施設運営権等の消滅に関する定め又は共有物分割禁止の定めがあるときは、その定め

十七　権利の一部を移転する登録を申請するときは、移転する権利の一部

十八　申請人が令第十七条に規定する申請をする場合において、同条ただし書の規定により、令第十六条第一項又は第二項に規定する登録済証を提出することができないときは、当該登録済証を提出することができない理由

十九　添付書面の表示

二十　申請の年月日

二十一　登録免許税の額及びこれにつき課税標準の価額があるときは、その価額

二十二　前各号に掲げるもののほか、別表第二の登録欄に掲げる登録を申請するときは、同表の申請書記載事項欄に掲げる事項

（申請書の作成及び提出）

第十七条　申請書は、登録の目的及び登録原因に応じ、一の漁港水面施設運営権ごとに作成して提出しなければならない。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

一　二以上の漁港水面施設運営権について申請する登録の目的並びに登録原因及びその日付が同一であるとき。

二　同一の漁港水面施設運営権について申請する二以上の登録が、いずれも表題部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

三　一又は二以上の漁港水面施設運営権について申請する二以上の登録が、いずれも同一の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

四　同一の漁港水面施設運営権について申請する二以上の権利部の登録（前号の登録を除く。）の登録の目的並びに登録原因及びその日付が同一であるとき。

五　二以上の漁港水面施設運営権について申請する登録が、同一の債権を担保する抵当権に関する登録であって、登録の目的が同一であるとき。

（申請書記載事項の一部の省略）

第十八条　次に掲げる規定にかかわらず、漁港水面施設運営権を識別するために必要な事項として第四十三条に規定する番号、記号その他の符号を申請書に記載したときは、当該各号に定める事項を申請書に記載することを要しない。

一　第十六条第六号　同号に掲げる事項

二　第十六条第七号　同号に掲げる事項

三　第十六条第八号　同号に掲げる事項

四　第十六条第九号　同号に掲げる事項

（添付書面）

第十九条　申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　申請人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。）の運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類（法人にあっては、印鑑に関する証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類）（以下「本人確認書類」という。）

二　申請人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

三　代理人によって登録を申請するときは、当該代理人の権限を証する書面

四　民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登録を申請するときは、代位原因を証する書面

五　令第二十五条の規定により登録を申請するときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。第二十四条第一項及び第二十六条第二項を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）

六　登録原因を証する書面。ただし、次のイ又はロに掲げる場合にあっては当該イ又はロに定めるものに限るものとし、別表第二の登録欄に掲げる登録を申請する場合（次のイ又はロに掲げる場合を除く。）にあっては同表の添付書面欄に規定するところによる。

イ　令第二十六条第一項に規定する確定判決による登録を申請するとき　執行力のある確定判決の判決書の正本（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの正本を含む。以下同じ。）

ロ　令第六十一条第一項に規定する仮登録を命ずる処分があり、令第六十条第一項の規定による仮登録を申請するとき　当該仮登録を命ずる処分の決定書の正本

七　登録原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する書面

八　前各号に掲げるもののほか、別表第二の登録欄に掲げる登録を申請するときは、同表の添付書面欄に掲げる書面

2　前項第一号の規定は、官庁又は公署が登録の嘱託をする場合には、適用しない。

3　次に掲げる場合には、第一項第六号の規定にかかわらず、登録原因を証する書面を提出することを要しない。

一　令第三十二条の規定により買戻しの特約に関する登録の抹消を申請する場合

二　令第六十四条第一項の規定により民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十四条において準用する同法第五十三条第一項の規定による処分禁止の登録（同法第五十四条において準用する同法第五十三条第二項の規定による仮処分による仮登録（以下「保全仮登録」という。）とともにしたものを除く。次号において同じ。）に後れる登録の抹消を申請する場合

三　令第六十四条第二項において準用する同条第一項の規定により処分禁止の登録に後れる登録の抹消を申請する場合

（添付書面の省略等）

第二十条　同時に二以上の申請をする場合において、各申請に共通する添付書面があるときは、当該添付書面は、一の申請の申請書と併せて提出することで足りる。

2　前項の場合においては、当該添付書面を当該一の申請の申請書と併せて提出した旨を他の申請の申請書の内容としなければならない。

（申請の却下）

第二十一条　農林水産大臣は、申請を却下するときは、決定書を作成して、これを申請人ごとに交付するものとする。ただし、代理人によって申請がされた場合は、当該代理人に交付すれば足りる。

2　前項の交付は、当該決定書を送付する方法によりすることができる。

3　農林水産大臣は、申請を却下したときは、添付書面を還付するものとする。ただし、偽造された書面その他の不正な登録の申請のために用いられた疑いがある書面については、この限りでない。

（申請の取下げ）

第二十二条　申請の取下げは、申請を取り下げる旨を記載した書面を農林水産大臣に提出する方法によってしなければならない。

2　申請の取下げは、登録完了後は、することができない。

3　農林水産大臣は、申請の取下げがされたときは、申請書及びその添付書面を還付するものとする。

前条第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

第二節　登録申請の手続

第一款　申請

（枚数の記載）

第二十三条　申請人又はその代表者若しくは代理人は、申請書が二枚以上であるときは、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載しなければならない。

2　別表第二の二十三の項添付書面欄ハに掲げる信託目録に記録すべき事項を記載した書面が二枚以上であるときは、申請人又はその代表者若しくは代理人は、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載しなければならない。

（代表者の資格を証する書面の期間制限等）

第二十四条　第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した書面であって、市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十六条第二項において同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。

2　前項の規定は、官庁又は公署が登録の嘱託をする場合には、適用しない。

（代理人の権限を証する書面への記名等）

第二十五条　委任による代理人によって登録を申請する場合には、申請人又はその代表者は、当該代理人の権限を証する書面に記名しなければならない。復代理人によって申請する場合における代理人についても、同様とする。

2　前項の場合において、代理人（復代理人を含む。）の権限を証する書面には、同項の規定により記名した者（委任による代理人を除く。）の本人確認書類を添付しなければならない。

3　前項の規定は、官庁又は公署が登録の嘱託をする場合には、適用しない。

（承諾を証する書面への記名押印等）

第二十六条　第十九条第一項第七号又は第八号の規定により申請書と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する書面には、その作成者が記名押印しなければならない。

2　前項の書面には、官庁又は公署の作成に係る場合を除き、同項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長又は登記官が作成するものに限る。）を添付しなければならない。

（申請書等の送付方法）

第二十七条　登録の申請をしようとする者が申請書及びその添付書面を送付するときは、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」と総称する。）による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であって当該信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによるものとする。

2　前項の場合には、申請書及びその添付書面を入れた封筒の表面に漁港水面施設運営権登録申請書が在中する旨を明記するものとする。

（受領証の交付の請求）

第二十八条　申請人は、申請に係る登録が完了するまでの間、申請書及びその添付書面の受領証の交付を請求することができる。

2　前項の規定により受領証の交付を請求する申請人は、申請書の内容と同一の内容を記載した書面を提出しなければならない。ただし、当該書面の申請人の記載については、申請人が二人以上あるときは、申請書の筆頭に記載した者の氏名又は名称及びその他の申請人の人数を記載すれば足りる。

（添付書面の原本の還付請求）

第二十九条　申請人は、申請書の添付書面の原本の還付を請求することができる。ただし、第十九条第一項第一号又は第二十五条第二項の本人確認書類、第二十六条第二項の印鑑に関する証明書及び当該申請のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

2　前項本文の規定により原本の還付を請求する申請人は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

3　農林水産大臣は、第一項本文の規定による請求があった場合には、調査完了後、当該請求に係る書面の原本を還付しなければならない。この場合には、前項の謄本と当該請求に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、同項の謄本に原本還付の旨を記載しなければならない。

4　前項後段の規定により原本還付の旨を記載した第二項の謄本は、登録完了後、申請書類つづり込み帳につづり込むものとする。

5　第三項前段の規定にかかわらず、農林水産大臣は、偽造された書面その他の不正な登録の申請のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができない。

6　第三項の規定による原本の還付は、申請人の申出により、原本を送付する方法によることができる。この場合においては、申請人は、送付先の住所をも申し出なければならない。

7　前項の場合における書面の送付は、同項の住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによってするものとする。

8　前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって農林水産大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならない。

9　前項の指定は、告示してしなければならない。

第二款　受付等

（申請の受付）

第三十条　農林水産大臣は、申請書が提出されたときは、受付帳に登録の目的、申請の受付の年月日及び受付番号、漁港水面施設運営権の水域並びに漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及び実施期間を記録しなければならない。

2　農林水産大臣は、前項の規定により受付をする際、申請書に申請の受付の年月日及び受付番号を記載しなければならない。

3　前二項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一　令第三十条第一項の規定により登録の更正をしようとする場合

二　令第三十四条の規定により登録の抹消をしようとする場合

（調査）

第三十一条　農林水産大臣は、申請書が提出されたときは、遅滞なく、申請に関する全ての事項を調査しなければならない。

（登録の順序）

第三十二条　農林水産大臣は、令第十五条に規定する場合以外の場合においても、受付番号の順序に従って登録するものとする。

（農林水産大臣による本人確認）

第三十三条　農林水産大臣は、令第十九条の規定により申請人の申請の権限の有無を調査したときは、その調査の結果を記録した調書を作成しなければならない。

（補正）

第三十四条　農林水産大臣は、申請の補正をすることができる期間を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該申請を却下することができない。

2　申請の補正は、農林水産大臣に提出した書面を補正し、又は補正に係る書面を農林水産大臣に提出する方法によってしなければならない。

第三款　登録済証

（登録済証の様式）

第三十五条　令第十六条第一項又は第二項の登録済証の交付は、別記第一号様式により行うものとする。

第四款　登録名義人が登録済証を提出しなければならない登録

（登録名義人が登録済証を提出しなければならない登録）

第三十六条　令第十七条に規定する農林水産省令で定める登録は、次のとおりとする。ただし、確定判決による登録を除く。

一　共有物分割禁止の定めに係る抵当権の変更の登録

二　抵当権の順位の変更の登録

三　民法第三百九十八条の十四第一項ただし書の定めの登録

四　信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってされた信託による漁港水面施設運営権等の変更の登録

五　仮登録の登録名義人が単独で申請する仮登録の抹消

第五款　登録済証の提出がない場合の手続

（事前通知）

第三十七条　令第十八条第一項の通知は、書面を送付してするものとする。

2　令第十八条第一項の申出は、令第十七条の登録義務者が、前項の書面に通知に係る申請の内容が真実である旨を記載し、これに記名し、農林水産大臣に提出する方法によりしなければならない。

3　前項の書面には、同項の規定により記名した者の本人確認書類を添付しなければならない。

4　令第十八条第一項の農林水産省令で定める期間は、通知を発送した日から二週間とする。ただし、令第十七条の登録義務者が外国に住所を有する場合には、四週間とする。

（前の住所地への通知）

第三十八条　令第十八条第二項の通知は、転送を要しない郵便物として書面を送付する方法又はこれに準ずる方法により送付するものとする。

2　令第十八条第二項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　令第十八条第二項の登録義務者の住所についての変更の登録（更正の登録を含む。以下この項において同じ。）の登録原因が、行政区画若しくはその名称又は字若しくはその名称についての変更又は錯誤若しくは遺漏である場合

二　令第十八条第二項の登録の申請の日が、同項の登録義務者の住所についてされた最後の変更の登録の申請に係る受付の日から三月を経過している場合

三　令第十八条第二項の登録義務者が法人である場合

第六款　漁港水面施設運営権水域図

（漁港水面施設運営権水域図の内容）

第三十九条　漁港水面施設運営権水域図は、漁港水面施設運営権の水域を明確にするものでなければならない。

（準用規定）

第四十条　第四十五条の規定は、漁港水面施設運営権水域図について準用する。この場合において、同条第一項中「変更の登録」とあるのは「変更」と、同条第二項中「表題部」とあるのは「漁港水面施設運営権水域図」と読み替えるものとする。

第七款　登録すべきものでないとき

（登録すべきものでないとき）

第四十一条　令第二十条第十一号の農林水産省令で定める登録すべきものでないときは、次のとおりとする。

一　申請が漁港水面施設運営権等以外のものについての登録を目的とするとき。

二　申請に係る登録をすることによって登録名義人となる者（第十六条第十五号に規定する登録権利者を除く。）が権利能力を有しないとき。

三　申請が令第四十六条の規定により登録することができないとき。

四　申請に係る登録の目的である権利が他の権利の全部又は一部を目的とする場合において、当該他の権利の全部又は一部が登録されていないとき。

五　同一の漁港水面施設運営権に関し同時に二以上の申請がされた場合（令第十四条第二項の規定により同時にされたものとみなされるときを含む。）において、申請に係る登録の目的である権利が相互に矛盾するとき。

六　申請に係る登録の目的である権利が同一の漁港水面施設運営権について既にされた登録の目的である権利と矛盾するとき。

七　前各号に掲げるもののほか、申請に係る登録が民法その他の法令の規定により無効とされることが申請書若しくは添付書面又は登録記録から明らかであるとき。

第三節　表題部の登録事項

（表題部の登録）

第四十二条　農林水産大臣は、表題部の登録をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、表題部の登録事項のうち、当該登録の登録原因及びその日付並びに登録の年月日のほか、新たに登録すべきものを記録しなければならない。

（漁港水面施設運営権番号）

第四十三条　農林水産大臣は、令第二十二条第一項第八号の漁港水面施設運営権を識別するために必要な事項として、一の漁港水面施設運営権ごとに番号、記号その他の符号を記録することができる。

（表題部の変更の登録又は更正の登録）

第四十四条　農林水産大臣は、表題部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録をするときは、変更前又は更正前の事項を抹消する記号を記録しなければならない。

（行政区画の変更等）

第四十五条　行政区画又はその名称の変更があった場合には、登録記録に記録した行政区画又はその名称について変更の登録があったものとみなす。字又はその名称に変更があったときも、同様とする。

2　農林水産大臣は、前項の場合には、速やかに、表題部に記録した行政区画若しくは字又はこれらの名称を変更しなければならない。

（漁港水面施設運営権の登録の抹消等）

第四十六条　農林水産大臣は、令第三十八条又は第三十九条第一項の規定による漁港水面施設運営権の登録をするときは、当該漁港水面施設運営権の登録記録の表題部の登録事項を抹消する記号を記録し、当該登録記録を閉鎖しなければならない。

第四十七条　農林水産大臣は、前条の場合において、抹消された漁港水面施設運営権が他の漁港水面施設運営権と共に抵当権の目的であったとき（その旨が登録記録に記録されている場合に限る。）は、当該他の漁港水面施設運営権の登録記録の乙区に、抹消された漁港水面施設運営権の水域並びに漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及び実施期間を記録し、かつ、共同担保目録に、抹消の原因、当該漁港水面施設運営権が抹消されたこと並びに当該抹消された漁港水面施設運営権の水域並びに漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及び実施期間を抹消する記号を記録しなければならない。

第四節　権利部の登録事項

第一款　通則

（権利部の登録）

第四十八条　農林水産大臣は、権利部の相当区に登録をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、権利部の登録事項のうち、登録の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登録原因及びその日付のほか、新たに登録すべきものを記録しなければならない。

（順位番号等）

第四十九条　農林水産大臣は、登録をするときは、権利部の相当区に登録事項を記録した順序を示す番号を記録しなければならない。

2　農林水産大臣は、同順位である二以上の登録をするときは、順位番号に当該登録を識別するための符号を付さなければならない。

3　令第二十二条第二項第八号の権利の順位を明らかにするために必要な事項として農林水産省令で定めるものは、順位事項とする。

（付記登録の順位番号）

第五十条　付記登録の順位番号を記録するときは、主登録の順位番号に付記何号を付加する方法により記録するものとする。

（漁港水面施設運営権等の消滅に関する定めの登録）

第五十一条　農林水産大臣は、登録の目的である漁港水面施設運営権等の消滅に関する定めの登録をした場合において、当該定めにより漁港水面施設運営権等が消滅したことによる登録の抹消その他の登録をするときは、当該漁港水面施設運営権等の消滅に関する定めの登録の抹消をしなければならない。

（権利部の変更の登録又は更正の登録）

第五十二条　農林水産大臣は、権利部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録をするときは、変更前又は更正前の事項を抹消する記号を記録しなければならない。

（登録の更正）

第五十三条　農林水産大臣は、令第三十条第一項の規定により登録の更正をするときは、登録の年月日を記録しなければならない。

（登録の抹消）

第五十四条　農林水産大臣は、漁港水面施設運営権等の登録の抹消をするときは、抹消の登録をするとともに、抹消すべき登録を抹消する記号を記録しなければならない。

2　農林水産大臣は、前項の場合において、抹消に係る漁港水面施設運営権等を目的とする第三者の権利に関する登録があるときは、当該第三者の権利に関する登録の抹消をしなければならない。この場合には、当該漁港水面施設運営権等の登録の抹消をしたことにより当該第三者の権利に関する登録の抹消をする旨及び登録の年月日を記録しなければならない。

（令第三十三条第二項の相当の調査）

第五十五条　令第三十三条第二項の農林水産省令で定める方法は、次の各号に掲げる措置をとる方法とする。

一　令第三十三条第二項に規定する登録の抹消の登録義務者（以下この条において単に「登録義務者」という。）が自然人である場合にあっては、次のイ及びロに掲げる措置

イ　共同して登録の抹消の申請をすべき者の調査として次の(1)から(5)までに掲げる措置

(1)　登録義務者が記録されている住民基本台帳、除票簿、戸籍簿、除籍簿、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票簿（以下この条において「住民基本台帳等」という。）を備えると思料される市町村の長に対する登録義務者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書、除票の写し又は除票記載事項証明書、戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書並びに戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写し（以下この条において「住民票の写し等」という。）の交付の請求

(2)　(1)の措置により登録義務者の死亡が判明した場合には、登録義務者が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対する登録義務者の出生時からの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書の交付の請求

(3)　(2)の措置により登録義務者の相続人が判明した場合には、当該相続人が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対する当該相続人の戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書の交付の請求

(4)　(3)の措置により登録義務者の相続人の死亡が判明した場合には、当該相続人についてとる(2)及び(3)に掲げる措置

(5)　(1)から(4)までの措置により共同して登録の抹消の申請をすべき者が判明した場合には、当該者が記録されている住民基本台帳又は戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対する当該者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し（(1)の措置により交付の請求をしたものを除く。）の交付の請求

ロ　共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による次の(1)及び(2)に掲げる措置

(1)　登録義務者の登録簿上の住所に宛ててする登録義務者に対する書面の送付（イの措置により登録義務者の死亡及び共同して登録の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場合を除く。）

(2)　イの措置により共同して登録の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合には、その場所に宛ててする当該者に対する書面の送付

二　登録義務者が法人である場合にあっては、次のイからニまでに掲げる措置

イ　共同して登録の抹消の申請をすべき者の調査として次の(1)及び(2)に掲げる措置

(1)　登録義務者の法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対する登録義務者の登記事項証明書の交付の請求

(2)　(1)の措置により登録義務者が合併により解散していることが判明した場合には、登録義務者の合併後存続し、又は合併により設立された法人についてとる(1)に掲げる措置

ロ　イの措置により法人の登記簿に共同して登録の抹消の申請をすべき者の代表者（共同して登録の抹消の申請をすべき者が合併以外の事由により解散した法人である場合には、その清算人又は破産管財人。以下この号において同じ。）として登記されている者が判明した場合には、当該代表者の調査として当該代表者が記録されている住民基本台帳等を備えると思料される市町村の長に対する当該代表者の住民票の写し等の交付の請求

ハ　共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による次の(1)及び(2)に掲げる措置

(1)　登録義務者の登録簿上の住所に宛ててする登録義務者に対する書面の送付（イの措置により登録義務者が合併により解散していること及び共同して登録の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合を除く。）

(2)　イの措置により共同して登録の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合には、その場所に宛ててする当該者に対する書面の送付

ニ　イ及びロの措置により共同して登録の抹消の申請をすべき者の代表者が判明した場合には、当該代表者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による次の(1)及び(2)に掲げる措置

(1)　共同して登録の抹消の申請をすべき者の法人の登記簿上の代表者の住所に宛ててする当該代表者に対する書面の送付

(2)　イ及びロの措置により当該代表者が所在すると思料される場所が判明した場合には、その場所に宛ててする当該代表者に対する書面の送付

（職権による登録の抹消）

第五十六条　農林水産大臣は、令第三十四条第四項の規定により登録の抹消をするときは、登録記録にその事由を記録しなければならない。

（職権による登録の抹消の場合の公告の方法）

第五十七条　令第三十四条第二項の公告は、農林水産省の掲示板への掲示、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法その他の方法により二週間行うものとする。

（抹消された登録の回復）

第五十八条　農林水産大臣は、抹消された登録の回復をするときは、回復の登録をした後、抹消に係る登録と同一の登録をしなければならない。

第二款　抵当権に関する登録

（順位の譲渡又は放棄による変更の登録）

第五十九条　農林水産大臣は、登録した抵当権について順位の譲渡又は放棄による変更の登録をするときは、当該抵当権の登録の順位番号の次に変更の登録の順位番号を括弧を付して記録しなければならない。

（抵当権の順位の変更の登録）

第六十条　農林水産大臣は、抵当権の順位の変更の登録をするときは、順位の変更があった抵当権の登録の順位番号の次に変更の登録の順位番号を括弧を付して記録しなければならない。

（根抵当権の分割譲渡の登録）

第六十一条　第三条第五号の規定にかかわらず、民法第三百九十八条の十二第二項の規定により根抵当権（漁港水面施設運営権を目的とする抵当権を目的とするものを除く。）を分割して譲り渡す場合の登録は、主登録によってするものとする。

2　農林水産大臣は、民法第三百九十八条の十二第二項の規定により根抵当権を分割して譲り渡す場合の登録の順位番号を記録するときは、分割前の根抵当権の登録の順位番号を用いなければならない。

3　農林水産大臣は、前項の規定により順位番号を記録したときは、当該順位番号及び分割前の根抵当権の登録の順位番号にそれぞれ第四十九条第二項の符号を付さなければならない。

4　農林水産大臣は、第二項の登録をしたときは、職権で、分割前の根抵当権について極度額の減額による根抵当権の変更の登録をし、これに根抵当権を分割して譲り渡すことにより登録する旨及び登録の年月日を記録しなければならない。

（共同担保目録の作成）

第六十二条　農林水産大臣は、二以上の漁港水面施設運営権を目的とする抵当権の設定の登録の申請があった場合において、当該申請に基づく登録をするとき（第六十四条第一項に規定する場合を除く。）は、次条に定めるところにより共同担保目録を作成し、当該抵当権の登録の末尾に共同担保目録の記号及び目録番号を記載しなければならない。

2　農林水産大臣は、当該申請書に共同担保目録の記号及び目録番号を記載しなければならない。

（共同担保目録の記録事項）

第六十三条　農林水産大臣は、共同担保目録を作成するときは、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一　共同担保目録を作成した年月日

二　共同担保目録の記号及び目録番号

三　抵当権が目的とする二以上の漁港水面施設運営権に係る次に掲げる事項

イ　共同担保目録への記録の順序に従って当該漁港水面施設運営権に付す番号

ロ　当該二以上の漁港水面施設運営権の水域並びに漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及び実施期間

ハ　当該抵当権の登録の順位番号

2　前項第二号の目録番号は、同号の記号ごとに更新するものとする。

（追加共同担保の登録）

第六十四条　農林水産大臣は、一又は二以上の漁港水面施設運営権を目的とする抵当権の設定の登録をした後に、同一の債権の担保として他の一又は二以上の漁港水面施設運営権を目的とする抵当権の設定又は処分の登録の申請があった場合において、当該申請に基づく登録をするときは、当該登録の末尾に共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。

2　農林水産大臣は、前項の場合において、前の登録に関する共同担保目録があるときは、当該共同担保目録に、前条第一項各号に掲げる事項のほか、当該申請に係る漁港水面施設運営権が担保の目的となった旨並びに申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。

3　農林水産大臣は、第一項の場合において、前の登録に関する共同担保目録がないときは、新たに共同担保目録を作成し、前の抵当権の登録についてする付記登録によって、当該抵当権に担保を追加した旨、共同担保目録の記号及び目録番号並びに登録の年月日を記録しなければならない。

（共同担保の根抵当権の分割譲渡の登録）

第六十五条　農林水産大臣は、共同担保目録のある分割前の根抵当権について第六十一条第二項の登録をするときは、分割後の根抵当権について当該共同担保目録と同一の漁港水面施設運営権を記録した共同担保目録を作成しなければならない。

2　農林水産大臣は、前項の場合には、分割後の根抵当権の登録の末尾に当該共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。

（共同担保の一部消滅等）

第六十六条　農林水産大臣は、二以上の漁港水面施設運営権が抵当権の目的である場合において、その一の漁港水面施設運営権を目的とする抵当権の登録の抹消をしたときは、共同担保目録に、申請の受付の年月日及び受付番号、当該漁港水面施設運営権について抵当権の登録が抹消された旨並びに当該抹消された登録に係る第六十三条第一項第三号に掲げる事項を抹消する記号を記録しなければならない。

2　農林水産大臣は、共同担保目録に記録されている事項に関する変更の登録又は更正の登録をしたときは、共同担保目録に、変更後又は更正後の第六十三条第一項第三号に掲げる事項、変更の登録又は更正の登録の申請の受付の年月日及び受付番号、変更又は更正をした旨並びに変更前又は更正前の権利に係る同号に掲げる登録事項を抹消する記号を記録しなければならない。

3　第一項の規定は、第四十七条の規定により記録をする場合について準用する。

（買戻しの特約の登録の抹消）

第六十七条　農林水産大臣は、買戻しによる権利の取得の登録をしたときは、買戻しの特約の登録の抹消をしなければならない。

第三款　信託に関する登録

（信託に関する登録）

第六十八条　農林水産大臣は、令第五十条第一項の規定による登録の申請があった場合において、当該申請に基づく漁港水面施設運営権等の設定、移転又は変更の登録及び信託の登録をするときは、権利部の相当区に一の順位番号を用いて記録しなければならない。

2　農林水産大臣は、令第五十六条第一項の規定による登録の申請があった場合において、当該申請に基づく漁港水面施設運営権等の移転の登録若しくは変更の登録又は漁港水面施設運営権等の抹消の登録及び信託の抹消の登録をするときは、権利部の相当区に一の順位番号を用いて記録しなければならない。

3　農林水産大臣は、前二項の規定にかかわらず、令第五十七条第一項の規定による登録の申請があった場合において、当該申請に基づく漁港水面施設運営権等の変更の登録及び信託の登録又は信託の抹消の登録をするときは、権利部の相当区に一の順位番号を用いて記録しなければならない。

（信託目録）

第六十九条　農林水産大臣は、信託の登録をするときは、令第四十九条第一項各号に掲げる登録事項を記録した信託目録を作成し、当該目録に目録番号を付した上、当該信託の登録の末尾に信託目録の目録番号を記録しなければならない。

2　農林水産大臣は、信託の変更の登録をするときは、信託目録の記録を変更しなければならない。

第四款　仮登録

（令第五十八条第一号の仮登録の要件）

第七十条　令第五十八条第一号に規定する農林水産省令で定めるものは、登録済証又は第三者の許可、同意若しくは承諾を証する書面とする。

（仮登録及び本登録の方法）

第七十一条　農林水産大臣は、権利部の相当区に仮登録をしたときは、その次に当該仮登録の順位番号と同一の順位番号により本登録をすることができる余白を設けなければならない。

2　農林水産大臣は、仮登録に基づいて本登録をするときは、当該仮登録の順位番号と同一の順位番号を用いてしなければならない。

3　前二項の規定は、保全仮登録について準用する。

（漁港水面施設運営権に関する仮登録に基づく本登録）

第七十二条　農林水産大臣は、令第六十二条第二項の規定により同条第一項の第三者の権利に関する登録の抹消をするときは、権利部の相当区に、本登録により第三者の権利を抹消する旨、登録の年月日及び当該権利に関する登録を抹消する記号を記録しなければならない。

第五節　雑則

（申請人以外の者に対する通知）

第七十三条　農林水産大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者に対し、登録が完了した旨を通知しなければならない。

一　民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わってする申請に基づく登録を完了した場合　当該他人

二　令第三十二条の規定による申請に基づく買戻しの特約に関する登録の抹消を完了した場合　当該登録の登録名義人であった者

2　前項の規定による通知は、同項の規定により通知を受けるべき者が二人以上あるときは、その一人に対し通知すれば足りる。

（処分の制限の登録における通知）

第七十四条　農林水産大臣は、設定の登録がされていない漁港水面施設運営権について嘱託による漁港水面施設運営権の処分の制限の登録をしたときは、当該漁港水面施設運営権に係る漁港水面施設運営権者に対し、登録が完了した旨を通知しなければならない。

2　前項の通知は、当該登録に係る次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一　漁港水面施設運営権の水域、漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及び実施期間並びに漁港水面施設運営権番号

二　登録の目的

三　登録原因及びその日付

四　登録名義人の氏名又は名称及び住所

（職権による登録の抹消における通知）

第七十五条　令第三十四条第一項の通知は、次の事項を明らかにしてしなければならない。

一　抹消する登録に係る次に掲げる事項

イ　漁港水面施設運営権の水域、漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及び実施期間並びに漁港水面施設運営権番号

ロ　登録の目的

ハ　申請の受付の年月日及び受付番号

ニ　登録原因及びその日付

ホ　申請人の氏名又は名称及び住所

二　抹消する理由

2　前項の通知は、抹消する登録が民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わってする申請に基づくものであるときは、代位者に対してもしなければならない。

（各種の通知の方法）

第七十六条　令第三十条各項並びに第三十四条第一項及び第三項の規定並びに第七十三条から前条までの規定による通知は、郵便、信書便その他適宜の方法によりするものとする。

（登録の嘱託）

第七十七条　この省令（第一条第二号を除く。）に規定する登録の申請に関する令の規定には当該規定を令第十二条第二項において準用する場合を含むものとし、この省令中「申請」、「申請人」及び「申請書」にはそれぞれ嘱託、嘱託者及び嘱託書を含むものとする。

第四章　登録事項の証明等

（登録事項証明書の交付の請求書等）

第七十八条　令第六十七条第二項の農林水産省令で定める図面は、漁港水面施設運営権水域図とする。

2　登録事項証明書又は漁港水面施設運営権水域図の全部又は一部の写しの交付の請求をするときは、次に掲げる事項を内容とする書面（以下この章において「請求書」という。）を提出しなければならない。登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときも、同様とする。

一　請求人の氏名又は名称

二　漁港水面施設運営権の水域並びに漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及び実施期間又は漁港水面施設運営権番号

三　交付の請求をする場合にあっては、請求に係る書面の通数

四　登録事項証明書の交付の請求をする場合にあっては、第八十条第一項各号（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる登録事項証明書の区分

五　登録事項証明書の交付の請求をする場合において、共同担保目録又は信託目録に記録された事項について証明を求めるときは、その旨

六　漁港水面施設運営権水域図の一部の写しの交付の請求をするときは、請求する部分

七　送付の方法により登録事項証明書又は漁港水面施設運営権水域図の写しの交付の請求をするときは、その旨及び送付先の住所

3　令第六十七条第四項又は第五項の規定により漁港水面施設運営権水域図以外の登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求書の内容とする。

一　請求人の住所

二　請求人が法人であるときは、その代表者の氏名

三　代理人によって請求するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

四　令第六十七条第四項の規定により漁港水面施設運営権水域図以外の登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、閲覧する部分及び当該部分を閲覧する正当な理由

五　令第六十七条第五項の規定により漁港水面施設運営権水域図以外の登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、閲覧する附属書類が自己を申請人とする登録記録に係る登録簿の附属書類である旨

4　前項第四号の閲覧の請求をするときは、同号の正当な理由を証する書面を提示しなければならない。この場合において、農林水産大臣から求めがあったときは、当該書面又はその写しを農林水産大臣に提出しなければならない。

5　第三項第五号の閲覧の請求をするときは、同号の閲覧する附属書類が自己を申請人とする登録記録に係る登録簿の附属書類である旨を証する書面を提示しなければならない。この場合において、農林水産大臣から求めがあったときは、当該書面又はその写しを農林水産大臣に提出しなければならない。

6　第三項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。

7　第三項の閲覧の請求を代理人によってするときは、当該代理人の権限を証する書面を提示しなければならない。

（登録事項証明書等の交付の請求の方法等）

第七十九条　前条第二項の交付の請求又は同項若しくは同条第三項の閲覧の請求は、請求書を農林水産大臣に提出する方法によりしなければならない。

（登録事項証明書の種類等）

第八十条　登録事項証明書の記載事項は、次の各号の種類の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一　全部事項証明書　登録記録（閉鎖登録記録を除く。以下この項において同じ。）に記録されている事項の全部

二　現在事項証明書　登録記録に記録されている事項のうち現に効力を有するもの

2　前項第一号の規定は、閉鎖登録記録に係る登録事項証明書の記載事項について準用する。

（登録事項証明書等の作成及び交付）

第八十一条　登録事項証明書は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。ただし、登録記録に記録した事項の一部についての登録事項証明書については適宜の様式によるものとする。

一　漁港水面施設運営権の登録記録　別記第二号様式

二　共同担保目録　別記第三号様式

三　信託目録　別記第四号様式

2　登録記録に記録されている事項を抹消する記号が記録されている場合において、登録事項証明書に抹消する記号を表示するときは、抹消に係る事項の下に線を付して記載するものとする。

3　登録事項証明書又は漁港水面施設運営権水域図の写しの交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができる。

（閲覧の方法）

第八十二条　令第六十七条第三項又は第四項の農林水産省令で定める方法は、電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力して表示する方法とする。

（手数料の納付方法）

第八十三条　令第六十七条第六項に規定する手数料を納付するときは、請求書に収入印紙を貼り付けてしなければならない。

（送付に要する費用の納付方法）

第八十四条　第七十八条第二項の交付の請求をする場合において、第八十一条第三項の規定による申出をするときは、手数料のほか送付に要する費用も納付しなければならない。

2　前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって農林水産大臣が指定するものを請求書と併せて提出する方法により納付しなければならない。

3　前項の指定は、告示してしなければならない。

附　則

この省令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

別表第一（第四条関係）

第一欄	第二欄
漁港水面施設運営権番号欄	漁港水面施設運営権番号
漁港水面施設運営権の水域欄	漁港水面施設運営権の水域
漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容欄	漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容
漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間欄	漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間
存続期間欄	存続期間
漁港水面施設運営権に係る漁港の漁港管理者の名称欄	漁港水面施設運営権に係る漁港の漁港管理者の名称
漁港水面施設運営権の行使の停止等欄	漁港水面施設運営権の行使の停止又はその解除があったときは、その旨（停止期間があるときは、その旨及びその期間）
原因及びその日付欄	登録原因及びその日付
登録の日付欄	登録年月日
	閉鎖の年月日

別表第二（第十六条、第十九条関係）

項	登録	申請書記載事項	添付書面
表題部についての登録に共通する事項			
一	存続期間の更新に係る存続期間についての変更の登録	変更後の存続期間	変更があったことを証する書面
二	表題部の登録事項についての更正の登録	更正後の表題部の登録事項	イ　錯誤又は遺漏があったことを証する書面 ロ　漁港水面施設運営権の水域についての更正の登録を申請するときは、更正後の漁港水面施設運営権水域図
権利部についての登録に共通する事項			
三	令第二十六条第二項に規定する相続又は法人の合併による権利の移転の登録		相続を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は法人の合併を証する登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）及びその他の登録原因を証する書面
四	登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録	変更後又は更正後の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所	当該登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
五	権利部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録	変更後又は更正後の登録事項	イ　登録原因を証する書面 ロ　付記登録によってする権利部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面
六	登録の抹消（十五の項及び三十の項の登録を除く。）		イ　令第三十三条第三項の規定により登録権利者が単独で申請するときは、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百六条第一項に規定する除権決定があったことを証する書面 ロ　令第三十三条第四項前段の規定により登録権利者が単独で抵当権に関する登録の抹消を申請するときは、次に掲げる書面 (1)　債権証書並びに被担保債権及び最後の二年分の利息その他の定期金（債務不履行により生じた損害を含む。）の完全な弁済があったことを証する書面 (2)　共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在が知れないことを証する書面 ハ　令第三十三条第四項後段の規定により登録権利者が単独で抵当権に関する登録の抹消を申請するときは、次に掲げる書面 (1)　被担保債権の弁済期を証する書面 (2)　(1)の弁済期から二十年を経過した後に当該被担保債権、その利息及び債務不履行により生じた損害の全額に相当する金銭が供託されたことを証する書面 (3)　共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在が知れないことを証する書面 ニ　イからハまでに規定する申請以外の場合にあっては、登録原因を証する書面

	七		
	抹消された登録の回復		
	回復する登録の登録事項		
ホ　登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面	イ　登録原因を証する書面 ロ　登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面	漁港水面施設運営権に関する登録	
	八		
	漁港水面施設運営権の設定の登録		
	申請人が令第三十六条各号に掲げる者のいずれであるか。		
イ　令第三十六条第一号に掲げる者が申請するときは、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第四十八条の規定による設定を受けたことを証する書面 ロ　漁港水面施設運営権の設定の一般承継があったときは、漁港水面施設運営権を取得した者が申請するときは、一般承継を証する書面（相続を証するときは、これに代わるべき書面） ハ　令第三十六条第二号に掲げる者が申請するときは、漁港水面施設運営権を有することが確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。）によって確認されたことを証する書面 ニ　登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） ホ　漁港水面施設運営権水域図			
イ　登録原因を証する書面 ロ　登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）	九		
	漁港水面施設運営権の移転の登録		

	十		
	設定の登録がされていない漁港水面施設運営権についてする処分の制限の登録		
	十一		
	漁港水面施設運営権の行使の停止若しくはその停止の解除の登録		
イ　登録原因を証する書面 ロ　漁港水面施設運営権水域図		抵当権に関する登録	
	十二		
	抵当権（根抵当権を除く。以下この項において同じ。）の設定の登録		
	イ　令第四十条第一項各号に掲げる登録事項 ロ　一又は二以上の漁港水面施設運営権を目的とする抵当権の設定の登録をした後、同一の債権の一又は二以上の担保として他の一又は二以上の漁港水面施設運営権を目的とする抵当権の設定の登録を申請するときは、前の登録に係る次に掲げる事項（当該前の登録に係る事項と同一の事項を除く。） (1)　漁港水面施設運営権の水域 (2)　漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及び実施期間 (3)　順位事項	登録原因を証する書面	
	十三		
	根抵当権の設定の登録		
	イ　令第四十条第一項第二号から第五号までに掲げる登録事項 ロ　令第四十条第二項各号に掲げる登録事項 ハ　民法第三百九十八条の十六の登録にあっては、同条の登録である旨 ニ　一の漁港水面施設運営権を目的とする根抵当権の設定の登録又は二以上の漁港水面施設運営権を目的とする根抵当権の設定の登録（民法第三百九十八条の十六の登録をした後、同一の債権の二以上の担保として他の一又は二以上の漁港水面施設運営権を目的とする根抵当権の設定の登録をしたものに限る。）を目的とする根抵当権の設定	登録原因を証する書面	

の登録及び同条の前の登録を申請するときは、次に掲げる事項 (1) 漁港水面施設運営権の水域 (2) 漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及び実施期間 (3) 順位事項 (4) 共同担保目録があるときは、当該共同担保目録の記号及び目録番号		十四		
当該譲渡又は代位弁済の目的である債権の額		債権の一部について譲渡又は代位弁済がされた場合における抵当権の移転の登録	十五	
登録原因を証する書面	令第四十二条の規定により登録権利者が単独で申請する場合（人の死亡又は法人の解散を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は法人の解散を証するものを含む。）の登録原因を証する書面	死亡又は解散による登録の抹消	十六	民法第三百七十六条第一項の規定により抵当権を他の債権のための担保とし、又は抵当権を譲渡し、若しくは放棄する場合の登録
	イ 抵当権（根抵当権を除く。）の処分の登録（令第四十条第一項第二号から第五号まで及び同条第二項各号に掲げる登録事項を除く。） ロ 根抵当権にあっては、令第四十条第一項第二号から第五号まで及び同条第二項各号に掲げる登録事項 ハ 面施設運営権を目的とする抵当権（根抵当権を除く。）の処分の登録（同一の一設定の債権の担保とした二以上の漁港水面施設運営権を目的とする抵当権の処分の登録を申請するときは、当該係る次に掲げる事項（当該前の登録に係る登録事項を除く。） (1) 漁港水面施設運営権の水域 (2) 漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及び実施期間 (3) 順位事項 (4) 共同担保目録があるときは、当該共同担保目録の記号及び目録番号			

(2) 漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及び実施期間 (3) 順位事項 二 民法第三百九十八条の十六の登録にあっては、同条の登録である旨 ホ 権を目的とする抵当権（根抵当権を除く。）の設定の登録又は二以上の漁港水面施設運営権を目的とする抵当権（民法第三百九十八条の十六の登録をしたものに限る。）の登録をしたときは、同一の債権の担保とした二以上の漁港水面施設運営権を目的とする抵当権の登録に係る次に掲げる事項 (1) 漁港水面施設運営権の水域 (2) 漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及び実施期間 (3) 順位事項 (4) 共同担保目録があるときは、当該共同担保目録の記号及び目録番号		十七	民法第三百九十三条の規定による代位の登録
	イ 先順位の抵当権者が弁済を受けた漁港水面施設運営権、当該漁港水面施設運営権の代価及び当該弁済を受けた額 ロ 抵当権（根抵当権を除く。）の登録にあっては、令第四十条第一項第二号から第五号まで及び同条第二項各号に掲げる登録事項 ハ 根抵当権の登録にあっては、令第四十条第一項第二号から第五号まで及び同条第二項各号に掲げる登録事項			
登録原因を証する書面				

十八	イ　根抵当権の設定の登録に係る申請の受付の年月日及び受付番号並びに登録原因及びその日付 ロ　分割前の根抵当権の債務者の氏名又は名称及び住所並びに担保すべき債権の範囲 ハ　分割後の各根抵当権の極度額 ニ　分割前の根抵当権について担保すべき元本の確定すべき期日の定めが登録されているときは、その定め ホ　分割前の根抵当権に関する共同担保目録があるときは、当該共同担保目録の記号及び目録番号	民法第三百九十八条の十二第二項の規定により根抵当権を分割して譲り渡す場合の登録	登録原因を証する書面		
十九		民法第三百九十八条の十九第二項の規定により根抵当権の担保すべき元本の確定（令第四十条第七項の登録の規定により登録名義人が単独で申請するものに限る。）	民法第三百九十八条の十九第二項の規定による請求をしたことを証する書面		
二十		民法第三百九十八条の二十第一項の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登録（令第四十七条の規定により登録名義人が単独で申請するものに限る。）	民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第四十九条第二項（同法第百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による催告又は国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第五十五条（同条の例による場合を含む。）の規定による通知を受けたことを証する書面		
二十一		民法第三百九十八条の二十第三項の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登録（令第四十七条の規定により登録名義人が単独で申請するものに限る。）	債務者又は根抵当権設定者について破産手続開始の決定があったことを証する書面		
二十二	買戻しの特約の登録	民法第三百九十八条の二十第一項第四号の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登録（令第四十七条の規定により登録名義人が単独で申請するものに限る。）	登録原因を証する書面	買主が支払った代金（民法第五百七十九条の別段の合意をした場合にあっては、その合意により定めた金額）及び契約の費用並びに買戻しの期間の定めがあるときはその定め	

	信託に関する登録	二十三　信託の登録	二十四　信託財産に属する漁港水面施設運営権等についてする受託者の変更による移転の登録（令第五十二条第一項の規定により新たに受託者に選任されたものが単独で申請するものに限る。）	二十五　信託財産に属する漁港水面施設運営権等についてする変更の登録及び二十七の項（次項の登録を除く。）	
		イ　信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた信託にあっては、同法第四条第三項（公正証書等（公正証書に規定する公正証書をいう。）又は同項第二号の謄本）又はこれらの書面及び同号の通知をしたことを証する書面 ロ　イに規定する信託以外の信託にあっては、登録原因を証する書面 ハ　信託目録に記録すべき事項	令第五十二条第一項に規定する事由により受託者の任務が終了したことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）及び新たに受託者が選任されたことを証する書面又は登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）	イ　令第四十九条第一項第二号の定めのある信託の信託財産に属する漁港水面施設運営権等の変更の登録を申請する場合において、申請人が受益者であるときは、同号の定めに係る条件又は方法により指定された受益者であることを証する書面 ロ　信託法第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託の信託財産に属する漁港水面施設運営権等の変更の登録を申請する場合において、申請人が受益者であるときは、次に掲げる書面 (1)　当該受益者が受益証券が発行されている受益権の受益者であるときは、当該受益権に係る受益証券 (2)　当該受益者が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十七条の二第一項に規定する振替受益者であるときは、当該受益権の受益者であることを証する書面又は同法第二百七十七条の規定により交付を受けた書面	

	二十六	二十七
	信託法第三条第三号に掲げる方法によってされる信託による漁港水面施設の運営権等の変更の登録	信託財産に属する漁港水面施設の運営権等の変更の登録（令第二条第二項の規定により他の者が単独で申請する場合に限る。）を受託者と共に申請する信託法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書についてはその謄本又は同項第二号の書面及び同号の通知をしたことを証する書面
(3)　当該受益者が信託法第百八十七条第一項の書面 ハ　信託の併合又は分割による権利の変更の登録を申請するときは、次に掲げる書面	(1)　従前の信託の併合又は分割をした信託法第百五十六条第一項第一号に規定する分割信託若しくは同号に規定する信託又は同法第二百三条第九項に規定する債務負担信託の受益者であるときは、これを証する書面 (2)　(1)に規定する場合以外の場合において、受託者が信託法第百五十六条第一項、第二百三条第一項又は第二百四十八条第一項の規定により信託財産に属する財産を目的として新たな信託をしたときは、これを証する書面	令第五十二条第一項に規定する事由によりその他の公務員が職務上作成した書面（これに代わるべき書面）又は登記官が作成した書面を登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）を提供して当該受益者の受益権の内容を証する書面

仮登録	二十八	二十九	三十	三十一
	仮登録者の承諾がある場合における令第六条第一項の規定による仮登録	漁港水面施設運営権に関する仮登録	仮登録の抹消（令第六条第三項第十三号の規定により仮登録名義人が単独で申請する場合に限る。）に関する登録	民事保全法第五十四条において準用する同法第五十条第一項の規定による仮処分の執行保全処分（仮差押えの執行保全処分を除く。）の登録（同法第五十条第四項に規定する仮処分の執行保全処分の登録をいう。）に後れる登録の抹消（同法第五十一条第二項の規定により仮処分の執行保全処分の登録の抹消の申請をする場合に限る。）を含む。）
	イ　登録原因を証する書面 ロ　仮登録の登録義務者の承諾を証する当該登録義務者が作成した書面	登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面	イ　登録原因を証する書面 ロ　仮登録の登録名義人の承諾を証する当該登録名義人が作成した書面又は当該登録名義人に対抗することができる裁判があったことを証する書面 ハ　登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面	
仮処分に関する登録				民事保全法第五十九条第一項に規定する通知をしたことを証する書面

別記第一号様式（第35条関係）

漁港水面施設運営権登録済証

年　月　日

表題部（漁港水面施設運営権の表示）	
漁港水面施設運営権番号	
原因及びその日付	
漁港水面施設運営権の水域	
漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容	
漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間	
漁港水面施設運営権の存続期間	
漁港水面施設運営権に係る漁港の漁港管理者の名称	
漁港水面施設運営権の行使の停止等	
登録年月日	

権利部（甲区）			
順位番号	登録の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項

権利部（乙区）			
順位番号	登録の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項

別記第二号様式（第81条関係）

漁港水面施設運営権登録事項証明書

年　月　日

表題部（漁港水面施設運営権の表示）	
漁港水面施設運営権番号	
原因及びその日付	
漁港水面施設運営権の水域	
漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容	
漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間	
漁港水面施設運営権の存続期間	
漁港水面施設運営権に係る漁港の漁港管理者の名称	
漁港水面施設運営権の行使の停止等	
登録年月日	

権利部（甲区）			
順位番号	登録の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項

権利部（乙区）			
順位番号	登録の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項

別記第三号様式（第81条関係）

共同担保目録			
記号及び番号		調製	
番　号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予　備

別記第四号様式（第81条関係）

信託目録		調製	
番　号		受付年月日・受付番号	予　備
一	委託者に関する事項		
二	受託者に関する事項		
三	受益者に関する事項		
四	信託条件		

○農林水産省令第六十三号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

農林水産大臣　坂本　哲志

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令

（農林水産省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　農林水産省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年農林水産省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電磁的記録による作成等） **第十四条**　行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合においては、当該作成等に係る情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法によるものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。 ２　行政機関等が、農林水産省の所管する法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。	（電磁的記録による作成等） **第十四条**　行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合においては、当該作成等に係る情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法によるものとする。 （新設）

（農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等は、法第三条第一項の規定により別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合においては、次に掲げる方法により保存を行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載された情報をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 ２・３　（略）	（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等は、法第三条第一項の規定により別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合においては、次に掲げる方法により保存を行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載された情報をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ２・３　（略）

（電磁的記録による作成）

第六条　民間事業者等は、法第四条第一項の規定により別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合においては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（電磁的記録による交付等）

第十一条　民間事業者等は、法第六条第一項の規定により別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合においては、次に掲げる方法により交付等を行わなければならない。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　（略）

別表第一（第三条関係）

（略）	（略）
水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）	第三十一条の二第二項（第七十七条（第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八十二条の二第二項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百五条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項（第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条第一項（第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十条第九項（第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条の四第二項（第六十二条第六項（第九十二条第四項、第九十六条第四項、第百条第四項及び第百五条第四項において準用する場合を含む。）、第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の六第二項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項に

（電磁的記録による作成）

第六条　民間事業者等は、法第四条第一項の規定により別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合においては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（電磁的記録による交付等）

第十一条　民間事業者等は、法第六条第一項の規定により別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合においては、次に掲げる方法により交付等を行わなければならない。

一　（略）

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　（略）

別表第一（第三条関係）

（略）	（略）
水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）	第三十一条の二第二項（第七十七条（第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八十二条の二第二項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の八第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項（第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条第一項（第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第四十条第九項（第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第五十条の四第二項（第六十二条第六項（第九十二条第四項、第九十六条第四項、第百条第四項及び第百条の八第四項において準用する場合を含む。）、第七十七条、第八十六条第二項及び第三項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項並びに第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項（第五十四条の四第三項（第九十六条第三項において準用する

おいて準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百三十二条第二項及び第八十四条の三第三項	
（略）	（略）

別表第二（第五条関係）

（略）	（略）
（削る。）	（削る。）
（略）	（略）

別表第三（第八条関係）

（略）	（略）
水産業協同組合法	
（略）	（略）
第三十一条の二第三項第一号（第七十七条（第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八十二条の二第二項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百五条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項第一号（第七十七条、第八十六条第四項、第九十一条の二第二項（第百条第五項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第三項、第九十六条第三項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）、第八十六条第四項、第九十一条の二第二項（第百条第五項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）及び第五十四条の六第二項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百三十二条第二項	（略）

別表第二（第五条関係）

（略）	（略）
水産業協同組合法	
（略）	（略）
第五十三条第一項（第五十四条の四第三項（第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第四項（第八十六条第四項、第九十一条の二第二項（第百条第五項において準用する場合を含む。）、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）	（略）

別表第三（第八条関係）

（略）	（略）
水産業協同組合法	
（略）	（略）
第三十一条の二第三項第一号（第七十七条（第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八十二条の二第二項（第八十六条第一項において準用する場合を含む。）、第九十二条第二項、第百条第二項及び第百条の八第二項において準用する場合を含	

（略）	（略）

十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条第三項第一号（第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十条第十一項第一号（第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条の四第四項第一号（第六十二条第六項（第九十二条第四項、第九十六条第四項、第百条第四項及び第百五条第四項において準用する場合を含む。）、第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）及び第八十四条の三第五項第一号

別表第四（第十条関係）

（略）	（略）
水産業協同組合法	
（略）	（略）

第三十三条の二第二項第二号（第七十七条（第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十条第十一項第二号（第七十七条、第九十二条第

（略）	（略）

む。）、第三十三条の二第二項第一号（第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条第三項第一号（第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十条第十一項第一号（第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第五十条の四第四項第一号（第六十二条第六項（第九十二条第四項、第九十六条第四項、第百条第四項及び第百条の八第四項において準用する場合を含む。）、第七十七条、第八十六条第二項及び第三項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項並びに第百条の八第三項において準用する場合を含む。）及び第五十三条第一項（第五十四条の四第三項（第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第四項（第八十六条第四項、第九十一条の二第二項（第百条第五項において準用する場合を含む。）、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）

別表第四（第十条関係）

（略）	（略）
水産業協同組合法	
（略）	（略）

第三十三条の二第二項第二号（第七十七条（第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）及び第四十条第十一項第二号（第七十七条、第八十

（土地改良法施行規則の一部改正）

第三条　土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（申請の公告） **第八条**　法第五条第二項の規定による公告は、当該申請に係る地域内にある土地の属する市町村の事務所の掲示場に五日間掲示してするとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合を除き、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行わなければならない。 （情報通信の技術を利用する方法） **第二十二条の二**　法第二十六条第二項（法第百十一条の二十八において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第二十五条の三において同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 （電磁的記録） **第二十五条の三**　法第二十九条の二第三項（法第百十一条の二十八において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定めるものは、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。 **第五十七条の二の二**　法第八十五条第六項の規定による公告は、当該申請に係る地域内にある土地の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してするとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合を除き、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行わなければならない。 ２・３　（略） **第八十一条**　法第九十八条第一項の規定による公告は、同項の規定により縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所を記載して当該交換分合計画により交換分合すべき農用地の属する市町村の事務所の掲示場に五日間掲示してするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行わなければならない。 （測量検査の通知） **第九十一条**　（略） ２　法第百十八条第三項の規定による公告は、前項に掲げる事項を記載し、立ち入るべき土地の属する市町村の事務所の掲示場に五日間掲示してするとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合を除き、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行わなければならない。	（略） （略）
（申請の公告） **第八条**　法第五条第二項の規定による公告は、当該申請に係る地域内にある土地の属する市町村の事務所の掲示場に五日間掲示してしなければならない。 （情報通信の技術を利用する方法） **第二十二条の二**　法第二十六条第二項（法第百十一条の二十八において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 （電磁的記録） **第二十五条の三**　法第二十九条の二第三項（法第百十一条の二十八において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定めるものは、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。 **第五十七条の二の二**　法第八十五条第六項の規定による公告は、当該申請に係る地域内にある土地の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してしなければならない。 ２・３　（略） **第八十一条**　法第九十八条第一項の規定による公告は、同項の規定により縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所を記載して当該交換分合計画により交換分合すべき農用地の属する市町村の事務所の掲示場に五日間掲示してしなければならない。 （測量検査の通知） **第九十一条**　（略） ２　法第百十八条第三項の規定による公告は、前項に掲げる事項を記載し、立ち入るべき土地の属する市町村の事務所の掲示場に五日間掲示してしなければならない。	（略） （略）

三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）及び第八十四条の三第五項第二号

六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）

（公告の方法）

第百六条　法及び施行法（これらの法律に基く命令を含む。）の規定による公告は、別段の定のある場合を除いて、都道府県知事のする場合にあつては都道府県の条例の告示と同一の方法により、市町村又は農業委員会のする場合にあつては市町村の事務所の掲示場に掲示してするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行わなければならない。この場合において、農業委員会等に関する法律第三条第二項の規定により二以上の農業委員会が置かれている市町村についてのこの省令の適用に関しては、第八十条において準用する第八条（第八十九条において準用する場合を含む。）及び第八十一条（第八十九条において準用する場合を含む。）中「市町村の事務所」とあるのは「当該農業委員会の事務所」と読み替えるものとする。

（公告の方法）

第百六条　法及び施行法（これらの法律に基く命令を含む。）の規定による公告は、別段の定のある場合を除いて、都道府県知事のする場合にあつては都道府県の条例の告示と同一の方法により、市町村又は農業委員会のする場合にあつては市町村の事務所の掲示場に掲示してしなければならない。この場合において、農業委員会等に関する法律第三条第二項の規定により二以上の農業委員会が置かれている市町村についてのこの省令の適用に関しては、第八十条において準用する第八条（第八十九条において準用する場合を含む。）及び第八十一条（第八十九条において準用する場合を含む。）中「市町村の事務所」とあるのは「当該農業委員会の事務所」と読み替えるものとする。

（農薬取締法施行規則の一部改正）

第四条　農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
様式第14号（第18条関係）	様式第14号（第18条関係）
（略）	（略）
備考　１・２　（略） ３　本様式による報告書に代えて、その記載事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）による報告を行っても差し支えない。	備考　１・２　（略） ３　本様式による報告書に代えて、その記載事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）による報告を行っても差し支えない。
様式第17号（第22条関係）	様式第17号（第22条関係）
（略）	（略）
備考　１・２　（略） ３　本様式による通知書に代えて、その記載事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）による通知を行っても差し支えない。	備考　１・２　（略） ３　本様式による通知書に代えて、その記載事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）による通知を行っても差し支えない。
様式第18号（第24条関係）	様式第18号（第24条関係）
（略）	（略）
備考　１　（略） ２　本様式による報告書及び別紙に代えて、その記載事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）による報告を行っても差し支えない。	備考　１　（略） ２　本様式による報告書及び別紙に代えて、その記載事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）による報告を行っても差し支えない。

（農産物検査法施行規則の一部改正）

第五条　農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
第十条の三　（略）	**第十条の三**　（略）
２　前項の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。	２　前項の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。
一　（略）	一　（略）
二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに検査証明書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに検査証明書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
３・４　（略）	３・４　（略）

（家畜伝染病予防法施行規則の一部改正）

第六条　家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公示）	（公示）
第八条　法第四条の二第六項及び法第五条第二項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の公示は、条例の告示と同一の方法によつてし、公衆の見やすい場所に掲示してし、かつ、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供してしなければならない。	**第八条**　法第四条の二第六項及び法第五条第二項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の公示は、条例の告示と同一の方法によつてするとともに公衆の見やすい場所に掲示してしなければならない。
２　前項の規定による公衆の閲覧は、都道府県のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	（新設）
（家畜等の移出の制限）	（家畜等の移出の制限）
第四十一条の二　農林水産大臣は、法第三十二条第二項の規定により移出を禁止し、又は制限するときは、次に掲げる事項を告示し、公衆の見やすい場所に掲示し、かつ、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するものとする。	**第四十一条の二**　農林水産大臣は、法第三十二条第二項の規定により移出を禁止し、又は制限するときは、次に掲げる事項を告示するとともに、公衆の見やすい場所に掲示するものとする。
一～五　（略）	一～五　（略）
２　前項の規定による公衆の閲覧は、農林水産省のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	（新設）
３　（略）	２　（略）

（国有林野の管理経営に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（管理経営基本計画についての公告の方法）	（管理経営基本計画についての公告の方法）
第七条　国有林野の管理経営に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規定による公告は、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うとともに、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。	**第七条**　国有林野の管理経営に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。
一　（略）	一　（略）
（削る。）	二　農林水産省の掲示板への掲示
二～四　（略）	三～五　（略）

（地域管理経営計画についての公告の方法等）

第九条　前二条の規定は、法第六条第五項において準用する法第五条第一項の規定による公告について準用する。この場合において、第七条第二号中「農林水産省」とあるのは、「森林管理局、森林管理署及び森林管理署の支署」と読み替えるものとする。

（公告）

第二十条　森林管理局長は、随意契約により国有林野を売り払おうとする場合には、その国有林野を管轄する森林管理局及び森林管理署（当該国有林野が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合においては、森林管理署の支署）並びに関係市町村の事務所の掲示場に掲示するとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により、その旨を公告するものとする。ただし、森林管理局長がその必要がないと認めた場合には、森林管理局の掲示場には公告しなくてもよい。

２・３　（略）

（公告）

第二十八条の十八　森林管理局長は、公募して分収造林契約の申込みをさせようとする場合には、その分収造林契約に係る国有林野を管轄する森林管理局及び森林管理署（当該国有林野が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合においては、森林管理署の支署）の掲示場に掲示するとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により、その旨を公告するものとする。

（公告）

第三十九条の二　森林管理局長は、公募して分収育林契約の申込みをさせようとする場合には、その分収育林契約に係る国有林野を管轄する森林管理局又は森林管理署（当該国有林野が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合においては、森林管理署の支署）の掲示場に掲示するとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により、その旨を公告するものとする。

（森林法施行規則の一部改正）

第八条　森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地域森林計画等に係る公告の方法）	（地域森林計画等に係る公告の方法）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
２　法第七条の二第四項において準用する法第六条第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（法第三十条に規定する電気通信回線に接続して行う自動公衆送信をいう。以下同じ。）により公衆の縦覧に供するとともに、森林管理局及び森林管理署の掲示板への掲示その他所定の方法によりするものとする。	２　法第七条の二第四項において準用する法第六条第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について、森林管理局及び森林管理署の掲示板への掲示その他所定の方法によりするものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
３　前項の規定による公衆の縦覧は、森林管理局のウェブサイトへの掲載によりするものとする。	（新設）

4　法第十条の五第七項（法第十条の六第四項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第六条第一項の規定による公告は、市町村森林整備計画の案の縦覧の場所及び期間について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の縦覧に供するとともに、市町村の事務所の掲示場への掲示その他所定の方法によりするものとする。

5　前項の規定による公衆の縦覧は、市町村のウェブサイトへの掲載によりするものとする。

（施業実施協定の公告の方法）

第二十七条　法第十条の十一の三第一項（法第十条の十一の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の縦覧に供するとともに、市町村の事務所の掲示場への掲示その他所定の方法によりするものとする。

一～四　（略）

2　前項の規定による公衆の縦覧は、市町村のウェブサイトへの掲載によりするものとする。

3　前二項の規定は、法第十条の十一の四第二項（法第十条の十一の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（公益的機能維持増進協定の公告の方法）

第三十一条　法第十条の十六第一項（法第十条の十八において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の縦覧に供するとともに、森林管理局の掲示板への掲示その他所定の方法によりするものとする。

一～六　（略）

2　前項の規定による公衆の縦覧は、森林管理局のウェブサイトへの掲載によりするものとする。

3　前二項の規定は、法第十条の十七第一項（法第十条の十八において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（告示及び公示並びに公衆の閲覧の方法）

第四十九条　法第三十条（法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）及び第三十条の二（法第三十三条の三において準用する場合を含む。）の規定による告示並びに法第五十二条第一項の規定による公示は、条例の告示と同一の方法によりするものとする。

2　法第三十条（法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）及び第三十条の二（法第三十三条の三において準用する場合を含む。）の規定による公衆の閲覧は、都道府県のウェブサイトへの掲載によりするものとする。

（保安林予定森林における制限）

第五十条　都道府県知事は、法第三十一条（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による禁止は、次に掲げる事項について、告示し、その保安林予定森林の所在する市町村の事務所の掲示場に掲示し、かつ、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するとともに、権原に基づきその保安林予定森林において立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をすることができる者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を送付してするものとする。

一～三　（略）

2　前項の規定による公衆の閲覧は、都道府県のウェブサイトへの掲載によりするものとする。

（公衆の閲覧の方法）

第八十四条の二　法第五十条第五項（法第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による公衆の閲覧は、都道府県のウェブサイトへの掲載によりするものとする。

3　法第十条の五第七項（法第十条の六第四項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第六条第一項の規定による公告は、市町村森林整備計画の案の縦覧の場所及び期間について、市町村の事務所の掲示場への掲示その他所定の方法によりするものとする。

（新設）

（施業実施協定の公告）

第二十七条　法第十条の十一の三第一項（法第十条の十一の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の事務所の掲示場への掲示その他所定の方法によりするものとする。

一～四　（略）

（新設）

2　前項の規定は、法第十条の十一の四第二項（法第十条の十一の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（公益的機能維持増進協定の公告）

第三十一条　法第十条の十六第一項（法第十条の十八において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、森林管理局の掲示板への掲示その他所定の方法によりするものとする。

一～六　（略）

（新設）

2　前項の規定は、法第十条の十七第一項（法第十条の十八において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（告示及び公示の方法）

第四十九条　法第三十条（法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）及び第三十条の二（法第三十三条の三において準用する場合を含む。）の規定による告示並びに法第五十二条第一項の規定による公示は、条例の告示と同一の方法によつてするものとする。

（新設）

（保安林予定森林における制限）

第五十条　都道府県知事は、法第三十一条（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による禁止は、次に掲げる事項を告示し、その保安林予定森林の所在する市町村の事務所の掲示場に掲示するとともに、権原に基づきその保安林予定森林において立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をすることができる者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を送付してするものとする。

一～三　（略）

（新設）

（新設）

（漁船損害等補償法施行規則の一部改正）

第九条　漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第四条の二**　法第二十九条第二項（法第十四条第七項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 （電磁的記録） **第五条の二**　法第三十九条第四項に規定する農林水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。	（情報通信の技術を利用する方法） **第四条の二**　法第二十九条第二項（法第十四条第七項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 （電磁的記録） **第五条の二**　法第三十九条第四項に規定する農林水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（輸出水産業の振興に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　輸出水産業の振興に関する法律施行規則（昭和二十九年農林省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録） **第十七条**　準用協同組合法第十条の二第三項第二号の農林水産省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。	（電磁的記録） **第十七条**　準用協同組合法第十条の二第三項第二号の農林水産省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（家畜取引法施行規則の一部改正）

第十一条　家畜取引法施行規則（昭和三十一年農林省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
（公表事項） **第四条**　（略） ２　法第十二条第二項（法第二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる事項を家畜市場内の見やすい場所に掲示して行うとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他のインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公	（公表事項） **第四条**　（略） ２　法第十二条第二項（法第二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる事項を家畜市場内の見やすい場所に掲示して行うものとする。

衆の閲覧に供して行うことが困難であると認められる相当の理由がある場合を除き、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供して行うものとする。

一～三　（略）

（漁業災害補償法施行規則の一部改正）

第十二条　漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第一条**　漁業災害補償法（以下「法」という。）第十六条第三項（法第四十五条第九項（法第六十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第六十七条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 （電磁的記録） **第四条の二**　法第三十五条第四項（法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する農林水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。	一～三　（略）

（入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行規則（昭和四十一年農林省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（入会林野整備に係る関係権利者の同意） **第四条**　（略） ２　法第三条の認可を申請しようとする入会権者の代表者（以下この条において「申請人代表者」という。）は、前項の規定による書面による同意に代えて、第五項で定めるところにより、関係権利者の承諾を得て、前項の同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により得ることができる。この場合において、当該申請人代表者は、当該書面による同意を得たものとみなす。 一　（略）	（入会林野整備に係る関係権利者の同意） **第四条**　（略） ２　法第三条の認可を申請しようとする入会権者の代表者（以下この条において「申請人代表者」という。）は、前項の規定による書面による同意に代えて、第五項で定めるところにより、関係権利者の承諾を得て、前項の同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により得ることができる。この場合において、当該申請人代表者は、当該書面による同意を得たものとみなす。 一　（略）

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに関係権利者の同意に関する事項を記録したものを得る方法

3～6　（略）

（立入り等の公告）

第十六条　法第二十五条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、立入り又は立木竹の伐採の目的、場所及び期日に関する事項を、五日間、立ち入ろうとする土地又は伐採しようとする立木竹の所在する土地を管轄する市町村の事務所の掲示場に掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供する方法により行わなければならない。

（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（測量検査の通知） **第十四条**　（略） 2　法第十三条の五において準用する土地改良法第百十八条第三項の規定による公告は、前項に掲げる事項を記載し、市町村の事務所の掲示場に五日間掲示してするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行わなければならない。 （協定の公告） **第四十条**　法第十八条の四第一項（法第十八条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の事務所の掲示場に掲示することその他所定の手段により行うとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行うものとする。 一～四　（略） 2　（略） （協定区域の明示方法） **第四十一条**　法第十八条の五第二項（法第十八条の六第二項及び第十八条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による協定区域の明示は、協定区域内の見やすい場所に当該協定区域を表示した図面を掲示して行うとともに、当該図面をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行うものとする。	（測量検査の通知） **第十四条**　（略） 2　法第十三条の五において準用する土地改良法第百十八条第三項の規定による公告は、前項に掲げる事項を記載し、市町村の事務所の掲示場に五日間掲示してしなければならない。 （協定の公告） **第四十条**　法第十八条の四第一項（法第十八条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の事務所の掲示場に掲示することその他所定の手段により行うものとする。 一～四　（略） 2　（略） （協定区域の明示方法） **第四十一条**　法第十八条の五第二項（法第十八条の六第二項及び第十八条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による協定区域の明示は、協定区域内の見やすい場所に当該協定区域を表示した図面を掲示して行うものとする。

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに関係権利者の同意に関する事項を記録したものを得る方法

3～6　（略）

（立入り等の公告）

第十六条　法第二十五条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、立入り又は立木竹の伐採の目的、場所及び期日を記載した書面を、立ち入ろうとする土地又は伐採しようとする立木竹の所在する土地を管轄する市町村の事務所の掲示場に五日間掲示してしなければならない。

（集落地域整備法施行規則の一部改正）

第十五条　集落地域整備法施行規則（昭和六十三年農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（協定の公告） **第五条**　法第九条第二項（令第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の事務所の掲示場に掲示することその他所定の手段により行うとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行うものとする。 一～三　（略） （協定区域の明示方法） **第六条**　法第九条第二項（令第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による協定区域の明示は、協定区域内の見やすい場所に当該協定区域を表示した図面を掲示して行うとともに、当該図面をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行うものとする。 （測量検査の通知） **第十七条**　（略） ２　法第十二条において準用する土地改良法第百十八条第三項の規定による公告は、前項に掲げる事項を記載し、市町村の事務所の掲示場に五日間掲示してするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行わなければならない。	（協定の公告） **第五条**　法第九条第二項（令第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の事務所の掲示場に掲示することその他所定の手段により行うものとする。 一～三　（略） （協定区域の明示方法） **第六条**　法第九条第二項（令第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による協定区域の明示は、協定区域内の見やすい場所に当該協定区域を表示した図面を掲示して行うものとする。 （測量検査の通知） **第十七条**　（略） ２　法第十二条において準用する土地改良法第百十八条第三項の規定による公告は、前項に掲げる事項を記載し、市町村の事務所の掲示場に五日間掲示してしなければならない。

（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条　農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成七年農林水産省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（協定の公告） **第八条**　法第七条第二項（法第八条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の事務所の掲示場に掲示することその他所定の手段により行うとともに、法第十七条第一項に規定する電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。 一～三　（略） ２　前項の規定による公衆の閲覧は、市町村のウェブサイトへの掲載により行うものとする。 （協定区域の明示方法） **第九条**　法第七条第二項（法第八条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による協定区域の明示は、協定区域内の見やすい場所に当該協定区域を表示した図面を掲示するとともに、法第十七条第一項に規定する電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。 ２　前項の規定による公衆の閲覧は、市町村のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	（協定の公告） **第八条**　法第七条第二項（法第八条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の事務所の掲示場に掲示することその他所定の手段により行うものとする。 一～三　（略） （新設） （協定区域の明示方法） **第九条**　法第七条第二項（法第八条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による協定区域の明示は、協定区域内の見やすい場所に当該協定区域を表示した図面を掲示して行うものとする。 （新設）

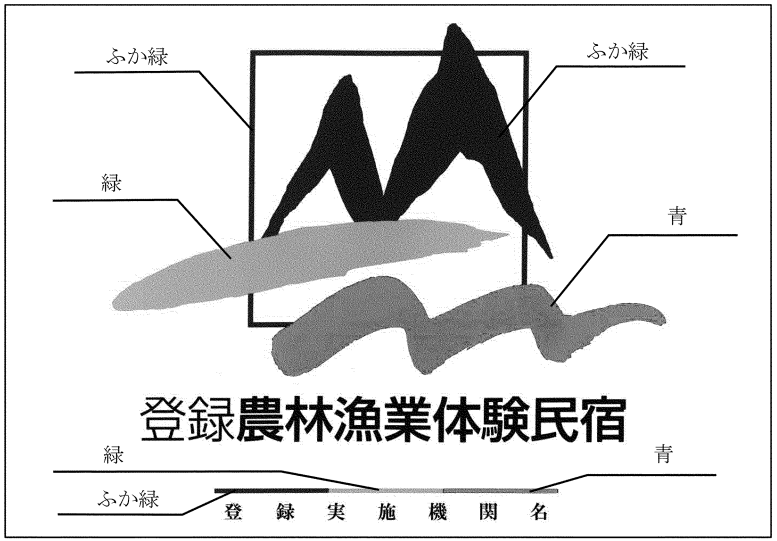
（標識）

第二十条　（略）

２　法第十七条第一項の規定による公衆の閲覧は、登録実施機関の協力を得て行う当該登録実施機関のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

３　（略）

別記様式第一号（第二十条関係）



（１）色彩区分は次のとおりとする。

ふか緑　　白

緑

青

（２）登録農林漁業体験民宿及び登録実施機関名の文字は黒とする。

（３）標識を登録農林漁業体験民宿業に係る宿泊施設ごとに公衆の見やすい場所に掲示する場合における当該標識は、縦二十五センチメートル、横三十六センチメートルの大きさとすること。

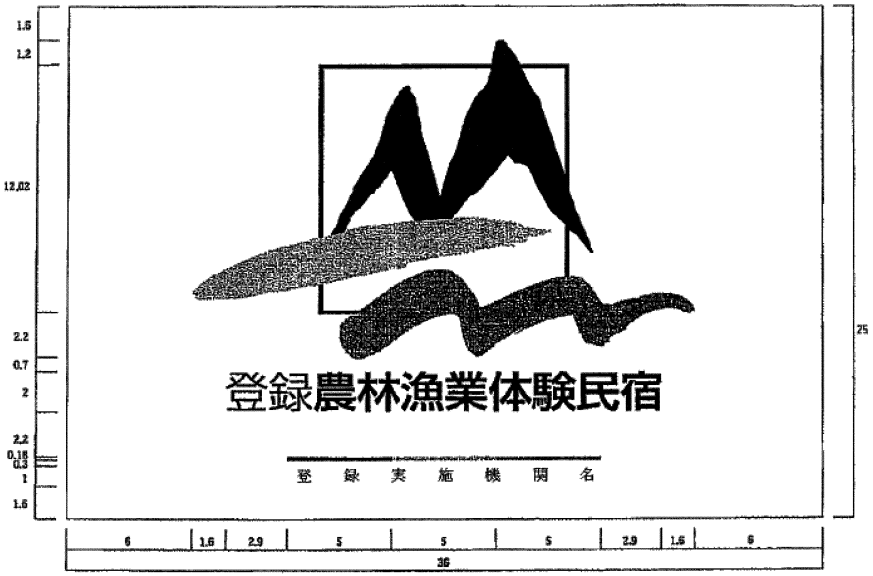
（標識）

第二十条　（略）

（新設）

２　（略）

別記様式第一号（第二十条関係）



(1) 色彩区分は次の通りとする。

ふか緑　　**白**

緑

青

(2) 寸法の単位は、センチメートルとする。

(3) 登録農林漁業体験民宿および登録実施機関名の文字は黒とする。

（動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第十七条　動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成九年農林水産省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（実施機関の長への文書の事前提出） **第八条**　（略） ２　治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書の提出に代えて、実施機関の長の承諾を得て、当該文書に記載すべき事項を情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書の提出をしたものとみなす。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電磁的記録（法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項各号に掲げる文書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ３～５　（略） （モニターの責務） **第二十一条**　（略） ２　モニターは、モニタリングの実施の際、実施機関を訪問し、又はこれと連絡を取ったときは、その都度次に掲げる事項を記載したモニタリング報告書（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を治験依頼者に提出しなければならない。 一～七　（略）	（実施機関の長への文書の事前提出） **第八条**　（略） ２　治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書の提出に代えて、実施機関の長の承諾を得て、当該文書に記載すべき事項を情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書の提出をしたものとみなす。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項各号に掲げる文書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ３～５　（略） （モニターの責務） **第二十一条**　（略） ２　モニターは、モニタリングの実施の際、実施機関を訪問し、又はこれと連絡を取ったときは、その都度次に掲げる事項を記載したモニタリング報告書（その作成に代えて電磁的記録（法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。次条第三項において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を治験依頼者に提出しなければならない。 一～七　（略）
（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則の一部改正） **第十八条**　牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成十五年農林水産省令第七十二号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。	
（情報通信の技術を利用する方法） **第二十条**　法第十四条第三項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ２・３　（略） （帳簿） **第二十七条**　（略） ２　法第十七条に規定する帳簿の備付け等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。 ３　（略）	（情報通信の技術を利用する方法） **第二十条**　法第十四条第三項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ２・３　（略） （帳簿） **第二十七条**　（略） （新設） ２　（略）

（動物用医薬品等取締規則の一部改正）

第十九条　動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第百六十五条**　法第四十六条第三項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに文書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ２・３　（略） **第百六十七条**　法第四十六条第四項に規定する農林水産省令で定めるものは、第百六十五条第一項第一号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法又は同項第二号に規定する電磁的記録媒体に記録する方法により記録されたものとする。	（情報通信の技術を利用する方法） **第百六十五条**　法第四十六条第三項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスク又はシー・ディー・ロムへの記録その他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに文書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ２・３　（略） **第百六十七条**　法第四十六条第四項に規定する農林水産省令で定めるものは、第百六十五条第一項第一号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法又は同項第二号に規定する磁気ディスク又はシー・ディー・ロムへの記録その他これに準ずる方法により記録されたものとする。

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第二十条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第十九条**　法第十一条の十九第二項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ２～４　（略） （情報の提供） **第二十一条の二**　（略） ２・３　（略） ４　前項の組合又は共済代理店は、同項第一号、第四号、第七号及び第九号の規定による書面の交付（同項第七号の規定による書面の交付にあっては、特定共済契約の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付を除く。）に代えて、第七項に定めるところにより、当該共済契約者又は当該被共済者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条及び第二十二条の二十九において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合又は当該共済代理店は、当該交付をしたものとみなす。 一　（略） 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ５～10　（略）	（情報通信の技術を利用する方法） **第十九条**　法第十一条の十九第二項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ２～４　（略） （情報の提供） **第二十一条の二**　（略） ２・３　（略） ４　前項の組合又は共済代理店は、同項第一号、第四号、第七号及び第九号の規定による書面の交付（同項第七号の規定による書面の交付にあっては、特定共済契約の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付を除く。）に代えて、第七項に定めるところにより、当該共済契約者又は当該被共済者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条及び第二十二条の二十九において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合又は当該共済代理店は、当該交付をしたものとみなす。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ５～10　（略）

（情報通信の技術を利用した提供）

第二十二条の九　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

２・３　（略）

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第二十二条の十二　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

２・３　（略）

（共済事業の運営に関する措置）

第二十三条　（略）

２　前項の組合の役員又は使用人は、同項第一号の規定による書面の交付に代えて、当該共済契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合の役員又は使用人は、当該交付をしたものとみなす。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

３～６　（略）

（法第十条第一項第十号の事業を行う組合の特定関係者に該当する保険会社の顧客に関する非公開情報の取扱い）

第二十九条　（略）

２　前項の組合は、同項の規定による顧客の書面による同意に代えて、当該顧客の承諾を得て、当該顧客の同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により得ることができる。この場合において、当該顧客の同意を電磁的方法により得た組合は、当該顧客の書面による同意を得たものとみなす。

一　（略）

（情報通信の技術を利用した提供）

第二十二条の九　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

２・３　（略）

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第二十二条の十二　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　（略）

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

２・３　（略）

（共済事業の運営に関する措置）

第二十三条　（略）

２　前項の組合の役員又は使用人は、同項第一号の規定による書面の交付に代えて、当該共済契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合の役員又は使用人は、当該交付をしたものとみなす。

一　（略）

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

３～６　（略）

（法第十条第一項第十号の事業を行う組合の特定関係者に該当する保険会社の顧客に関する非公開情報の取扱い）

第二十九条　（略）

２　前項の組合は、同項の規定による顧客の書面による同意に代えて、当該顧客の承諾を得て、当該顧客の同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により得ることができる。この場合において、当該顧客の同意を電磁的方法により得た組合は、当該顧客の書面による同意を得たものとみなす。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに顧客の同意に関する事項を記録したものを得る方法

3～6　（略）

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第七十六条　（略）

2　令第二十条第一項及び第二十四条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ　（略）

ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　（略）

（電磁的記録）

第二百十七条　法第七十二条の二十五第四項第三号に規定する農林水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（電磁的記録）

第二百三十三条　法第十一条の五十七第一項に規定する農林水産省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第二十一条　動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成十七年農林水産省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（実施機関の長への文書の事前提出） **第八条**　（略） 2　治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書の提出に代えて、実施機関の長の承諾を得て、当該文書に記載すべき事項を情報通信の技術を利用する方法で次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書の提出をしたものとみなす。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電磁的記録（法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項各号に掲げる文書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 3～5　（略）	（実施機関の長への文書の事前提出） **第八条**　（略） 2　治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書の提出に代えて、実施機関の長の承諾を得て、当該文書に記載すべき事項を情報通信の技術を利用する方法で次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書の提出をしたものとみなす。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項各号に掲げる文書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 3～5　（略）

（モニターの責務）

第二十一条　（略）

２　モニターは、モニタリングの実施の際、実施機関を訪問し、又はこれと連絡を取ったときは、その都度次に掲げる事項を記載したモニタリング報告書（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を治験依頼者に提出しなければならない。

一～七　（略）

（動物用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第二十二条　動物用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十七年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（使用成績調査） **第六条**　（略） ２　（略） ３　製造販売業者等は、前項の規定による文書による委託に代えて、第五項に定めるところにより、使用成績調査を実施する施設（以下この条において「調査機関」という。）の承諾を得て、委託を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により行うことができる。この場合において、当該製造販売業者等は、当該文書による委託をしたものとみなす。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電磁的記録（法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項の規定による委託を記録したものを交付する方法 ４～８　（略）	（使用成績調査） **第六条**　（略） ２　（略） ３　製造販売業者等は、前項の規定による文書による委託に代えて、第五項に定めるところにより、使用成績調査を実施する施設（以下この条において「調査機関」という。）の承諾を得て、委託を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により行うことができる。この場合において、当該製造販売業者等は、当該文書による委託をしたものとみなす。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の規定による委託を記録したものを交付する方法 ４～８　（略）

（モニターの責務）

第二十一条　（略）

２　モニターは、モニタリングの実施の際、実施機関を訪問し、又はこれと連絡を取ったときは、その都度次に掲げる事項を記載したモニタリング報告書（その作成に代えて電磁的記録（法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。次条第三項において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を治験依頼者に提出しなければならない。

一～七　（略）

（動物用医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第二十三条　動物用医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十七年農林水産省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（使用成績調査） **第六条**　（略） ２　（略） ３　製造販売業者等は、前項の規定による文書による委託に代えて、第五項に定めるところにより、使用成績調査を実施する施設（以下この条において「調査機関」という。）の承諾を得て、委託を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により行うことができる。この場合において、当該製造販売業者等は、当該文書による委託をしたものとみなす。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電磁的記録（法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項の規定による委託を記録したものを交付する方法 ４～８　（略）	（使用成績調査） **第六条**　（略） ２　（略） ３　製造販売業者等は、前項の規定による文書による委託に代えて、第五項に定めるところにより、使用成績調査を実施する施設（以下この条において「調査機関」という。）の承諾を得て、委託を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により行うことができる。この場合において、当該製造販売業者等は、当該文書による委託をしたものとみなす。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の規定による委託を記録したものを交付する方法 ４～８　（略）

（木材統計調査規則の一部改正）

第二十四条　木材統計調査規則（平成十七年農林水産省令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（報告）	（報告）
第十三条　（略）	**第十三条**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　民間事業者は、基礎調査のうち素材、製材品、木材チップ及び合板にあっては自らが作成し、又は基礎調査票に基づき都道府県別の集計を、月別調査にあっては自らが作成し、又は月別調査票に基づき都道府県別の集計を行うとともに、これらの集計結果並びに基礎調査票及び月別調査票の内容を収録した電磁的記録を作成し、電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。	３　民間事業者は、基礎調査のうち素材、製材品、木材チップ及び合板にあっては自らが作成し、又は基礎調査票に基づき都道府県別の集計を、月別調査にあっては自らが作成し、又は月別調査票に基づき都道府県別の集計を行うとともに、これらの集計結果並びに基礎調査票及び月別調査票の内容を収録した電磁的記録を作成し、光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。
４　民間事業者は、基礎調査のうち単板積層材、集成材及び直交集成板に係る基礎調査票の内容を収録した電磁的記録を作成し、電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。	４　民間事業者は、基礎調査のうち単板積層材、集成材及び直交集成板に係る基礎調査票の内容を収録した電磁的記録を作成し、光ディスクを使用して農林水産大臣に送付しなければならない。
５　（略）	５　（略）

（森林組合法施行規則の一部改正）

第二十五条　森林組合法施行規則（平成十八年農林水産省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法）	（情報通信の技術を利用する方法）
第八条　法第二十六条第二項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。	**第八条**　法第二十六条第二項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
一　（略）	一　（略）
二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第百九条において同じ。）をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
（議決権行使書面）	（議決権行使書面）
第八十九条　（略）	**第八十九条**　（略）
２～５　（略）	２～５　（略）
６　前各項の規定は、法第六十五条第五項（法第百条第二項において準用する場合を含む。）において法第六十条の三第五項の規定を準用する場合について準用する。	６　前四項の規定は、法第六十五条第五項（法第百条第二項において準用する場合を含む。）において法第六十条の三第五項の規定を準用する場合について準用する。
（電磁的記録）	（電磁的記録）
第百九条　法第四十一条の二第三項第二号（法第九十二条（法第百九条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第百条第一項及び第百九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する農林水産省令で定めるものは、理事又は清算人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	**第百九条**　法第四十一条の二第三項第二号（法第九十二条（法第百九条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第百条第一項及び第百九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する農林水産省令で定めるものは、理事又は清算人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第二十六条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第四条**　法第十一条の三第四項（法第九十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって農林水産省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2～4　（略） （情報の提供） **第二十条の二**　（略） 2・3　（略） 4　前項の組合又は共済代理店は、同項第一号、第四号、第七号及び第九号の規定による書面の交付（同項第七号の規定による書面の交付にあっては、特定共済契約（法第十五条の十二に規定する特定共済契約をいう。以下同じ。）の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付を除く。）に代えて、第七項に定めるところにより、当該共済契約者又は当該被共済者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条及び第四十条の二において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合又は当該共済代理店は、当該交付をしたものとみなす。 一　（略） 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 5～10　（略） （情報通信の技術を利用した提供） **第二十六条**　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 2・3　（略）	（情報通信の技術を利用する方法） **第四条**　法第十一条の三第四項（法第九十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって農林水産省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2～4　（略） （情報の提供） **第二十条の二**　（略） 2・3　（略） 4　前項の組合又は共済代理店は、同項第一号、第四号、第七号及び第九号の規定による書面の交付（同項第七号の規定による書面の交付にあっては、特定共済契約（法第十五条の十二に規定する特定共済契約をいう。以下同じ。）の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付を除く。）に代えて、第七項に定めるところにより、当該共済契約者又は当該被共済者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条及び第四十条の二において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合又は当該共済代理店は、当該交付をしたものとみなす。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 5～10　（略） （情報通信の技術を利用した提供） **第二十六条**　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 2・3　（略）

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第二十七条の三　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

２・３　（略）

（共済事業の運営に関する措置）

第四十八条　（略）

２　前項の組合の役員又は使用人は、同項第一号の規定による書面の交付に代えて、当該共済契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合の役員又は使用人は、当該交付をしたものとみなす。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

３～６　（略）

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第九十四条　（略）

２　令第十一条の二第一項及び第十四条の二第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ　（略）

ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　（略）

３　（略）

（招集の決定事項）

第百六十三条　法第四十七条の四第一項第三号（法第五十一条の二第七項、第五十二条第六項、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第二十七条の三　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　（略）

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

２・３　（略）

（共済事業の運営に関する措置）

第四十八条　（略）

２　前項の組合の役員又は使用人は、同項第一号の規定による書面の交付に代えて、当該共済契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合の役員又は使用人は、当該交付をしたものとみなす。

一　（略）

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

３～６　（略）

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第九十四条　（略）

２　令第十一条の二第一項及び第十四条の二第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ　（略）

ロ　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　（略）

３　（略）

（招集の決定事項）

第百六十三条　法第四十七条の四第一項第三号（法第五十一条の二第七項、第五十二条第六項、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　総会に出席しない正組合員が書面をもって議決権を行使することができる旨及び総会に出席しない正組合員が電磁的方法により議決権を行使することができる旨を定款で定めたときは、次に掲げる事項（定款にイからハまでのいずれかに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項を理事に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

イ・ロ　（略）

ハ　電子提供措置をとる旨の定款の定めがある場合において、法第四十七条の五第二項の承諾をした組合員の請求があった時に議決権行使書面に記載すべき事項（当該組合員に係る事項に限る。第百七十四条第三項において同じ。）に係る情報について電子提供措置をとることとするときは、その旨

五・六　（略）

（議事録）

第百八十一条　（略）

２　総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一・二　（略）

三　次に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ～ニ　（略）

ホ　法第四十一条の三第一項において読み替えて準用する会社法第三百九十八条第一項

ヘ　法第四十一条の三第一項において準用する会社法第三百九十八条第二項

四～六　（略）

（合併の認可の申請等）

第二百十条　共済事業実施組合（信用事業実施組合を除く。以下この条において同じ。）は、法第六十九条第二項（法第九十六条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。）の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　法第六十九条第四項（法第九十六条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において読み替えて準用する法第五十三条第二項の規定に基づく公告に係る財産目録又は計算書類

五　法第六十九条第四項において読み替えて準用する法第五十三条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六～十　（略）

２　（略）

（共済代理店の設置又は廃止の届出）

第二百十九条　共済事業実施組合は、法第百二十六条第一号に該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して行政庁に提出しなければならない。提出した届出書の内容に変更があったときも、同様とする。

四　総会に出席しない正組合員が書面をもって議決権を行使することができる旨及び総会に出席しない正組合員が電磁的方法により議決権を行使することができる旨を定款で定めたときは、次に掲げる事項（定款にイからハまでのいずれかに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項を理事に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

イ・ロ　（略）

ハ　電子提供措置（法第四十七条の五の二に規定する電子提供措置をいう。以下同じ。）をとる旨の定款の定めがある場合において、法第四十七条の五第二項の承諾をした組合員の請求があった時に議決権行使書面に記載すべき事項（当該組合員に係る事項に限る。第百七十四条第三項において同じ。）に係る情報について電子提供措置をとることとするときは、その旨

五・六　（略）

（議事録）

第百八十一条　（略）

２　総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一・二　（略）

三　次に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ～ニ　（略）

ホ　法第四十一条の二第七項において読み替えて準用する会社法第三百九十八条第一項

ヘ　法第四十一条の二第七項において準用する会社法第三百九十八条第二項

四～六　（略）

（合併の認可の申請等）

第二百十条　共済事業実施組合（信用事業実施組合を除く。以下この条において同じ。）は、法第六十九条第二項（法第九十六条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。）の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　法第六十九条第四項（法第九十六条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において読み替えて準用する法第五十三条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

五　法第六十九条第四項において読み替えて準用する法第五十三条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子広告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六～十　（略）

２　（略）

（共済代理店の設置又は廃止の届出）

第二百十九条　共済事業実施組合は、法第百二十六条の二第一号に該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して行政庁に提出しなければならない。提出した届出書の内容に変更があったときも、同様とする。

（共済計理人の選任及び退任の届出）

第二百二十条　共済事業実施組合は、法第百二十六条第二号に該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、遅滞なく、届出書に共済計理人の履歴書及び当該共済計理人が第七十三条に規定する要件に該当することを証する書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

２・３　（略）

（信用事業実施組合又は共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

第二百二十一条　信用事業実施組合又は共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、法第百二十六条第三号から第五号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　法第百二十六条第三号に該当する場合にあっては、当該漁業協同組合又は水産加工業協同組合に関する次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

三　法第百二十六条第三号に該当する場合にあっては、当該漁業協同組合又は水産加工業協同組合及びそれらの子会社（同号に規定する届出の必要となる子会社に限る。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

四　法第百二十六条第三号に該当する場合にあっては、当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ～ニ　（略）

五　法第百二十六条第三号に該当する場合にあっては、当該届出に係る子会社対象会社を子会社にすることにより、当該漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又はそれらの子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六　（略）

（連合会が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

第二百二十三条　連合会は、法第百二十六条第九号から第十一号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　法第百二十六条第九号に該当する場合にあっては、当該連合会に関する次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

三　法第百二十六条第九号に該当する場合にあっては、連合会及びその子会社（同号に規定する届出の必要となる子会社に限る。以下この条において同じ。）の当該届出後における当該連合会及びその子会社の収支の見込みを記載した書類

（共済計理人の選任及び退任の届出）

第二百二十条　共済事業実施組合は、法第百二十六条の二第二号に該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、遅滞なく、届出書に共済計理人の履歴書及び当該共済計理人が第七十三条に規定する要件に該当することを証する書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

２・３　（略）

（信用事業実施組合又は共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

第二百二十一条　信用事業実施組合又は共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、法第百二十六条の二第三号から第五号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　法第百二十六条の二第三号に該当する場合にあっては、当該漁業協同組合又は水産加工業協同組合に関する次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

三　法第百二十六条の二第三号に該当する場合にあっては、当該漁業協同組合又は水産加工業協同組合及びそれらの子会社（同号に規定する届出の必要となる子会社に限る。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

四　法第百二十六条の二第三号に該当する場合にあっては、当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ～ニ　（略）

五　法第百二十六条の二第三号に該当する場合にあっては、当該届出に係る子会社対象会社を子会社にすることにより、当該漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又はそれらの子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六　（略）

（連合会が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

第二百二十三条　連合会は、法第百二十六条の二第九号から第十一号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　法第百二十六条の二第九号に該当する場合にあっては、当該連合会に関する次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

三　法第百二十六条の二第九号に該当する場合にあっては、連合会及びその子会社（同号に規定する届出の必要となる子会社に限る。以下この条において同じ。）の当該届出後における当該連合会及びその子会社の収支の見込みを記載した書類

四　法第百二十六条第九号に該当する場合にあっては、当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類
イ～ニ　（略）
五　法第百二十六条第九号に該当する場合にあっては、当該届出に係る子会社対象会社を子会社にすることにより、当該連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
六　（略）
（届出事項等）
第二百二十四条　（略）
2～6　（略）
7　法第十一条の八第三項の規定は、第一項第七号から第十三号までの議決権について準用する。
（電磁的記録）
第二百二十六条　法第十七条の七第一項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（株式会社農林漁業成長産業化支援機構法施行規則の一部改正）
第二十七条　株式会社農林漁業成長産業化支援機構法施行規則（平成二十四年農林水産省令第五十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（書面をもって作成された議事録の備置き及び閲覧等における特例） **第四条**　法第十七条第八項の議事録が書面をもって作成されているときは、株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下この条において「機構」という。）は、その書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルにより備え置くことができる。 2　（略）	（書面をもって作成された議事録の備置き及び閲覧等における特例） **第四条**　法第十七条第八項の議事録が書面をもって作成されているときは、株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下この条において「機構」という。）は、その書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにより備え置くことができる。 2　（略）

（動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正）
第二十八条　動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年農林水産省令第六十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（実施機関の長への文書の事前提出） **第八条**　（略） 2　治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書の提出に代えて、実施機関の長の承諾を得て、当該文書に記載すべき事項を情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書の提出をしたものとみなす。 一　（略）	（実施機関の長への文書の事前提出） **第八条**　（略） 2　治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書の提出に代えて、実施機関の長の承諾を得て、当該文書に記載すべき事項を情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書の提出をしたものとみなす。 一　（略）

二　電磁的記録媒体（電磁的記録（法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項各号に掲げる文書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

3～5　（略）

（モニターの責務）

第二十一条　（略）

2　モニターは、モニタリングの実施の際、実施機関を訪問し、又はこれと連絡を取ったときは、その都度次に掲げる事項を記載したモニタリング報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を治験依頼者に提出しなければならない。

一～七　（略）

（動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第二十九条　動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（使用成績調査） **第六条**　（略） 2　（略） 3　製造販売業者等は、第五項に定めるところにより、使用成績調査を実施する施設（以下この条において「調査機関」という。）の承諾を得て、情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により前項の委託契約書の交付を行うことができる。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電磁的記録（法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項の委託契約書を記録したものを交付する方法 4～8　（略）	（使用成績調査） **第六条**　（略） 2　（略） 3　製造販売業者等は、第五項に定めるところにより、使用成績調査を実施する施設（以下この条において「調査機関」という。）の承諾を得て、情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により前項の委託契約書の交付を行うことができる。 一　（略） 二　磁気ディスク又はシー・ディー・ロムへの記録その他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の委託契約書を記録したものを交付する方法 4～8　（略）

（農業保険法施行規則の一部改正）

第三十条　農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（議決権行使の電磁的方法） **第十一条**　法第二十三条第二項（法第二十九条第七項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第二十一条において同じ。）をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法	（議決権行使の電磁的方法） **第十一条**　法第二十三条第二項（法第二十九条第七項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

（監事の意見書に添付する電磁的記録）

第二十一条　法第五十三条第四項の農林水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（漁業法施行規則の一部改正）

第三十一条　漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（年次漁獲割当量の設定）	（年次漁獲割当量の設定）
第六条　（略）	**第六条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　漁業法施行令（以下「令」という。）第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって農林水産省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。	3　漁業法施行令（以下「令」という。）第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって農林水産省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。
一　（略）	一　（略）
二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法	二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
4・5　（略）	4・5　（略）

（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第三十二条　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（届出採捕者による情報の伝達方法）	（届出採捕者による情報の伝達方法）
第十一条　法第四条の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。	**第十一条**　法第四条の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。
一　（略）	一　（略）
二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十六条において同じ。）をもって調製するファイルに伝達すべき事項を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに伝達すべき事項を記録したものを交付する方法
三　（略）	三　（略）
2～6　（略）	2～6　（略）
（引渡しの委託を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者による荷口番号の伝達）	（引渡しの委託を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者による荷口番号の伝達）
第十六条　法第五条第三項の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。	**第十六条**　法第五条第三項の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。
一　（略）	一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに荷口番号を記録したものを交付する方法

三　（略）

2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条中土地改良法施行規則第八条、第五十七条の二の二第一項、第八十一条、第九十一条第二項及び第百六条の改正規定、第六条から第八条まで並びに第十一条の規定、第十三条中入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行規則第十六条の改正規定並びに第十四条から第十六条までの規定は、令和六年四月一日から施行する。

○農林水産省令第六十四号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）の施行に伴い、並びに漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

農林水産大臣　坂本　哲志

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令

（漁港漁場整備法施行規則の一部改正）

第一条　漁港漁場整備法施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則	漁港漁場整備法施行規則
（漁港の区域の報告）	（漁港の区域の報告）
第一条　漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第六条第七項の規定に基づき漁港の区域の指定又は変更の報告をしようとする場合には、次に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。	**第一条**　漁港漁場整備法（以下「法」という。）第六条第七項の規定に基づき漁港の区域の指定又は変更の報告をしようとする場合には、次に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。
一～五　（略）	一～五　（略）
2　（略）	2　（略）
第二条～第五条　（略）	**第一条の二～第一条の五**　（略）
（特定漁港漁場整備事業計画の軽微な変更の基準）	（特定漁港漁場整備事業計画の軽微な変更の基準）
第六条　法第十七条第十項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる変更以外の変更であることとする。	**第一条の六**　法第十七条第十項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる変更以外の変更であることとする。
一　目的又は第四条第一項第一号に掲げる事項に係る変更	一　目的又は第一条の四第一項第一号に掲げる事項に係る変更
二　次に掲げる工事に関する事項の変更	二　次に掲げる工事に関する事項の変更
イ　（略）	イ　（略）
ロ　機能施設のうち輸送施設、漁港施設用地（公共施設用地に限る。）、漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設（荷さばき所、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場に限る。）、漁港浄化施設又は廃油処理施設の追加若しくは廃止、規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更	ロ　機能施設のうち輸送施設、漁港施設用地（公共施設用地に限る。）、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設（荷さばき所、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場に限る。）、漁港浄化施設又は廃油処理施設の追加若しくは廃止、規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更
ハ・ニ　（略）	ハ・ニ　（略）
三　（略）	三　（略）
第七条～第十一条　（略）	**第一条の七～第四条**　（略）

（身分を示す証票）

第十二条　法第十九条の二第二項（同条第四項（法第十九条の三第六項において準用する場合を含む。）及び法第十九条の三第三項において準用する場合を含む。）、法第二十四条第二項（法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）及び法第六十七条第三項に規定する身分を示す証票の様式は、別記第四号様式のとおりとする。

（施行の許可に係る権利の譲渡の認可申請等）

第十三条　（略）

（他人の土地又は水面への立入り等の許可申請）

第十四条　法第二十四条第一項後段の規定に基づき他人の土地又は水面への立入り等の許可を受けようとする場合には、立入り等の目的、場所及び期間を記載した申請書を都道府県知事（漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令（昭和二十五年政令第二百三十九号。以下「令」という。）第二十九条第一項の規定により市町村長が当該許可を行う場合にあつては、市町村長）に提出しなければならない。

第十五条～第二十条　（略）

（農林水産省令で定める数量）

第二十一条　法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める数量は、次の各号に掲げる漁港の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量とする。

一　次条第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる漁港施設（その機能を確保するための護岸（その敷地を含む。）及びその敷地を含む。）を運営させる漁港　年間百トン

二　次条第四号に掲げる漁港施設（その機能を確保するための護岸（その敷地を含む。）及びその敷地を含む。）を運営させる漁港　年間零トン

（農林水産省令で定める漁港施設）

第二十二条　法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める漁港施設は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　漁船修理場

四　（略）

五　漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設

六　漁港管理施設（船舶保管施設及び発電施設に限る。）

七・八　（略）

（漁港管理者の認定に係る申請手続）

第二十三条　法第三十七条の二第一項の規定により漁港管理者の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第六号様式）を提出しなければならない。

一～七　（略）

２　（略）

（事業者の基準）

第二十四条　法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（身分を示す証票）

第五条　法第十九条の二第二項（同条第四項（法第十九条の三第六項において準用する場合を含む。）及び法第十九条の三第三項において準用する場合を含む。）、法第二十四条第二項（法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）及び法第四十一条第三項に規定する身分を示す証票の様式は、別記第四号様式のとおりとする。

（施行の許可に係る権利の譲渡の認可申請等）

第六条　（略）

（他人の土地又は水面への立入り等の許可申請）

第六条の二　法第二十四条第一項後段の規定に基づき他人の土地又は水面への立入り等の許可を受けようとする場合には、立入り等の目的、場所及び期間を記載した申請書を都道府県知事（漁港漁場整備法施行令（以下「令」という。）第二十八条第一項の規定により市町村長が当該許可を行う場合にあつては、市町村長）に提出しなければならない。

第七条～第十一条　（略）

（農林水産省令で定める数量）

第十一条の二　法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める数量は、年間百トンとする。

（新設）

（新設）

（農林水産省令で定める漁港施設）

第十一条の三　法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める漁港施設は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（新設）

三　（略）

四　漁獲物の処理、保蔵及び加工施設

五　船舶保管施設

六・七　（略）

（漁港管理者の認定に係る申請手続）

第十一条の四　法第三十七条の二第一項の規定により漁港管理者の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第六号様式）を提出しなければならない。

一～七　（略）

２　（略）

（事業者の基準）

第十一条の五　法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　その実施する特定漁港施設の運営の事業が、次のいずれにも該当するものであること。

イ　当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善、水産物の集出荷、販売その他の流通に係る業務の効率化、漁船の修理の方法の改善、増殖若しくは養殖の推進、船舶の保管の方法の改善又は効率的な電力供給による水産物の生産若しくは流通の円滑化に特に資すること。

ロ～ホ　（略）

（公正な手続を確保するための措置）

第二十五条　漁港管理者は、第二十三条第一項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる事項について公告し、当該申請書（公表することが不適切であると漁港管理者が認める部分を除く。第三項において同じ。）を当該公告の日から一週間以上の期間公衆の縦覧に供しなければならない。

一　（略）

二　第二十三条第一項第二号から第五号までに掲げる事項の概要

三～五　（略）

２　前項の規定による公告は、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供して行うとともに、公報又は掲示により行うものとする。

３　第一項の規定による公告があつたときは、当該漁港の適正な運営の確保の見地からの意見を有する者は、同項の縦覧期間満了の日までの間に、当該申請書について、漁港管理者に意見書を提出することができる。

（認定の公表）

第二十六条　漁港管理者は、法第三十七条の二第二項に規定する認定をしたときは、速やかに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一　（略）

二　第二十三条第一項第二号から第五号までに掲げる事項の概要

三　前条第一項第三号に掲げる事項及び同条第三項に規定する意見書の処理の経過

四・五　（略）

（特定漁港施設貸付契約の内容）

第二十七条　国又は地方公共団体は、法第三十七条の二第四項の規定により特定漁港施設を貸し付けるときは、事業者との間で次に掲げる内容を含む貸付契約を締結しなければならない。

一　（略）

二　国又は地方公共団体は、事業者が第二十四条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき、事業者が法令若しくは当該貸付契約に違反したと認めるとき又は特定漁港施設の運営の事業の実施に関し不正の行為があつたと認めるときは、当該貸付契約を解除することができること。

三～六　（略）

第二十八条～第三十条　（略）

三　その実施する特定漁港施設の運営の事業が、次のいずれにも該当するものであること。

イ　当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善、水産物の集出荷その他の流通に係る業務の効率化、増殖若しくは養殖の推進又は船舶の保管の方法の改善に特に資すること。

ロ～ホ　（略）

（公正な手続を確保するための措置）

第十一条の六　漁港管理者は、第十一条の四第一項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で公告し、当該申請書（公表することが不適切であると漁港管理者が認める部分を除く。次項において同じ。）を当該公告の日から一週間以上の期間公衆の縦覧に供しなければならない。

一　（略）

二　第十一条の四第一項第二号から第五号までに掲げる事項の概要

三～五　（略）

（新設）

２　前項の規定による公告があつたときは、当該漁港の適正な運営の確保の見地からの意見を有する者は、同項の縦覧期間満了の日までの間に、当該申請書について、漁港管理者に意見書を提出することができる。

（認定の公表）

第十一条の七　漁港管理者は、法第三十七条の二第二項に規定する認定をしたときは、速やかに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一　（略）

二　第十一条の四第一項第二号から第五号までに掲げる事項の概要

三　前条第一項第三号に掲げる事項及び同条第二項に規定する意見書の処理の経過

四・五　（略）

（特定漁港施設貸付契約の内容）

第十一条の八　国又は地方公共団体（これらの者の委託を受けて特定漁港施設の管理を行う漁港管理者を含む。以下この条において同じ。）は、法第三十七条の二第四項の規定により特定漁港施設を貸し付けるときは、事業者との間で次に掲げる内容を含む貸付契約を締結しなければならない。

一　（略）

二　国又は地方公共団体は、事業者が第十一条の五各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき、事業者が法令若しくは当該貸付契約に違反したと認めるとき又は特定漁港施設の運営の事業の実施に関し不正の行為があつたと認めるときは、当該貸付契約を解除することができること。

三～六　（略）

第十一条の九～第十三条　（略）

（漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域の指定等の公示）

第三十一条　法第三十九条第六項の規定による区域の指定の公示は、当該区域の指定が同条第五項第二号又は第三号のいずれかの規定に関するものであるかを明らかにし、当該区域を明示して、公報又は新聞紙に掲載するほか、当該指定に係る区域又はその周辺の見やすい場所に掲示して行うとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供して行うものとする。

2　法第三十九条第六項の規定による物件の指定の公示は、公報又は新聞紙に掲載するほか、当該指定に係る区域又はその周辺の見やすい場所に掲示して行うとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供して行うものとする。

3　（略）

第三十二条～第三十五条　（略）

（活用推進計画の軽微な変更）

第三十六条　法第四十一条第七項の農林水産省令で定める軽微な変更は、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更とする。

（実施計画の認定に係る申請手続）

第三十七条　法第四十二条第一項の規定により実施計画の認定を受けようとする者は、実施計画に次に掲げる書類を添付して漁港管理者に提出しなければならない。

一　申請者の住民票の写し又は登記事項証明書

二　活用事業施設の設置を行う場合にあつては、次に掲げる書類

イ　活用事業施設の平面図、縦断面図、横断面図、構造図その他の当該施設の構造を示す図面

ロ　実施計画に法第四十二条第四項第一号に掲げる事項を定める場合にあつては、漁港施設の形質の変更の内容を明らかにする図面

ハ　実施計画に法第四十二条第四項第二号に掲げる事項を定める場合にあつては、工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土をしようとする漁港の区域内の水域又は公共空地の場所を示す図面

三　漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料

四　漁港施設等活用事業の実施に必要な資金の調達の相手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類

五　その他必要な書類

2　法第五十条第一項各号に掲げる事項が定められた実施計画の認定を受けようとする場合には、前項各号に掲げる書類のほか、申請者が法第五十一条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

（実施計画の認定に係る公正な手続を確保するための措置）

第三十八条　漁港管理者は、法第四十二条第一項の規定による実施計画の認定の申請があつたときは、次に掲げる事項について公告し、当該実施計画（公表することが不適切であると漁港管理者が認める部分を除く。第三項において同じ。）を当該公告の日から一週間以上の期間公衆の縦覧に供しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称

二　法第四十二条第二項第一号から第五号までに掲げる事項及び法第五十条第一号から第五号までに掲げる事項の概要

三　縦覧期間及び縦覧場所

四　意見書の提出方法、提出期限の日時及び提出先

五　前各号に掲げるもののほか、漁港管理者が必要と認める事項

（漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域の指定等の公示）

第十四条　法第三十九条第六項の規定による区域の指定の公示は、当該区域の指定が同条第五項第二号又は第三号のいずれかの規定に関するものであるかを明らかにし、当該区域を明示して、公報又は新聞紙に掲載するほか、当該指定に係る区域又はその周辺の見やすい場所に掲示して行うものとする。

2　法第三十九条第六項の規定による物件の指定の公示は、公報又は新聞紙に掲載するほか、当該指定に係る区域又はその周辺の見やすい場所に掲示して行うものとする。

3　（略）

第十五条～第十八条　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

2　前項の規定による公告は、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供して行うとともに、公報又は掲示により行うものとする。

3　第一項の規定による公告があつたときは、当該漁港の適正な維持管理の確保及びその活用の促進の見地からの意見を有する者は、同項の縦覧期間満了の日までの間に、当該実施計画について、漁港管理者に意見書を提出することができる。

（実施計画の認定の公表）

第三十九条　法第四十三条第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　前条第一項第三号に掲げる事項及び同条第三項に規定する意見書の処理の経過

二　認定の理由

三　前二号に掲げるもののほか、漁港管理者が必要と認める事項

（新設）

（実施計画の軽微な変更）

第四十条　法第四十三条第四項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二　法第四十二条第二項第四号に掲げる事項及び法第五十条第一項第四号に掲げる事項の変更のうち活用事業施設の追加若しくは廃止、種類の変更、規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更以外の変更

三　法第四十二条第二項第六号に掲げる事項及び法第五十条第一項第六号に掲げる事項の変更

四　法第五十七条第三項の規定による更新に基づく法第五十条第一項第三号に掲げる事項の変更

（新設）

（実施計画に係る行政財産である漁港施設の貸付契約の内容）

第四十一条　国又は地方公共団体は、法第四十四条第一項の規定により漁港施設を貸し付けるときは、認定計画実施者との間で次に掲げる内容を含む貸付契約を締結しなければならない。

一　国又は地方公共団体は、認定計画実施者が法第四十五条第二項の規定による認定の取消しを受けたときは、当該貸付契約を解除すること。

二　国又は地方公共団体は、認定計画実施者が法令若しくは当該貸付契約に違反したと認めるとき又は漁港施設等活用事業の実施に関し不正の行為があつたと認めるときは、当該貸付契約を解除することができること。

三　認定計画実施者は、国又は地方公共団体が漁港施設等活用事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めた場合においてその必要な限度で質問をし若しくは報告を求め又は帳簿書類その他の物件を調査しようとするときは、これに応じなければならないこと。

四　認定計画実施者は、貸し付けられた漁港施設を第三者に転貸し、又はこれに係る賃借権を譲渡してはならないこと。ただし、認定計画実施者が、貸し付けられた漁港施設の一部を第三者に転貸することについて国又は地方公共団体の承諾を得たときは、この限りでないこと。

五　認定計画実施者は、貸し付けられた漁港施設に自己の権原により附属させた物を担保として提供しようとするときは、国又は地方公共団体の承諾を得なければならないこと。

六　認定計画実施者は、国又は地方公共団体が公益上やむを得ない必要が生じた場合において貸し付けた漁港施設を認定計画実施者以外の者の利用に供すべきことを求めたときは、これに応じなければならないこと。

（新設）

（漁港水面施設運営権の設定に係る通知）

第四十二条　漁港管理者は、法第五十二条第一項の規定により漁港水面施設運営権を設定したときは、遅滞なく、漁港水面施設運営権の設定を受けた認定計画実施者に対し、同条第二項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

（漁港水面施設運営権の移転の許可に係る申請手続）

第四十三条　法第五十五条第二項の規定により漁港水面施設運営権の移転の許可を受けようとする者は、申請書（別記第十一号様式）に次に掲げる書類を添付して漁港管理者に提出しなければならない。

一　申請者の住民票の写し又は登記事項証明書

二　申請者が法第五十一条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三　移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料

四　移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施に必要な資金の調達の相手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類

五　その他必要な書類

（漁港水面施設運営権の移転の許可に係る公正な手続を確保するための措置）

第四十四条　漁港管理者は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる事項について公告し、移転前の漁港水面施設運営権者が認定を受けた実施計画のうち法第五十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項に係る部分及び当該申請書（公表することが不適切であると漁港管理者が認める部分を除く。第三項において同じ。）を当該公告の日から一週間以上の期間公衆の縦覧に供しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称

二　移転前の漁港水面施設運営権者が認定を受けた実施計画のうち法第五十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項に係る部分の概要

三　縦覧期間及び縦覧場所

四　意見書の提出方法、提出期限の日時及び提出先

五　前各号に掲げるもののほか、漁港管理者が必要と認める事項

2　前項の規定による公告は、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供して行うとともに、公報又は掲示により行うものとする。

3　第一項の規定による公告があつたときは、当該漁港の適正な維持管理の確保及びその活用の促進の見地からの意見を有する者は、同項の縦覧期間満了の日までの間に、当該申請書について、漁港管理者に意見書を提出することができる。

（漁港水面施設運営権の移転の許可の公表）

第四十五条　法第五十五条第六項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　前条第一項第三号に掲げる事項及び同条第三項に規定する意見書の処理の経過

二　許可の理由

三　前二号に掲げるもののほか、漁港管理者が必要と認める事項

（漁港水面施設運営権の存続期間の更新に係る申請手続）

第四十六条　法第五十七条第二項の規定により漁港水面施設運営権の存続期間の更新を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を漁港管理者に提出しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称

二　法第五十二条第二項各号に掲げる事項

三　漁港水面施設運営権の存続期間の更新を受けようとする期間

四　その他漁港管理者が必要と認める事項

（新設）

（新設）

（新設）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　申請者が法第五十一条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　従前の存続期間における漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実績を説明する書面

（漁港水面施設運営権の存続期間の更新に係る通知）

第四十七条　漁港管理者は、法第五十七条第三項の規定により漁港水面施設運営権の存続期間の更新をしたときは、遅滞なく、漁港水面施設運営権の存続期間の更新を受けた者に対し、更新後の存続期間を通知しなければならない。

（漁港協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）

第四十八条　法第六十一条第一項の農林水産省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

（漁港協力団体の指定）

第四十九条　法第六十一条第一項の規定による指定は、法第六十二条各号に掲げる業務を行う漁港の区域を明らかにしてするものとする。

（削る。）

（漁港施設とみなされる施設の報告）

第五十条　法第六十六条第二項の規定により漁港施設とみなされる施設の指定の報告をしようとする場合には、次に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　報告者の名称

二　指定した施設の所在地

三　指定した施設の種類、名称及び構造

四　指定した施設の所有者及び管理者

五　法第六十六条第一項の規定により聴取した関係地方公共団体の意見

2　前項の報告書には、指定した施設の所在地を示す図面及び当該施設の指定に関し参考となる資料を添付するものとする。

（新設）

（新設）

（漁港施設とみなされる施設の認可申請）

第十九条　法第四十条第一項の規定に基づき漁港施設とみなされる施設の認可を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　申請者の名称

二　認可を受けようとする施設の所在地

三　認可を受けようとする施設の種類、名称及び構造

四　認可を受けようとする施設の所有者及び管理者

五　漁港施設とみなす必要があるとする理由

2　前項の申請書には、認可を受けようとする施設の所在地を示す図面及び当該施設の平面図、縦断面図、横断面図、構造図その他の当該施設の構造を示す図面を添付するものとする。

（新設）

別記第一号様式中「（第１条の３、第３条関係）」を「（第３条、第10条関係）」に改める。
別記第二号様式を次のように改める。

第２号様式（第７条、第10条関係）

特定漁港漁場整備事業計画変更書

１　変更理由

変更理由	

備考

計画変更の理由及び漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第６条に規定する特定漁港漁場整備事業計画の軽微な変更の基準に該当しない変更事項を記載すること。

２　変更後の目的

目的	

３　変更後の施行に係る区域及び工事に関する事項

（１）変更後の区域に関する事項

イ　区域名

区域名	

ロ　所在地等

都道府県名		関係市町村名	
地域指定			
整備対象漁港名		整備対象漁場名	

備考

１　別記第１号様式に準じて記載すること。

２　変更箇所については、変更前の記載事項を上段（　）書とすること。

ハ　変更後の位置図

位置図	

写真等	

備考

位置図については、変更後のものを記載し、写真等については追加すべき写真等があれば添付すること。

ニ　当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針	

備考

変更の経緯を踏まえた記述とすること。

ホ　整備対象漁港及び整備対象漁場の現況及び将来見通し

（変更時の現況）　（令和　　年　　月現在）

整備対象漁港名	属地陸揚量　　トン	属地陸揚金額　　百万円	属人漁獲量　　トン
	登録漁船隻数　　隻	利用漁船隻数　　隻	漁船以外利用船舶隻数　　隻
	主な漁業種類	主な魚種	
整備対象漁場全体	受益戸数（受益者数） 戸 （　　人）	登録漁船隻数 漁港名又は港湾名　　漁港（又は港）　　隻 総数　　隻	

備考

１　別記第１号様式に準じて記載すること。

２　変更前の現況の値を上段（　）書すること。

（将来見通し）　（目標年：令和　　年）

整備対象漁港名	属地陸揚量　　トン	属地陸揚金額　　百万円	
	登録漁船隻数　　隻	利用漁船隻数　　隻	漁船以外利用船舶隻数　　隻
整備対象漁場全体	受益戸数（受益者数） 戸	登録漁船隻数 漁港名又は港湾名　　漁港（又は港）　　隻	

	（　　人）	総数	隻
将来見通しの考え方			

備考
1　再推定を行う際、目標年は計画当初の概ね１０年後を目途に設定することが望ましい。
2　変更前の将来見通しを上段（　）書すること。
3　将来見通しの考え方欄には、変更後の推定方法等を記載し、推定方法に変更があればその理由も記載すること。

（2）変更後の工事に関する事項
イ　主要施設の種類、規模及び配置等
（漁港施設）

都道府県名	整備対象漁港名	漁港種類	所管	事業主体名		漁港管理者名
計画施設	計画工事種目	変更前の計画数量		年月第　回変更		備考
		単位	計画数量	単位	計画数量	

備考
計画施設、計画工事種目ごとの計画数量及びその単位については、変更前後の値を記載するものとし、その他の欄については、別記第１号様式に準じて変更後の内容を記載すること。

（漁場の施設等）

都道府県名	整備対象漁場名	所管	事業主体名	関係市町村名	対象生物	
計画施設等	計画工事種目	変更前の計画数量		年月第　回変更		備考
		単位	計画数量	単位	計画数量	

備考
計画施設等、計画工事種目ごとの計画数量及びその単位については、変更前後の値を記載するものとし、その他の欄については、別記第１号様式に準じて変更後の内容を記載すること。

ロ　工事の着手及び完了の予定時期

着手（予定）年度	令和　　年度	完了予定年度	令和　　年度

備考
変更前の値を上段（ ）書で記載すること。

ハ　計画平面図

計画平面図	

備考
別記第１号様式に準じて、計画の変更箇所が分かるよう、記載すること。

4　変更後の事業費に関する事項

	変更前の計画事業費	年月第　回変更
計画事業費	（百万円）	（百万円）

5　変更後の効果に関する事項

1. 主要な水産施策別の事業効果	
2. 地域に与える影響	
3. 費用対効果分析結果	
社会的割引率　　％	投資期間　　令和　年～　年
現在価値化の基準年度　令和　年	施設の耐用年数　　年

貨幣化による分析結果		
	変更前の分析結果	年月第　回変更
貨幣化した効果項目		
総便益額B	百万円	百万円
総費用額C	百万円	百万円
費用便益比率（B/C）		
参考	純現在価値：（B-C）　百万円	純現在価値：（B-C）　百万円
	内部収益率（IRR）　％	内部収益率（IRR）　％
4.事業の定量的・定性的効果（貨幣化が困難な効果）		

備考

1　別記第１号様式に準じて、変更後の内容を記載すること。

2　貨幣化による分析結果については、変更前後の内容を記載すること。

6　変更後の環境との調和に関する事項

環境との調和に関する事項	

備考

変更後の内容を記載すること。

7　変更後の他の水産業に関する施設との関係に関する事項

施設名	施設規模・内容	本事業との関係	備考

備考

別記第１号様式に準じて、変更後の内容を記載すること。

別記第三号様式中「（第２条関係）」を「（第９条関係）」に改める。

別記第四号様式を次のように改める。

第4号様式（第12条関係）

（用紙の大きさは、縦60ミリメートル、横85ミリメートルとする。）

（イ）法第19条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による証票の場合

（表面）

第　　号

令和　　年　　月　　日交付

漁港及び漁場の整備等に関する法律第19条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による証票

写　真

職　　名

氏　　名

生年月日

（裏面）

漁港及び漁場の整備等に関する法律（抄）

第19条の2　地方公共団体又は国は、第17条第1項又は前条第1項の規定により特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合において、特定漁港漁場整備事業計画を定めるために必要があるときは、5日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地又は水面に立ち入り、測量又は検査をすることができる。

2　前項の規定による立入りをする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

3　（略）

4　前3項の規定は、第17条第10項又は前条第4項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更をしようとする場合について準用する。

（ロ）法第19条の3第3項において準用する法第19条の2第2項（法第19条の3第6項において準用する法第19条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による証票の場合

（表面）

第　　号

令和　　年　　月　　日交付

漁港及び漁場の整備等に関する法律第19条の3第3項において準用する同法第19条の2第2項（同法第19条の3第6項において準用する同法第19条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による証票

写　真

職　　名
氏　　名
生年月日

（裏面）

漁港及び漁場の整備等に関する法律(抄)

第19条の2　地方公共団体又は国は、第17条第1項又は前条第1項の規定により特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合において、特定漁港漁場整備事業計画を定めるために必要があるときは、5日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地又は水面に立ち入り、測量又は検査をすることができる。

2 前項の規定による立入りをする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

3 （略）

4 前3項の規定は、第17条第10項又は前条第4項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更をしようとする場合について準用する。

第19条の3 （略）

2 （略）

3　第1項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、第17条第2項から第5項まで及び前条第1項から第3項までの規定を準用する。(後段略)

4・5 （略）

6 前項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更(軽微な変更を除く。)については、第17条第3項から第5項まで及び前条第4項の規定を準用する。(ただし書略)

7～10 （略）

（ハ） 法第24条第2項の規定による証票の場合

（表面）

第　　号
令和　　年　　月　　日交付

漁港及び漁場の整備等に関する法律第24条第2項の規定による証票

写　真

職　　名
氏　　名
生年月日

（裏面）

漁港及び漁場の整備等に関する法律(抄)

第24条　特定漁港漁場整備事業の施行者は、特定漁港漁場整備事業の施行のために必要がある場合には、5日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用することができる。この場合において、水産業協同組合の施行に係るときには、立ち入り、若しくは使用すべき土地若しくは水面の区域又は使用の期間を定めて、あらかじめ、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2　前項の規定による立入りをする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

3 （略）

（ニ） 法第36条第1項において準用する法第24条第2項の規定による証票の場合

（表面）

第　　号
令和　　年　　月　　日交付

漁港及び漁場の整備等に関する法律第36条第1項において準用する同法第24条第2項の規定による証票

写　真

職　　名
氏　　名
生年月日

（裏面）

漁港及び漁場の整備等に関する法律(抄)

第24条　特定漁港漁場整備事業の施行者は、特定漁港漁場整備事業の施行のために必要がある場合には、5日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用することができる。この場合において、水産業協同組合の施行に係るときには、立ち入り、若しくは使用すべき土地若しくは水面の区域又は使用の期間を定めて、あらかじめ、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2　前項の規定による立入りをする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

3 （略）

第36条　第24条の規定は、漁港の維持管理のために必要がある場合に準用する。

2・3 （略）

（ホ）法第67条第3項の規定による証票の場合

（表面）

第　　号
令和　　年　　月　　日交付

漁港及び漁場の整備等に関する法律第67条第3項の規定による証票

写　真

職　　名
氏　　名
生年月日

（裏面）

漁港及び漁場の整備等に関する法律(抄)

第67条　市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣は、第6条の規定により漁港の区域を定め、又はこれを変更するために必要があると認める場合には、漁港関係者若しくはその組織する団体に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は5日前にその所有者若しくは占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、測量若しくは検査をすることができる。

2　農林水産大臣は、必要があると認める場合には、漁港管理者に対し、その職務の執行に関して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業場、事務所その他の場所に立ち入り、質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　前2項の規定による立入り、測量、検査又は質問をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

4　(略)

第72条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三　(略)

四　第67条第2項の規定による職員の立入り、測量又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令(抄)

第29条　次に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務は、法第69条の規定により都道府県知事(第1号に掲げる事務のうち、第1種漁港(その所在地が一の市町村の区域内にあり、かつ、その漁港管理者が当該市町村であるものに限る。)に係るものについては、市町村長)が行うこととする。

一～四　(略)

五　第1種漁港及び第2種漁港(それぞれ、その所在地が二以上の都道府県にわたるものを除く。)についての法第67条第2項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、立入り、質問又は検査(当該漁港の漁港管理者が都道府県である場合を除く。)

2～4　(略)

別記第五号様式中「(第８条の２関係)」を「(第17条関係)」に改める。

別記第六号様式を次のように改める。

第6号様式(第23条関係)

特定漁港施設の運営の事業認定申請書

年　　月　　日

○○漁港漁港管理者
代表者　氏名　　殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

漁港及び漁場の整備等に関する法律第37条の2第1項の規定に基づき、特定漁港施設の運営の事業を実施するための認定を受けたいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第23条第1項及び第2項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1　特定漁港施設の運営の事業の名称
　名　称　　○○漁港○○地区○○事業

2　特定漁港施設の運営の事業の内容
　2―1　特定漁港施設の運営の事業の概要
　2―2　特定漁港施設の運営の事業の実施場所(別紙位置図のとおり)
　2―3　特定漁港施設の運営の事業の実施時期
　　事業開始の予定期日　　年　　月　　日
　　事業終了の予定期日　　年　　月　　日

3　貸付けを受けようとする特定漁港施設の内容
　3―1　名称、規模及び構造

特定漁港施設名	規　　模	構　　造	摘　　要

　3―2　配置図(別紙平面図のとおり)
　3―3　貸付けを受けようとする期間
　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
　3―4　利用形態
　3―5　貸付けを受けようとする特定漁港施設に対し現状の変更を行う場合については、その変更内容(工事概要)

4　特定漁港施設の運営の事業の実施が特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものである理由及びその参考資料
　4―1　理由
　4―2　上記理由の参考資料

5　特定漁港施設の運営の事業の実施に資する業績及び資格

6　資金計画
　6―1　資金計画の概要

年度		収入				支出									単年度不足額	末年度累積収支
	事業収入	借入金		その他	計	建設費	管理費	維持費	諸税等	金還元償金	支払利息		その他	計		
		長期	短期								長期	短期				
計																

6—2　資金計画の参考資料(別添のとおり)

7　その他必要な事項

8　添付書類の目録

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2　申請者が法人を設立しようとする発起人等である場合は、その旨を明らかにすること。

3　上記2—1については、取り扱う水産物の種類等を具体的に記述し、当該特定漁港施設で行おうとする事業内容を明らかにすること。

4　上記3—1の「特定漁港施設名」については、漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に掲げる施設の名称とすること。

5　上記3—3については、貸付けを受けようとする施設ごとに期間が異なる場合は、その内容を明らかにすること。

6　上記3—4については、貸付けを受けようとする施設に関して、現状のまま利用する、設備投資を行う等の具体的利用形態を明らかにすること。また、当該施設を当初の目的と異なる目的で利用する場合には、その旨を明らかにすること。

7　上記3—5については、貸付けを受けようとする物件において、工事等を実施し、原状を変更する場合には、当該施設の構造上の安全性等が確保されることを明らかにすること。なお、工事を実施する場合には、工程表を添付すること。

8　上記4—1については、当該漁港における当該事業の位置付けを水産物の流通の観点等から具体的に記述すること。

9　上記6—1については、以下により作成すること。

(1)　年度末累積収支が黒字になる年まで作成すること。

(2)　「諸税等」欄には、毎年度の諸税及び移転登記料等初年度経費(利子を含む。)を記入すること。

(3)　「その他」欄には、当該事業に係る貸倒引当金等を記入すること。

別記第七号様式を次のように改める。

第７号様式（第29条関係）

漁港の区域内における行為についての許可申請書

番　　号
年　月　日

漁港管理者　代表者　氏　名　殿

申請者　住　　所
氏名又は名称

下記のとおり漁港の区域内の水域（公共空地）において　　を行いたいので，漁港及び漁場の整備等に関する法律第３９条第１項の規定により，許可の申請をする。

記

１　漁港名
２　許可を受けようとする理由
３　許可を受けようとする行為の内容
（１）種類
（２）目的
（３）期間
（４）場所
（５）面積
（６）数量
（７）方法

備考

イ　種類欄には，工作物の建設又は改良，土砂の採取，土地に掘削又は盛土，汚水の放流又は汚物の放棄，水面又は土地の占用の別を記載すること。

ロ　数量欄は，工作物の建設若しくは改良又は水面若しくは公共空地の占用の場合には記載しなくてもよい。

なお，汚水の放流の場合には，汚水の水質及び濃度ごとの数量，汚物の放棄の場合には，汚物の種類ごとの数量を記載すること。

ハ　方法欄には，請負，委託等の方法により許可を受けた行為を行う場合に，請負人（予定者），受託者（予定者）等の氏名又は名称及び住所を記載すること。

別記第八号様式を次のように改める。

第８号様式（第29条関係）

漁港の区域内における行為についての協議書

番　　号
年　　月　　日

漁港管理者　代表者　氏　名　殿

協議をする者　住　　所
氏名又は名称

下記のとおり漁港の区域内の水域（公共空地）において　　を行いたいので，漁港及び漁場の整備等に関する法律第３９条第４項の規定により，協議する。

記

１　漁港名
２　協議をしようとする理由
３　協議をしようとする行為の内容
（１）種類
（２）目的
（３）期間
（４）場所
（５）面積
（６）数量
（７）方法

備考
種類，数量，方法の各欄には，第７号様式の相当欄の記載事項に準じて記載すること。

別記第九号様式中「（第15条関係）」を「（第32条関係）」に改める。
別記第十号様式中「（第17条関係）」を「（第34条関係）」に改める。
別記第十号様式の次に次の一様式を加える。

第 11 号様式（第 43 条関係）

漁港水面施設運営権の移転に係る申請書

年　　月　　日

○○漁港漁港管理者
代表者　氏名　　殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

漁港及び漁場の整備等に関する法律第 55 条第２項の規定に基づき、漁港水面施設運営権の移転を受けるための許可を受けたいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第 43 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港水面施設運営権者の氏名又は名称

２　移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間
２－１　漁港施設等活用事業の内容

２－２　漁港施設等活用事業の実施期間
年　　月　　日　～　　年　　月　　日

３　移転を受けようとする漁港水面施設運営権の水域

４　移転を受けようとする漁港水面施設運営権の存続期間
年　　月　　日　～　　年　　月　　日

５　移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画
５－１　資金計画及び収支計画の概要

５－２　資金計画及び収支計画の参考資料

６　その他必要な事項

７　添付書類の目録

備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　上記３について、移転を受けようとする漁港水面施設運営権の水域の所在市町村名及び漁港名並びに面積を記載するほか、当該水域の場所を示す図面を添付すること。
３　上記６について、漁港水面施設運営権の移転を受ける理由についても記載すること。

（森林法施行規則の一部改正）

第二条　森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正前	改正後
（開発行為の許可を要しない事業）	（開発行為の許可を要しない事業）
第五条　法第十条の二第一項第三号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。	**第五条**　法第十条の二第一項第三号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条に規定する漁港施設	六　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条に規定する漁港施設
七～十九　（略）	七～十九　（略）

（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正前	改正後
（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）	（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）
第四条の五　令第八条第一項第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。	**第四条の五**　令第八条第一項第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。
一～十四　（略）	一～十四　（略）
十五　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾施設又は漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港施設	十五　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾施設又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港施設
十六～二十八　（略）	十六～二十八　（略）
2　（略）	2　（略）
（法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為）	（法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為）
第三十七条　法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。	**第三十七条**　法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
一～十六　（略）	一～十六　（略）
十七　港湾法による港湾施設の設置若しくは管理に係る行為又は漁港及び漁場の整備等に関する法律による漁港施設の設置若しくは管理に係る行為	十七　港湾法による港湾施設の設置若しくは管理に係る行為又は漁港漁場整備法による漁港施設の設置若しくは管理に係る行為
十八～三十一　（略）	十八～三十一　（略）

（農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部改正）

第四条　農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年農林水産省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正前	改正後
（漁港漁場整備事業の要件）	（漁港漁場整備事業の要件）
第九条　法第五十五条第一項の農林水産省令で定める要件は、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）第二条各号に掲げるものとする。	**第九条**　法第五十五条第一項の農林水産省令で定める要件は、漁港漁場整備法施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）第一条の二各号に掲げるものとする。
（協議会が組織されている場合における漁港漁場整備事業に関する協議及び同意）	（協議会が組織されている場合における漁港漁場整備事業に関する協議及び同意）
第十条　法第五十五条第二項の会議における協議をし、及び同意を得ようとする被災関連市町村等は、協議書に漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則別記第一号様式により作成した復興整備計画に記載しようとする同項の漁港漁場整備事業に関する事項を記載した書類を添えて、これらを協議会に提出するものとする。	**第十条**　法第五十五条第二項の会議における協議をし、及び同意を得ようとする被災関連市町村等は、協議書に漁港漁場整備法施行規則別記第一号様式により作成した復興整備計画に記載しようとする同項の漁港漁場整備事業に関する事項を記載した書類を添えて、これらを協議会に提出するものとする。

（農林水産省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　農林水産省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則（平成二十五年農林水産省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（漁港漁場整備事業の要件） **第五条**　法第十九条第一項の農林水産省令で定める要件は、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）第二条各号に掲げるものとする。 （協議会が組織されている場合における漁港漁場整備事業に関する協議及び同意） **第六条**　法第十九条第二項の規定により会議における協議をするとともに、農林水産大臣の同意を得ようとする特定被災市町村等は、協議書に漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則別記第一号様式により作成した復興計画に記載しようとする同項の漁港漁場整備事業に関する事項を記載した書類を添えて、これらを協議会に提出するものとする。	（漁港漁場整備事業の要件） **第五条**　法第十九条第一項の農林水産省令で定める要件は、漁港漁場整備法施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）第一条の二各号に掲げるものとする。 （協議会が組織されている場合における漁港漁場整備事業に関する協議及び同意） **第六条**　法第十九条第二項の規定により会議における協議をするとともに、農林水産大臣の同意を得ようとする特定被災市町村等は、協議書に漁港漁場整備法施行規則別記第一号様式により作成した復興計画に記載しようとする同項の漁港漁場整備事業に関する事項を記載した書類を添えて、これらを協議会に提出するものとする。

（農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部改正）

第六条　農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年農林水産省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
次に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～六　（略） 七　漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第十九条の二第一項（同条第四項（同法第十九条の三第六項において準用する場合を含む。）及び同法第十九条の三第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項（同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）並びに第六十七条第一項及び第二項 八～三十二　（略）	次に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～六　（略） 七　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十九条の二第一項（同条第四項（同法第十九条の三第六項において準用する場合を含む。）及び同法第十九条の三第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項（同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）並びに第四十一条第一項及び第二項 八～三十二　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省令第六十五号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第七条第四項の規定に基づき、及び同法を実施するため、農林水産省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

農林水産大臣　坂本　哲志

農林水産省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林水産省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年農林水産省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第十九条の二第一項（同条第四項（同法第十九条の三第六項において準用する場合を含む。）及び同法第十九条の三第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項（同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）並びに第六十七条第一項及び第二項	漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十九条の二第一項（同条第四項（同法第十九条の三第六項において準用する場合を含む。）及び同法第十九条の三第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項（同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）並びに第四十一条第一項及び第二項

改正後

（定義）
第二条　（略）
２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　電子署名　次に掲げるものをいう。
イ　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名
ロ　政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
ハ　地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続きを行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名
二　（略）
（処分通知等に係る署名等に代わる措置）
第十一条　法第七条第四項に規定する主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。
一　第九条第一項の規定により入力した事項に係る情報に電子署名を行うこと。
二・三　（略）

改正前

（定義）
第二条　（略）
２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。
（新設）
（新設）
（新設）
二　（略）
（処分通知等に係る署名等に代わる措置）
第十一条　法第七条第四項に規定する主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。
一　第九条第一項の規定により入力した事項に係る情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であって第五条第一号ニに掲げるものと併せて送信すること。
二・三　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第六十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百十九条第二項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

農林水産大臣　坂本　哲志

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

（操業日誌）
第二十六条　許可に係る船舶の船長は、大臣許可漁業ごとに農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業するときは、当該船舶内に操業日誌を備え付け、農林水産大臣が別に定めて告示する事項を、当該告示で定めるところにより記録しなければならない。
２　（略）
３　大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業の許可に係る船舶の船長は、第一項の規定により同項に規定する事項を記録した操業日誌を当該操業日誌に係る航海の終了後十五日以内に農林水産大臣に提出しなければならない。
４　（略）
５　第一項の規定による備付け及び記録は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもってしなければならない。
６　第三項の規定による提出は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により行わなければならない。
７　前二項の規定は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。

改正前

（操業日誌）
第二十六条　許可に係る船舶の船長は、大臣許可漁業ごとに農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業するときは、当該船舶内に操業日誌を備え付け、農林水産大臣が別に定めて告示する事項を、当該告示で定めるところにより記載しなければならない。
２　（略）
（新設）
３　（略）
（新設）
（新設）
（新設）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　操業日誌の備付け及び記録については、この省令による改正後の漁業の許可及び取締り等に関する省令（以下「新省令」という。）第二十六条第五項の規定は、同項に規定する操業日誌の備付け及び記録を施行日以後最初に行うべき日として次の表のとおり大臣許可漁業及び海域ごとに定める日から適用し、同日前における操業日誌の備付け及び記録については、なお従前の例による。

大臣許可漁業の名称	海域	農林水産大臣が定める日
大中型まき網漁業	我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）以外の海域	令和六年一月一日
かつお・まぐろ漁業（総トン数八十トン以上の動力船により、浮きはえなわ又は釣りを行うものに限る。）	オーストラリアの南海岸線と東経百四十一度の線との交点から南緯五十五度東経百四十一度の点に至る直線、南緯五十五度東経百五十度の点から南緯六十度東経百五十度の点に至る直線、南緯六十度東経百三十度の点から南緯四度西経百三十度の点から南緯四度西経百五十度の点に至る直線、南緯四度以北の西経百五十度の線から成る線以西の太平洋の海域	令和六年一月一日
かつお・まぐろ漁業（総トン数八十トン未満の動力船により、浮きはえなわ又は釣りを行うものに限る。）	北緯五十度の線、東経百度の線及び次に掲げる一から九までの各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定第二条1に規定する海域を除く。） 一　北緯五十度西経百五十度の点 二　南緯四度西経百五十度の点 三　南緯四度西経百三十度の点 四　南緯二十五度西経百三十度の点 五　南緯二十五度東経百五十五度の点 六　南緯十一度三十分東経百二十九度の点 七　南緯十一度三十分東経百十三度二十八分の点 八　南緯十度東経百十三度二十八分の点 九　南緯十度東経百度の点	令和八年一月一日

3　操業日誌の提出については、新省令第二十六条第六項の規定は、同項に規定する操業日誌の提出を施行日以後最初に行うべき日として次の表のとおり大臣許可漁業及び海域ごとに定める日から適用し、同日前における操業日誌の提出については、なお従前の例による。

大臣許可漁業の名称	海域	農林水産大臣が定める日
大中型まき網漁業	我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）以外の海域	令和六年一月一日
かつお・まぐろ漁業（総トン数八十トン以上の動力船により、浮きはえなわ又は釣りを行うものに限る。）	オーストラリアの南海岸線と東経百四十一度の線との交点から南緯五十五度東経百四十一度の点に至る直線、南緯五十五度東経百五十度の点から南緯六十度東経百五十度の点に至る直線、南緯六十度東経百三十度の点から南緯四度西経百三十度の点から南緯四度西経百五十度の点に至る直線、南緯四度以北の西経百五十度の線から成る線以西の太平洋の海域	令和六年一月一日
かつお・まぐろ漁業（総トン数八十トン未満の動力船により、浮きはえなわ又は釣りを行うものに限る。）	北緯五十度の線、東経百度の線及び次に掲げる一から九までの各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定第二条1に規定する海域を除く。） 一　北緯五十度西経百五十度の点 二　南緯四度西経百五十度の点 三　南緯四度西経百三十度の点 四　南緯二十五度西経百三十度の点 五　南緯二十五度東経百五十五度の点 六　南緯十一度三十分東経百二十九度の点	令和八年一月一日

七　南緯十一度三十分東経百十三度二十八分の点
八　南緯十度東経百十三度二十八分の点
九　南緯十度東経百度の点

4　大臣許可漁業ごとに農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業する場合には、新省令第二十六条の規定にかかわらず、当分の間、この省令による改正前の漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十六条の規定を適用する。

○農林水産省令第六十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二十三条の二の五第二項第四号（同法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の五第八項第一号（同条第十五項において準用する場合を含む。）及び第八十条第二項の規定に基づき、動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令及び動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

農林水産大臣　坂本　哲志

動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令及び動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

（動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令の一部改正）

第一条　動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令（平成七年農林水産省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表（第二十一条関係） 一～十八　（略） 十九　疾病診断用プログラムのうち、画像診断支援プログラム 二十　（略）	別表（第二十一条関係） 一～十八　（略） （新設） 十九　（略）

（動物用医薬品等取締規則の一部改正）

第二条　動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（基準適合証に係る医療機器及び体外診断用医薬品の区分） **第九十一条の二十九**　法第二十三条の二の五第八項第一号（同条第十五項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める区分（以下「製品群区分」という。）は、次の各号に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の区分に応じ、当該各号に定める区分とする。 一　医療機器　次に掲げる区分 イ～ソ　（略） ツ　疾病診断用プログラムのうち、画像診断支援プログラム ネ　（略） ナ　イからネまでに掲げる物以外の物にあっては、次に掲げる区分 (1)～(4)　（略） 二　（略） 2　前項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同号ナ(1)の区分に係る有効な基準適合証（法第二十三条の二の六第一項の基準適合証をいう。以下同じ。）が交付されている場合においては、申請者の氏名又は名称その他当該基準適合証に記載されている項目の内容（製品群区分及び有効期間を除く。以下この条において同じ。）が同一である場合に限り、同号ナ(1)の区分と同号ナ(2)から(4)までの区分を同一の製品群区分とみなす。	（基準適合証に係る医療機器及び体外診断用医薬品の区分） **第九十一条の二十九**　法第二十三条の二の五第八項第一号（同条第十五項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める区分（以下「製品群区分」という。）は、次の各号に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の区分に応じ、当該各号に定める区分とする。 一　医療機器　次に掲げる区分 イ～ソ　（略） （新設） ツ　（略） ネ　イからツまでに掲げる物以外の物にあっては、次に掲げる区分 (1)～(4)　（略） 二　（略） 2　前項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同号ネ(1)の区分に係る有効な基準適合証（法第二十三条の二の六第一項の基準適合証をいう。以下同じ。）が交付されている場合においては、申請者の氏名又は名称その他当該基準適合証に記載されている項目の内容（製品群区分及び有効期間を除く。以下この条において同じ。）が同一である場合に限り、同号ネ(1)の区分と同号ネ(2)から(4)までの区分を同一の製品群区分とみなす。

3　第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同号ナ(2)又は(3)の区分に係る有効な基準適合証が交付されている場合においては、申請者の氏名又は名称その他当該基準適合証に記載されている項目の内容が同一である場合に限り、同号ナ(2)又は(3)の区分と同号ナ(4)の区分を同一の製品群区分とみなす。

4・5　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第六十八号

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）第二条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の規定に基づき、経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

農林水産大臣　坂本　哲志

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成十七年農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（関税割当数量） **第五条**　令第二条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の農林水産省令で定める数量は、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間は八千トンとする。	（関税割当数量） **第五条**　令第二条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の農林水産省令で定める数量は、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間は八千トンとする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○農林水産省
経済産業省令第五号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

農林水産大臣　坂本　哲志

経済産業大臣　齋藤　健

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録） **第一条の十四**　法第十一条第五項に規定する主務省令で定めるものは、法第十一条第一項の発起人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。第五十五条の七を除き、以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （情報通信の技術を利用する方法） **第九十条の三**　法第百九十七条の四第四項（法第百九十七条の五第十三項（法第百九十七条の六第六項及び第百九十七条の九第二項において準用する場合を含む。）、第百九十七条の六第三項及び第百九十七条の八第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第二百十七条第二項（法第二百二十条第二項及び第二百二十条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める方法は、次に掲げるもの（第百九条の二において「電磁的方法」という。）とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 2・3　（略）	（電磁的記録） **第一条の十四**　法第十一条第五項に規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （情報通信の技術を利用する方法） **第九十条の三**　法第百九十七条の四第四項（法第百九十七条の五第十三項（法第百九十七条の六第六項及び第百九十七条の九第二項において準用する場合を含む。）、第百九十七条の六第三項及び第百九十七条の八第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第二百十七条第二項（法第二百二十条第二項及び第二百二十条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める方法は、次に掲げるもの（第百九条の二において「電磁的方法」という。）とする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 2・3　（略）

（情報通信の技術を利用した同意又は承諾の取得）

第九十条の六　法第百九十七条の四第十二項（法第百九十七条の五第三項（同条第九項（法第百九十七条の六第六項において準用する場合を含む。）、第百九十七条の六第六項及び第百九十七条の九第二項において準用する場合を含む。）及び第百九十七条の八第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第二百九条第二項の主務省令で定めるもの並びに令第二十四条第一項及び第三十一条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意又は承諾に関する事項を記録したものを得る方法

２・３　（略）

（取引の成立の通知を要しない場合等）

第百九条の二　（略）

２～５　（略）

６　第三項及び第四項の「情報通信の技術を利用する方法」とは、次に掲げる方法とする。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに委託者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

７　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省経済産業省令第六号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項の規定に基づき、及び商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）を実施するため、商品先物取引法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

農林水産大臣　坂本　哲志

経済産業大臣　齋藤　健

商品先物取引法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等は、法第三条第一項の規定により前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合においては、次に掲げる方法により保存を行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　（略） ２・３　（略）	（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等は、法第三条第一項の規定により前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合においては、次に掲げる方法により保存を行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　（略） ２・３　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○農林水産省
国土交通省令第四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、漁船特殊規程及び小型漁船安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

農林水産大臣　坂本　哲志
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

漁船特殊規程及び小型漁船安全規則の一部を改正する省令

（漁船特殊規程の一部改正）

第一条　漁船特殊規程（昭和九年逓信省農林省令）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置） **第五十一条の四**　一般漁船には、一個の浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けなければならない。 （非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置） **第五十一条の四の二**　一般漁船には、一個の非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けなければならない。ただし、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置を船橋その他適当な場所に積み付け、又は当該場所から遠隔操作することができるように積み付けるもの及び管海官庁が設備等を考慮して差し支えないと認めるものについては、この限りでない。	（浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置） **第五十一条の四**　一般漁船には、一個の浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けなければならない。 （非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置） **第五十一条の四の二**　一般漁船には、一個の非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けなければならない。ただし、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置を船橋その他適当な場所に積み付け、又は当該場所から遠隔操作することができるように積み付けるもの及び管海官庁が設備等を考慮して差し支えないと認めるものについては、この限りでない。

（小型漁船安全規則の一部改正）

第二条　小型漁船安全規則（昭和四十九年農林省運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（救命設備の要件） **第二十五条**　（略） 2　小型船舶用膨脹式救命いかだ、小型船舶用救命浮器、小型船舶用救命胴衣、小型船舶用救命浮環、小型船舶用救命浮輪、小型船舶用自己点火灯、小型船舶用自己発煙信号、小型船舶用火せん、小型船舶用信号紅炎、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用レーダー・トランスポンダー及び小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置は、小型船舶安全規則第六章第一節及び第四節の規定に適合するものでなければならない。 3　（略） （救命設備の備付数量） **第二十六条**　第二種小型漁船には、次の各号に掲げる救命設備を備え付けなければならない。 一～六　（略） 七　小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置　一個 八　（略） 2　（略）	（救命設備の要件） **第二十五条**　（略） 2　小型船舶用膨脹式救命いかだ、小型船舶用救命浮器、小型船舶用救命胴衣、小型船舶用救命浮環、小型船舶用救命浮輪、小型船舶用自己点火灯、小型船舶用自己発煙信号、小型船舶用火せん、小型船舶用信号紅炎、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用レーダー・トランスポンダー及び小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置は、小型船舶安全規則第六章第一節及び第四節の規定に適合するものでなければならない。 3　（略） （救命設備の備付数量） **第二十六条**　第二種小型漁船には、次の各号に掲げる救命設備を備え付けなければならない。 一～六　（略） 七　小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置　一個 八　（略） 2　（略）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置等）

第二十六条の三　小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用レーダー・トランスポンダー及び小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置は、非常の際に小型船舶用膨脹式救命いかだのいずれか一隻とともに使用することができるように積み付けなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年一月一日から施行する。

（漁船特殊規程の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の漁船特殊規程第五十一条の四及び第五十一条の四の二の規定により備え付けている浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置については、これらを引き続き備え付ける場合に限り、なお従前の例によることができる。

○農林水産省国土交通省令第五号

農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第十八条第三項及び第四十二条第四項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、農住組合法施行規則及び農住組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

農林水産大臣　坂本　哲志
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

農住組合法施行規則及び農住組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（農住組合法施行規則の一部改正）

第一条　農住組合法施行規則（昭和五十六年総理府建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的方法） **第十二条の二**　法第十八条第三項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十三条において同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　（略） （電磁的記録） **第十三条**　法第四十二条第四項の主務省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録したものとする。	（電磁的方法） **第十二条の二**　法第十八条第三項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　（略） （電磁的記録） **第十三条**　法第四十二条第四項の主務省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記録したものとする。

（農住組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　農住組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存の方法） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次号、第六条及び第十一条第一項第二号において同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている情報をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 ２・３　（略） （電磁的記録による作成の方法） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。 （電磁的記録による交付等の方法） **第十一条**　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、農住組合法第四十二条第一項及び第三項の規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　（略） 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記録したものを交付する方法 ２　（略）	（電磁的記録による保存の方法） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている情報をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ２・３　（略） （電磁的記録による作成の方法） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。 （電磁的記録による交付等の方法） **第十一条**　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、農住組合法第四十二条第一項及び第三項の規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　（略） 二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに記録したものを交付する方法 ２　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省・国土交通省令第六号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）の施行に伴い、海岸法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

農林水産大臣　坂本　哲志
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海岸法施行規則の一部を改正する省令

海岸法施行規則（昭和三十一年農林省・運輸省令第一号・建設省）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公共海岸から除かれる土地） **第一条の三**　法第二条第二項の他の法令の規定により施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地は、次の各号に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域のうち海岸保全区域に指定されていない土地 五～十三　（略）	（公共海岸から除かれる土地） **第一条の三**　法第二条第二項の他の法令の規定により施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地は、次の各号に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域のうち海岸保全区域に指定されていない土地 五～十三　（略）

附　則

この省令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○農林水産省・環境省令第五号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

農林水産大臣　坂本　哲志
環境大臣　伊藤**信**太郎

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成二十一年農林水産省環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 2　（略） （電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。	（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 2　（略） （電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第六十三号

鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための経済産業省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

経済産業大臣　齋藤　健

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための経済産業省関係省令の一部を改正する省令

（鉱業法施行規則の一部改正）

第一条　鉱業法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（公示の方法）	（公示の方法）
第三条　法第百四十一条の規定による処分の要旨の公示は、経済産業省又は経済産業局の掲示場に掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行う。	**第三条**　法第百四十一条の規定による処分の要旨の公示は、経済産業省又は経済産業局の掲示場に掲示することによつて行う。
（探査の結果の報告）	（探査の結果の報告）
第四十四条の十四　法第百条の十一に規定する報告は、様式第四十四に次に掲げる事項を記載した書面及びデータ（探査において得られた地質構造等の調査の結果（解析結果も含む。）及びその記録）を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）を添えて行うこととする。	**第四十四条の十四**　法第百条の十一に規定する報告は、様式第四十四に次に掲げる事項を記載した書面及びデータ（探査において得られた地質構造等の調査の結果（解析結果も含む。）及びその記録）を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクを添えて行うこととする。
一・二　［略］	一・二　［略］
［削る］	（フレキシブルディスクによる手続）
	第五十八条の二　次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第二十九のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

［削る］

第二十六条の二第一項の申請書	様式第三十一
第二十六条の二第二項の申請書	様式第三十二
第二十六条の二第三項の届書	様式第三十二の二
第二十七条の三の届書	様式第三十三
第二十七条の四（第三十三条において準用する場合を含む。）の届書	様式第三十四

2　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第二十九のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

一　法第二十五条第一項の意見書及び同条第二項の書面（法第三十条第二項、法第三十九条第四項、法第四十一条第四項、法第四十四条第三項及び法第四十五条第三項において準用する場合を含む。）

二　法第二十六条（法第三十条第二項、法第三十九条第四項、法第四十一条第四項、法第四十四条第三項、法第四十五条第三項及び法第八十七条において準用する場合を含む。）の設計書

三　第十一条第一項（第二十二条の六、第二十六条において準用する場合を含む。）の届書

四　第三十四条（第三十六条において準用する場合を含む。）の申請書

五　法第百一条第二項の意見書

六　第四十一条第二項の申請書

七　第四十三条の申請書

八　第五十七条第一項の申請書及び理由書

［削る］

（フレキシブルディスクの構造）

第五十八条の三　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第五十八条の四　第五十八条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

2　第五十八条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第五十八条の五　第五十八条の二のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次の各号に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　提出者の氏名又は名称

二　提出年月日

［削る］

［削る］

［削る］

（電子情報処理組織による手続の特例）

第五十八条の六　次の各号に掲げる者が、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条の電子情報処理組織を使用して当該手続を行うときは、当該各号に掲げる事項を当該手続を行う者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

一　法第六十二条第四項の規定による経済産業大臣又は経済産業局長への事業再開の届出をしようとする者　経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な事業再開届様式に記録すべき事項

二　法第六十八条（法第八十七条において準用する場合を含む。）の規定による経済産業大臣又は経済産業局長への鉱業事務所設置の届出をしようとする者　経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な鉱業事務所設置届様式に記録すべき事項及び最寄りの駅から鉱業事務所までの略図に記載されている事項

三　第三十一条第二項の規定による経済産業大臣又は経済産業局長への鉱業代理人選任の届出をしようとする者　経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な鉱業代理人選任届様式に記録すべき事項

四　第三十一条第二項の規定による経済産業大臣又は経済産業局長への鉱業代理人変更の届出をしようとする者　経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な鉱業代理人変更届様式に記録すべき事項

五　第三十一条第二項の規定による経済産業大臣又は経済産業局長への鉱業代理人代理権消滅の届出をしようとする者　経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な鉱業代理人代理権消滅届様式に記録すべき事項 六　第三十七条の規定による経済産業大臣又は経済産業局長への使用等の届出をしようとする者　経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な使用等届様式に記録すべき事項	
備考　表中の［　］は注記である。	

様式第二中「その他経理的基礎」を「鉱害賠償が生じた場合に備えた支払い能力を証する書面その他経理的基礎」に改める。

様式第二十九から様式第三十四までを次のように改める。

様式第二十九から様式第三十四まで　削除

様式第四十四中「光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

（採石法施行規則の一部改正）

第二条　採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（登録の申請） **第八条**　［略］ 2　法第三十二条の二第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。 一～三　［略］ 四　事務所に置く業務管理者が申請者又はその従業員（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員を含む。）であることを証する書面及び当該業務管理者の住民票（都道府県知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十五第一項の規定により当該業務管理者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときに限る。） 五・六　［略］	（登録の申請） **第八条**　［略］ 2　法第三十二条の二第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。 一～三　［略］ 四　事務所に置く業務管理者が申請者又はその従業員（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員を含む。）であることを証する書面及び当該業務管理者の住民票（都道府県知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の八第一項の規定により当該業務管理者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときに限る。） 五・六　［略］

（標識の様式及び記載事項、公衆の閲覧及び公衆の閲覧に供する措置を要しない場合）

第八条の十九　［略］

2　［略］

3　法第三十三条の十五に規定する公衆の閲覧は、ウェブサイトへの掲載により行うものとする。

4　法第三十三条の十五に規定する経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　常時雇用する従業員の数が二十人以下である場合

二　自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（公示）

第二十二条　法第四十一条の規定による処分の要旨の公示は、経済産業局の掲示場に掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行う。

2　［略］

（電磁的記録媒体による手続）

第二十四条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び様式第二十二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一～八　［略］

［削る］

（標識の様式および記載事項）

第八条の十九　［略］

2　［略］

［新設］

［新設］

（公示）

第二十二条　法第四十一条の規定による処分の要旨の公示は、経済産業局の掲示場に掲示することによつて行う。

2　［略］

（フレキシブルディスクによる手続）

第二十四条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第二十二のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

一～八　［略］

（フレキシブルディスクの構造）

第二十五条　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

備考　表中の［　］は注記である。	［削る］ ［削る］ 二　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ （フレキシブルディスクの記録方式） **第二十六条**　第二十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式 三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式 2　第二十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。 （フレキシブルディスクにはり付ける書面） **第二十七条**　第二十四条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一　提出者の氏名又は名称 二　提出年月日

様式第19（第８条の19関係）

様式第十九を次のように改める。

岩石採取標識	氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名 住所
事務所の名称、所在地及び電話番号	岩石採取場及びその周辺の状況を示す見取図
登録年月日及び登録番号	
採取計画の認可年月日及び認可番号	
採取をする岩石の種類及び数量	
採取の期間	
掘採の方法及び掘採をする土地の面積（平方メートル）	
岩石の採取のための火薬類の使用の有無	
岩石の採取のための機械の種類及び数	
業務管理者の氏名	

（備考）　標識を岩石採取場の見やすい場所に掲示する場合は、縦70センチメートル以上、横100センチメートル以上の大きさとし、地面から50センチメートル以上の高さに設置すること。

様式第二十二中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

（武器等製造法施行規則の一部改正）

第三条　武器等製造法施行規則（昭和二十八年通商産業省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続） **第三十四条**　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）及び様式第十七の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。 ［削る］	（フレキシブルディスクによる手続） **第三十四条**　次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第十七のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。
	第三条第一項の武器製造事業許可申請書並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる添付書類（同号に掲げる定款を除く。）	様式第十八
	第五条の武器製造許可申請書及び添付書類	様式第十九
	第八条の武器製造事業承継届出書	様式第二十
	第九条第一項の武器種類変更許可申請書並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる添付書類	様式第二十一
	第十一条第一項の特定設備新設等許可申請書及び同条第二項第一号に掲げる添付書類	様式第二十二
	第十二条第一項の保管規程認可申請書及び保管規程	様式第二十三
	第十三条第一項の武器工場等移転許可申請書並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる添付書類	様式第二十四
	第十四条の武器製造事業廃止届出書	様式第二十五

［新設］	一　第三条第一項の武器製造事業許可申請書並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる添付書類（同号に掲げる定款を除く。）
［新設］	二　第五条の武器製造許可申請書及び添付書類
［新設］	三　第八条の武器製造事業承継届出書
［新設］	四　第九条第一項の武器種類変更許可申請書並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる添付書類
［新設］	五　第十一条第一項の特定設備新設等許可申請書及び同条第二項第一号に掲げる添付書類
［新設］	六　第十二条第一項の保管規程認可申請書及び保管規程
［新設］	七　第十三条第一項の武器工場等移転許可申請書並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる添付書類
［新設］	八　第十四条の武器製造事業廃止届出書
［削る］	

［新設］

（フレキシブルディスクの構造）

第三十五条　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

［削る］

（フレキシブルディスクの記録方式）

第三十六条　第三十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五に規定する方式

三　文字の符号化表現については、日本産業規格Ｘ〇二〇八附属書一に規定する方式

２　第三十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第三十七条　第三十四条のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二一又はＸ六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　提出者の氏名又は名称

二　提出年月日

［削る］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第十七中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

様式第十八から様式第二十五までを削る。

（商工会議所法施行規則の一部改正）

第四条　商工会議所法施行規則（昭和二十八年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（表決権又は選挙権に係る情報通信の技術を利用する方法）	（表決権又は選挙権に係る情報通信の技術を利用する方法）
第四条の三　法第十七条第三項（法第二十三条第三項、第二十四条第八項及び第五十条において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。	**第四条の三**　法第十七条第三項（法第二十三条第三項、第二十四条第八項及び第五十条において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
一　［略］	一　［略］
二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
（監事の意見書に係る電磁的記録）	（監事の意見書に係る電磁的記録）
第五条の二　法第三十九条第四項の経済産業省令で定める電磁的記録は、会頭の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものとする。	**第五条の二**　法第三十九条第四項の経済産業省令で定める電磁的記録は、会頭の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものとする。
（電磁的記録媒体による手続）	（フレキシブルディスクによる手続）
第十三条　第一条の申請書並びに同条第二号及び第三号に掲げる添付書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を提出することにより行うことができる。	**第十三条**　第一条の申請書並びに同条第二号及び第三号に掲げる添付書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を様式第十六により記録したフレキシブルディスク及び様式第十七のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。
２　次に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第十七のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。	２　次に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第十七のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。
一～八　［略］	一～八　［略］

［削る］

［削る］

［削る］

（フレキシブルディスクの構造）

第十四条　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第十五条　第十三条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

2　第十三条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第十六条　第十三条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　提出者の氏名又は名称

二　提出年月日

備考　表中の［　］は注記である。

様式第十六及び様式第十七を削る。

（航空機製造事業法施行規則の一部改正）

第五条　航空機製造事業法施行規則（昭和二十九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続） **第五十四条**　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）及び様式第十八（第三十八条第二項の申請書については、様式第十九）の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。 ［削る］	（フレキシブルディスクによる手続） **第五十四条**　次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第十八（第三十八条第二項の申請書については、様式第十九）のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。
法第二条の三第一項の申請書及び同条第二項の事業計画書、事業収支見積書その他経済産業省令で定める書類（第六条第四項第四号に掲げる定款を除く。）	様式第二十一
第九条又は第十四条の二の届出書	様式第二十二
第十条第一項の申請書及び同条第二項各号に掲げる書類	様式第二十三
第十一条第一項の申請書及び同条第二項に掲げる添付書類	

第十二条第一項の申請書及び同条第二項の添付書類	様式第二十四
法第三条第一項の届出書及び同条第二項の事業計画書	様式第二十五
第十七条第一項の届出書	様式第二十六
第十七条第二項の届出書	様式第二十七
第十八条の届出書	様式第二十八
第十九条第一項の申請書、同条第二項第二号から第九号までに掲げる書類及び同条第三項の証する書面又は第二十三条第一項の申請書及び同条第二項各号に掲げる添付書類	様式第二十九
第二十一条の三、第二十七条又は第三十二条の二の届出書	様式第二十九の二
第二十二条の二第一項又は第二十八条の二第一項の届出書	様式第三十
第二十九条第一項の申請書、同条第二項第二号から第九号までに掲げる書類及び同条第三項の証する書面又は第三十四条第一項の申請書及び同条第二項各号に掲げる添付書類	様式第三十一
第三十三条の二第一項の届出書	様式第三十二
第三十八条第二項の申請書	様式第三十三

一　法第二条の三第一項の申請書及び同条第二項の事業計画書、事業収支見積書その他経済産業省令で定める書類（第六条第四項第四号に掲げる定款を除く。）
二　第九条又は第十四条の二の届出書
三　第十条第一項の申請書及び同条第二項各号に掲げる書類
四　第十一条第一項の申請書及び同条第二項に掲げる添付書類
五　第十二条第一項の申請書及び同条第二項の添付書類
六　法第三条第一項の届出書及び同条第二項の事業計画書
七　第十七条第一項の届出書
八　第十七条第二項の届出書
九　第十八条の届出書
十　第十九条第一項の申請書、同条第二項第二号から第九号までに掲げる書類及び同条第三項の証する書面又は第二十三条第一項の申請書及び同条第二項各号に掲げる添付書類
十一　第二十一条の三、第二十七条又は第三十二条の三の届出書
十二　第二十二条の二第一項又は第二十八条の二第一項の届出書
十三　第二十九条第一項の申請書、同条第二項第二号から第九号までに掲げる書類及び同条第三項の証する書面又は第三十四条第一項の申請書及び同条第二項各号に掲げる添付書類
十四　第三十三条の二第一項の届出書
十五　第三十八条第二項の申請書

［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［削る］

（フレキシブルディスクの構造）

第五十五条　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　日本産業規格X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第五十六条　第五十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

2　第五十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第五十七条　第五十四条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　提出者の氏名又は名称

二　提出年月日

［削る］

［削る］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第十八及び様式第十九中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

様式第二十から様式第三十三までを削る。

（工業用水道事業法施行規則の一部改正）

第六条　工業用水道事業法施行規則（昭和三十三年通商産業省令第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条から第二十八条までを削る。

様式第二十六から様式第四十までを削る。

（商工会法施行規則の一部改正）

第七条　商工会法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（議決権又は選挙権に係る情報通信の技術を利用する方法）	（議決権又は選挙権に係る情報通信の技術を利用する方法）
第一条　商工会法（昭和三十五年法律第八十九号。以下「法」という。）第十五条第三項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。	**第一条**　商工会法（昭和三十五年法律第八十九号。以下「法」という。）第十五条第三項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
一　［略］	一　［略］
二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
（監事の意見書に係る電磁的記録）	（監事の意見書に係る電磁的記録）
第二条の三　法第三十八条第四項の経済産業省令で定める電磁的記録は、会長の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものとする。	**第二条の三**　法第三十八条第四項の経済産業省令で定める電磁的記録は、会長の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものとする。
備考　表中の［　］は注記である。	

（電気工事士法施行規則の一部改正）

第八条　電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（財務諸表等の備置き及び閲覧等） **第九条の二十**　［略］ ２　定期講習受講者その他の利害関係人は、指定講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、指定講習機関の定めた費用を支払わなければならない。 一～三　［略］ 四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもの（受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものに限る。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求 イ　［略］ ロ　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 備考　表中の［　］は注記である。	（財務諸表等の備置き及び閲覧等） **第九条の二十**　［略］ ２　定期講習受講者その他の利害関係人は、指定講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、指定講習機関の定めた費用を支払わなければならない。 一～三　［略］ 四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもの（受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものに限る。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求 イ　［略］ ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができるものをもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（中小企業投資育成株式会社業務処理規則の一部改正）

第九条　中小企業投資育成株式会社業務処理規則（昭和三十八年通商産業省令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第九条の経済産業省令で定める電磁的記録） **第六条の二**　法第九条の経済産業省令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に記録されたものとする。	（法第九条の経済産業省令で定める電磁的記録） **第六条の二**　法第九条の経済産業省令で定める電磁的記録は、フレキシブルディスクカートリッジ（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Ｘ六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）に記録されたものとする。

（日本電気計器検定所法施行規則の一部改正）

第十条　日本電気計器検定所法施行規則（昭和四十年通商産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続） **第二十五条**　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）を提出することにより行うことができる。 一～十二　［略］ ２　法第二十四条の業務方法書の認可を受ける場合は、当該方法書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体をもつて行うことができる。 ［削る］	（フレキシブルディスクによる手続） **第二十五条**　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第二のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。 一～十二　［略］ ２　法第二十四条の業務方法書の認可を受ける場合は、当該方法書に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第二のフレキシブルディスク提出票をもつて行うことができる。 （フレキシブルディスクの構造） **第二十六条**　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Ｘ六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ 二　日本産業規格Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ （フレキシブルディスクの記録方式） **第二十七条**　第二十五条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二五に規定する方式
［削る］	

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五に規定する方式

三　文字の符号化表現については、日本産業規格Ｘ〇二〇八附属書一に規定する方式

2　第二十五条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第二十八条　第二十五条のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二一又はＸ六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　日本電気計器検定所　理事長　名

二　提出年月日

［削る］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第二を削る。

（発電水力流量測定規則の一部改正）

第十一条　発電水力流量測定規則（昭和四十年通商産業省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続）	（フレキシブルディスクによる手続）
第十五条　第十三条第一項又は第二項の書類の提出については、これらの書類に代えて、当該書類の作成に必要となる事項を様式第四により記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）を提出することにより行うことができる。	**第十五条**　第十三条第一項又は第二項の書類の提出については、これらの書類に代えて、当該書類の作成に必要となる事項を様式第四により記録したフレキシブルディスク及び様式第五により作成したフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

（フレキシブルディスクの構造）

第十六条　前条のフレキシブルディスクは、次の各号の一に該当するものでなければならない。

一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Ｘ六二二一号（昭和六十二年）に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格Ｘ六二二三号（昭和六十二年）に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第十七条　第十五条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一項第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二二号（平成二年）に、前条第一項第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二五号（平成七年）に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五号（平成七年）に規定する方式

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第十八条　第十五条のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二一号（昭和六十二年）又はＸ六二二三号（昭和六十二年）に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　報告者の氏名

二　報告年月日

［削る］

［削る］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第五を削る。

（ガス事業法施行規則の一部改正）

第十二条　ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（供給条件の説明等） **第十三条**　［略］ 2～10　［略］ 11　法第十四条第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に説明時交付事項を記録したものを交付する方法 12　［略］ （書面の交付） **第十四条**　［略］ 2～4　［略］ 5　法第十五条第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　電磁的記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法 6　［略］ （ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得） **第十六条**　令第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　電磁的記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法	（供給条件の説明等） **第十三条**　［略］ 2～10　［略］ 11　法第十四条第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明時交付事項を記録したものを交付する方法 12　［略］ （書面の交付） **第十四条**　［略］ 2～4　［略］ 5　法第十五条第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法 6　［略］ （ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得） **第十六条**　令第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第百九十三条　［略］

2　法第百三十一条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録ガス工作物検査機関が定めるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（ガス小売事業者による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法）

第百九十八条　ガス小売事業者は、前条第一項第二号イ又はロの規定による書面の配布に代えて、当該ガスの使用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条及び次条において「周知事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条及び次条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、ガス小売事業者は、当該書面を配布したものとみなす。

一・二　［略］

三　電磁的記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法

2　［略］

（ガス小売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第百九十九条　ガス小売事業者は、前条第一項の規定により周知事項を提供しようとするときは、次項に定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第百九十三条　［略］

2　法第百三十一条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録ガス工作物検査機関が定めるものとする。

一　［略］

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（ガス小売事業者による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法）

第百九十八条　ガス小売事業者は、前条第一項第二号イ又はロの規定による書面の配布に代えて、当該ガスの使用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条及び次条において「周知事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条及び次条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、ガス小売事業者は、当該書面を配布したものとみなす。

一・二　［略］

三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法

2　［略］

（ガス小売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第百九十九条　ガス小売事業者は、前条第一項の規定により周知事項を提供しようとするときは、次項に定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する

方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げるもの（第三項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。 一・二　［略］ 三　電磁的記録媒体にガスの使用者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法 ２・３　［略］	方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げるもの（第三項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。 一・二　［略］ 三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体にガスの使用者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法 ２・３　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

（石油需給適正化法施行規則の一部改正）

第十三条　石油需給適正化法施行規則（昭和四十九年通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続） **第七条**　次の各号に掲げる届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）を提出することにより行うことができる。 ［削る］	（フレキシブルディスクによる手続） **第七条**　次の表の上欄に掲げる届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第八のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。
第四条第二項の石油生産計画の届出書	様式第九
第四条第二項の石油輸入計画の届出書	様式第十
第四条第二項の石油販売計画の届出書	様式第十一
第四条第三項の石油生産計画の届出書	様式第十二
第四条第三項の石油輸入計画の届出書	様式第十三
第四条第三項の石油販売計画の届出書	様式第十四

一	第四条第二項の石油生産計画の届出書
二	第四条第二項の石油輸入計画の届出書
三	第四条第二項の石油販売計画の届出書
四	第四条第三項の石油生産計画の届出書
五	第四条第三項の石油輸入計画の届出書
六	第四条第三項の石油販売計画の届出書

［削る］

［新設］

（フレキシブルディスクの構造）

第八条　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

［新設］

（フレキシブルディスクの記録方式）

第九条　第七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

２　第七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

［新設］

［新設］

［新設］

［削る］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第八から様式第十四までを削る。

（石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続） **第四十七条**　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）の提出又は次項で定める電磁的方法をもって行うことができる。	（フレキシブルディスクによる手続） **第四十七条**　次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第四十五のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。
［削る］	
第九条第三項の申請書及び第二十二条第三項の申請書	様式第四十六
第十三条（第二十六条において準用する場合を含む。）の申出書	様式第四十七
第十四条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の申請書	様式第四十八

第十六条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の申出書	様式第四十九
第十七条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の届出書	様式第五十
第十八条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の届出書	様式第五十一
第二十七条第一項の申請書	様式第五十二
第二十八条の申請書	様式第五十三
第二十九条の届出書	様式第五十四
第三十条の届出書	様式第五十五
第三十二条第一項の届出書及び同条第三項の添付書類（同項第二号及び第四号イに掲げる書類を除く。）	様式第五十六
第三十二条第四項の届出書	様式第五十七
第三十二条第五項の届出書	様式第五十八
第三十三条第一項の届出書及び同条第四項第一号に掲げる添付書類	様式第五十九
第三十三条第五項の届出書	様式第六十
第三十三条第六項の届出書	様式第六十一

一　第九条第三項の申請書及び第二十二条第三項の申請書
二　第十三条（第二十六条において準用する場合を含む。）の申出書
三　第十四条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の申請書
四　第十六条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の申出書
五　第十七条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の届出書
六　第十八条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の届出書
七　第二十七条第一項の申請書
八　第二十八条の申請書
九　第二十九条の届出書
十　第三十条の届出書
十一　第三十二条第一項の届出書及び同条第三項の添付書類（同項第二号及び第四号イに掲げる書類を除く。）
十二　第三十二条第四項の届出書
十三　第三十二条第五項の届出書
十四　第三十三条第一項の届出書及び同条第四項第一号に掲げる添付書類

第三十四条第一項の届出書	様式第六十二
第三十四条第三項の届出書	様式第六十三
第三十四条第四項の届出書	様式第六十四
第三十六条第一項の届出書	様式第六十五
第三十九条の届出書	様式第六十六
第四十一条第一項において読み替えて準用される第三十九条の届出書	様式第六十七
第四十一条第二項において読み替えて準用される第三十九条の届出書	様式第六十八

［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］

十五　第三十三条第五項の届出書
十六　第三十三条第六項の届出書
十七　第三十四条第一項の届出書
十八　第三十四条第三項の届出書
十九　第三十四条第四項の届出書
二十　第三十六条第一項の届出書
二十一　第三十九条の届出書
二十二　第四十一条第一項において読み替えて準用される第三十九条の届出書
二十三　第四十一条第二項において読み替えて準用される第三十九条の届出書

2　前項の電磁的方法は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものとする。

［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］

［削る］

［削る］

（フレキシブルディスクの構造）

第四十八条　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二一一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X六二一三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第四十九条　第四十七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次の各号に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二

様式第四十五から様式第六十八までを削る。

（揮発油等の品質の確保等に関する法律測定規則の一部改正）

第十五条　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式	
二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式	
三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式	
2　第四十七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。	
（フレキシブルディスクにはり付ける書面）	
第五十条　第四十七条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次の各号に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。	
一　提出者の商号、名称又は氏名	
二　提出年月日	
［削る］	
備考　表中の［　］は注記である。	

（情報通信の技術を利用する方法）

第三十九条　法第十七条の十一第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　［略］

（情報通信の技術を利用する方法）

第四十四条　法第十七条の十二第六項の経済産業省令で定める方法は、次のとおりとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　［略］

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第五十四条の二　［略］

2　法第十七条の十九第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録分析機関が定めるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法）	
第三十九条　法第十七条の十一第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。	
一　［略］	
二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法	
2　［略］	
（情報通信の技術を利用する方法）	
第四十四条　法第十七条の十二第六項の経済産業省令で定める方法は、次のとおりとする。	
一　［略］	
二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法	
2　［略］	
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）	
第五十四条の二　［略］	
2　法第十七条の十九第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録分析機関が定めるものとする。	
一　［略］	
二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	
備考　表中の［　］は注記である。	

（日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第十六条　日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則（昭和五十三年通商産業省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条から第三十条までを削る。

様式第十七から様式第三十二までを削る。

（特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部改正）

第十七条　特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（財務諸表等の備置き及び閲覧等） **第四条の六**　［略］ ２　資格講習受講者その他の利害関係人は、指定資格講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、指定資格講習機関の定めた費用を支払わなければならない。 一～三　［略］ 四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもの（受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものに限る。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求 イ　［略］ ロ　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	（財務諸表等の備置き及び閲覧等） **第四条の六**　［略］ ２　資格講習受講者その他の利害関係人は、指定資格講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、指定資格講習機関の定めた費用を支払わなければならない。 一～三　［略］ 四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもの（受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものに限る。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求 イ　［略］ ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができるものをもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
備考　表中の［　］は注記である。	

（深海底鉱業暫定措置法施行規則の一部改正）

第十八条　深海底鉱業暫定措置法施行規則（昭和五十七年通商産業省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条から第二十九条までを削る。

様式第十五から様式第二十八までを削る。

（航空機工業振興法施行規則の一部改正）

第十九条　航空機工業振興法施行規則（昭和六十一年通商産業省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続） **第二十四条**　第九条第一項の航空機等技術向上試験研究認定申請書及び同条第二項の添付書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次項において同じ。）を提出することにより行うことができる。 ２　次に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を提出することにより行うことができる。 一～四　［略］	（フレキシブルディスクによる手続） **第二十四条**　第九条第一項の航空機等技術向上試験研究認定申請書及び同条第二項の添付書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を様式第四により記録したフレキシブルディスク及び様式第五のフレキシブルディスク提出票の正本一通及び写二通を提出することにより行うことができる。 ２　次に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第五のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。 一～四　［略］
［削る］	（フレキシブルディスクの構造） **第二十五条**　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ 二　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
［削る］	（フレキシブルディスクの記録方式） **第二十六条**　第二十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式 三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

改正後	改正前
［削る］	2　第二十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。 （フレキシブルディスクにはり付ける書面） **第二十七条**　第二十四条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一　提出者の氏名又は名称 二　提出年月日
備考　表中の［　］は注記である。	備考　表中の［　］は注記である。

様式第四及び様式第五を削る。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二十条　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［削る］	（磁気ディスク） **第二十六条**　前条の規定による磁気ディスクは、次に掲げるものとする。 一　日本産業規格X六二二三号（昭和六十二年）に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ（両面に磁束反転速度一ラジアン当たり一万五千九百十六磁束反転で記録するものに限る。） 二　光ディスク（日本産業規格X六二八一号（平成二十四年）に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）
第二十六条　削除 ［削る］	
備考　表中の［　］は注記である。	

（商品投資顧問業者の業務に関する省令の一部改正）

第二十一条　商品投資顧問業者の業務に関する省令（平成四年通商産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（投資者の保護に欠ける禁止行為） **第四条**　［略］ 2　［略］ 3　商品投資顧問業者は、第一項第五号の規定による書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、前項に規定する事項に係る情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該商品投資顧問業者は、当該書面を交付したものとみなす。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項に係る情報を記録したものを交付する方法 4～7　［略］ （情報通信の技術を利用する方法） **第九条**　法第二十二条の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面又は報告書に記載すべき事項に係る情報を記録したものを交付する方法 2～4　［略］	（投資者の保護に欠ける禁止行為） **第四条**　［略］ 2　［略］ 3　商品投資顧問業者は、第一項第五号の規定による書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、前項に規定する事項に係る情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該商品投資顧問業者は、当該書面を交付したものとみなす。 一　［略］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項に係る情報を記録したものを交付する方法 4～7　［略］ （情報通信の技術を利用する方法） **第九条**　法第二十二条の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面又は報告書に記載すべき事項に係る情報を記録したものを交付する方法 2～4　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

別紙様式第二号中「令第　条第　項第　号」を削る。

（ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第二十二条　ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第九条の二**　法第五条の二第一項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2・3　［略］ （電磁的記録媒体による手続） **第十四条**　第一条及び第四条の届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を提出することにより行うことができる。	（情報通信の技術を利用する方法） **第九条の二**　法第五条の二第一項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2・3　［略］ （フレキシブルディスクによる手続） **第十四条**　次の表の上欄に掲げる届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第五のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。 ［削る］
［削る］	第一条の届出書　様式第六 第四条の届出書　様式第七
（フレキシブルディスクの構造） **第十五条**　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　日本産業規格X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ	［削る］
［削る］	二　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
［削る］	（フレキシブルディスクの記録方式） **第十六条**　第十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本産業規格X六二二五に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式 三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式 2　第十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。 （フレキシブルディスクにはり付ける書面） **第十七条**　第十四条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一　提出者の氏名又は名称 二　提出年月日
［削る］	備考　表中の［　］は注記である。 様式第五から様式第七までを削る。

（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第二十三条　化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則（平成七年通商産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（収去証） **第二十五条**　法第三十三条第一項の規定により経済産業省の職員が試料を収去するとき又は同条第四項の規定により機構の職員が試料を収去するときは、被収去者に様式第二十四による収去証を交付しなければならない。	（収去証） **第二十五条**　法第三十三条第一項の規定により通商産業省の職員が試料を収去するとき又は同条第四項の規定により機構の職員が試料を収去するときは、被収去者に様式第二十四による収去証を交付しなければならない。
［削る］	（フレキシブルディスクによる手続） **第二十七条**　次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第二十六のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。
［削る］	

第二条の申請書及び同条第三号から第六号までに掲げる添付書類	様式第二十七
第四条第一項の申請書並びに第二条第三号及び第四号に掲げる添付書類	様式第二十八
第五条第一項の届出書及び同条第二項第三号に掲げる添付書類のうち第二条第三号に掲げる書類	様式第二十九
第六条の届出書	様式第三十
第七条第一項の申請書及び同条第三項第一号から第三号までに掲げる添付書類	様式第三十一

第八条第三項の申請書	様式第三十二
第十条の届出書	様式第三十三
第十一条の届出書	様式第三十四
第十二条の届出書	様式第三十五
第十三条の届出書	様式第三十六
第十四条の届出書	様式第三十七
第十六条第三項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）の届出書及び第十六条第三項第二号に掲げる添付書類	様式第三十八
第十六条第五項（第十八条第三項及び第十九条第五項において準用する場合を含む。）の届出書	様式第三十九
第十七条第二項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）の届出書及び第十七条第二項第二号に掲げる添付書類	様式第四十
第十九条第三項の届出書及び同項第二号に掲げる添付書類	様式第四十一
第二十条第二項の届出書及び同項第二号に掲げる添付書類	様式第四十二
第二十一条第二項の届出書	様式第四十三
第二十二条第三項の届出書	様式第四十四
第二十三条第三項の届出書	様式第四十五

［削る］

（フレキシブルディスクの構造）

第二十八条　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第二十九条　第二十七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

２　第二十七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第三十条　第二十七条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　提出者の氏名又は名称

二　提出年月日

［削る］

［削る］

［削る］

（電子情報処理組織による手続の特例）

第三十一条　次の各号に掲げる者が、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条の電子情報処理組織を使用して当該手続を行うときは、当該各号に掲げる事項を当該手続を行う者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

一　法第十八条第二項の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者　経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な廃棄届出様式（様式第九）に記録すべき事項

二　法第二十一条第一項の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者　経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な製造実績届出様式（様式第十三）に記録すべき事項

三　法第二十一条第二項の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者　経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な使用実績届出様式（様式第十四）に記録すべき事項

四　法第二十八条の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者　経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な輸出（輸入）実績届出様式（様式第二十）に記録すべき事項

五　法第二十九条第一項の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者　経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な製造実

様式第二十六から様式第四十五までを削る。	
（電気事業法施行規則の一部改正）	
第二十四条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。	
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	
改正後	改正前
（供給条件の説明等）	（供給条件の説明等）
第三条の十二　［略］	**第三条の十二**　［略］
2～11　［略］	2～11　［略］
12　法第二条の十三第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。	12　法第二条の十三第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一・二　［略］	一・二　［略］
三　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に説明時交付事項を記録したものを交付する方法	三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明時交付事項を記録したものを交付する方法
13　［略］	13　［略］
（書面の交付）	（書面の交付）
第三条の十三　［略］	**第三条の十三**　［略］
2～4　［略］	2～4　［略］
5　法第二条の十四第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。	5　法第二条の十四第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一・二　［略］	一・二　［略］
三　電磁的記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法	三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法
6　［略］	6　［略］

績届出様式（様式第二十一）に記録すべき事項及び国際機関が指定する様式に基づく当該事業所の活動内容等を国際機関に申告するための書面に記載すべき事項	
六　法第二十九条第二項の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者　経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な製造実績届出様式（様式第二十二）に記録すべき事項及び国際機関が指定する様式に基づく当該事業所の活動内容等を国際機関に申告するための書面に記載すべき事項	
備考　表中の［　］は注記である。	
（小売電気事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得）	（小売電気事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得）
第三条の十五　令第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。	**第三条の十五**　令第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一・二　［略］	一・二　［略］
三　電磁的記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法	三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法
（供給条件の説明等）	（供給条件の説明等）
第四十五条の十五　［略］	**第四十五条の十五**　［略］
2～11　［略］	2～11　［略］
12　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。	12　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一・二　［略］	一・二　［略］
三　電磁的記録媒体に説明時交付事項を記録したものを交付する方法	三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明時交付事項を記録したものを交付する方法
13　［略］	13　［略］
（書面の交付）	（書面の交付）
第四十五条の十六　［略］	**第四十五条の十六**　［略］
2～4　［略］	2～4　［略］
5　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。	5　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一・二　［略］	一・二　［略］
三　電磁的記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法	三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法
6　［略］	6　［略］

（登録特定送配電事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第四十五条の十八　令第三条第一項において準用する令第二条第一項（令第三条第二項において準用する令第二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　電磁的記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第百十二条　［略］

2　法第七十五条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録適合性確認機関が定めるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

備考　表中の［　］は注記である。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第二十五条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第八条　［略］ （公衆の閲覧に供する措置を要しない場合） **第八条の二**　法第七条に規定する経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一　常時雇用する従業員の数が五人以下である場合 二　自ら管理するウェブサイトを有していない場合	**第八条**　［略］

［新設］

（登録特定送配電事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第四十五条の十八　令第三条第一項において準用する令第二条第一項（令第三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第百十二条　［略］

2　法第七十五条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録適合性確認機関が定めるものとする。

一　［略］

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（公衆の閲覧の方法）

第八条の三　法第七条の規定による公衆の閲覧は、液化石油ガス販売事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（書面の記載事項等）

第十三条　［略］

2　法第十四条第三項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に契約締結時交付事項等を記録したものを交付する方法

3　［略］

（液化石油ガス販売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十三条の三　令第五条第一項に規定する電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　電磁的記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

（委託契約に係る記載事項等）

第二十八条　［略］

2　法第二十八条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体に契約事項を記録したものを交付する方法

3・4　［略］

（委託契約の当事者による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第二十八条の三　令第五条第三項において準用する同条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

［新設］

（書面の記載事項等）

第十三条　［略］

2　法第十四条第三項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に契約締結時交付事項等を記録したものを交付する方法

3　［略］

（液化石油ガス販売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十三条の三　令第五条第一項に規定する電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

（委託契約に係る記載事項等）

第二十八条　［略］

2　法第二十八条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体をもって調整するファイルに契約事項を記録したものを交付する方法

3・4　［略］

（委託契約の当事者による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第二十八条の三　令第五条第三項において準用する同条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体に当該承諾に関する事項を記録したものを交付する方法 （保安機関による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法） **第三十八条の三**　保安機関は、前条第一項及び第二項の規定による書面の配布に代えて、当該一般消費者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条及び次条において「周知事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条及び次条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、保安機関は、当該書面を配布したものとみなす。 一・二　［略］ 三　電磁的記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法 2　［略］ （保安機関による情報通信の技術を利用した承諾の取得） **第三十八条の四**　保安機関は、前条第一項の規定により周知事項を提供しようとするときは、次項に定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の各号に掲げるもの（第三項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。 一・二　［略］ 三　電磁的記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法 2・3　［略］ 備考　表中の［　］は注記である。	二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体をもって調整するファイルに当該承諾に関する事項を記録したものを交付する方法 （保安機関による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法） **第三十八条の三**　保安機関は、前条第一項及び第二項の規定による書面の配布に代えて、当該一般消費者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条及び次条において「周知事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条及び次条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、保安機関は、当該書面を配布したものとみなす。 一・二　［略］ 三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法 2　［略］ （保安機関による情報通信の技術を利用した承諾の取得） **第三十八条の四**　保安機関は、前条第一項の規定により周知事項を提供しようとするときは、次項に定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の各号に掲げるもの（第三項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。 一・二　［略］ 三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法 2・3　［略］

様式第四を次のように改める。

様式第４（第８条関係）

液化石油ガス販売事業者証	
登録番号	
登録年月日	年　月　日
氏名又は名称	
代表者の氏名	
販売所の名称及び所在地	

（備考）１　登録番号の欄には、番号の前に登録行政庁名を記載すること。

２　標識を販売所ごとに公衆の見やすい場所に掲示する場合における当該標識は、縦三〇センチメートル、横四〇センチメートルの大きさとすること。

（貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正）

第二十六条　貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項及び第二条第六項を削る。

第三条から第六条までを次のように改める。

第三条から第六条まで　削除

別紙様式第6を次のように改める。

別紙様式第6　削除

別紙様式第7から別紙様式第12までを削る。

（対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第二十七条　対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則（平成十一年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続） **第十四条**　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）を提出することにより行うことができる。	（フレキシブルディスクによる手続） **第十四条**　次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第十二により作成したフレキシブルディスク提出表を提出することにより行うことができる。
［削る］	第二条の申請書　様式第十三 第三条の申請書　様式第十四 第四条の届出書　様式第十五 第五条の届出書　様式第十六 第六条の届出書　様式第十七 第七条の届出書　様式第十八 第八条の届出書　様式第十九
一　第二条の申請書 二　第三条の申請書 三　第四条の申請書 四　第五条の申請書 五　第六条の申請書 六　第七条の申請書 七　第八条の申請書	［新設］ ［新設］ ［新設］ ［削る］ ［新設］ ［新設］ ［新設］

（フレキシブルディスクの構造）

第十五条　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第十六条　第十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本産業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

2　第十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字の内「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第十七条　第十四条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　提出者の氏名又は名称

二　提出年月日

［削る］

様式第十二から様式第十九までを削る。

（アルコール事業法施行規則の一部改正）

第二十八条　アルコール事業法施行規則（平成十二年通商産業省令第二百九号）の一部を次のように改正する。

第四十三条から第四十六条までを削る。

様式第五十八から様式第百二までを削る。

（経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二十九条　経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 2～4　［略］ （電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。 （電磁的記録による交付等） **第十一条**　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第五の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2　［略］ 備考　表中の［　］は注記である。	（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 2～4　［略］ （電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。 （電磁的記録による交付等） **第十一条**　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第五の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。 一　［略］ 二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2　［略］ 備考　表中の［　］は注記である。

（有限責任事業組合契約に関する法律施行規則の一部改正）

第三十条　有限責任事業組合契約に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録） **第二条**　法第四条第二項に規定する経済産業省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	（電磁的記録） **第二条**　法第四条第二項に規定する経済産業省令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（商店街振興組合法施行規則の一部改正）

第三十一条　商店街振興組合法施行規則（平成十九年経済産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　法第二十一条第三項（法第三十五条第八項において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［略］ （電磁的記録） **第十一条**　法第四十八条第六項に規定する経済産業省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	**第二条**　法第二十一条第三項（法第三十五条第八項において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［略］ （電磁的記録） **第十一条**　法第四十八条第六項に規定する経済産業省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

備考　表中の［　］は注記である。

（輸出入取引法施行規則の一部改正）

第三十二条　輸出入取引法施行規則（平成十九年経済産業省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的方法） **第八条**　法第十九条第一項において準用する協同組合法第十一条第三項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第二十七条第八項において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［略］	（電磁的方法） **第八条**　法第十九条第一項において準用する協同組合法第十一条第三項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第二十七条第八項において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（株式会社海外需要開拓支援機構法施行規則の一部改正）

第三十三条　株式会社海外需要開拓支援機構法施行規則（平成二十五年経済産業省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（書面をもって作成された議事録の備置き及び閲覧等における特例） **第四条**　法第十八条第八項の議事録が書面をもって作成されているときは、株式会社海外需要開拓支援機構（以下この条において「機構」という。）は、その書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた	（書面をもって作成された議事録の備置き及び閲覧等における特例） **第四条**　法第十八条第八項の議事録が書面をもって作成されているときは、株式会社海外需要開拓支援機構（以下この条において「機構」という。）は、その書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた

改正後	改正前
電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルにより備え置くことができる。	電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにより備え置くことができる。
2　［略］	2　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部改正）

第三十四条　経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（書面をもって作られた議事録の備置き及び閲覧等における特例）	（書面をもって作られた議事録の備置き及び閲覧等における特例）
第六十一条　法第九十七条第八項に規定する議事録が書面をもって作られているときは、機構は、その書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルにより備え置くことができる。	**第六十一条**　法第九十七条第八項に規定する議事録が書面をもって作られているときは、機構は、その書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにより備え置くことができる。
2　［略］	2　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

○経済産業省令第六十四号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第四条第六項の規定に基づき、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

経済産業大臣　齋藤　健

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（第一種特定原産地証明書の発給の審査）	（第一種特定原産地証明書の発給の審査）
第五条　［略］	**第五条**　［略］
2　前項の場合において、経済産業大臣は、前条第二項の規定により登録された同条第一項の情報の内容又は同条第四項の規定により提出された特定原産品であることを明らかにする資料の内容を確認する必要があると認める場合その他前項の審査を適正に行うため特に必要があると認める場合には、関係者への照会その他必要な調査を行い、発給申請者、証明資料提出者若しくは第一種原産品誓約書交付者（以下この項において「発給申請者等」という。）に対して必要な報告を求め、又は発給申請者等の同意を得て、その職員をして実地に当該発給申請者等の設備若しくは書類その他物件を検査させることができる。	2　前項の場合において、経済産業大臣は、前条第二項の規定により登録された同条第一項の情報の内容又は同条第四項の規定により提出された特定原産品を明らかにする資料の内容を確認する必要があると認める場合その他前項の審査を適正に行うため特に必要があると認める場合には、関係者への照会その他必要な調査を行い、発給申請者、証明資料提出者若しくは第一種原産品誓約書交付者（以下この項において「発給申請者等」という。）に対して必要な報告を求め、又は発給申請者等の同意を得て、その職員をして実地に当該発給申請者等の設備若しくは書類その他物件を検査させることができる。
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中採石法施行規則第八条の十九第二項の次に二項を加える改正規定、同令第二十二条第一項の改正規定及び同令様式第十九の改正規定並びに第二十五条中液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第八条の次に二条を加える改正規定及び同令様式第四の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

様式第十三（第六条関係）

様式第十三を次のように改める。

Appendix 1-A（Japan）

1. Exporter's name, address and country:	Certification no.	Number of page /	
2. Importer's name, address and country:	AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF INDONESIA FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM JIEPA Issued in Japan		
3. Means of transport and route (as far as known)			

4. Item number (as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number	5. Preference criterion	6.Quantity or weight	7. Invoice number(s) and date(s)

8. Remarks:

9.Declaration by the exporter:	10.Certification
I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____ Place and date: _____ Signature: _____ Name (printed): _____ Company:_____	It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority or designee office: _____ Stamp Place and date: _____ Signature: _____

Appendix 1- B

Parties which accept this form for the purpose of preferential treatment under the Agreement between the Republic of Indonesia and Japan for an Economic Partnership (hereinafter referred to as "the Agreement") are Indonesia and Japan.

General conditions:
The conditions for the preferential tariff treatment under the Agreement are that the goods exported to Indonesia or Japan should:

i. fall within description of goods eligible for concession in Indonesia or Japan;
ii. comply with one of the requirements set out in Preference criteria ; and
iii. comply with the consignment criteria of Article 33.

Preference criteria:

A The good is wholly obtained or produced entirely in the Party, as defined in paragraph 2 of Article 29.

B The good is produced entirely in the Party exclusively from originating materials of the Party.

C The good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of Chapter 3, when the good is produced entirely in the Party using non-originating materials.

Instructions for certificate of origin:

For the purposes of claiming preferential tariff treatment, the document should be completed legibly and in full by the exporter or its authorized agent and certified by the competent governmental authority or its designee. Any item of the form should be completed in the English language. The document should be no longer valid, if it is completed in any languages other than English or modified after the issuance.

If the space of this document is insufficient to specify the necessary particulars for identifying the goods and other related information, the exporter or its authorized agent may provide the information using additional Appendix 1-A. In that case, every additional Appendix 1-A should be completed legibly and in full by the exporter or its authorized agent and certificated by the competent governmental authority or its designee.

Field 1: State the full name, address and country of the exporter.

Field 2: State the full name, address and country of the importer. As defined in subparagraph (f) of Article 28, "importer" means a person who imports a good into the importing Party (e.g. the consignee who declares the importation).

Field 3: Provide the name of loading port, transit port and discharging port and, the name of vessel / flight number, as far as known.

Field 4: Provide item number (as necessary), marks and numbers of packages, number and kind of packages, HS tariff classification number based on the same edition of the HS as applied in Annex 2 and description of each good consigned.

For each good, the HS tariff classification number should be indicated at the six-digit level.

The description of the good on the certificate of origin should be substantially identical to the description on the invoice and, if possible, to the description under the HS for the good.

With respect to subheading 2103.90, 2208.90, 4601.21 to 4601.94, 8708.30 to 8708.50, 8708.80 to 8708.92, or 8708.94, in an exceptional case where the good is a specific product requiring a special description (e.g. instant curry, igusa goods, brakes or parts of brakes), such description of specific products should be indicated.

With respect to each good of Chapter 50 through 63 of the HS, the materials of the other Party or non-Parties which are member countries of the ASEAN, the processes or operations conducted in such Party or non-Parties, and the names of such Party or non-Parties should be indicated (if such materials were used in the production of the good).

Field 5: For each good, state which preference criterion (A through C under Preference Criteria above) is applicable. The rules of origin are contained in Chapter 3 and Annex 2.

Note: In order to be entitled to preferential tariff treatment, each good of a Party should meet at least one of the criteria given.

Indicate "ACU" for accumulation, "DMI" for *de minimis* and "FGM" for fungible goods or materials, if applicable.

Field 6: For each good, indicate the quantity or weight.

Field 7: Indicate the invoice number and date for each good. The invoice should be the one issued for the importation of the good into the importing Party.

If the invoice is issued by a person different from the exporter to whom the certificate of origin is issued and the person who issues the invoice is located in a non-Party, it should be indicated in field 8 that the goods will be invoiced in a non-Party, identifying the full legal name and address of the person that issues the invoice.

In an exceptional case where the number of the invoice issued in a non-Party is not known at the time of issuance of the certificate of origin, the invoice number and the date of invoice issued by the exporter to whom the certificate of origin is issued should be indicated in field 7, and it should be indicated in field 8 that the goods will be subject to another invoice to be issued in a non-Party for the importation into the importing Party, identifying the full legal name and address of the person that will issue such other invoice. In such case, the relevant authority of the importing Party may require the importer to provide the invoices and any other relevant documents which confirm the transaction, from the exporting Party to the importing Party, with regard to the goods declared for import.

Field 8: If the certificate of origin is issued retroactively in accordance with Rule 3(b), the competent governmental authority or its designee should indicate “ISSUED RETROACTIVELY.” If the certificate of origin is newly issued in accordance with Rule 3(e), the competent governmental authority or its designee should indicate the date of issuance and the certification number of the original certificate of origin. Other remarks as necessary.

附則

この省令は、令和六年二月五日から施行する。

Field 9: This field should be completed, signed and dated by the exporter or its authorized agent. The “date” should be the date when the certificate of origin is applied for.

Note: The exporter’s or its authorized agent’s signature may be autographed or printed.

Field 10: This field should be completed, dated, signed and stamped by the competent governmental authority of the exporting Party or its designee.

Note: The competent governmental authority’s or its designee’s signature may be autographed or printed.

Notice 1. Any items entered in this form should be true and correct. False declaration or documents relating to the certificate of origin should be subject to penalty in accordance with the laws and regulations of the exporting Party.

Notice 2. The certificate of origin should be a basis of determination of origin at the customs authority of the importing Party.

○経済産業省国土交通省令第三号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第二十九条の規定に基づき、砂利の採取計画等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

経済産業大臣　齋藤　健

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

砂利の採取計画等に関する規則の一部を改正する省令

砂利の採取計画等に関する規則（昭和四十三年通商産業省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

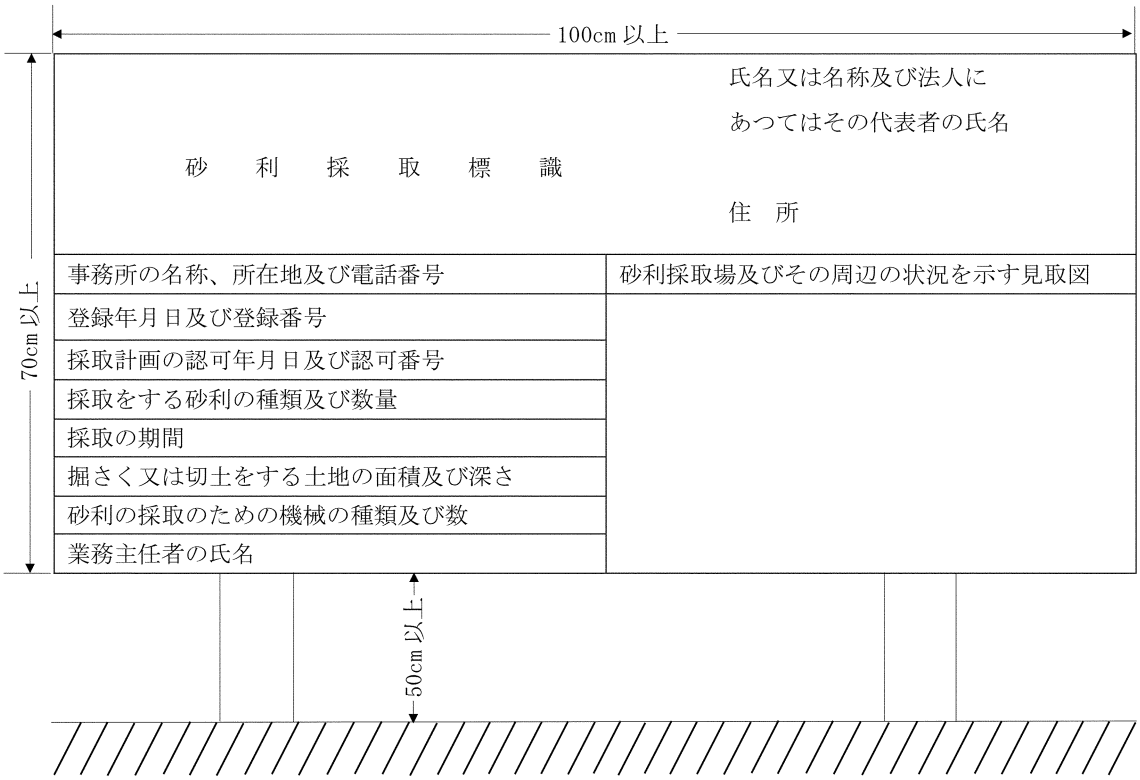
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（標識の掲示等）	（標識の様式および記載事項）
第七条　［略］	**第七条**　［略］
2　［略］	2　［略］
3　法第二十九条の規定による自動公衆送信による公衆の閲覧は、砂利採取業者のウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。	［新設］
4　法第二十九条の経済産業省令、国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	［新設］
一　常時雇用する従業員の数が二十人以下である場合	
二　自ら管理するウェブサイトを有していない場合	

備考　表中の［　］は注記である。

様式第５

様式第五を次のように改める。



（備考）「採取計画の認可年月日及び認可番号」の欄には、認可者が河川管理者である場合には、当該砂利採取場を監督する関係事務所名を併記すること。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に砂利採取業者が掲げているこの省令による改正前の砂利の採取計画等に関する規則様式第五による標識は、この省令による改正後の砂利の採取計画等に関する規則様式第五による標識とみなす。

○経済産業省・環境省令第五号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第八条第二項の規定に基づき、第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎

第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令

第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令（平成十四年経済産業省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（届出事項の通知の方法） **第三条**　法第八条第二項の規定による主務大臣及び都道府県知事への通知は、同条第一項の規定により当該年度にファイルに記録された事項のうち、主務大臣については当該主務大臣が所管する事業を行う事業所に係るものを、都道府県知事については当該都道府県知事が管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものをそれぞれ次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　電子情報処理組織を使用して、電気通信回線を通じて主務大臣及び都道府県知事の閲覧に供し、主務大臣及び都道府県知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させる方法 二　磁気ディスクに複写したものを交付する方法	（届出事項の通知の方法） **第三条**　法第八条第二項の規定による主務大臣及び都道府県知事への通知は、同条第一項の規定により当該年度にファイルに記録された事項のうち、主務大臣については当該主務大臣が所管する事業を行う事業所に係るものを、都道府県知事については当該都道府県知事が管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものをそれぞれ磁気ディスクに複写したものの交付により行うものとする。 ［新設］
備考　表中の［　］は注記である。	［新設］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第九十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第四条第一項、第二十八条第一項、第二十九条ノ三第一項及び第二項並びに第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

船舶設備規程等の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条　船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（係船設備） **第百二十七条の二**　総トン数三、〇〇〇トン以上の船舶には、管海官庁が適当と認める係船設備を備えなければならない。 （係船設備に関する説明書） **第百二十七条の三**　前条の船舶には、同条の規定により備える係船設備の選定、配置その他の安全を確保するための措置に関する説明書を備え置かなければならない。	（新設） （新設）

（デジタル選択呼出装置）

第百四十六条の三十八の二　（略）

２　Ａ４水域を航行する船舶には、機能等について告示で定める要件に適合するＨＦデジタル選択呼出装置（ＨＦで運用するデジタル選択呼出装置をいう。以下同じ。）を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

（デジタル選択呼出聴守装置）

第百四十六条の三十八の四　（略）

２　Ａ４水域を航行する船舶には、機能等について告示で定める要件に適合するＨＦデジタル選択呼出聴守装置（ＨＦで運用するデジタル選択呼出聴守装置をいう。以下同じ。）を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

（浸水警報装置）

第百四十六条の四十八の二　次の各号に掲げる船舶には、それぞれその機能等について告示で定める要件に適合する検知器及び警報盤により構成される浸水警報装置を備えなければならない。

一・二　（略）

三　外洋航行船（旅客船及び限定近海貨物船を除く。）であつて複数の貨物倉を有するもの（船舶区画規程第百十五条の規定により浸水警報装置を備える船舶及びタンカーを除く。）

（非常電源）

第二百九十九条　（略）

２　前項の規定により備える非常電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備（Ａ２水域及びＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）にあつては第七号及び第八号に掲げる設備、Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶にあつては第六号から第八号までに掲げる設備を除く。）に対し給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。

一～五　（略）

六　ＭＦデジタル選択呼出装置、ＭＦデジタル選択呼出聴守装置及びＭＦ無線電話

七　インマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務のデータ通信設備（以下「インマルサット等データ通信設備」という。）及びインマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の無線電話（以下「インマルサット等無線電話」という。）

八　ＨＦデジタル選択呼出装置、ＨＦデジタル選択呼出聴守装置及びＨＦ無線電話

九　船舶安全法施行規則第六十条の六の予備の無線設備であつて次に掲げるもの

イ　（略）

（デジタル選択呼出装置）

第百四十六条の三十八の二　（略）

２　Ａ４水域又はＡ３水域を航行する船舶には、機能等について告示で定める要件に適合するＨＦデジタル選択呼出装置（ＨＦで運用するデジタル選択呼出装置をいう。以下同じ。）を備えなければならない。ただし、第三百十一条の二十二第一項第二号の規定によりインマルサット等直接印刷電信（以下「インマルサット等無線電話」という。）又はインマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の無線電話（以下「インマルサット等無線電話」という。）を備えた船舶及び管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

（デジタル選択呼出聴守装置）

第百四十六条の三十八の四　（略）

２　Ａ４水域又はＡ３水域を航行する船舶には、機能等について告示で定める要件に適合するＨＦデジタル選択呼出聴守装置（ＨＦで運用するデジタル選択呼出聴守装置をいう。以下同じ。）を備えなければならない。ただし、第三百十一条の二十二第一項第二号の規定によりインマルサット等直接印刷電信又はインマルサット等無線電話を備えた船舶及び管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

（浸水警報装置）

第百四十六条の四十八の二　次の各号に掲げる船舶には、それぞれその機能等について告示で定める要件に適合する検知器及び警報盤により構成される浸水警報装置を備えなければならない。

一・二　（略）

（新設）

（非常電源）

第二百九十九条　（略）

２　前項の規定により備える非常電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備（Ａ２水域及びＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）にあつては第七号及び第八号に掲げる設備、Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶にあつては第六号から第八号までに掲げる設備を除く。）に対し給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。

一～五　（略）

六　ＭＦデジタル選択呼出装置、ＭＦデジタル選択呼出聴守装置、ＭＦ直接印刷電信及びＭＦ無線電話

七　インマルサット等直接印刷電信及びインマルサット等無線電話

八　ＨＦデジタル選択呼出装置、ＨＦデジタル選択呼出聴守装置、ＨＦ直接印刷電信及びＨＦ無線電話

九　船舶安全法施行規則第六十条の六の予備の無線設備であつて次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　ＭＦデジタル選択呼出装置、ＭＦデジタル選択呼出聴守装置及びＭＦ無線電話
ハ　インマルサット等データ通信設備及びインマルサット等無線電話
ニ　ＨＦデジタル選択呼出装置、ＨＦデジタル選択呼出聴守装置及びＨＦ無線電話
十～四十一　（略）
3～6　（略）
（補助電源）
第三百一条の二の二　（略）
2　前項の規定により備える補助電源は、次に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める設備に対し給電することができるものであつて当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。
一　Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）　次に掲げる設備
イ　ＶＨＦデジタル選択呼出装置及びＶＨＦ無線電話
ロ　ＭＦデジタル選択呼出装置及びＭＦ無線電話
ハ　船舶安全法施行規則第六十条の六の予備の無線設備であつて次に掲げるもの
(1)　ＶＨＦデジタル選択呼出装置及びＶＨＦ無線電話
(2)　ＭＦデジタル選択呼出装置及びＭＦ無線電話
(3)　インマルサット等データ通信設備及びインマルサット等無線電話
(4)　ＨＦデジタル選択呼出装置及びＨＦ無線電話
ニ　その他管海官庁が必要と認める設備
二　Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶　前号イ、ハ及びニに掲げる設備
三　前二号以外の船舶　次に掲げる設備
イ　第一号に掲げる設備
ロ　インマルサット等データ通信設備及びインマルサット等無線電話
ハ　ＨＦデジタル選択呼出装置及びＨＦ無線電話
3　（略）
（無線電信等の施設）
第三百十一条の二十二　船舶には、その航行する水域に応じてそれぞれ次に掲げる無線電信等（法第四条第一項の「無線電信等」をいう。以下同じ。）を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。
一　Ａ４水域を航行する船舶

区分	無線電信等
国際航海旅客船等	（削る）
	イ　（略）
	（削る）
国際航海旅客船等以外の船舶	ロ・ハ　（略）
	イ　ＨＦ無線電話
	ロ・ハ　（略）
備考　（略）	

ロ　ＭＦデジタル選択呼出装置、ＭＦデジタル選択呼出聴守装置、ＭＦ直接印刷電信及びＭＦ無線電話
ハ　インマルサット等直接印刷電信及びインマルサット等無線電話
ニ　ＨＦデジタル選択呼出装置、ＨＦデジタル選択呼出聴守装置、ＨＦ直接印刷電信及びＨＦ無線電話
十～四十一　（略）
3～6　（略）
（補助電源）
第三百一条の二の二　（略）
2　前項の規定により備える補助電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備（Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）にあつては第三号及び第四号に掲げる設備、Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶にあつては第二号から第四号までに掲げる設備を除く。）に対し給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。
一　ＶＨＦデジタル選択呼出装置及びＶＨＦ無線電話
二　ＭＦデジタル選択呼出装置、ＭＦ直接印刷電信及びＭＦ無線電話
三　インマルサット等直接印刷電信及びインマルサット等無線電話
四　ＨＦデジタル選択呼出装置及びＨＦ無線電話
五　船舶安全法施行規則第六十条の六の予備の無線設備であつて次に掲げるもの
イ　ＶＨＦデジタル選択呼出装置及びＶＨＦ無線電話
ロ　ＭＦデジタル選択呼出装置及びＭＦ無線電話
ハ　インマルサット等データ通信設備及びインマルサット等無線電話
ニ　ＨＦデジタル選択呼出装置及びＨＦ無線電話
六　その他管海官庁が必要と認める設備
3　（略）
（無線電信等の施設）
第三百十一条の二十二　船舶には、その航行する水域に応じてそれぞれ次に掲げる無線電信等（法第四条第一項の「無線電信等」をいう。以下同じ。）を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。
一　Ａ４水域を航行する船舶

区分	無線電信等
国際航海旅客船等	イ　ＨＦ直接印刷電信
	ロ　（略）
	ハ　ＭＦ直接印刷電信
	ニ・ホ　（略）
国際航海旅客船等以外の船舶	イ　ＨＦ直接印刷電信又はＨＦ無線電話
	ロ・ハ　（略）
備考　（略）	

二　Ａ３水域、Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	無線電信等
国際航海旅客船等	イ　インマルサット等データ通信設備
国際航海旅客船等以外の船舶	イ　(1)又は(2)のいずれかの無線電信等 （削る） (1)　インマルサット等データ通信設備 (2)　（略） ロ・ハ　（略）
備考　（略）	

三　Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	無線電信等
（略）	（略）

備考

一　ＭＦ無線電話が常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものでない場合には、ＨＦ無線電話、インマルサット等データ通信設備、インマルサット等無線電話又は告示で定める無線電話であって常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるもの（以下「一般通信用無線電信等」という。）（国際航海旅客船等にあっては、ＨＦ無線電話、インマルサット等データ通信設備又はインマルサット等無線電話に限る。）を備えなければならない。

二・三　（略）

四・五　（略）

２・３　（略）

二　Ａ３水域、Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	無線電信等
国際航海旅客船等	イ　(1)又は(2)のいずれかの無線電信等 (1)　ＨＦ直接印刷電信、ＨＦ無線電話及びＭＦ直接印刷電信 (2)　インマルサット等直接印刷電信
国際航海旅客船等以外の船舶	ロ・ハ　（略）
備考　（略）	

三　Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	無線電信等
国際航海旅客船等	イ　(1)から(4)までのいずれかの無線電信等 (1)　ＨＦ直接印刷電信 (2)　ＨＦ無線電話 (3)　インマルサット等直接印刷電信 (4)　（略）
国際航海旅客船等以外の船舶	ロ・ハ　（略）
備考　（略）	

区分	無線電信等
（略）	（略）

備考

一　ＭＦ無線電話が常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものでない場合には、ＨＦ直接印刷電信、ＨＦ無線電話、インマルサット等直接印刷電信、インマルサット等無線電話、ＭＦ直接印刷電信（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものに限る。）又は告示で定める無線電信等であって常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるもの（以下「一般通信用無線電信等」という。）（国際航海旅客船等にあっては、ＨＦ直接印刷電信、ＨＦ無線電話、インマルサット等直接印刷電信、インマルサット等無線電話又はＭＦ直接印刷電信に限る。）を備えなければならない。

二・三　（略）

四・五　（略）

２・３　（略）

（船舶区画規程の一部改正）

第二条　船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一編　（略）	第一編　（略）
第二編　旅客船に関する規定	第二編　旅客船に関する規定
第一章～第四章　（略）	第一章～第四章　（略）
第五章　暴露部における開口（第五十七条―第六十四条の三）	第五章　暴露部における開口（第五十七条―第六十四条の四）
第六章～第十章　（略）	第六章～第十章　（略）
第三編～第六編　（略）	第三編～第六編　（略）
附則	附則
（船首隔壁における開口）	（船首隔壁における開口）
第四十九条　船首隔壁には、人孔、出入口その他の開口を設けてはならない。ただし、船首タンク内の水その他の液体を注入し、排出するための管を一個に限り、これを貫通して設けることができる。この場合において、管には、隔壁甲板の上方において操作することができる弁を船首隔壁に取り付けなければならない。	**第四十九条**　船首隔壁には、人孔、出入口その他の開口を設けてはならない。ただし、船首タンク内の水その他の液体を注入し、排出するための管を一個に限り、これを貫通して設けることができる。この場合において、管には、貨物を積載する場所以外の容易に接近することができる場所において船首隔壁にねじこみ弁を取り付ける場合を除き、隔壁甲板の上方において操作することができるねじこみ弁を船首タンク内において船首隔壁に取り付けなければならない。
2・3　（略）	2・3　（略）
（削る）	（灰棄筒、ちり棄筒等）
	第六十四条　灰棄筒、ちり棄筒等の船内における開口には、ふたを設けなければならない。
	2　前項の開口が隔壁甲板下にあるときは、その開口のふたは水密に閉鎖できるものであり、かつ、最高区画喫水より上方の容易に接近することができる場所において、灰棄筒、ちり棄筒等に自動不還弁を取り付けなければならない。
第六十四条～第六十四条の三　（略）	**第六十四条の二～第六十四条の四**　（略）
（復原性計算機等）	（復原性計算機等）
第百二条　（略）	**第百二条**　（略）
2　前項の旅客船には、前項各号のいずれかの措置に関する事項を記載した資料を船舶職員の用に供するために備えなければならない。	（新設）
第百二条の三　（略）	**第百二条の三**　（略）
2　前項及び前条の規定にかかわらず、船の長さが八〇メートル未満の貨物船（極海域航行船を除く。）にあっては、第二章、第四章、第百二条の十三から第百二条の十三の六まで、第百二条の十五及び第六章から第九章までの規定を除き、この編の規定は、適用しない。	2　前項及び前条の規定にかかわらず、船の長さが八〇メートル未満の貨物船（極海域航行船を除く。）にあっては、第二章、第四章、第百二条の十三から第百二条の十三の七まで、第百二条の十五及び第六章から第九章までの規定を除き、この編の規定は、適用しない。
3　第一項及び前条の規定にかかわらず、船の長さが八〇メートル未満の貨物船（極海域航行船に限る。）にあっては、第二章、第百二条の七の二から第百二条の九の二まで、第四章、第百二条の十三から第百二条の十三の六まで、第百二条の十五及び第六章から第九章までの規定を除き、この編の規定は、適用しない。	3　第一項及び前条の規定にかかわらず、船の長さが八〇メートル未満の貨物船（極海域航行船に限る。）にあっては、第二章、第百二条の七の二から第百二条の九の二まで、第四章、第百二条の十三から第百二条の十三の七まで、第百二条の十五及び第六章から第九章までの規定を除き、この編の規定は、適用しない。
（船首隔壁における開口）	（船首隔壁における開口）
第百二条の十の二　第四十九条の規定は、貨物船の船首隔壁における開口について準用する。この場合において、同条第一項中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。	**第百二条の十の二**　第四十九条の規定は、貨物船の船首隔壁における開口について準用する。この場合において、同条第一項中「ねじこみ弁」とあるのは「ねじこみ弁又は管海官庁が適当と認める弁」と、「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

（削る）

（損傷時の水密性の確保）

第百二条の十四　第六十四条及び第六十四条の二の規定は、貨物船の損傷時の水密性の確保について準用する。

（航行中接近することができる開口）

第百二条の十五　第六十四条の三の規定は、貨物船の航行中接近することができる開口について準用する。

（救命艇手規則の一部改正）

第三条　救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第十三条関係） 一～十八　（略） 十九　浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置 二十　非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置 二十一～三十　（略）	別表（第十三条関係） 一～十八　（略） 十九　浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置 二十　非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置 二十一～三十　（略）

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第四条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　（略） 2～11　（略） 12　この省令において「Ａ３水域」とは、当該水域においてインマルサット等データ通信設備（以下「インマルサット等データ通信設備」という。）又はインマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務のデータ通信設備（以下「インマルサット等無線電話」という。）により海岸地球局と連絡を行うことができる水域（湖川、Ａ１水域及びＡ２水域を除く。）であつて告示で定めるものをいう。 13～16　（略） （無線設備の保守等） **第六十条の五**　船舶所有者は、次の各号に掲げる船舶（法第四条第一項ただし書及び第二項並びに第三十二条ノ二の規定により無線電信等を施設することを要しない船舶を除く。）に備える無線設備（無線電信等並びに救命設備（浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、捜索救助用位置指示送信装置及び小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置に限る。）及び航海用具（ナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、ＶＨＦデジタル選択呼出装置、無線電話遭難周波数で送信及び受信を	（定義） **第一条**　（略） 2～11　（略） 12　この省令において「Ａ３水域」とは、当該水域においてインマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話により海岸地球局と連絡を行うことができる水域（湖川、Ａ１水域及びＡ２水域を除く。）であつて告示で定めるものをいう。 13～16　（略） （無線設備の保守等） **第六十条の五**　船舶所有者は、次の各号に掲げる船舶（法第四条第一項ただし書及び第二項並びに第三十二条ノ二の規定により無線電信等を施設することを要しない船舶を除く。）に備える無線設備（無線電信等並びに救命設備（浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、捜索救助用位置指示送信装置及び小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置に限る。）及び航海用具（ナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、ＶＨＦデジタル選択呼出装置、無線電話遭難周

（灰棄筒、ちり棄筒等）

第百二条の十三の七　第六十四条の規定は、貨物船の灰棄筒、ちり棄筒等について準用する。この場合において、同条第二項中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

（損傷時の水密性の確保）

第百二条の十四　第六十四条の二及び第六十四条の三の規定は、貨物船の損傷時の水密性の確保について準用する。

（航行中接近することができる開口）

第百二条の十五　第六十四条の四の規定は、貨物船の航行中接近することができる開口について準用する。

するための設備、無線電話遭難周波数聴守受信機、デジタル選択呼出装置、デジタル選択呼出聴守装置に限る。）に限る。以下同じ。）について、それぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二　（略）

２～５　（略）

（設備の二重化）

第六十条の六　前条の設備の二重化は、船舶の航行する水域に応じてそれぞれ次に掲げる予備の無線設備を備えることにより行われるものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

一　Ａ４水域を航行する船舶

区分	予備の無線設備
国際航海旅客船等	イ　ＨＦ無線電話、ＨＦデジタル選択呼出装置、ＨＦデジタル選択呼出聴守装置、ＭＦ無線電話、ＭＦデジタル選択呼出装置及びＭＦデジタル選択呼出聴守装置
	ロ　（略）
国際航海旅客船等以外の船舶	イ　ＨＦ無線電話、ＨＦデジタル選択呼出装置及びＨＦデジタル選択呼出聴守装置
	ロ　（略）

備考

一　（略）

二　短期間のみＡ４水域を航行する国際航海旅客船等に備えるべき予備の無線設備（ＶＨＦ無線設備を除く。）については、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサット等データ通信設備に代えることができる。

三　短期間のみＡ４水域を航行する国際航海旅客船等以外の船舶に備えるべき予備の無線設備（ＶＨＦ無線設備を除く。）については、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサット等データ通信設備又はインマルサット等無線電話に代えることができる。

二　Ａ３水域、Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	予備の無線設備
国際航海旅客船等	イ　(1)又は(2)のいずれかの無線設備 (1)　ＨＦ無線電話、ＨＦデジタル選択呼出装置、ＨＦデジタル選択呼出聴守装置、ＭＦ無線電話、

するための設備、無線電話遭難周波数聴守受信機、デジタル選択呼出装置、デジタル選択呼出聴守装置に限る。）に限る。以下同じ。）について、それぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二　（略）

２～５　（略）

（設備の二重化）

第六十条の六　前条の設備の二重化は、船舶の航行する水域に応じてそれぞれ次に掲げる予備の無線設備を備えることにより行われるものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

一　Ａ４水域を航行する船舶

区分	予備の無線設備
国際航海旅客船等	イ　ＨＦ直接印刷電信、ＨＦ無線電話、ＨＦデジタル選択呼出装置、ＨＦデジタル選択呼出聴守装置、ＭＦ直接印刷電信、ＭＦ無線電話、ＭＦデジタル選択呼出装置及びＭＦデジタル選択呼出聴守装置
	ロ　（略）
国際航海旅客船等以外の船舶	イ　(1)又は(2)のいずれかの無線設備 (1)　ＨＦ直接印刷電信、ＨＦデジタル選択呼出装置及びＨＦデジタル選択呼出聴守装置 (2)　ＨＦ無線電話、ＨＦデジタル選択呼出装置及びＨＦデジタル選択呼出聴守装置
	ロ　（略）

備考

一　（略）

二　短期間のみＡ４水域を航行する国際航海旅客船等に備えるべき予備の無線設備（ＶＨＦ無線設備を除く。）については、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の直接印刷電信（以下「インマルサット等直接印刷電信」という。）に代えることができる。

三　短期間のみＡ４水域を航行する国際航海旅客船等以外の船舶に備えるべき予備の無線設備（ＶＨＦ無線設備を除く。）については、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサット等直接印刷電信又はインマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の無線電話（以下「インマルサット等無線電話」という。）に代えることができる。

二　Ａ３水域、Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	予備の無線設備
国際航海旅客船等	イ　(1)又は(2)のいずれかの無線設備 (1)　ＨＦ直接印刷電信、ＨＦ無線電話、ＨＦデジタル選択呼出装置、ＨＦデジタル選択呼出聴守

	ＭＦデジタル選択呼出装置及びＭＦデジタル選択呼出聴守装置
	(2)　インマルサット等データ通信設備
ロ	（略）
国際航海旅客船等以外の船舶	
イ	(1)から(3)までのいずれかの無線設備 (1)　ＨＦ無線電話、ＨＦデジタル選択呼出装置及びＨＦデジタル選択呼出聴守装置 (2)　インマルサット等データ通信設備 (3)　インマルサット等無線電話
ロ	（削る）
備考	（略）

三　Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	予備の無線設備
すべての船舶	イ　(1)から(4)までのいずれかの無線設備 （削る）
	ロ　（略）

備考

一　国際航海旅客船等以外の船舶であつて次に掲げるものにあつては、イに掲げる予備の無線設備に代えて一般通信用無線電信等（船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の一般通信用無線電信等をいう。以下同じ。）（インマルサット等データ通信設備及びインマルサット等無線電話を除く。）又はＭＦ無線電話（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うことができるものに限る。）を備えることができる。

イ・ロ　（略）

二　（略）

四　（略）

2　（略）

	装置、ＭＦ直接印刷電信、ＭＦ無線電話、ＭＦデジタル選択呼出装置及びＭＦデジタル選択呼出聴守装置
	(2)　インマルサット等直接印刷電信
ロ	（略）
国際航海旅客船等以外の船舶	
イ	(1)から(4)までのいずれかの無線設備 (1)　ＨＦ直接印刷電信、ＨＦデジタル選択呼出装置及びＨＦデジタル選択呼出聴守装置 (2)　ＨＦ無線電話、ＨＦデジタル選択呼出装置及びＨＦデジタル選択呼出聴守装置 (3)　インマルサット等直接印刷電信 (4)　インマルサット等無線電話
ロ	（略）
備考	（略）

三　Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	予備の無線設備
すべての船舶	イ　(1)から(5)までのいずれかの無線設備 (1)　ＨＦ直接印刷電信、ＨＦデジタル選択呼出装置及びＨＦデジタル選択呼出聴守装置 (2)　（略） (3)　インマルサット等直接印刷電信 (4)・(5)　（略）
	ロ　（略）

備考

一　国際航海旅客船等以外の船舶であつて次に掲げるものにあつては、イに掲げる予備の無線設備に代えて一般通信用無線電信等（船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の一般通信用無線電信等をいう。以下同じ。）（インマルサット等直接印刷電信及びインマルサット等無線電話を除く。）又はＭＦ無線電話（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うことができるものに限る。）を備えることができる。

イ・ロ　（略）

二　（略）

四　（略）

2　（略）

別表第１（第22条、第65条の６、第66条関係）

（略）		
製造に係る予備検査	（略）	
	浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	１個につき　17,100円
	非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	１個につき　16,900円
	小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置	１個につき　12,700円
	（略）	
（略）		

備考　（略）

別表第１の２（第66条関係）

（略）		
製造に係る予備検査	（略）	
	浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	１個につき　16,900円
	非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	１個につき　16,700円
	小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置	１個につき　12,500円
	（略）	
（略）		

備考　（略）

別表第２（第66条関係）

（略）		
製造に係る予備検査	（略）	
	浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	１個につき　15,300円
	非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	１個につき　15,100円
	小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置	１個につき　11,100円
	（略）	
（略）		

備考　（略）

別表第１（第22条、第65条の６、第66条関係）

（略）		
製造に係る予備検査	（略）	
	浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	１個につき　17,100円
	非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	１個につき　16,900円
	小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	１個につき　12,700円
	（略）	
（略）		

備考　（略）

別表第１の２（第66条関係）

（略）		
製造に係る予備検査	（略）	
	浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	１個につき　16,900円
	非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	１個につき　16,700円
	小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	１個につき　12,500円
	（略）	
（略）		

備考　（略）

別表第２（第66条関係）

（略）		
製造に係る予備検査	（略）	
	浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	１個につき　15,300円
	非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	１個につき　15,100円
	小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	１個につき　11,100円
	（略）	
（略）		

備考　（略）

別表第２の２（第66条関係）

（略）		
製造に係る予備検査	浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき　15,100円
	非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき　14,900円
	小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき　10,900円
	（略）	
備考　（略）		

（船舶救命設備規則の一部改正）

第五条　船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（救命設備の分類） **第二条**　救命設備を次のとおり分類する。 一　（略） 二　信号装置 イ～リ　（略） ヌ　浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置 ル　非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置 ヲ～ネ　（略） 三　（略） （救命艇の艤装品） **第十四条**　（略） ２・３　（略） ４　第一項の規定にかかわらず、自由降下式救命艇及び二の独立した推進装置を備える救命艇には、単槽式のオール、トール・ピン及びクラッチを備え付けることを要しない。	（救命設備の分類） **第二条**　救命設備を次のとおり分類する。 一　（略） 二　信号装置 イ～リ　（略） ヌ　浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置 ル　非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置 ヲ～ネ　（略） 三　（略） （救命艇の艤装品） **第十四条**　（略） ２・３　（略） ４　第一項の規定にかかわらず、自由降下式救命艇には、単槽式のオール及びトール・ピン又はクラッチを備え付けることを要しない。

別表第２の２（第66条関係）

（略）		
製造に係る予備検査	浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき　15,100円
	非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき　14,900円
	小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき　10,900円
	（略）	
備考　（略）		

（浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置）

第三十九条　浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　非常の際に衛星及び付近の航空機に対し必要な信号を有効確実に、かつ、自動的に発信できるものであること。

二　非常の際に付近の他の船舶又は航空機の船舶自動識別装置に対し必要な信号を有効かつ確実に発信できるものであること。

三～九　（略）

十　適正に作動することが衛星を利用することなく確認できるものであること。

十一・十二　（略）

（非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置）

第三十九条の二　非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　非常の際に衛星に対し必要な信号を有効かつ確実に発信できるものであること。

二　前条第二号、第四号、第五号及び第八号から第十一号までに掲げる要件

（レーダー・トランスポンダー）

第四十条　レーダー・トランスポンダーは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～七　（略）

八　第八条第四号並びに第三十九条第五号、第八号及び第十一号に掲げる要件

（捜索救助用位置指示送信装置）

第四十条の二　捜索救助用位置指示送信装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～三　（略）

四　第八条第四号、第三十九条第五号、第八号及び第十一号並びに前条第二号、第五号及び第六号の要件

（持運び式双方向無線電話装置）

第四十一条　持運び式双方向無線電話装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～十三　（略）

十四　第三十九条第十一号及び第四十条第二号に掲げる要件

（固定式双方向無線電話装置）

第四十一条の二　固定式双方向無線電話装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一・二　（略）

三　第三十九条第十一号、第四十条第二号並びに前条第一号、第三号、第四号、第六号、第八号、第十号及び第十二号に掲げる要件

（救命艇揚卸装置）

第四十四条　（略）

2　自由降下式救命艇を取り付ける救命艇揚卸装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～三　（略）

四　前項第七号及び第八号に掲げる要件

（浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置）

第三十九条　浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　非常の際に極軌道衛星及び付近の航空機に対し必要な信号を有効確実に、かつ、自動的に発信できるものであること。

（新設）

二～八　（略）

九　適正に作動することが極軌道衛星を利用することなく確認できるものであること。

十・十一　（略）

（非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置）

第三十九条の二　非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　非常の際に極軌道衛星に対し必要な信号を有効かつ確実に発信できるものであること。

二　前条第三号、第四号及び第七号から第十号までに掲げる要件

（レーダー・トランスポンダー）

第四十条　レーダー・トランスポンダーは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～七　（略）

八　第八条第四号並びに第三十九条第四号、第七号及び第十号に掲げる要件

（捜索救助用位置指示送信装置）

第四十条の二　捜索救助用位置指示送信装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～三　（略）

四　第八条第四号、第三十九条第四号、第七号及び第十号並びに前条第二号、第五号及び第六号の要件

（持運び式双方向無線電話装置）

第四十一条　持運び式双方向無線電話装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～十三　（略）

十四　第三十九条第十号及び第四十条第二号に掲げる要件

（固定式双方向無線電話装置）

第四十一条の二　固定式双方向無線電話装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一・二　（略）

三　第三十九条第十号、第四十条第二号並びに前条第一号、第三号、第四号、第六号、第八号、第十号及び第十二号に掲げる要件

（救命艇揚卸装置）

第四十四条　（略）

2　自由降下式救命艇を取り付ける救命艇揚卸装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～三　（略）

四　前項第三号、第七号及び第八号に掲げる要件

（救助艇揚卸装置）

第四十六条の二　（略）

２　質量が艤装品を含めて七百キログラムを超えない一般救助艇を取り付ける救助艇揚卸装置（旅客船に備え付けるものを除く。）であつて管海官庁が適当と認める性能のものについては、前項第九号（第四十四条第一項第四号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

３　（略）

（浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置）

第七十七条　第二種船又は第四種船であつて次に掲げるもの以外のもの、第一種船及び第三種船には、一個の浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けなければならない。

一～三　（略）

（非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置）

第七十七条の二　前条に規定する船舶には、一個の非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けなければならない。ただし、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置を船橋その他適当な場所に積み付け、又は当該場所から遠隔操作することができるように積み付けるもの及び管海官庁が設備等を考慮して差し支えないと認める船舶については、この限りでない。

２　極海域を航行する第一種船等（総トン数五百トン以上の船舶及び総トン数五百トン未満の旅客船に限る。以下「極海域航行船」という。）には、当該船舶に備え付ける救命艇及び救助艇の数と同数の非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けなければならない。ただし、当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

（再帰反射材）

第八十条の二　第一種船等に備え付ける救命艇、救命いかだ、救命浮器、救助艇、救命浮環、救命胴衣、イマーション・スーツ、救命いかだ支援艇及び浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置には、管海官庁の適当と認める方法により再帰反射材を取り付けなければならない。

（浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置）

第九十五条　浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、非常の際に救命艇又は救命いかだに運ぶことができ、かつ、船舶の沈没の際自動的に浮揚して船舶から離脱するように積み付けなければならない。ただし、管海官庁が船舶の大きさ等を考慮し、その積付けが困難と認める場合には、非常の際に救命艇又は救命いかだのいずれか一隻に運ぶことができるように、船橋その他の適当な場所に積み付けることができる。

（非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置）

第九十五条の二　非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、船橋その他適当な場所に積み付けなければならない。

（救助艇揚卸装置）

第四十六条の二　（略）

（新設）

２　（略）

（浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置）

第七十七条　第二種船又は第四種船であつて次に掲げるもの以外のもの、第一種船及び第三種船には、一個の浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けなければならない。

一～三　（略）

（非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置）

第七十七条の二　前条に規定する船舶には、一個の非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けなければならない。ただし、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置を船橋その他適当な場所に積み付け、又は当該場所から遠隔操作することができるように積み付けるもの及び管海官庁が設備等を考慮して差し支えないと認める船舶については、この限りでない。

２　極海域を航行する第一種船等（総トン数五百トン以上の船舶及び総トン数五百トン未満の旅客船に限る。以下「極海域航行船」という。）には、当該船舶に備え付ける救命艇及び救助艇の数と同数の非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けなければならない。ただし、当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

（再帰反射材）

第八十条の二　第一種船等に備え付ける救命艇、救命いかだ、救命浮器、救助艇、救命浮環、救命胴衣、イマーション・スーツ、救命いかだ支援艇及び浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置には、管海官庁の適当と認める方法により再帰反射材を取り付けなければならない。

（浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置）

第九十五条　浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、非常の際に救命艇又は救命いかだに運ぶことができ、かつ、船舶の沈没の際自動的に浮揚して船舶から離脱するように積み付けなければならない。ただし、管海官庁が船舶の大きさ等を考慮し、その積付けが困難と認める場合には、非常の際に救命艇又は救命いかだのいずれか一隻に運ぶことができるように、船橋その他の適当な場所に積み付けることができる。

（非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置）

第九十五条の二　非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、船橋その他適当な場所に積み付けなければならない。

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正）

第六条　海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第1号様式（第2条関係） 番号　第　　号 Certificate No. ---------- 旅客船安全証書 PASSENGER SHIP SAFETY CERTIFICATE （略） この証書は、次のことを証明する。 THIS IS TO CERTIFY： 1～2.4　（略） 2.5　この船舶が救命索発射器を上記の条約に定める要件に従って備えていること。 the ship was provided with a line-throwing appliance in accordance with the requirements of the Convention； 2.6　（略） 2.7　救命設備において使用する無線設備の備付け及び機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。 the provision and functioning of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Convention； 2.8～3　（略） （略） 旅客船の安全のための設備の記録（様式P） RECORD OF EQUIPMENT FOR PASSENGER SHIP SAFETY (FORM P) （略） 2　救命設備の詳細 DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES 1～12　（略） （空欄）	第1号様式（第2条関係） 番号　第　　号 Certificate No. ---------- 旅客船安全証書 PASSENGER SHIP SAFETY CERTIFICATE （略） この証書は、次のことを証明する。 THIS IS TO CERTIFY： 1～2.4　（略） 2.5　この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の条約に定める要件に従って備えていること。 the ship was provided with a line-throwing appliance and radio installations used in life-saving appliances in accordance with the requirements of the Convention； 2.6　（略） 2.7　救命設備において使用する無線設備の機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。 the functioning of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Convention； 2.8～3　（略） （略） 旅客船の安全のための設備の記録（様式P） RECORD OF EQUIPMENT FOR PASSENGER SHIP SAFETY (FORM P) （略） 2　救命設備の詳細 DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES 1～12　（略） 13　救命設備において使用する無線設備 Radio installations used in life-saving appliances 13.1　捜索及び救助のための位置標示に係る設備の数 Number of search and rescue locating devices 13.1.1　レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (SART) ---------- 13.1.2　捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART) ---------- 13.2　双方向VHF無線電話装置の数 Number of two-way VHF radiotelephone apparatus ----------

3　無線設備の詳細
DETAILS OF RADIO FACILITIES

項　目 Item	実際の措置 Actual provision
1～1.3.3　(略)	
1.4　(略)	
2　船舶・陸上間遭難警報発信の補助手段 Secondary means of initiating the transmission of ship-to-shore distress alerts	----------
3　海上安全情報及び捜索救助関連情報の受信設備 Facilities for reception of MSI and search and rescue related information	----------
4　衛星利用非常用位置指示無線標識装置 EPIRB	----------
5　双方向VHF無線電話装置 Two-way VHF radiotelephone apparatus	
5.1　持ち運び式双方向VHF無線電話装置 Portable two-way VHF radiotelephone apparatus	----------
5.2　救命用の端艇及びいかだ固定式双方向VHF無線電話装置 Two-way VHF radiotelephone apparatus fitted in survival craft	----------
6　捜索及び救助のための位置標示に係る設備 Search and rescue locating devices	
6.1　救命用の端艇及びいかだへ迅速に配置できるように積付けられた捜索救助用レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (radar SART) stowed for rapid placement in survival craft	----------
6.2　救命用の端艇及びいかだに積付けられた捜索救助用レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (radar SART) stowed in survival craft	----------
6.3　救命用の端艇及びいかだへ迅速に配置できるように積付けられた捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART) stowed for rapid placement in survival craft	----------

3　無線設備の詳細
DETAILS OF RADIO FACILITIES

項　目 Item	実際の措置 Actual provision
1～1.3.3　(略)	
1.3.4　直接印刷電信 Direct-printing radiotelegraphy	----------
1.4　(略)	
2　警報のための補助手段 Secondary means of alerting	----------
3　海上安全情報の受信設備 Facilities for reception of maritime safety information	
3.1　ナブテックス受信機 NAVTEX receiver	----------
3.2　高度集団呼出受信機 EGC receiver	----------
3.3　HF直接印刷電信受信機 HF direct-printing radiotelegraph receiver	----------
4　衛星系非常用位置指示無線標識 Satellite EPIRB	
4.1　コスパス・サーサット COSPAS-SARSAT	----------
5　VHF非常用位置指示無線標識 VHF EPIRB	----------
6　船舶の捜索及び救助のための位置標示に係る設備 Ship's search and rescue locating device	
6.1　レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponder (SART)	----------
6.2　捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART)	----------

6.4　救命用の端艇及びいかだに積付けられた捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART) stowed in survival craft	----------

（略）

第1号の2様式（第2条関係）

番号　第　　号

Certificate No. ----------

原子力旅客船安全証書

NUCLEAR PASSENGER SHIP SAFETY CERTIFICATE

（略）

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY：

1～2.4　（略）

2.5　この船舶が救命索発射器を上記の条約に定める要件に従って備えていること。

the ship was provided with a line-throwing appliance in accordance with the requirements of the Convention；

2.6　（略）

2.7　救命設備において使用する無線設備の備付け及び機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。

the provision and functioning of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Convention；

2.8～2.12　（略）

（略）

旅客船の安全のための設備の記録（様式P）

RECORD OF EQUIPMENT FOR PASSENGER SHIP SAFETY (FORM P)

（略）

2　救命設備の詳細

DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES

1～12　（略）	

（略）

第1号の2様式（第2条関係）

番号　第　　号

Certificate No. ----------

原子力旅客船安全証書

NUCLEAR PASSENGER SHIP SAFETY CERTIFICATE

（略）

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY：

1～2.4　（略）

2.5　この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の条約に定める要件に従って備えていること。

the ship was provided with a line-throwing appliance and radio installations used in life-saving appliances in acordance with the requirements of the Convention；

2.6　（略）

2.7　救命設備において使用する無線設備の機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。

the functioning of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Convention；

2.8～2.12　（略）

（略）

旅客船の安全のための設備の記録（様式P）

RECORD OF EQUIPMENT FOR PASSENGER SHIP SAFETY (FORM P)

（略）

2　救命設備の詳細

DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES

1～12　（略）	
13　救命設備において使用する無線設備 Radio installations used in life-saving appliances	
13.1　捜索及び救助のための位置標示に係る設備の数 Number of search and rescue locating devices	
13.1.1　レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (SART)	----------
13.1.2　捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART)	----------
13.2　双方向VHF無線電話装置の数 Number of two-way VHF radiotelephone apparatus	----------

3　無線設備の詳細
DETAILS OF RADIO FACILITIES

項　目 Item	実際の措置 Actual provision
1～1.3.3　（略）	
1.4　（略）	
2　船舶・陸上間遭難警報発信の補助手段 Secondary means of initiating the transmission of ship-to-shore distress alerts	----------
3　海上安全情報及び捜索救助関連情報の受信設備 Facilities for reception of MSI and search and rescue related information	----------
4　衛星利用非常用位置指示無線標識装置 EPIRB	----------
5　双方向VHF無線電話装置 Two-way VHF radiotelephone apparatus	
5.1　持ち運び式双方向VHF無線電話装置 Portable two-way VHF radiotelephone apparatus	----------
5.2　救命用の端艇及びいかだ固定式双方向VHF無線電話装置 Two-way VHF radiotelephone apparatus fitted in survival craft	----------
6　捜索及び救助のための位置標示に係る設備 Search and rescue locating devices	
6.1　救命用の端艇及びいかだへ迅速に配置できるように積付けられた捜索救助用レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (radar SART) stowed for rapid placement in survival craft	----------
6.2　救命用の端艇及びいかだに積付けられた捜索救助用レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (radar SART) stowed in survival craft	----------

3　無線設備の詳細
DETAILS OF RADIO FACILITIES

項　目 Item	実際の措置 Actual provision
1～1.3.3　（略）	
1.3.4　直接印刷電信 Direct-printing radiotelegraphy	----------
1.4　（略）	
2　警報のための補助手段 Secondary means of alerting	----------
3　海上安全情報の受信設備 Facilities for reception of maritime safety information	
3.1　ナブテックス受信機 NAVTEX receiver	----------
3.2　高度集団呼出受信機 EGC receiver	----------
3.3　HF直接印刷電信受信機 HF direct-printing radiotelegraph receiver	----------
4　衛星系非常用位置指示無線標識 Satellite EPIRB	
4.1　コスパス・サーサット COSPAS-SARSAT	----------
5　VHF非常用位置指示無線標識 VHF EPIRB	----------
6　船舶の捜索及び救助のための位置標示に係る設備 Ship's search and rescue locating device	
6.1　レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponder (SART)	----------
6.2　捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitter (AIS-SART)	----------

6.3　救命用の端艇及びいかだへ迅速に配置できるように積付けられた捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART) stowed for rapid placement in survival craft	----------
6.4　救命用の端艇及びいかだに積付けられた捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART) stowed in survival craft	----------

（略）

第3号様式（第2条関係）

番号　第　　号

Certificate No. ----------

貨物船安全設備証書

CARGO SHIP SAFETY EQUIPMENT CERTIFICATE

（略）

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY：

1～2.2　（略）

2.3　この船舶が救命索発射器を上記の条約に定める要件に従って備えていること。

the ship was provided with a line-throwing appliance in accordance with the requirements of the Convention；

2.4～4　（略）

（略）

貨物船の安全のための設備の記録（様式E）

RECORD OF EQUIPMENT FOR CARGO SHIP SAFETY (FORM E)

（略）

2　救命設備の詳細

DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES

1～10　（略）	

（略）

（略）

第3号様式（第2条関係）

番号　第　　号

Certificate No. ----------

貨物船安全設備証書

CARGO SHIP SAFETY EQUIPMENT CERTIFICATE

（略）

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY：

1～2.2　（略）

2.3　この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の条約に定める要件に従って備えていること。

the ship was provided with a line-throwing appliance and radio installations used in life-saving appliances in accordance with the requirements of the Convention；

2.4～4　（略）

（略）

貨物船の安全のための設備の記録（様式E）

RECORD OF EQUIPMENT FOR CARGO SHIP SAFETY (FORM E)

（略）

2　救命設備の詳細

DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES

1～10　（略）	
11　救命設備において使用する無線設備 Radio installations used in life-saving appliances	
11.1　捜索及び救助のための位置標示に係る設備の数 Number of search and rescue locating devices	
11.1.1　レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (SART)	----------
11.1.2　捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART)	----------
11.2　双方向VHF無線電話装置の数 Number of two-way VHF radiotelephone apparatus	----------

（略）

第4号様式（第2条関係）

番号　第　　号

Certificate No.

貨物船安全無線証書

CARGO SHIP SAFETY RADIO CERTIFICATE

（略）

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY：

1～2.1　（略）

2.2　救命設備において使用する無線設備の備付け及び機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。

the provision and functioning of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Convention.

3　（略）

（略）

貨物船の安全のための無線設備の記録（様式R）

RECORD OF EQUIPMENT FOR CARGO SHIP SAFETY RADIO (FORM R)

（略）

2　無線設備の詳細

DETAILS OF RADIO FACILITIES

項　目 Item	実際の措置 Actual provision
1～1.3.3　（略）	
1.4　（略）	
2　船舶・陸上間遭難警報発信の補助手段 Secondary means of initiating the transmission of ship-to-shore distress alerts	----------
3　海上安全情報及び捜索救助関連情報の受信設備 Facilities for reception of MSI and search and rescue related information	----------

第4号様式（第2条関係）

番号　第　　号

Certificate No.

貨物船安全無線証書

CARGO SHIP SAFETY RADIO CERTIFICATE

（略）

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY：

1～2.1　（略）

2.2　救命設備において使用する無線設備の機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。

the functioning of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Convention.

3　（略）

（略）

貨物船の安全のための無線設備の記録（様式R）

RECORD OF EQUIPMENT FOR CARGO SHIP SAFETY RADIO (FORM R)

（略）

2　無線設備の詳細

DETAILS OF RADIO FACILITIES

項　目 Item	実際の措置 Actual provision
1～1.3.3　（略）	
1.3.4　直接印刷電信 Direct-printing telegraphy	----------
1.4　（略）	
2　警報のための補助手段 Secondary means of alerting	----------
3　海上安全情報の受信設備 Facilities for reception of maritime safety information	
3.1　ナブテックス受信機 NAVTEX receiver	----------
3.2　高度集団呼出受信機 EGC receiver	----------
3.3　HF直接印刷電信受信機 HF direct-printing radiotelegraph receiver	----------

4　衛星利用非常用位置指示無線標識装置 EPIRB	----------
5　双方向VHF無線電話装置 Two-way VHF radiotelephone apparatus	
5.1　持ち運び式双方向VHF無線電話装置 Portable two-way VHF radiotelephone apparatus	----------
5.2　救命用の端艇及びいかだ固定式双方向VHF無線電話装置 Two-way VHF radiotelephone apparatus fitted in survival craft	----------
6　捜索及び救助のための位置標示に係る設備 Search and rescue locating devices	
6.1　救命用の端艇及びいかだへ迅速に配置できるように積付けられた捜索救助用レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (radar SART) stowed for rapid placement in survival craft	----------
6.2　救命用の端艇及びいかだに積付けられた捜索救助用レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (radar SART) stowed in survival craft	----------
6.3　救命用の端艇及びいかだへ迅速に配置できるように積付けられた捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART) stowed for rapid placement in survival craft	----------
6.4　救命用の端艇及びいかだに積付けられた捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART) stowed in survival craft	----------

3～3.3　（略）

（略）

第5号様式（第2条関係）

番号　第　　号

Certificate No. ----------

貨物船安全証書

CARGO SHIP SAFETY CERTIFICATE

（略）

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY：

1～2.5　（略）

4　衛星系非常用位置指示無線標識 Satellite EPIRB	
4.1　コスパス・サーサット COSPAS-SARSAT	----------
5　VHF非常用位置指示無線標識 VHF EPIRB	----------
6　船舶の捜索及び救助のための位置標示に係る設備 Ship's search and rescue locating device	
6.1　レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponder (SART)	----------
6.2　捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitter (AIS-SART)	----------

3～3.3　（略）

（略）

第5号様式（第2条関係）

番号　第　　号

Certificate No. ----------

貨物船安全証書

CARGO SHIP SAFETY CERTIFICATE

（略）

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY：

1～2.5　（略）

2.6　この船舶が救命索発射器を上記の条約に定める要件に従って備えていること。

the ship was provided with a line-throwing appliance in accordance with the requirements of the Convention；

2.7　（略）

2.8　救命設備において使用する無線設備の備付け及び機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。

the provision and functioning of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Convention；

2.9～4　（略）

（略）

貨物船の安全のための設備の記録（様式C）

RECORD OF EQUIPMENT FOR CARGO SHIP SAFETY (FORM C)

（略）

2　救命設備の詳細

DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES

1～10　（略）	

3　無線設備の詳細

DETAILS OF RADIO FACILITIES

項　目 Item	実際の措置 Actual provision
1～1.3.3　（略）	
1.4　（略）	
2　船舶・陸上間遭難警報発信の補助手段 Secondary means of initiating the transmission of ship-to-shore distress alerts	----------

2.6　この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の条約に定める要件に従って備えていること。

the ship was provided with a line-throwing appliance and radio installations used in life-saving appliances in accordance with the requirements of the Convention；

2.7　（略）

2.8　救命設備において使用する無線設備の機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。

the functioning of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Convention；

2.9～4　（略）

（略）

貨物船の安全のための設備の記録（様式C）

RECORD OF EQUIPMENT FOR CARGO SHIP SAFETY (FORM C)

（略）

2　救命設備の詳細

DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES

1～10　（略）	
11　救命設備において使用する無線設備 Radio installations used in life-saving appliances	
11.1　捜索及び救助のための位置標示に係る設備の数 Number of search and rescue locating devices	
11.1.1　レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (SART)	----------
11.1.2　捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART)	----------
11.2　双方向VHF無線電話装置の数 Number of two-way VHF radiotelephone apparatus	----------

3　無線設備の詳細

DETAILS OF RADIO FACILITIES

項　目 Item	実際の措置 Actual provision
1～1.3.3　（略）	
1.3.4　直接印刷電信 Direct-printing telegraphy	----------
1.4　（略）	
2　警報のための補助手段 Secondary means of alerting	----------

3　海上安全情報及び捜索救助関連情報の受信設備 Facilities for reception of MSI and search and rescue related information	----------
4　衛星利用非常用位置指示無線標識装置 EPIRB	----------
5　双方向VHF無線電話装置 Two-way VHF radiotelephone apparatus	
5.1　持ち運び式双方向VHF無線電話装置 Portable two-way VHF radiotelephone apparatus	----------
5.2　救命用の端艇及びいかだ固定式双方向VHF無線電話装置 Two-way VHF radiotelephone apparatus fitted in survival craft	----------
6　捜索及び救助のための位置標示に係る設備 Search and rescue locating devices	
6.1　救命用の端艇及びいかだへ迅速に配置できるように積付けられた捜索救助用レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (radar SART) stowed for rapid placement in survival craft	----------
6.2　救命用の端艇及びいかだに積付けられた捜索救助用レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (radar SART) stowed in survival craft	----------
6.3　救命用の端艇及びいかだへ迅速に配置できるように積付けられた捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART) stowed for rapid placement in survival craft	----------
6.4　救命用の端艇及びいかだに積付けられた捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART) stowed in survival craft	----------

（略）

3　海上安全情報の受信設備 Facilities for reception of maritime safety information	
3.1　ナブテックス受信機 NAVTEX receiver	----------
3.2　高度集団呼出受信機 EGC receiver	----------
3.3　HF直接印刷電信受信機 HF direct-printing radiotelegraph receiver	----------
4　衛星系非常用位置指示無線標識 Satellite EPIRB	
4.1　コスパス・サーサット COSPAS-SARSAT	----------
5　VHF非常用位置指示無線標識 VHF EPIRB	----------
6　船舶の捜索及び救助のための位置標示に係る設備 Ship's search and rescue locating device	
6.1　レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponder (SART)	----------
6.2　捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitter (AIS-SART)	----------

（略）

第6号の2様式（第2条関係）

番号　第　　号

Certificate No. ----------

高速船安全証書

HIGH-SPEED CRAFT SAFETY CERTIFICATE

（略）

高速船安全証書の設備の記録

RECORD OF EQUIPMENT FOR HIGH-SPEED CRAFT SAFETY CERTIFICATE

（略）

2　救命設備の詳細

Details of life-saving appliances

1～10.2　（略）	

3　航行システム及び航海設備の詳細

Details of navigational systems and equipment

1.1～15　（略）	
16　船舶長距離識別追跡装置 Long-range identification and tracking system	----------
17　航海情報記録装置（VDR） Voyage data recorder (VDR)	----------

4　無線設備の詳細

Details of radio facilities

項　目 Item	支給状況 Actual provision
1～1.3.3　（略）	
1.4　（略）	
2　船舶・陸上間遭難警報発信の補助手段 Secondary means of initiating the transmission of ship-to-shore distress alerts	----------

第6号の2様式（第2条関係）

番号　第　　号

Certificate No. ----------

高速船安全証書

HIGH-SPEED CRAFT SAFETY CERTIFICATE

（略）

高速船安全証書の設備の記録

RECORD OF EQUIPMENT FOR HIGH-SPEED CRAFT SAFETY CERTIFICATE

（略）

2　救命設備の詳細

Details of life-saving appliances

1～10.2　（略）	
11　救命設備において使用する無線設備 Radio installations used in life-saving appliances	
11.1　レーダー・トランスポンダーの数 Number of radar transponders	----------
11.2　双方向VHF無線電話装置の数 Number of two-way VHF radiotelephone apparatus	----------

3　航行システム及び航海設備の詳細

Details of navigational systems and equipment

1.1～15　（略）	
16　航海情報記録装置（VDR） Voyage data recorder (VDR)	----------

4　無線設備の詳細

Details of radio facilities

項　目 Item	支給状況 Actual provision
1～1.3.3　（略）	
1.3.4　直接印刷電信 Direct-printing radiotelegraphy	----------
1.4　（略）	
2　警報のための補助手段 Secondary means of alerting	----------

3　海上安全情報及び捜索救助関連情報の受信設備 Facilities for reception of MSI and search and rescue related information	…… …… …… …… …… ……
4　衛星利用非常用位置指示無線標識装置 EPIRB	…… ……
5　双方向VHF無線電話装置 Two-way VHF radiotelephone apparatus	…… ……
6　レーダー・トランスポンダーもしくは捜索救助用位置指示送信装置 Radar SART or AIS-SART	…… ……
7　121.5及び123.1メガヘルツ双方向無線通信 Two-way on-scene radiocommunications 121.5MHz & 123.1MHz	…… ……
5～5.3　（略） （略）	

（船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正）

第七条　船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十三条　法第六条ノ三の規定による整備規程（以下この章において「整備規程」という。）の認可は、次に掲げる船舶又は物件について、その整備の方法がおおむね同一であると認められる類型ごとに行う。 一～十四　（略） 十五　浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置 十六　非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置 十七　小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置 十八～二十四　（略） ２・３　（略）	**第十三条**　法第六条ノ三の規定による整備規程（以下この章において「整備規程」という。）の認可は、次に掲げる船舶又は物件について、その整備の方法がおおむね同一であると認められる類型ごとに行う。 一～十四　（略） 十五　浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置 十六　非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置 十七　小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置 十八～二十四　（略） ２・３　（略）

3　海上安全情報の受信設備 Facilities for reception of maritime safety information	…… …… …… …… …… ……
3.1　ナブテックス受信機 NAVTEX receiver	…… ……
3.2　高度集団呼出受信機 EGC receiver	…… ……
3.3　HF直接印刷電信受信機 HF direct-printing radiotelegraph receiver	…… ……
4　衛星系非常用位置指示無線標識 Satellite EPIRB	…… ……
4.1　コスパス・サーサット COSPAS-SARSAT	…… ……
4.2　インマルサット Inmarsat	…… ……
5　VHF非常用位置指示無線標識 VHF EPIRB	…… ……
6　船舶のレーダー・トランスポンダー Ship's radar transponder	…… ……
5～5.3　（略） （略）	

別表第３（第21条関係）

区　　分	設　　備
（略）	（略）
非常用位置指示無線標識装置、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置	１・２　（略） ３　その他認定に係る非常用位置指示無線標識装置、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置について整備規程に従い整備を行うために必要な設備

別表第４（第21条関係）

区　　分	設　　備
（略）	（略）
非常用位置指示無線標識装置、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置	１　作動試験に必要な次の設備 イ　非常用位置指示無線標識装置、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置にあつては、周波数測定器及び擬似負荷抵抗 ロ　（略） ハ　非常用位置指示無線標識装置、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救

別表第３（第21条関係）

区　　分	設　　備
（略）	（略）
非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置	１・２　（略） ３　その他認定に係る非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置について整備規程に従い整備を行うために必要な設備

別表第４（第21条関係）

区　　分	設　　備
（略）	（略）
非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置	１　作動試験に必要な次の設備 イ　非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置にあつては、周波数測定器及び擬似負荷抵抗 ロ　（略） ハ　非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、捜索救助用位置指示送信装置、

	助用位置指示送信装置又は遭難信号自動発信器にあつては、シンクロスコープ ニ　（略） ホ　非常用位置指示無線標識装置、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置又は遭難信号自動発信器にあつては、受信機 ヘ　非常用位置指示無線標識装置、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置又は遭難信号自動発信器にあつては、ストップウオッチ ト・チ　（略） リ　浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、捜索救助用位置指示送信装置又は小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置にあつては、信号レコーダ ヌ　（略） 2　その他認定に係る非常用位置指示無線標識装置、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置について整備規程に従い整備が行われたことの確認に必要な設備	
	小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置又は遭難信号自動発信器にあつては、シンクロスコープ ニ　（略） ホ　非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置又は遭難信号自動発信器にあつては、受信機 ヘ　非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置又は遭難信号自動発信器にあつては、ストップウオッチ ト・チ　（略） リ　浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、捜索救助用位置指示送信装置又は小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置にあつては、信号レコーダ ヌ　（略） 2　その他認定に係る非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置について整備規程に従い整備が行われたことの確認に必要な設備	

（船舶等型式承認規則の一部改正）

第八条　船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第一（第３条、第29条関係）

		型式承認（単位　円）	検定（単位　円）
型式承認及び検定	（略）	（略）	（略）
	浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	161,600	１個につき　6,400
	非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	160,600	１個につき　6,400
	小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置	128,600	１個につき　4,550
	（略）	（略）	（略）
（略）			

別表第一の二（第29条関係）

		型式承認（単位　円）	検定（単位　円）
型式承認及び検定	（略）	（略）	（略）
	浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	161,400	１個につき　6,300
	非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	160,400	１個につき　6,300
	小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置	128,400	１個につき　4,500
	（略）	（略）	（略）
（略）			

改正前

別表第一（第３条、第29条関係）

		型式承認（単位　円）	検定（単位　円）
型式承認及び検定	（略）	（略）	（略）
	浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	161,600	１個につき　6,400
	非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	160,600	１個につき　6,400
	小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	128,600	１個につき　4,550
	（略）	（略）	（略）
（略）			

別表第一の二（第29条関係）

		型式承認（単位　円）	検定（単位　円）
型式承認及び検定	（略）	（略）	（略）
	浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	161,400	１個につき　6,300
	非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	160,400	１個につき　6,300
	小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	128,400	１個につき　4,500
	（略）	（略）	（略）
（略）			

別表第二（第29条関係）

	検定（単位　円）
（略）	（略）
検定 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき　5,600
非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき　5,500
小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき　4,000
（略）	（略）

別表第二の二（第29条関係）

	検定（単位　円）
（略）	（略）
検定 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき　5,500
非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき　5,500
小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき　3,900
（略）	（略）

（小型船舶安全規則の一部改正）

第九条　小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置）	（小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置）
第五十七条の三　小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。	**第五十七条の三**　小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
一　非常の際に衛星及び付近の航空機に対し必要な信号を有効確実に発信できるものであること。	一　非常の際に極軌道衛星及び付近の航空機に対し必要な信号を有効確実に発信できるものであること。
二～七　（略）	二～七　（略）
八　適正に作動することが衛星を利用することなく確認できるものであること。	八　適正に作動することが極軌道衛星を利用することなく確認できるものであること。
九・十　（略）	九・十　（略）
（救命設備の備付数量）	（救命設備の備付数量）
第五十八条　近海以上の航行区域を有する小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。	**第五十八条**　近海以上の航行区域を有する小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置　一個	九　小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置　一個
十・十一　（略）	十・十一　（略）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

2　沿海区域を航行区域とする小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。ただし、沿岸小型船舶等（総トン数五トン以上の旅客船を除く。）は、第三号から第八号までの規定（沿岸小型船舶にあつては、第六号の規定を除く。）に代えて第四項第三号及び第四号の規定によることができる。

一～八　（略）

九　小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置　一個

十・十一　（略）

3～9　（略）

（小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置等）

第六十三条　小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用レーダー・トランスポンダー及び小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置は、非常の際に小型船舶用膨脹式救命いかだのいずれか一隻又は小型船舶用救命浮器のいずれか一個とともに使用することができるように積み付けなければならない。

（デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置）

第八十四条の五　Ａ４水域又はＡ３水域を航行する小型船舶には、ＨＦデジタル選択呼出装置及びＨＦデジタル選択呼出聴守装置（それぞれその機能等について告示で定める要件に適合するものに限る。）を備え付けなければならない。ただし、インマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務のデータ通信設備又はインマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の無線電話を備え付けるもの及び検査機関が航海の態様等を考慮して差し支えないと認めるものについては、この限りでない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和六年七月一日前に建造に着手されたもの。次項において同じ。）であって令和九年一月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、第一条の規定による改正後の船舶設備規程第百二十七条の二及び第百二十七条の三の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　この省令の施行日前に建造契約が結ばれた船舶であって令和十年一月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（以下「現存船」という。）については、第一条の規定による改正後の船舶設備規程第百四十六条の四十八の二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の船舶設備規程第三百十一条の二十二の規定により備え付けているＨＦ直接印刷電信、ＨＦ無線電話及びＭＦ直接印刷電信については、これらを引き続き備え付ける場合に限り、第一条の規定による改正後の船舶設備規程第三百十一条の二十二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（船舶区画規程の一部改正に伴う経過措置）

第三条　現存船については、第二条の規定による改正後の船舶区画規程第四十九条、第百二条第二項及び第百二条の十の二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（救命艇手規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令の施行前に第三条の規定による改正前の救命艇手規則第七条第四号ホの登録を受けている講習は、第三条の規定による改正後の救命艇手規則第七条第四号ホの登録を受けた講習とみなす。

（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この省令の施行の際現に第四条の規定による改正前の船舶安全法施行規則第六十条の五及び第六十条の六の規定により備え付けている浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、ＨＦ直接印刷電信及びＭＦ直接印刷電信については、これらを引き続き備え付ける場合に限り、第四条の規定による改正後の船舶安全法施行規則第六十条の五及び第六十条の六の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（船舶救命設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この省令の施行の際現に第五条の規定による改正前の船舶救命設備規則第七十七条及び第七十七条の二の規定により備え付けている浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置については、これらを引き続き備え付ける場合に限り、第五条の規定による改正後の船舶救命設備規則第三十九条及び第三十九条の二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第六条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付を受けている旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書及び高速船安全証書は、同条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付された旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書及び高速船安全証書とみなす。

2　沿海区域を航行区域とする小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。ただし、沿岸小型船舶等（総トン数五トン以上の旅客船を除く。）は、第三号から第八号までの規定（沿岸小型船舶にあつては、第六号の規定を除く。）に代えて第四項第三号及び第四号の規定によることができる。

一～八　（略）

九　小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置　一個

十・十一　（略）

3～9　（略）

（小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置等）

第六十三条　小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用レーダー・トランスポンダー及び小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置は、非常の際に小型船舶用膨脹式救命いかだのいずれか一隻又は小型船舶用救命浮器のいずれか一個とともに使用することができるように積み付けなければならない。

（デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置）

第八十四条の五　Ａ４水域又はＡ３水域を航行する小型船舶には、ＨＦデジタル選択呼出装置及びＨＦデジタル選択呼出聴守装置（それぞれその機能等について告示で定める要件に適合するものに限る。）を備え付けなければならない。ただし、インマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話を備え付けるもの及び検査機関が航海の態様等を考慮して差し支えないと認めるものについては、この限りでない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（船舶等型式承認規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条　この省令の施行日前に受けた第八条の規定による改正前の船舶等型式承認規則別表第一のうち浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置であって、非常の際に付近の他の船舶又は航空機の船舶自動識別装置に対し必要な信号を有効かつ確実に発信できるものとして国土交通大臣が認めたもの（第三項において「特定浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置」という。）の型式についての型式承認は、第八条の規定による改正後の船舶等型式承認規則別表第一のうち浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置の型式について受けた型式承認とみなす。

2　この省令の施行日前に受けた第八条の規定による改正前の船舶等型式承認規則別表第一のうち小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置の型式について受けた型式承認は、第八条の規定による改正後の船舶等型式承認規則別表第一のうち小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置の型式について受けた型式承認とみなす。

3　この省令の施行日前に交付を受けた特定浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置についての型式承認書及び検定合格証明書は、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置について交付を受けた型式承認書及び検定合格証明書とみなす。

4　この省令の施行日前に交付を受けた小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置についての型式承認書及び検定合格証明書は、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置について交付を受けた型式承認書及び検定合格証明書とみなす。

5　この省令の施行日前にした浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置についての型式承認、型式の変更の承認又は検定の申請は、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置についてした型式承認、型式の変更の承認又は検定の申請とみなす。

○国土交通省令第九十八号

通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、磁気ディスク等の記録媒体を指定する規定の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

磁気ディスク等の記録媒体を指定する規定の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令

（通訳案内士法施行規則の一部改正）

第一条　通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三十四条第二項において同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第三十四条第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（建設業法施行規則の一部改正）

第二条　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の十二第二項第四号ロ中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改める。

第七条の十六第二項及び第三項、第十三条の四第一項第二号、第十三条の六第一項第二号、第十三条の七第一項第二号及び第四号、第十三条の九第一項第二号及び第四号、第十三条の十一第一項第二号、第十三条の十三第一項第二号、第十三条の十五第一項第二号及び第四号、第十三条の十七第一項第二号及び第四号、第十四条の二第三項及び第四項、第十四条の三第二項第二号、第十四条の四第四項第二号及び第九項、第十四条の五第六項第二号、第十七条の七第一項第二号、第十七条の八第一項第二号、第十七条の十第一項第二号、第十七条の十五第一項第二号、第十七条の十六第二項及び第三項、第十七条の十八第三項第二号、第十七条の三十第三項から第五項まで、第十七条の三十一第二項、第十八条の十二第二項第四号ロ、第十八条の十六第二項及び第三項並びに第二十一条の六第六号ロ中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第二十一条の八第二項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第三項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

第二十一条の九第二項第二号及び第二十六条第六項から第八項までの規定中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第二十八条中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

（建築士法施行規則の一部改正）

第三条　建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十六第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに結果を記録したものを交付する方法

第十七条の二十七において同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに結果を記録したものを交付する方法

第十七条の十七の二第一項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十七条の十七の二の二第一項第三号中「磁気ディスク等」を「電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体」に改める。

第十七条の二十七第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第二項第四号ロ中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十七条の三十一第二項及び第三項、第十七条の三十九第一項第二号、第十七条の四十一第一項第二号、第二十二条の二の五第一項第二号、第二十二条の四第一項第二号並びに第二十二条の五の二第一項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（建築基準法施行規則の一部改正）

第四条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書中「磁気ディスク等（磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三条の二十二第一項及び第二項において同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改める。

第二条第二項第二号、第三条の四第三項、第三条の五第四項、第三条の七第一項第一号ロ(2)ただし書、第三条の九第二項第二号、第三条の十一第二項第二号及び第五項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第三条の二十二第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第二項第四号ロ中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第三条の二十六第二項及び第三項、第四条の六第三項、第四条の七第四項、第四条の十三第三項、第四条の十四第四項、第四条の十六第五項、第四条の十六の二第四項、第六条の三第三項から第五項まで、第六条の四第三項から第五項まで、第十条の二第二項、第十条の五の十四第一項第五号及び第二項並びに第十一条の三第一項ただし書中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（モーターボート競走法施行規則の一部改正）

第五条　モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「記録は、」の下に「電子計算機に備えられたファイル又は」を、「含む。」の下に「第四十五条第二項及び第五十四条第二項において同じ。」を加える。

第四十五条第二項中「事項が、」の下に「電子計算機に備えられたファイル又は」を加え、同条第三項中「同項の」の下に「ファイル又は」を加える。

第五十四条第二項中「事項が、」の下に「電子計算機に備えられたファイル又は」を加え、同条第三項中「同項の」の下に「ファイル又は」を加える。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第六条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の二の十第四号中「事項を記録する」の下に「情報処理設備に備えられたファイル又は」を加え、「記録すること」を「記録しておくこと」に改め、同条第七号ロ(5)中「記録する」の下に「情報処理設備に備えられたファイル又は」を加える。

第六十二条の二の十四第七号及び第十二号ホ中「記録する」の下に「情報処理設備に備えられたファイル又は」を加える。

（公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則（昭和二十七年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十一条第一項第二号において同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

（土地区画整理法施行規則の一部改正）

第八条　土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の十第二項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十六条の三及び第十六条の四第一項第二号において同じ。）」に改め、同条第三項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十六条の三中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法によりこれらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十六条の四第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第九条　宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の十第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十三条の二十五において同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第十条の十一第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十三条の十第二項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第三項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十三条の二十五第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第二項第四号ロ中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十三条の二十九第二項及び第三項、第十五条の十四第一項第二号、第十五条の十六第一項第二号、第十五条の十七第一項第二号、第十六条の四の八第一項第二号、第十六条の四の十一第一項第二号、第十六条の四の十二第一項第二号並びに第十六条の四の十五第一項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十七条の二第三項及び第四項、第十八条第二項及び第三項並びに第二十六条第二項及び第三項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

第三十三条から第三十六条までを削る。

別記様式第二十五号及び別記様式第二十六号を次のように改める。

様式第二十五号及び様式第二十六号　削除

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第十条　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体」に改め、同条第五項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を削る。

（内航海運組合法施行規則の一部改正）

第十一条　内航海運組合法施行規則（昭和三十二年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項第二号中「磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（法第三十八条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。第八条の六において同じ。）」に改める。

第七条の三第二項中「（法第三十八条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）」を削る。

第八条の六中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」に改める。

（車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部改正）

第十二条　車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号中「電磁的記録」の下に「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十八条第二項において同じ。）」を加える。

第二十八条第二項中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（次項並びに次条第二項及び第三項において「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次項及び次条において同じ。）」に改め、同条第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第二十九条第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和三十九年建設省令第九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条において同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第十七条第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（都市再開発法施行規則の一部改正）

第十四条　都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次条第一項第二号において同じ。）」に改める。

第十三条第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（旅行業法施行規則の一部改正）

第十五条　旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の五第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三十七条の五第一項第二号において同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

第二十七条の六第二項第一号ロ中「前条」を「前項」に改める。

第三十七条の五第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（積立式宅地建物販売業法施行規則の一部改正）

第十六条　積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和四十六年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十九条の四第一項第二号において同じ。）をもつて調製するファイルに積立式宅地建物販売契約約款に記載された事項を記録したものを交付する方法

第十九条の四第一項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第十七条　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第四号ロ中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改める。

第十八条第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第四十八条第二項及び第三項並びに第四十九条第二項及び第三項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第十八条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の二第一項第二号中「磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三十九条の四において同じ。）」に改める。

第三十九条の四中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」に改める。

（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正）

第十九条　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改め、同条第三項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

第二十八条第二項及び第三項、第二十九条第二項及び第三項、第二十九条の二第四項から第六項まで、第三十一条の十第二項及び第三項、第三十一条の十一第二項及び第三項、第三十一条の十一の二第四項から第六項まで、第四十三条第二項及び第三項、第四十四条第二項及び第三項、第六十八条第二項及び第三項並びに第六十九条第二項及び第三項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

（解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正）

第二十条　解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十三年国土交通省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の十第二項第四号ロ中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改める。

第七条の十四第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第九条第三項中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第二十一条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六十九条の十において同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改め、同条第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第三十七条第二項及び第三項、第四十二条の九第一項第二号並びに第四十二条の十第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第六十九条の十第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）」を削る。

第六十九条の十第二項第四号ロ、第六十九条の十四第二項及び第三項、第八十四条の二第一項第二号、第八十四条の五第一項第二号、第八十六条第二項及び第三項、第八十八条第二項第二号、第四項第二号及び第七項第二号、第九十条第二項及び第三項並びに第九十五条第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正）

第二十二条　特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成十四年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第五条第一項第二号、第八条第一項第二号及び第十条第一項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

第五条第一項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第八条第一項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十条第一項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

第二十三条　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次条第一項第二号において同じ。）」に改める。

第十八条の三第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（屋外広告物法施行規則の一部改正）

第二十四条　屋外広告物法施行規則（平成十六年国土交通省令第百二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第七条第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二十五条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次号、第六条及び第十一条第一項第二号において同じ。）」に改め、同項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第六条及び第十一条第一項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第二十六条　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十三条の四第一項第二号並びに第三十四条第二項及び第三項において同じ。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

第十三条の四第一項第二号並びに第三十四条第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部改正）

第二十七条　建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改め、同条第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第八条第三項第二号、第十二条第二項第二号、第十七条第二項及び第三項、第十八条第三項第二号、第三十二条第一項第二号、第三十三条第二項及び第三項、第三十六条第三項第二号、第四十条第三項第二号、第四十三条第三項第二号、第五十二条第二項及び第三項並びに第五十三条第三項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（指定海上防災機関に関する省令の一部改正）

第二十八条　指定海上防災機関に関する省令（平成二十五年国土交通省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「磁気ディスク」を「指定海上防災機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）」に改め、同条第三項中「磁気ディスク」を「ファイル又は電磁的記録媒体」に改める。

（株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則の一部改正）

第二十九条　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則（平成二十六年国土交通省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録に係る記録媒体」に改める。

（賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第三十条　賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則（令和二年国土交通省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項第四号ロを次のように改める。

ロ　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第二十七条第二項及び第三項、第三十二条第一項第二号、第三十四条第一項第二号、第三十八条第二項及び第三項、第四十条第二項第二号、第四項第二号及び第七項第二号並びに第四十九条第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第九十九号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則及び地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省組織規則及び地方航空局組織規則の一部を改正する省令

（国土交通省組織規則の一部改正）

第一条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（航空交通国際業務室及び管制情報処理システム室、企画調整官、新システム技術推進官及び教育訓練企画官並びにシステム開発評価・危機管理センター）	（航空交通国際業務室及び管制情報処理システム室、企画調整官、新システム技術推進官及び教育訓練企画官並びにシステム開発評価・危機管理センター）
第百二十八条　（略）	**第百二十八条**　（略）
2～11　（略）	2～11　（略）
12　開発評価管理官は、命を受けて、航空交通管制情報処理システムのプログラム並びに同システムの障害時における代替システムの運用及び障害の防止に関する対策に関する事務を分掌する。	12　開発評価管理官は、命を受けて、航空交通管制情報システムのプログラム並びに同システムの障害時における代替システムの運用及び障害の防止に関する対策に関する事務を分掌する。
13・14　（略）	13・14　（略）
15　第十三項に規定するもののほか、開発評価管理官のうちから国土交通大臣が指名する者五人を次席開発評価管理官とする。	15　第十三項に規定するもののほか、開発評価管理官のうちから国土交通大臣が指名する者四人を次席開発評価管理官とする。
16　（略）	16　（略）
（航空情報・飛行検査高度化企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに航空情報センター及び飛行検査センター）	（航空情報・飛行検査高度化企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに航空情報センター及び飛行検査センター）
第百三十条　（略）	**第百三十条**　（略）
2～9　（略）	2～9　（略）
10　航空情報管理管制運航情報官のうちから国土交通大臣が指名する者二人を先任航空情報管理管制運航情報官とする。	10　航空情報管理管制運航情報官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任航空情報管理管制運航情報官とする。
11～22　（略）	11～22　（略）
（地方航空局組織規則の一部改正）	
第二条　地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。	
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	
改正後	改正前
（管制保安部の所掌事務）	（管制保安部の所掌事務）
第四十四条　（略）	**第四十四条**　（略）
2　仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。	（新設）
一　飛行場管制業務に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。	

二　航空法第九十五条ただし書の規定による許可に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。
三　管制情報処理システム施設に関する工事及び保守に関すること。
四　航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関すること（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うものに限る。）。
五　進入管制業務に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。
六　航空路管制業務に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。
七　航空法第九十四条ただし書及び第九十四条の二第一項ただし書の規定による許可に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。
八　航空法第九十七条第一項の規定による承認に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。
九　航空法第九十七条第一項の規定による承認を与えた航空機の到着の通知に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。
十　航空機の位置通報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

3　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項に規定するもののほか、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（削る）

2　新千歳空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

3　仙台空港事務所の管制保安部は、第一項に規定するもののほか、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　飛行場管制業務に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。
二　航空法第九十五条ただし書の規定による許可に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。
三　管制情報処理システム施設に関する工事及び保守に関すること。
四　航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関すること（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うものに限る。）。
五　進入管制業務に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。
六　航空路管制業務に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。
七　航空法第九十四条ただし書及び第九十四条の二第一項ただし書の規定による許可に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。
八　航空法第九十七条第一項の規定による承認に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。
九　航空法第九十七条第一項の規定による承認を与えた航空機の到着の通知に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。
十　航空機の位置通報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

4　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項及び前項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項及び第二項に規定するもののほか、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前三項に規定するもののほか、航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関する事務（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うもの並びに空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　仙台空港事務所の管制保安部は、第一項及び第二項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項までに規定するもののほか、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。

6　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項、第三項及び第四項に規定するもののほか、仙台空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項及び前項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項及び第四項までに規定するもののほか、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。

7　東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで及び第五項に規定するもののほか、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項までに規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

（削る）

（削る）

8　東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで、第五項及び前項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項までに及び前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

9　仙台空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項、第五項及び第六項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項、第四項及び第六項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで、第五項及び前二項に規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

10　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項、第三項、第四項及び第六項に規定するもののほか、大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項までに規定するもののほか、電話による航空情報（電話による飛行場航空情報であって飛行場管制業務、ターミナル・レーダー管制業務又は着陸誘導管制業務に関連して提供するものをいう。以下同じ。）及び電話による航空路航空情報を除く。）に関する事務（空港出張所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

4　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項及び第二項に規定するもののほか、成田空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前三項に規定するもののほか、航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関する事務（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うもの並びに空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）

（新設）

5　成田空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項までに規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

6　仙台空港事務所の管制保安部は、第一項及び第三項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで及び前項に規定するもののほか、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。

7　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項及び第四項に規定するもののほか、仙台空港事務所の管制保安部は、第一項、第三項及び前項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項までに規定するもののほか、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。

8　東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで、第五項及び第六項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第六項までに規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

9　仙台空港事務所の管制保安部は、第一項、第三項、第六項及び第七項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項まで及び第七項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで、第五項、第六項及び前項に規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

10　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項、第四項及び第七項に規定するもののほか、大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項までに規定するもののほか、電話による航空情報（電話による飛行場航空情報であって飛行場管制業務、ターミナル・レーダー管制業務又は着陸誘導管制業務に関連して提供するものをいう。以下同じ。）及び電話による航空路航空情報を除く。）に関する事務（空港出張所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

11　那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項まで、第七項及び第八項に規定するもののほか、着陸誘導管制業務に関する事務をつかさどる。

12　（略）

（航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第五十六条　管制保安部に、航空管制運航情報官（仙台空港事務所及び成田空港事務所を除く。）、航空管制通信官（成田空港事務所に限る。）、航空管制官（新千歳空港事務所を除く。）、航空管制技術官、施設運用管理官（東京空港事務所及び那覇空港事務所を除く。）及び航空灯火・電気技術官を置く。

2　（略）

3　東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

4～29　（略）

附　則

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

○国土交通省令第百号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第七条第一項及び第四項並びに第九条第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省の所管する関係法令を実施するため、国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　（略） 2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　電子署名　次に掲げるものをいう。 イ　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名 ロ　政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名 ハ　地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名 二　（略）	（定義） **第二条**　（略） 2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　電子署名　電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。 イ　当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。 ロ　当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。 二　（略）

（電子情報処理組織による処分通知等）

第八条　行政機関等が、法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに従うこととされている様式に記載すべき事項を前条の行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、その情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。

2　（略）

（電磁的記録による作成等）

第十二条　行政機関等が、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録に係る記録媒体をもって調製する方法によるものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第十三条　（略）

2　法第七条第四項に規定する主務省令で定める措置は、第八条第一項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置又は第八条第一項ただし書に規定する措置とする。

3　法第九条第三項に規定する主務省令で定める措置は、第十二条の規定により作成等が行われた情報に電子署名を行い、その情報に当該電子署名に係る電子証明書であって国土交通大臣が告示で定めるものを添付する措置とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第百一号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九条第一項の規定に基づき、道路運送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

道路運送法施行規則の一部を改正する省令

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届出） **第十条**　法第九条第一項の国土交通省令で定める運賃は、次のとおりとする。 一　路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、次に掲げる運賃 イ　定期的に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送するもの又は観光施設への運送を目的とする路線において、停車する停留所を限定して運行し、若しくは起点及び終点のみに停車して運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を運送するもの（ロに該当するものを除く。以下「定期観光運送」という。）に係る運賃 ロ・ハ　（略） 二・三　（略） 2～4　（略）	（一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届出） **第十条**　法第九条第一項の国土交通省令で定める運賃は、次のとおりとする。 一　路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、次に掲げる運賃 イ　定期的に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送するもの（以下「定期観光運送」という。）に係る運賃 ロ・ハ　（略） 二・三　（略） 2～4　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にされている道路運送法第九条第一項の規定による運賃の認可の申請（当該申請に係る処分がなされていないものに限る。）であって、当該申請に係る運賃がこの省令による改正後の道路運送法施行規則第十条第一項第一号イの運賃に該当するものは、同法第九条第六項の規定によりされた運賃の届出とみなす。

○防衛省令第十七号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五十四条第二項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

防衛大臣　木原　稔

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（年次休暇） **第四十七条**　［略］ 2～5　［略］ 6　年次休暇は、一日を単位とする。ただし、特に必要があると認められるときは、一時間（第四十四条第十項に規定する自衛官以外の隊員又は防衛大臣の定める自衛官にあつては、一時間又は十五分）を単位とすることができる。 7　［略］ （特別休暇） **第四十九条**　隊員の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。 一～十一　［略］ 十二　隊員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合　七月一日から九月三十日までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる隊員にあつては、六月一日から十月三十一日までの期間）内における、原則として休養日等を除いて連続する三日の範囲内の期間 十二の二～十七　［略］ 2～4　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（年次休暇） **第四十七条**　［同上］ 2～5　［同上］ 6　年次休暇は、一日を単位とする。ただし、特に必要があると認められるときは、一時間を単位とすることができる。 7　［同上］ （特別休暇） **第四十九条**　隊員の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。 一～十一　［同上］ 十二　隊員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合　七月一日から九月三十日までの間における、原則として休養日等を除いて連続する三日の範囲内の期間 十二の二～十七　［同上］ 2～4　［同上］

附　則

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

○防衛省令第十八号

防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

防衛大臣　木原　稔

防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第二十七条の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 ２　［略］ （電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第二十七条の規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第二十七条の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ２　［同上］ （電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第二十七条の規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第十九号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び防衛省関係法令を実施するため、防衛省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

防衛大臣　木原　稔

防衛省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

防衛省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　［略］ ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　電子署名　次に掲げるものをいう。 イ　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名	（定義） **第二条**　［同上］ ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。 ［号の細分を加える。］

ロ　政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名 ハ　地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名	［号の細分を加える。］
二　［略］	二　［同上］
（電子情報処理組織による処分通知等） **第七条**　行政機関等は、法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、その情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。 ２　［略］	（電子情報処理組織による処分通知等） **第七条**　行政機関等は、法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。 ２　［同上］
（電磁的記録による作成等） **第十一条**　行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該作成等に係る事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法によるものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。 ２　行政機関等が、防衛省の所管する法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。 （氏名等を明らかにする措置） **第十二条**　［略］ ２　法第七条第四項に規定する主務省令で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行うことをいう。 ３　法第九条第三項に規定する主務省令で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することをいう。	（電磁的記録による作成等） **第十一条**　行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該作成等に係る事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。 ［項を加える。］ （氏名等を明らかにする措置） **第十二条**　［同上］ ２　法第七条第四項及び第九条第三項に規定する主務省令で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等を記録した情報又は電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、電子証明書を添付することをいう。 ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。